大正十年一月二十五日發行（每月一回一日發行）

臺灣時報

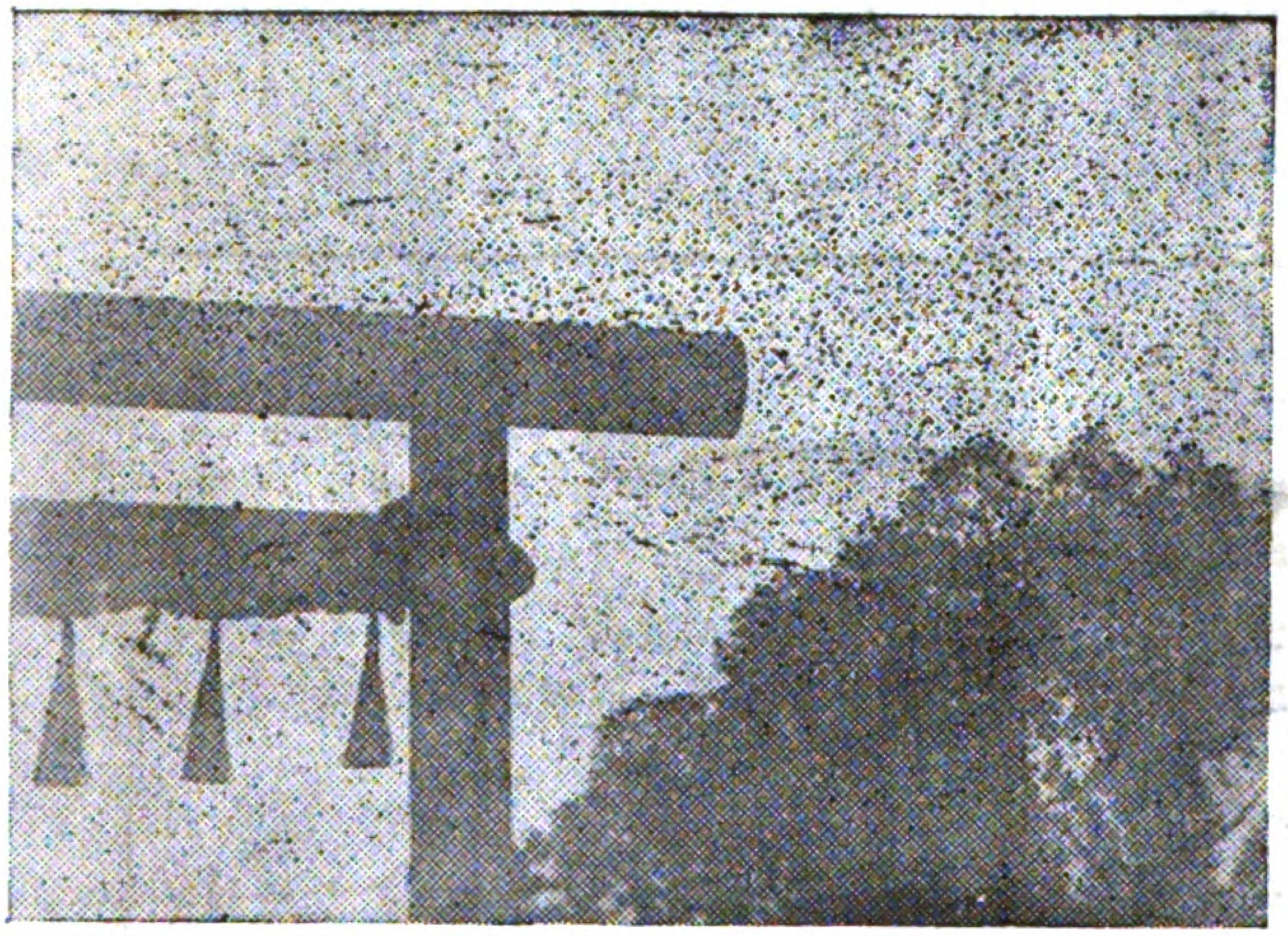

社頭曉　（臺灣神社）

靜靈揚武威　雨露施仁德
衣冠晨薦繁　靈廟鎭南國
（青厓）

内容目録記入済

一月號

EAST ASIATIC ECONOMIC INVESTIGATION BUREAU
登錄濟
南滿洲鐵道株式會社東亞經濟調査局
FEB 22 1921
SOUTH MANCHURIA RAILWAY CO. LIMITED.

臺灣總督府内　臺灣時報發行所

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

◎臺灣時報發行の趣旨

政事、時事、農事、工事、商事、學術技藝、統計等の報道評論特に臺灣に於ける統治狀態及び諸般の情況並に南支南洋に關する事項を周知せしむる爲め臺灣時報を發行す（發行規定第一條）

◎臺灣時報發行所役員

評議員長　法學博士　下村宏

△評議員（以下イロハ順）

醫學博士　稻垣長次郎
池田常吉
石坂莊作
市來半次郎
服部仁藏
羽鳥精一
原鶴次郎
新元鹿之助
西川利藤太
醫學博士　堀內次雄
宮島元治
宮地近思
陳鴻鳴
陳中和
李景盛
林熊徵
林獻堂
林烈堂
林鶴壽
大竹勝一郎
農學博士　大島金太郎
大越大藏
渡邊英太郎
渡邊啓太
賀來佐賀太郎
川崎卓吉
片山秀太郎
簡阿牛
顏雲年
加福豐次
曾野善三郎
數田輝太郎
金子惠教
吉川卯三郎
醫學博士　高木友枝
工學博士　高橋辰次郎
田村武七
田村藤四郎
高田元治郎
法學博士　谷野格
高山仰
曾田孝一郎
津田毅一
永田隼之輔
中村啓次郎
中島榮吉
長尾景德
內藤正太郎
武藤針五郎
宇野英種
梅谷光貞
草鹿砥祐吉
工學博士　山形要助
山移定政
松岡富雄
丸田治太郎
牧山清砂
松江春次
小松吉久
吳昌才
辜顯榮
古賀三千人
枝德二
鄭拱辰
赤石定藏
赤司初太郎
後宮信太郎
相賀照鄉
阿部滂
麻生誠之
荒卷鐵之助
坂本素魯哉
佐々木紀綱
齋藤愛二
櫟瀨軍之佐
佐田武彥
蔡蓮舫
木村匡
木村久太郎
許廷光
北村吉之助
三村三平
三好德三郎
庄田藤治
平山寅次郎
平高寅太郎
末松偕一郎
角源泉
鈴木重臣

△編纂委員

石井光次郎
池田幸甚
生駒高常
井澤眞民
服部武彥
豐田勝藏
農學博士　東鄉實
岡村勝次郎

△常務員

鎌田正威
神社柳吉
橫光吉規
田阪千助
堤一馬
長尾景德
中屋重治
中村壽太郎
宇都宗一
前田稔靖
稻與平三郎
藤井恭敬
深川繁治
古山榮三郎
小西恭介
阿部嘉七
淺野安吉
安西千賀夫
菊池武芳
水越幸一
三浦碌郎
御厨規三
島田彌市
山本文平

編輯係　鷹取田一郎
同　高橋惇
同　拓大雄
同　中野順三郎
同　小森德治
同　秋澤次郎
囑託　池田壯太郎
同　峰谷彬
囑託　大槻綱彥
同　小野眞盛
同　橫尾善夫
同　高倉龜大郎
同　眞倉民治
同　藤田正義
同　杉山秀
庶務及會計係　伊藤憐之助

大正十年一月二十四日印刷
大正十年一月二十五日發行（毎月一回一日發行）
（定價一册郵税共金三十錢
廣告料一頁金二十圓）

發行所　臺灣總督府內　臺灣時報發行所
振替貯金口座臺灣第二〇七〇番
電話總督府內第八九番

編輯兼發行人　臺北市龍匣口百四十番戶　中野順三郎

印刷人　臺北市撫臺街二丁目四十番戶　澤田照基

印刷所　臺北市撫臺街二丁目百四十六番戶　臺北印刷株式會社

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

Japanese BP.
Library of
Congress
068098 1952

問屋業
販賣業
代理業

三井物産 株式會社 臺北支店

電話
長 四〇三番
二〇四番
五七五番
六〇〇番

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣時報　大正十年・一月號目次

口繪◉島來社に於ける田總督の一行◉海岸線鐵道第三白沙屯隧道◉同上頭份溪護岸

神武紀元の辛酉を憶ふ（卷頭辭）…………一

御用納及御用始の訓辭…………二

鐵道改良問題……臺灣總督男爵田健治郎……四

地方自治制に對する希望……總務長官法學博士下村宏……九

■論　說■

南支那の領事裁判問題……高等法院長法學博士谷野格……二五

地方自治と教育……警務局長川崎卓吉……三〇

內臺間電信問題……遞信局長齋藤愛二……三四

年頭の感……高等商業學校長片山秀太郎……三九

工業革新の時期……日本拓殖會社專務取締役小松吉久……四〇

臺灣の教化問題と免囚保護……法務部長長尾景德……四四

植民省の設置及其組織に就て……農學博士東郷實……五三

憲法上の解釋として六三問題を論ず……鎌田正威……六二

道德問題として見たる都市經營……師範學校長太田秀穗……七二

南支南洋旅行の感想……臺灣軍司令部參謀黑田周一……八〇

本島通信界の近狀と其將來……臺北郵便局長鈴木重嶽……八三

特許發明に就て……研究所技師岸喜鑑……九四

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

■調　査■

歐米各港に於ける荷役機械の設備……土木局長工學博士　山形要助…一〇三
勞働者の理想鄕としての濠洲……總督府事務官　阿部嘉七…一一八
爪哇に於ける灌漑水の使用竝分配……總督府技師　吉田碩造…一三六
爪哇に於ける臺灣包種茶の現況……總督府技師　奥秋雅則…一四八
臺灣商況……商工課調査…一五四

■統　計■

本島犯罪遞加の情勢と最近の比較……眞倉民治…一六〇
大正七年臺灣人口動態統計概觀……調査課調査…一六八
國勢調査結果概數……臨時國勢調査部調査一七七
大正九年臺灣貿易表……臺灣總督府稅關調査一八六

■漫　錄■

征臺の驍將故赤松參軍を憶ふ……蕉鹿夢…一九二
瑯　嶠……仙俗居士…一九六

■雜　報■

◉國勢調査の發表◉總督官邸の忘年宴會◉新年諸行事◉臺灣日誌◉人事消息◉任命……一九九

■漢　文■

臺灣將來之開發……石崖林佛國…二〇八

營業科目

電氣事業投資
電氣工事請負
電氣機械、器具製造販賣
日本電話工業株式會社製品一手取扱

本社　東京市京橋區新肴町

工場　大阪府東成郡鯰江町今神

K.D.K

株式會社

川北電氣企業社臺灣支店

臺北市府前街三丁目五番戶

電話 長一、五四五番
一、九〇五番

出張所　廈門鼓浪嶼　川北電氣公司

代理店　高雄山一商行

Digitized by Google　　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

烏來社に於ける田總督の一行及同社蕃人、前列田總督及令夫人、令夫人の左方は松本秘書官
後列は田總督の令息、令息夫人及令孃、令息の後方文官制帽は喜多秘書官、總督の左右及後方は蕃人

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

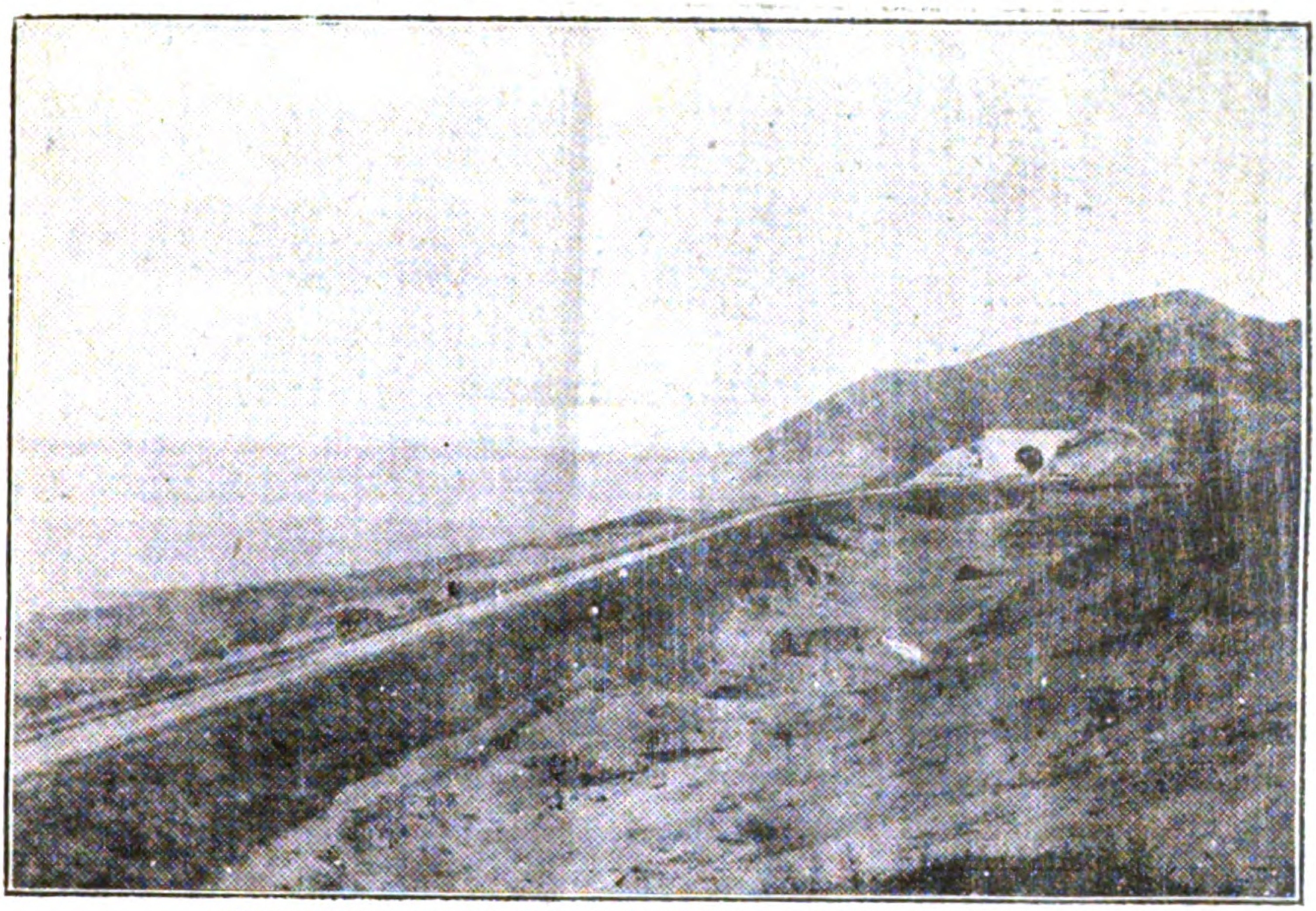

新設海岸線鐵道、第三白沙屯隧道（竹南起點十四哩六十四鎖附近）

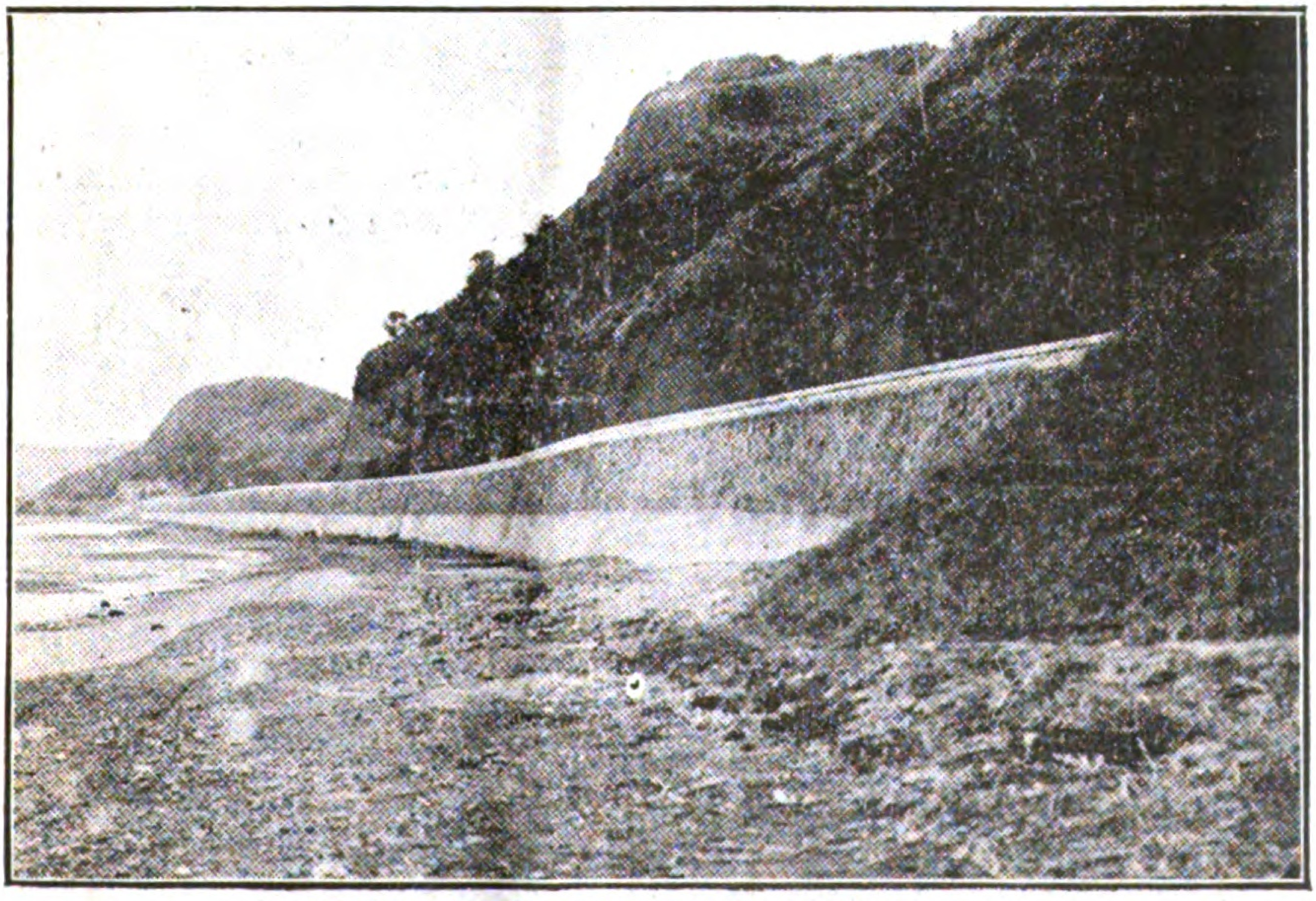

新設海岸線鐵道、頭份溪護岸（竹南起點四哩附近）

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

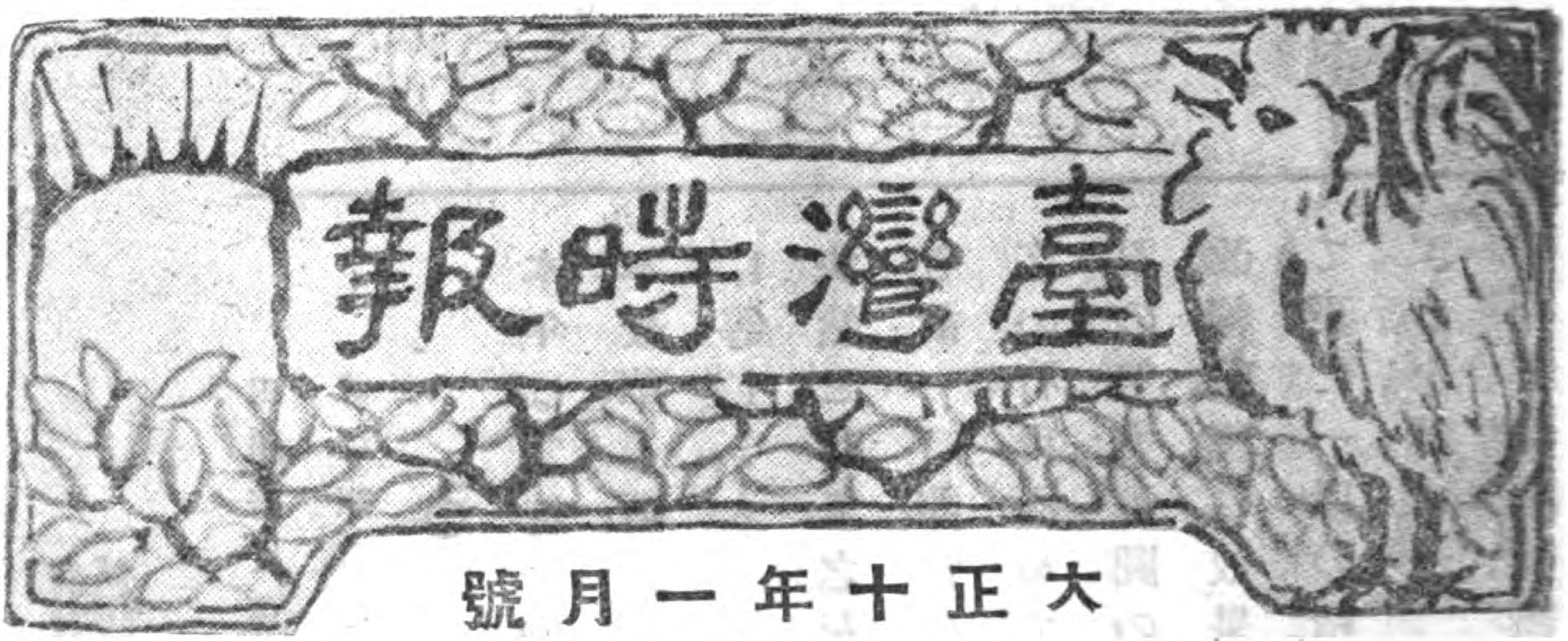

大正十年一月號

神武紀元の辛酉を憶ふ

太極は無極なり。始無くして而して終無し。天數循環して毫も其の休止する所を知らず。是故に人皆な舊を送り新を迎ふと爲すも、寧ろ其の新なるものは新にして復た舊なりと爲すの眞なるを知るべし。吾人爰に大正十年の鳳曆を迎へて胸中恭敬畏懼の念に滿たさるるものあり。何となれば今茲大正十年の歲次辛酉は、直に是れ帝國肇造の歲次辛酉と同一なれば也。今や歐州大戰の後を承け、世界文明の一大時期を劃するの氣運に向へり。此時に當りて　皇祖神武帝の往古を追懷し、其の帝國肇造の偉業を尊崇し奉つると同時に、萬世赫耀たる　皇祖の垂範を敬重し、繼天立極の國體に對する國民の歸嚮を新にするは、實に日本國民として又世界の一公民として至誠と努力とを鼓舞作興する所以ならざる可からず。商書大甲の篇に曰く、諟の天の明命を顧ると。嗚呼斯の歲次辛酉の新年を迎へて、天の明命を顧みざる者は孰ぞ。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

御用納及御用始の訓辭

田總督は御用納及新年御用始の當日各部局長以下の高等官に對し大要左の意味の訓言を與へたり

○大正九年十二月二十八日午前八時總督府會議室に於て

本年は當總督府に於て空前の大改革たる地方新制度の實施あり本島統治上の根本改革を斷行したる次弟にして之を家屋に譬ふれば土臺たる基礎を置直したるに等しき大事業なれば庶政百般總て多少の影響を受けざるものなきに拘はらず決然として之を斷行したるは基礎にして鞏固ならざれば家屋全體の安定を得難き故一時非常の混雜を招くべきを覺悟して之を實施したる次第なり幸にも今日迄の行程極めて圓滿に進行なし大體上部署配置略ぼ其緒に就きたるは皆これ諸君の努力奮鬪の賜に他ならず然りと誰も制度實施の前途を觀望して實質的に其改善整理の效果を擧げ其全能力を發揮せしむべきに想到せば甚だ遼遠の感ありて更に一段の精勵と不撓の努力とを要とするものあり偏に諸君の輔翼を希望せざるを得ず

尚今年は國勢調査の一大事ありしが上に風水害の殺到あり虎疫の猖獗あり殊に

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

兇蕃の横行を見之れが爲め我警察官等幾多貴重なる犧牲を拂ふに至りたるは頗る遺憾とする所なるも大體上爰に平和なりし大正九年を送り更に諸君と共に幸福なる新年を迎へて一層國家の爲め盡瘁せられんことを切望するのである云々

○　大正十年一月四日午前九時總督府會議室に於て

茲に今日大正十年の政治式を擧行す十年の歳月と云へば人生に於て一區劃を劃するの期間にして古昔より十年を以て一紀とするの習慣を存する所以は畢竟如何なる事物と雖も此年月間には成熟完成の境域に到達するを得べければ也年大正に入つて恰かも十年、今日特に此感の深きを覺ゆ我等の責務を完うし我等の大願を遂行せんには此點より考へ從來十年間に爲し來れる事蹟を益々完成々熟するの覺悟あるを要す乃ち至誠努力、飽迄盡忠の誠を致すに於て聊かの遺憾なからんを欲す冀くは諸君の翼賛を得諸君と共に益々精勵努力、我が臺灣に於ける責務を完うせんことを望む云々

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

鐵道改良問題

臺灣總督男爵　田健治郎

昨年來本島鐵道の滯貨に對して爲せる應急策は一時の便方のみ根本的方策に就ては別に執る所なかるべからず

本篇の要旨 滯貨は獨り本島のみに限らず、戰後輸送貨物の劇增に因る一般的傾向にして姑息の對應策は永遠の計にあらず、根本的鐵道改良は時代の要求にして内地に於ても其の改良に重きを置けり、仍て本島に於ても鐵道改良を行はんが爲め豫算八千二百萬圓、公債財源を以てする大正十年度より九箇年計畫を樹て、之に依りて臺東花蓮港間の二十哩新設の外に(一)八堵牛稠溪港間新設(二)基隆臺北間改良(三)新竹臺北間改良(四)十六分の急勾配改良、其他停車場、信號所の增設等を行ひ、尙既定豫算の不足額補足を請求して、猴洞大里簡間を速成せしめんとする計畫なり。(編者)

昨冬余の赴任するや、鐵道輸送力の不充分の故に貨物の停滯を來し、商人、企業者間の困難言ふ可らざるものありて、之が救濟を求むる愁訴の聲は四方に起り、甚しきは石炭の輸送不可能の故に其工場を休止せざる可らずと訴へたるものさへありき。乃ち余は差向き昨冬中、鐵道當事者に調査を命ずるところあり、其結果として先づ運轉法に一大改良を施し、全線に涉つて運轉時間を改め、基隆より高雄に至る急行を設け、以て應急の策となせしも、之れ元より一時の對策に過ぎずして、僅かに

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

内地に於ては鐵道改良の爲め漸次改良費の増加を來せり

一部の運輸力を緩和し得たるに過ぎざるものゝみ故に其後の議會に於て或は八年度追加豫算を提出して車輛の増給を圖り、又或は十年度の國庫負擔の契約の形式を以て、九年度中に貨車、機關車の購入を試むる等劃策するところありしが、然れども此等の方法は、以て今日の急務を救ふべき根本的のものにならざるが故に、未來永遠に亙つて我が鐵道の基礎を安固ならしめんが爲めには、別に執る所の方策なかるべからず。

偖て、我が滯貨の原因を稽ふるに、是亦戰後貨物の輸送の劇増せること、南滿鐵道若しくは内地鐵道に於ても見る所と同一軌にして、今後島内の開發、産業の發達に比例して益々鐵道に依賴せざる可らざる貨物の増加を來すべきものなる以上、又滯貨の救濟に於て根本的立策無かる可らず。之れ即ち大正十年度の計劃を立つるに至れる所以となす。顧るに内地に於ては豫算の編制上十數年來新鐵道の建設費以外鐵道改良費なるものを計上す。即ち既成の鐵道を改良して、時代に適應するやう充分の能力を發揮せんとするにあるもの、然るに此改良費は鐵道布設の初期に於てこそ絶無なるか、若しくは極めて少額に過ぎずして、建設費に於て多額なりしと雖も、線路の延長に比例して漸次改良費の増加を來し、今日に至つては彼此全く地位を換へ、寧ろ重きを鐵道の改良に置かんとするに至れり。而かも尚は神戸なり

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

本島鐵道には補充費なるものあるも改良費なるものなし而かも改良を要すべきもの頗る多し

大正十年度の新計畫として豫算八千二百萬圓公債財源を以てする鐵道改良の九箇年計劃

大阪なりに於て常に滯貨の聲を耳にす。

飜へつて我が臺灣の鐵道界を見るに、年々鐵道建設費はあり、然れども未た曾て内地の其れに恰當すべき改良費の備へなく、唯僅かに補充費なるものを計上して、廢滅に歸したる若干車輛の補充をなすといふに過ぎず。然らば本島現存の鐵道は改良すべき點無きやといふに否々然らず。車の補充以上、　線とせざるべからざるものあり、勾配を緩和せざる可らざるものあり停車場の新設せざる可らざるものあり、數へ來れば改良上の急を要するもの頗る多々。之れは十年度の一大新計劃を生じたる所以となす。

新計劃とは、豫算八千二百萬圓、公債財源を以てする九箇年計劃となせるものにて、尤も其中幾分は既定建設費の内物價の騰貴の爲め豫算の不足を來したるに對し追加要求を爲したるものを包含すれども、先づ其大部分は現存鐵道の改良費に充當せんとするものとす。但、爰に建

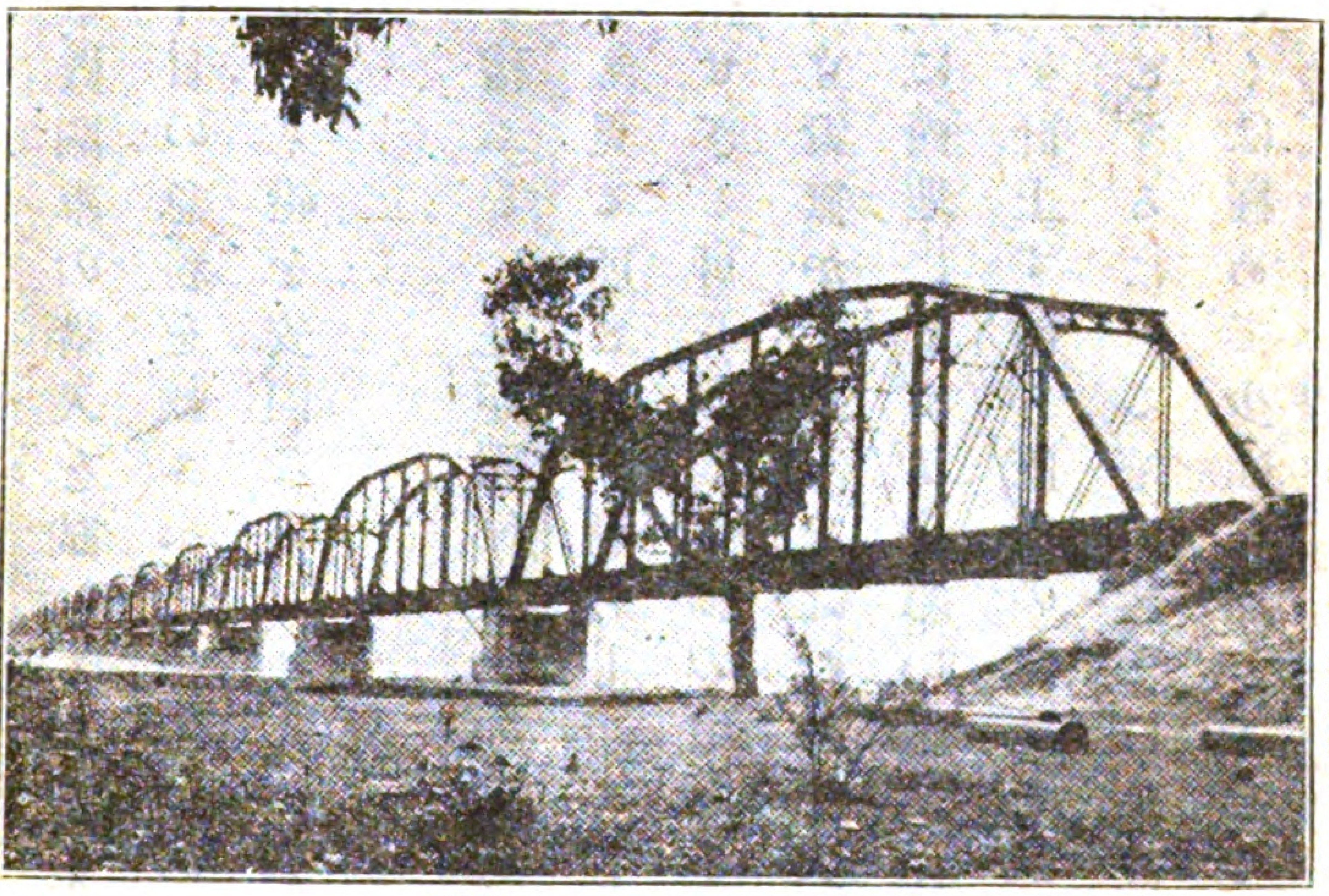

高雄州下、下淡水溪の大鐵橋

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

石炭港たる牛稠港に對し山元より石炭を搬出すべき八堵牛稠港間の鐵道を新設せんとす

基隆臺北間の六十分一の急勾配を百分一勾配に改良せんとす

新竹臺北間を改良

設費として東海岸花蓮港より玉里に至る鐵道を更に延長すべき二百二十萬圓を之れに含めたるは、東海岸にては臺東と花蓮港との南北より鐵路を有し乍ら(南方は私設なるが)中間僅かに二十哩計りの缺陷の故に全通を見ず爲めに非常の不便を感せざる可らざるが爲めにして、余の東部の視察に際し、斯る鐵道狀態には一驚を喫したる次第也。

然らば此二百二十萬圓を控除したる改良費を如何に使用すべきかとなれば、

一、八堵より牛稠港への送炭線　基隆灣內に更に小彎曲をなす牛稠港を以て石炭港となし石炭の送出は凡べて此處よりするやう築港せんことは、旣に夏季の議會に協贊を經たるは人も知る如くにして、今や將に工事に着手せんとしつゝあり。然れども之れが港灣を得るも、石炭を山元より搬出し來るべき機關にして備はらずんば充分之れを活用すべからず。是に於て先づ八堵より基隆の背面を通じて新に鐵路を敷き、以て直接牛稠港迄送炭の便となす。

二、基隆、臺北間の改良　基隆と臺北とは、恰かも橫濱と東京との關係の如し。然るに此重要の關係を有し。此短距離の間に、六十分の一急勾配の箇處ありとは不便云ふべからざるところにして、之れを改良し少くも百分一位にせんとするに在り。

三、新竹、臺北間の改良　新竹より彰化附近に至る所謂海岸線は、目下建設中なる

して新設海岸線の施設に合致せしむ

十六分の前後なる急勾配を改良するの要あり

潮州枋寮間及猴洞大里簡間の鐵道建設工事は物價騰貴に因る豫算の不足を請求補足して工事の完成を速かならしめんとす

が、之れが落成の日に至るも、臺北、新竹間にして現狀の如からんか、亦如何ともすべからず、故に此區間をも改良して、新鐵道の施設に合致せしむるの要あり。

四、十六分の急勾配改良　山の手線に於ても彼の信號所の所在たる十六分の前後の如きは之れを改良せざる可らず。多くの四十分一の急勾配を幹線上に存するは其能力を阻害する甚しきものあれば也。

要之、平坦なる線路は、或は停車場を増設するか若しくは、信號所を增設することに依つて車輛の運轉回數を増し、隨つて其輸送力を大ならしむるを得、而かも彰化以南に於ては幸ひにも概ね平坦の土地のみなれば以上數箇所の改良にして成らんか、其輸送力も大に増加するに至らん。

尙目下縱貫建設中の新線路にして、豫算計上以後諸物價甚しく騰貴し、終に豫定の作業を完了する能はざるものに南方に於て潮洲枋寮間北方に於て猴洞、大里簡に至るべきものあり。前者は土地平坦にして作業も容易なれば遠からず完成の見込みなるに引換へ、後者に至つては中途三貂嶺と草嶺との二大高嶺を有して、作業甚だ難く、隨つて時と金とを要すること亦甚だ大なるものあり、然れども既に蘇澳より大里簡迄の線路は通じ、又宜蘭は臺北州下に入つて、今後の交通益々頻繁なるべきに想到せば、一日も之れを緩ふすべからず依つて今回既定豫算の不足額を請

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

求補足し、引續き工事を進行完成せしめんとするものなり。

勿論以上の諸工事は一時一齊に行はるべきにあらず、緩急に依つて先後すべきが、元來年度に對する政府の方針としては、一切公債を避けんとするものなるに、當局と折衝を重ね、終に鐵道に限つて公債財源を許容せらるゝに至れることは本島の發展の爲めに快心を覺ゆるところ也。

地方自治に對する希望

臺灣總務長官　法學博士　下村宏

本篇中の一は曩に內務部長會議に於ける下村長官の訓示、其二は同總會前長官演說の「會議中の所感」の速記錄にして後者は未だ公表を見ざりし所、共に本島地方自治制の實施に關する大方針を窺ふに足るもの、今回本題の下に兩者を一括し長官より特に本誌に寄せられたるを以て便宜上要旨を附記して玆に之を紹介す要旨中（一）（二）等の記號は總て本文の順位に合致す

■本篇の要旨■

一（一）本島統治の方針乃至新制實施に關する根本の理由に就ては民衆に直接する下級吏員に對し徹底的に其の大精神を理解せしめ以て上意下達に努めざるべからず。（二）新制實施の結果各州は各自適宜の施設を爲し得べきも其の施設や徒らに各州競爭に出づるなく克く其の緩急を考量し一面財政の經理と相俟つて之を行ふことに注意せざるべからず。（三）地方に於て特別の施設を爲さんには勢ひ地方債の如き臨時の收入に俟たざるべからず而して地方債を起すに就ては先づ金融機關の資力の充實、一般民衆の貯蓄の奬勵、其他財源の涵養に注意するを要す。（四）地方制度實施の效果如何は直接本島統治の根本に觸るゝを以て結局民衆の公共的觀念の養成に努め以て地方制度の健全なる發達を期せざるべからず。

二（一）租稅の賦課徵收は最も民衆の心理狀態に影響するが故に愼重周密なる注意を以てするを要す。（二）官業の經營、

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

基本財産の設定等に就ても相當の考慮を要すべく、又た地方債の資源たるべき財源の充實を圖らざるべからず。（三） 公學校教育は將來一歩を進めて小學校同樣に改むるの覺悟を以てするを要し同時に民族發展の意味より學童の體育に注意する所なかるべからず。（四） 警察事項も成るべく郡守の自由手腕に任じ州に於て制肘を加へざるを可とす。（五） 下級警察官及下級吏員の如きも普く時代思潮を察して適應の處置を執るの用意あるを要し一面又た主腦者は常に島内の眞相を内地に宣傳して世人の誤解を避くるに力めざるべからず。（六） 蕃人に對しては誠意を以て之に臨むを可とするも其の兇惡なる者に對しては徹底的に將來の禍根を絶つの處置に出でざるべからず。（七） 殖産に就ては將來本島は工業を以て起つの用意あるを要し此の方針により各種の起業を奬勵し又た其の向上統一を圖らざるべからず。（八） 交通に就ては道路の新設改良は早時に之を行ふを可とし又た鐵道、軌道、港灣其他の事業に就ては先づ財源の涵養及充實を圖るを要す。（九） 新制度は要するに文化の向上普及を目的とし自治の基礎を爲すものなり。（十） 州の事務に就ては差當り現在職員に應じ委任の程度に依り及ぶ丈け能率を發揮し官民共に公共的氣分と同化融和の精神とを以て事務の進捗を圖るを要す。（十一） 戰後世態の變遷は各國皆な同じく何れも社會政策に留意する折から本島に於ても母國又は海外の例を參照して適宜の處置を執るの用意なかるべからず。（編者）

一

上意下達せざるの憾

統治の方針及新制度實施の大精神は下級吏員に迄徹底せしむべし

（一） 今回の地方自治制度實施に就ての趣旨の存する所は、總督閣下の訓示其他により諸君に於ても業に既に克く承知されて居ることで、此の上言葉を重ねる必要はないのであります、只下意上達、上意下達に付てはどうも未だ遺憾とする點が多いと云ふことを切に感ずるのであります、隨分總督閣下始め又吾々部局長でもどうしなければならぬ又斯うしやうと、此の世態の急劇なる變遷に伴ひ新制度實施の大方針に伴ひ事々物々當然あゝもなりこうもならねばならぬ筈であることが、實際に下々迄其の趣旨氣分が徹底せぬと云ふ恨があります、どうしても長い間の慣習に囚はれた頭では中々思ふ樣に動き悪い、此實例は幾らもありますが之れは座談の席に讓ることに致しますが、殊に下級吏員の頭の持方は尠くとも吾々と未だ大いに隔りがあるやうに感ぜらるゝのである、これは一朝一夕に改めることは困難だらうと思ふが、吾々も統治の方針、新制度實施の根本の理由につき一層の理解の普及徹底を希望するものであります、マサカ吾々が一般官吏に向つて波蘭、布哇、比律賓、蘭領印度、佛領印度、濠洲、愛蘭土等の各方面に亘る歴史現況を調査せよ、我新領土と其の間、

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

距離、種族、言語、宗教、其の他を通じて如何に異同ありや、其の進むべき道程は如何其の致すべき歸趨は如何、吾々はどう云ふ氣分で進まねばならぬか、敢て此等の問題に亘りて研究を爲せとは云はぬが、大體督府の執て進む處の方針主旨は分からねばならぬ、どうも極少數の場合、例外に拘泥して大多數の利便福祉を閑却するが如き嫌はないか敢て猛省を望むものである、一體物質的の設備或は制度とか何んとか云ふやうなものは割合に之が改正實行に困難を感じないが、人間其のもの、訓練と云ふことは頗る難いことである、勿論臺灣でも此二三年間の空氣は非常に變つたことは事實である、然し焉ぞ知らん内地は其の又何倍も變つて居るのである、臺灣統治の方針に付總督の新任以來諭告に訓示に屢々明示せられて居る處の其の訓示の紙背に何んと意味してあるか位は明かに判つて居ることである、現に問題となる委任立法問題に就ても此の地方自治制度を施いたときから既に極つて居ることである、否相俟つて進みつゝあるのである、どうか返す〴〵も吾々は此の本島三百五十萬の民衆を擁して居ることを常に諒として上意の下達につき充分諸君の指導努力に俟つものであります。

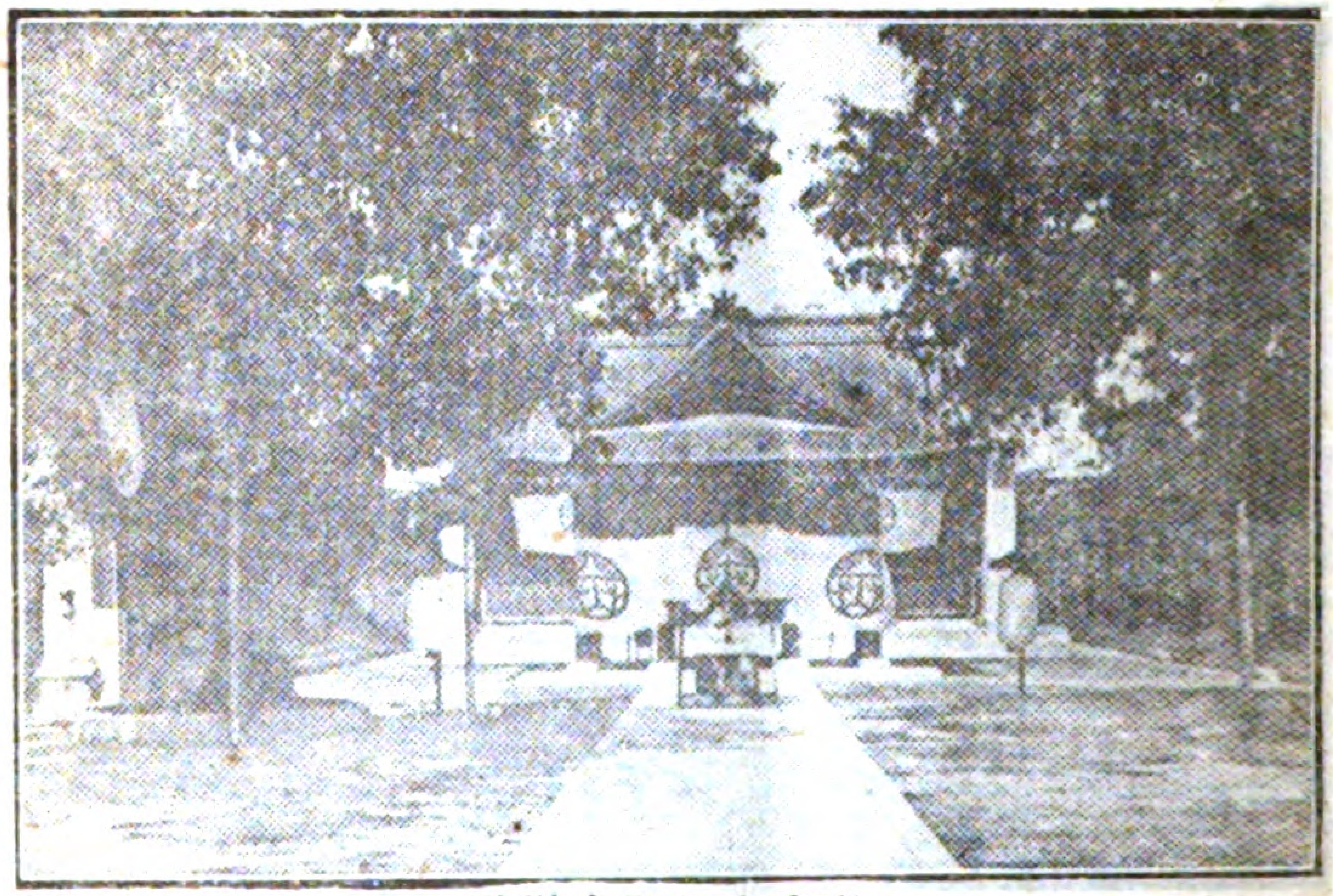

臺南市の開山神社

（二）　次に内地のやうに三府四十何縣と數多くある譯でありませぬ、然も今度始めて出來たこと故各般の施設に付ては各州相互の間に於てそれ〴〵特殊の事情もありますが、大體の方針は振合を取つて貰ひたい、今度のやうな制度になれば大體に於て地

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

各州各郡の施設の競爭さ豫算の膨脹

方に於ける施設は在來の場合に比して非常に繁くなることは當然である、一例を謂へば一水道にしても在來ならば臺南の水道が終らなければ或は新竹或は何處と順が廻はらぬ譯であります、然るに今度の制度は各州で自分等でやれることゝなる、各州は夫々自分等で負擔することを標榜して或る程度の補助を求める結果は在來よりも各地に於ける水道の敷設は一層早く普及せられる理合である、學校の如きも亦然りで何處の州で出來たから此州でも置きたいと云ふことは當然所在民衆の希望せらるべき筋である、之れは內地も亦然りで又一水道、學校に止まるものでなく凡てに通じたことであり、今度は各郡相互に於て或る郡でもやつたから此の郡でもと道路橋梁港灣學校等につき種々

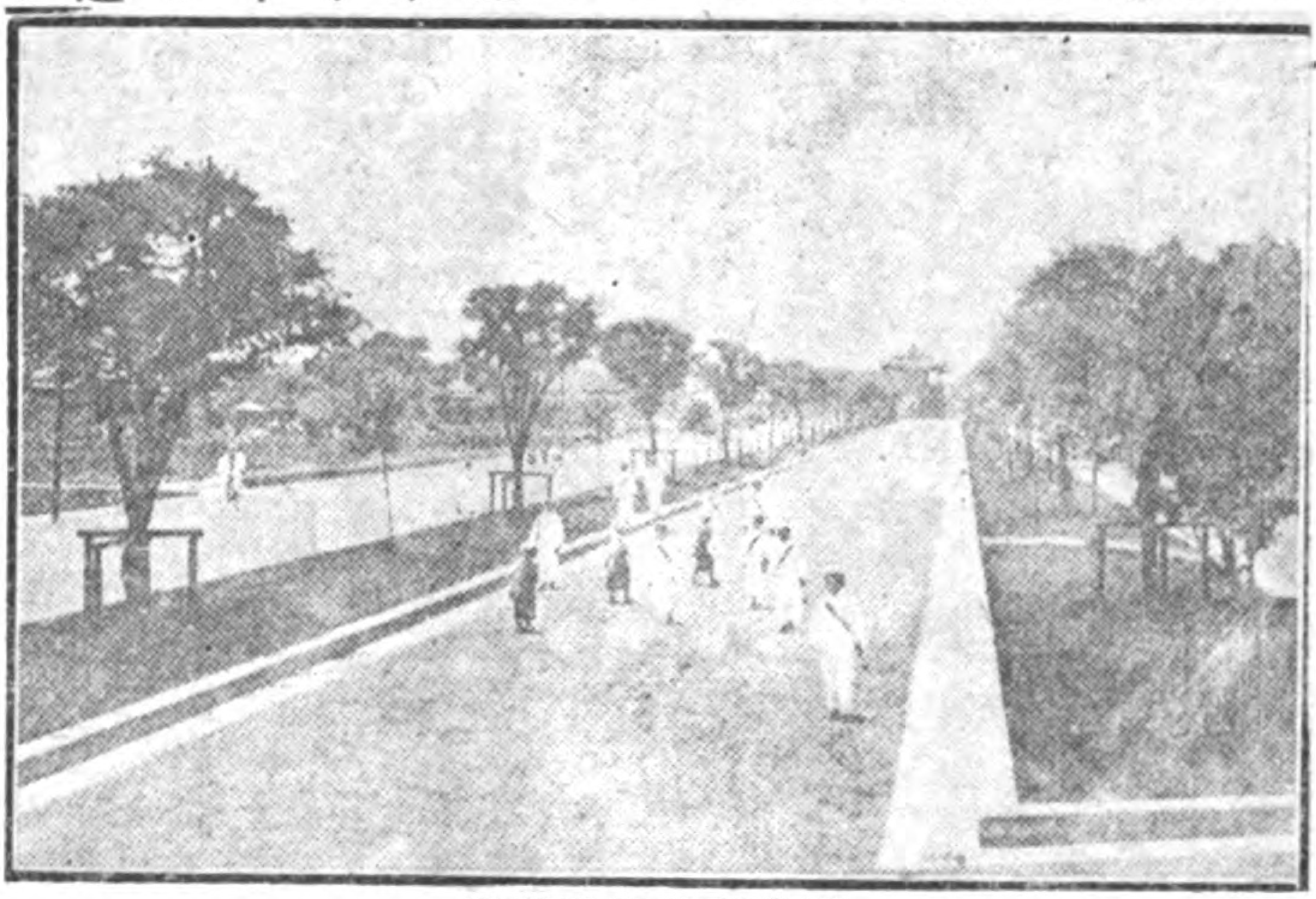

臺北市の三線道路

競爭とも見るべき現象は內地にも例のあることであり、又必らずや本島にも其例を見ることゝ思ふ、殊に州に依つては在來の二廳或は三廳を併せると、靜岡縣內で駿河と遠江とか愛知縣で尾張と三河と云ふ如く、又一國でも長野縣の北信南信と云ふか如くに自ら土地々々に依つても互に權衡競爭と云ふことが事實として現はれて來ることゝ思ふ、斯の如く觀すれば各般の施設の要求は將來の豫算編製に當つて必ず之れが膨脹を促進すべきことは必然である、吾々は亦在來と同じ程度に止まるものならば此の制度を造つた本旨の一部は沒却されることになるのである、無論其の土地々々痛切に實際の利害を直覺して各般の改良施設を爲すに依つてそこに始めて自治の妙があるのである、併し

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

ながら一方から謂へば本島の如き一部非常に進んだ智識階級と又未だ敎化の及ばざる多數の島民より熟蕃生蕃に至る迄狹い所に一緒に成つて居るのでありますから、一方では財産自由各方面の義務が未だ内地に比し多く缺陷あるに拘らず、猶幾多の進んだ權利要求の聲もあれば、又一面には只負擔か增しはしないか吾々の納税が重くなるのではないかと負擔のみを氣にする者も少くはない、此の過渡の際には急激に負擔を餘り增すことになれば、制度は革新されたが其施設された利便又其收入の增加によりて施設せらるべき利益は遠いから、目前の負擔の增加に對する怨聲を高めることにならぬとも限らぬ、然し一方で夫々州を認めた以上地方地方で相當の施設もしなければならぬ、乃ち此の相反したる要求が常に相伴ふのであるから、之れを料理することが實際の施設の緩急と財政の經理と相俟つて諸君の最も考慮しなければならぬことで、又最も趣味ある點であらうと思ひます。

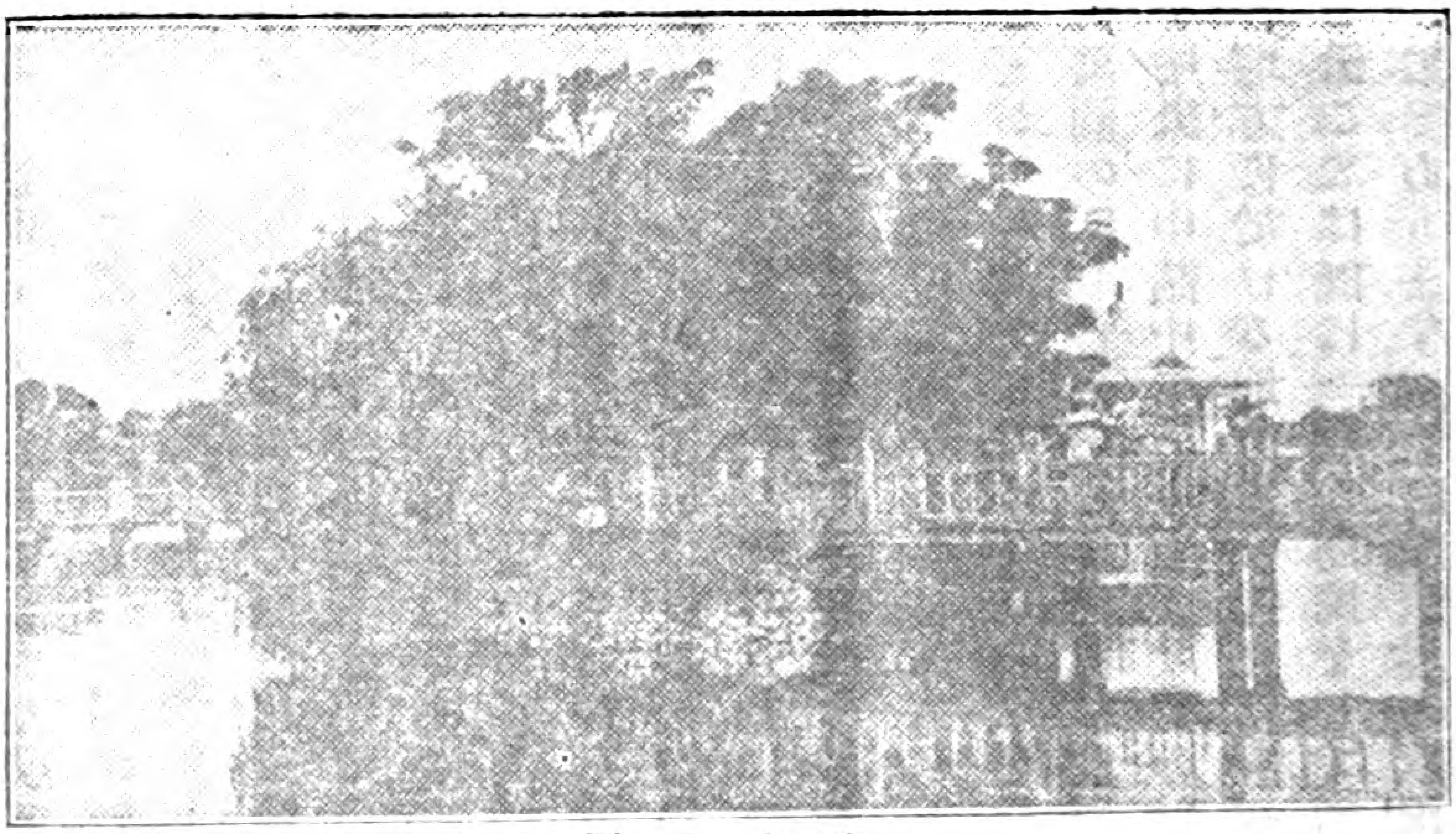
臺中公園

（三）　此問題は總督府に於ても同一であります、目下總督には上京せられて豫算問題等に付ても中央當局と折衝されることゝ思ひます、今年の如きは總督府としては在來の公債支辨事業の物價勞銀の騰貴に伴ふ增額及び新規事業の開始の爲め在來の倍以上に公債資源を求めなければならぬ狀態であります、所が内地では新規の公債は絕對に許さぬ方針の樣に聞きます、獨り臺灣に限り例外を許すと云ふが如きは甚だ豫期しがたきことである、然らば臺灣に特殊の何等かの財

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

地方の事業と臨時の收入
金融機關の資力の充實と民衆の貯蓄の奬勵
本島の貯金高は內地の其に比して甚だ振はず

源を以て多少とも公債支辨の事業の經費に充當するの途を講じたいのである、同じ問題が地方に於ても必ず起ること丶思ふ、卽ち多くの仕事らしい仕事は臨時の收入に俟つと云ふことにならなければならぬ、而して地方債務を起すに當つて誰れが應ずるか結局は銀行又は類似の機關の力によらねばならぬ、もう一つ進めば此等機關の力を完實せしむると云ふことも考慮せねばならぬ、一方には金を纒めて活かして使ふと云ふ爲に金融機關を利用すると同時に一般民衆の貯蓄を奬勵すると云ふが如きことは萬事に付て絶えず必要であるが殊に今後は最も必要である、貯蓄の必要又集めた金を低利に然かも如何に有利に活用するかと云ふことは、實は私が臺灣に赴任する前十數年間年中口にし筆にしたことであります、言ふ迄もなく內地に比して臺灣の各人の貯蓄と云ふ力は相當あるに拘らず比較的實蹟は微々たるものである、郵便貯金に例しても古から五百萬の近邊を始終動いて居る、殖えたと言つても年に十萬二十萬位である、內地に於て日露戰役以前には一年に百萬圓しか殖えてなかつたが日露戰役中は一箇月で百萬圓殖え、今次の世界大戰には一年に一億圓殖える位は譯も無くなつた、此の間臺灣には舊に依つて漸く近來六百萬圓位になりましたが、斯く振はざるは一方に銀行の貯金なり官吏の義務貯金等と其利率の差大なることも大なる理由でせうが、大體に一般の所得及生產額に比して貯蓄と云ふことが餘程疎かになつて居ることは事實であります、

吾々曩きに郵便貯金中より三百萬圓の低利資金として島內に放資の途を開くことになつて居りますが、更に二百萬圓の追加要求を中央に申請中であります、其の結果如何に拘はらず一方で充分に貯蓄を增加して總督府と言はず各地方に於ける地方債に迄充當すべき財源を涵養することは刻下特に必要であります、貯蓄をすると云ことは既に一般の島民をして所謂恒產あるものは恒心ありて、統治の上より見ても頗る必要なことであります、近時經濟界の狀況に徵して貯蓄思想の涵養と云ふことは一層切實なるものありと存じます、要するに各州に於ても大きな纒つた仕事をしやうと謂へば結局地方債に俟たねばならぬ、又た俟つべき丈の財源を造らなければならぬ、又同時に土地田畑

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

基本財産の造設及各種官業の經營

森林等による基本財産を作ることも、臺灣の實況に徵し殊に本制施行の際として一層留意すべき點であらうと思ふ、又各種の官業と云ふことも考慮せねばならぬ、時代の變遷は種々の事例を歐米先進諸國に見、又內地にても種々見るべきものあり、又計畫は出來ても實施の困難なるものもあります、吾臺灣ではそれ〳〵特種の事情もありますが、又臺灣なるが故に比較的容易に遂行し得べきものもあります、どうか海外又は內地の幾多の先例を調査攻究して此等の最も健全なる恒久的財源の養成にも考慮せられんことを望みます。

公共的觀念の養成の必要

（四）要之、今回の地方制の實施も要は本島統治の根本方針に基因して居ります、從つて此制度の健全なる發達は延いて本島統治の根底に觸れることは無論であります、而して其健全なる發達には矢張り地方團體の財政の安定に歸せねばなりません、之には一方にはあまり各地方的の狹い氣分に囚はれぬこと、又一方にはあまり目前の利害にのみ拘泥せず、卽ち將來を達觀せる民衆の公共的觀念の養成がどうしても骨子とならねばなりません、基本財産の設定などに至りては殊に然りであります、人と物の二者は盾の兩面であります、折角諸君が地方官民を通じ公共觀念の發達に充分の努力あらん事を切望致します。

二

本會議を終るに當り會議中に於ける所感の二三を述べまする。

租稅の賦課徵收に要する愼重周密なる注意

（一）第一には地方財政と云ふ問題であります、地方財政に就ては當初訓示の際にも諸君に申しました通り、言ふまでもなく將來の地方行政の健全なる發達を期するには財政問題が主たる中心となるのであります、故に諸君と倶に大に攻究すべきは先づ經常收入にありては租稅であります、御承知の如く個人の所得稅も來年度より施行さるゝことゝなります、之は國民の各階級を通じて負擔の公平を期する點に於ても其必要を認むるものであります、猶は內外各方面の直接國稅に付ても又間接國稅に付ても攻究を重ねゝばなりませぬ、又た此等國稅の附加稅各種の州稅と云ふべきものも

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

官業の經營、基本財産の造設

地方債に關する財源の充實

起されねばならぬ、又市街庄としても獨立税がそれ〲新たに賦課徴收せらるゝことゝ思ふ、是等租税、手數料の總てを通じて如何なる制度の下に之を賦課徴收すべきや、一般民衆に對して煩苛に失せず重きに過ぎず、而かも將來向上發展すべき國なり州なり市街庄なりの財政を支へ得べきや、所謂負擔の分配と云ふ問題に就ては考慮を要する、殊に直接國税は最も民衆の心理狀態には其影響が痛切でありますから、常に内外の制度又本島の特殊の事情に鑑み之が愼重周密なる調査と注意とを怠らぬ樣切望する次第であります。

（二） 次には經常收入としての官業であります、當初にも申ましたが内地の府縣或は市町村等に於ても次第に種々の事業を營むやうになつて來る、督府に於ける鐵道、遞信又は專賣、營林の事業は暫く之を措き、地方團體もそれ〲種々の官業は又考慮に入れねばならぬことゝ存じます、夫から基本財産でありますが、これは開會の當初に申しましたから省きますが、今回協議事項、諮問事項を見ましても官有林野の處理、或は民行林各種の問題等が出て居ります、市街庄其他或る各種の公共團體其他公益を目的とする各般の事業に付て相當に基本財産を造ることも考慮に入れて置かねばならぬ、之は間接に租税の負擔を輕減する所以であります。

州なり市街庄に於て將來多少纒つた何等かの仕事をやらうと云ふには、國貨に於ける公債の如く結局借入金に由らなければならぬ、將來攻究の結果によりては農工銀行又率ゐて農工債劵等により一部の途が開けないとも限りませぬ、然し何れにせよ所在々々に於て其の地方債の募集なり或は借入に應ずる丈の財源が充實されて居なければならぬ、一方で郵便貯金の奬勵殊に產業組合其の中でも信用組合に付ても諮問事項協議事項等にも在つたやうに記憶しますが、是等の組合の健全なる發達は必ず其の土地々々で相當の資金を吸收して纒めて或る方面に投資せらるゝのであります、一方で銀行條例の違犯者の取締に付ても議事に出て居りましたが、これは經濟界今日の狀態に於ては徒らに急激に失してはならぬことであります、兎角時節柄風聲鶴唳に驚き蜚語憶說に惑はされ經濟界

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

の空氣を惡化せぬとも限りませぬから、充分諸君は銀行其他の各事業界の方面と新聞雜誌等言論界の方面と此間連鎖を取つて、苟も民心に動搖を與へぬやうに充分に注意を拂はれんことを希望します。

其他財源の涵養

低利資金の流用これは前にも申しましたが遺憾ながら參百萬圓の資金が充分に消化されて居りませぬ、或は農業倉庫とか其他色々の問題も出てゐるやうでありますが、元來本島内に低利資金を消化すべきものが無いのではないので、消化不良なりとすれば何等か其他に缺陷のあることは明かであります、現に一方に需要は甚だ緊切でありまして幾らでも斯う云ふ金は多々益々辨ずるのであります、どうか財源の涵養と云ふことにつき一般貯蓄の奬勵に就ては勤儉貯蓄の美風を養成する本然の主旨は固より如上の點より見ても充分の注意盡力を煩し度いのであります。

臺灣教育の將來の改正

（三）次ぎに教育であります、小學校、公學校殊に公學校の費用負擔區域等が問題に上つてありました、殊に所在々々に居る少數の内地人の小學教育と云ふことは各般の上より愼重なる考慮を要しまする、大體に於て總督府としては根柢に於て教育令は將來に於て尚一歩進めた改正を施さねばならぬ、之は其始めに既に時勢民度に應ずると明記されてあります、尠くとも將來島民教育機關に對する資格は内地人學校と同樣に認めることは其第一歩でありませう、之れは朝鮮の教育令に於ても同樣でありまして只時期の問題であります、

中等學校の增設

又段々教育が普及されると内地の府縣でも譬へば中學校にしても一府縣に五つも六つも出來てくる、即ち臺灣の一州當りの人口は内地の人口に比して少ないけれども、教育が普及すれば中等程度のものが矢張り一州に二つや三つは出來ねばならぬ、只時期の問題である、

共學の促進

其の時に又次で起るべきは共學の問題であります、我々日本國民たるべきものは最も單純なる少年時代にすらも眞の融和が出來ぬやうなことでは、どうして大和民族の大をなせますか、將來に大學も出來る時が參りませう、其の大學に内地人大學、本島人大學と區別が出來ませうが初等教育には猶ほ言葉の關係等より區別されてゐますが、究極は巴里會議に差別撤廢を唱

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

進せし我日本は、內に言語人情風俗の相違ありとも、之れを融和渾一するの力と其の時期の一日も速かならんことを期せねばなりまぬ、固より此等のことは物質的の仕事でありませぬから、中々實行するには相當の歲月を要するが、其の時期を促進することに努力せねばなりませぬ。

學童の學力及健康狀態の調査

大和民族の體育問題

殊に敎育に附帶して留意を願ひたいのは、內地人で臺灣に來て學校に居る者、或は臺灣に生れて學校に這入つたもの、或は本島人の子弟、是等の幼年者の學力及健康狀態、其の變遷進步の相互間又內地との比較硏究であります、僅か臺北の師範附屬の小學校で、嘗て此等の點につき種々の圖表を見たことを記憶しまするが、何れ學務課で何か統一した方法を案出し、何等かの標準を造つて全島に通じて調査して見たいと思ふ、殊に本島人の健康狀態は內地人よりも或る意味に於には劣つて居る、人口の增加、一人當りの健康問題、所謂體育と云ふことは結局凡ての根底問題であつて、特に臺灣の衛生狀態、一般民衆の健康狀態の、此四五年來低下して來たことは、其以前著しく良好に進んで寧ろ世界の衛生歷史に特筆すべき記錄を造つてあつた丈けに、此急激なる逆轉の狀況は誠に寒心に堪えぬことであります、今年の豫算會議にても堀內博士より特に本問題につき歷々深刻なる意見がありまして、衛生課にても多少の豫算を認めた次第であります、何れ同博士の意見も一面一般に紹介し、同時に吾々島民は自己の健康の增進の上に付て官民力を一にし、之が硏究と改善に大に努力したいと思ひます、此の大和民族の體育の奬勵、人口問題、一人當りの活動力と生產、年齡の延長、之れは私の長い〳〵持論で、又常に多少は之れが實行には凡ての方面より努力して居ります、之れは目前に差迫つて見えぬ事柄で、而かも一度佛蘭西其他の先進國のやうな悲慘な狀態に陷つては再び之れが救濟の途は無いのであります、充分今の中より全島民の平時よりの覺醒を切望するものであります。

（四）次に警察と助長行政の關係に付ては後で諸君が別に御打合せになりますが、曩きに警務局長よりも各州廳に於て夫々訓示の節にも、過渡の際は漸を以てすべきことは、其の都度注意せられ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

警察權と郡守の自由手腕

もこと、承知して居ります、猶又今回の會議にても、恰も從來の廳長が警務課長と庶務課長に對するが如き氣分が、警視を兼ねて居らぬ郡守の警察課長庶務課長に對する關係に於てもありはしないかと云ふが如きことを、二三の內務部長より御聽きしましたが、井澤部長の說明されたやうに、仕事に慣れない、新らしく警察の仕事に手を著けると云ふ點もあるか知れませぬ、然し何れにせよ郡守自身も警察權は持つて居るので、落著く處は人間の問題であらうと思ふ、縱令警視を兼ねて居る郡守でも其の人の力が充分でなければ、唯々庶務課長と謂はず警務課長をも使ひこなせない、苟も其の人が相當の技倆を以て居れば、警視を兼ねずとも使へないことはない、然し上に立つて居る州廳の諸君が又相當指導せられねば、中に立つて郡守が仕惡いと云ふことになります、何れ別に打合せもあるとのことでありまするが、吾々も出來るだけ事務を州に委任しますが、諸君の方でも出來るだけ又た郡守に委せて事務の簡捷敏活を期し、公衆の利便を增進することは何れにしても必要なこと、存じます。

民衆に直接する警察其他の下級吏員と時代思潮の諒解

（五）警官の極く末々になると、非常に世態が變つて來てゐるに拘らず、比較的世間と沒交涉でないかと思はるゝ點もあります、隨分內地に行つて居る留學生は支那なり朝鮮なりの惡化されたる學生にかぶれる者も無いではない、內地に於ける學生中には多少新らしもの好きで中正を失つて居る學生達にかぶれる者もあります、又た內地の相當の地位の人にして是等の連中の言ふことを或は安買ひをしてゐるのではないかと思はれる人もあるかと思はれます、事實新領土の實況は知らない、否な臺灣留學生と雖ども中には故鄕を去ること長く急激なる變遷に觸れない人達も無いではない、無論吾々のやることが決して完璧とは云へない、只吾々は日夕進みつゝある、勿論千態萬樣の民衆に通じ其の方法にも百人百色の見方がある、吾々も常に猶幾多の改善すべき事柄に忙殺されて居る、此の激變しつゝある世態の狀況に應じ、島內に在つて多數の民衆に接觸する警察官なり下級の各方面の吏員は、所謂昔の御役人風は之を脫却して行かなければならぬ、又吾々御同樣も一島內に於て

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

蕃情宣傳の必要

上意下達は施政の要諦

對蕃は誠意撫育に緩急程度あり

努力する外に、其の眞相を絶えず内地に宣傳しなければならぬ、内地より隨分色々の客も來る、現に一例は臺灣に來た人達でも内地に歸つて臺灣の教育は不充分であり遲々として進まぬと云ふ聲がある、又た就學歩合はどうだ斯うだと論じて非難して居る、而して一面臺灣に來た和蘭なり亞米利加の人達は、新聞雜誌に常に先づ臺灣教育の普及發達を稱讃して居る、吾々は此問題は先づ比律賓なり佛領印度なり、爪哇なり印度なり各方面に於てどれ丈けの歳月を要してどんな狀況になつて居るかを比較して貰ひ度い、否な内地に於て日本それ自身が維新以來寺小屋時代から學校が出來て、今日の殆ど學齡兒童百中九十八、九迄就學歩合を見るに至つたのは、どれ丈けの歳月を要して來たか、どんな徑路を經て來たかを調べて貰ひ度い、領臺當時の臺灣、殊に最近の狀況、能く其徑路を調べて忌憚なき論評をして貰ひたい、兎に角我々は眞相を内地に宣傳する爲めには活動寫眞或は其他種々樣々の方法を取つて居ますが、恰も日本が日本の事情を歐米に宣傳すると同じやうに未だ不十分の點が多い、之れは御同樣に努力を要する點と考へます、今度は譬へば日支親善に付ても先づ對岸との交通は成るべく利便を計りたいと考へて居る、旅劵の下付に一週間も日數を費す樣では彼此の親善が計れませぬ、弊害危險は別に又それ／＼取締るとして、大多數の利便は利便として之れが增進を計らねばなりませぬ、要之、上意下達、下意上達に付ては餘程諸君も留意して下さらぬと、此の點が疎かになつては施政の要締を得ることが出來ぬことゝなります。

（六）　夫から序でありますが蕃界の問題であります、之れは寔に面倒な問題であります、此の前から數回、諸君ともそれで會合しましたから、既に大體の要は盡してありますが、吾々はどうか兵器を持つて居る警官をむざ／＼殺したくはない、又あの不便な土地に態々銃器彈藥を運んで行つて之れを蕃人の手に提供したくはない、取られるものなら持つて行かぬ方が可い、同時に此等の方面に付て從來から何分相手が蕃人で言葉が不十分なる爲めに之れも互に充分に理解が出來ない、本當に誠意でやれば相當撫育も出來やう、又一方で餘りに撫育も急に失すると、徒らに付け上がられて

膺懲は徹底的

蕃界開發と對蕃策

將來は工業時代 南支南洋との貿易

工業と動力 品質の向上統一

造林は百年の計

却つて眞に味方をする蕃人に信を失するやうな嫌ひも出來る、一面眞に赤誠を以て臨むと共に又一旦敵味方となり命のとり合ひをする以上は、徹底して將來の禍根を根絕しなければならぬ、近來凶蕃は細君や小供が主人の留守に居る所を襲ふて虐殺する馘首する、或は懷胎して居る姙婦を殺して胎兒を抉り取ると云ふ如きこと迄して居る、明かに法律に照しても、死刑なり無期徒刑なり幾多の重刑罰を以て加へなければならぬ、一面蕃界は將來大いに開發しなければならぬ、之れには眞に資力あり眞に開發する連中の手に依らねばならぬこともある、さうして資本を下ろし多數の人が這入つて來れば又自ら眞の理蕃も出來る、臺灣に蕃人と風水害さへなくなれば是程結構なことはないが、世の中はさう好都合に計りはいかぬ、但し天災は止むを得ずとするも蕃人の方は何んとかせねばならぬ、又諸君の常に熱心留意を求める點であります。

（七）殖産に就ては大體は私は將來工業時代に移らなければならぬと根底に考へて居る、臺灣から色々な原料が工業化して南支南洋に送るのが臺灣の使命なりと思ふ、殊に南洋方面とは彼此の利益問題が起つて來ても皆船が片荷になる、漸く臺灣島内では包種茶がある丈けで、此の包種茶が又商人の目前の利を貪るに急にして、爪哇で不正茶を賣捌くものあると聞きます、事實なれば大に戒心すべきことであります、吾々は包種茶の外、セメントにしても未だ島内の需要を充たすに足らぬ、南洋に行く「セメント」は門司から送られる「ビール」にしても然りである、將來各種の纖維工業或は肥料工業其他種々の事業が起つて來なければならぬ、而して其の根底は動力にある、一方では又た製品の品質の向上統一と云ふことが必要である、現に茶の如きも今日問題になつて居る、同業組合其他の制度に依つて同業者間の不正不德なる行爲を嚴に取締り、之が品質の統一と改良を計ることが肝要である又一方に造林事業は、間接には治水の爲めに、積極には各種の將來の需要の爲めに必要である、世界の木材の生長量は消費量より遙かに下りつゝある、臺灣では今日造林をすることは百年の計である。

Digitized by Google

Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

道路の新設改良鐵道港灣其他の準備

（八）又各般の交通殊に道路の新設改良は段々將來は困難となる、可成早く事情の許す限り之れが改善普及を計り、一般物資の交通利便に資せねばならぬ。又た鐵道、軌道、港灣其他隨分幾多の事業も公債支辨事業として提案せられて居りますが、現時の金融の狀態に於て政府の公債政策として果して豫期通りに副はれるや否やは懸念に堪へませぬが、地方と雖ども同樣で財源の涵養充實と云ふことは最も必要であります。

新制度の趣旨

（九）今度の地方制度の革新に就ては、一部には選擧ぢやない、民意の代表ぢやない、と云ふ聲もあるかの樣に承知して居ります、一體今の島內の狀態を觀ると、一方には內地で各人が負擔する如く租稅の賦課を受けずして、而かも得る所だけは內地竝みに一時に受けたいと云ふが如く聞えます、さうすると一部の論者は納稅を資格にするは猶不都合であると云ふ、それでは納稅を標準にして選ぶと云ふ境域にすらも達せぬものが、一足飛びか十足飛びか、直ちに普通選擧をもやらうと云ふのですか、それなれば一層滑稽と云ふ外はない、先づ全島民は徵兵と云ふ血稅の義務を負ふて居りますか、又一般島內の文化は之れを敎育の上より見ても、島民の知識は何處迄進み廣がつて居るのですか、之れを口にする者本島人なりとしては假令へ東海岸及蕃界を除きても猶ほ不條理です、況んや內地人であれば餘計に不眞面目であります。固より唯人口に比例せよと言はない、要するに一般民衆の文化の向上普及と云ふことに力を盡し、早く彼岸に達したいと思ふものであります。

新制度に對する批評

事務委任と人員增加

（十）今度の會議の大體の樣子を觀ると、結局仕事は總督府より州に段々移されねばならぬが、どうも州には之れに應ずる丈けの人員が無い、敢て地方は委任されるのを斷る意味ではありませぬが、さう委任々々と謂つても人員が伴はされば困ると云ふ御說もある、之れは至極御最もなこと、思ひます、一方より見ますれば地方の立場として委任されると云ふことは、多くの場合は實は事務の增加ではない、一々中央に復申し往復照會する手續、勞力、日數を節略し、公衆にもそれ丈け利益が增進されるのであります、然し仕事によりては慣れない又た處理しがたいものもあります、此

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

官民の融和と公共的氣分

戰後世界の變遷と地方行政特に社會政策の考究

內地地方行政參照の必要

下級金融機關として

等の事務が蝟集しますから、地方の諸君は餘程御骨折りと思ひますが、之れは過渡の際として一層御苦勞のことゝ存じます、將來中央からも出來る丈け援助もし、地方でもそれ〴〵物的人的に段々補充をするより仕方がないけれども、結局は官民總て共に公共的の氣分と云ふことゝ同化融和すると云ふ氣分と、此の二つが中心にならねばならぬ、之れは幾重にも諸君の留意を求むる處であります。

（十一）　地方の行政に付ては、當今比律賓、爪哇、佛領印度、印度支那又近く朝鮮にしても、何處でも此二、三年來非常な變化を受けて居る、今回のやうな有史以來の世界を通じての大變動に際して何等影響を受けぬと云ふことは噓なので、新渡戶博士が大正五年の共進會の年に、第一回の南洋航路の船で南洋觀光の途に上りし時も、其の五六年前に比して非常な變動があつたと云ふことでありました、今日の四、五年の變化は非常なもので、是から後の四、五年は復た非常なものでありませう、一方內地では地方行政に付ては、昨今殊に內務省も各府縣も各市町村も種々研究調査に力を盡し、幾多の印刷物等により、地方行政全般に通じて之れが知識の普及を謀つて居りますが、而かも世界の大勢は近時特に社會政策の方面に重きを置くことになりました爲めに、朝野を通じて各方面から色々の專門家が海外にも出かける、殊に內務省方面に於ては此の非常な變動期に際し各方面を通じて特に意を用ゐて居ります、我が內務局としても是等各般の事情に付ては、それ〴〵印刷物なり其の他の方法で之れが知識の普及を計り、之れが向上改善に付き出來る丈け力を盡したいと思ひます、從來共地方よりも內地の殖產勸業其他地方改良會或は產業組合大會等に參列された人々もあろうと思ふ、兎に角今は非常に眼醒めつゝある秋である、どうか海外なり內地の地方行政に關することが其儘此の臺灣に實施し得る譯ではありませぬが、是等の事實は何れも他山の石と爲り、出來得る丈け斯う云ふ方面に付き講究され資料とされんことを望みます、古い例ではありますが歐洲各國に長く行はれ又爪哇等で好成績を擧げました公設質局の如き、現に臺北で開設致しましたが、良好な

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

での公設質屋

內地又は海外の實情研究の必要

同化融和と公共的氣分の涵養

る成績を擧げつゝあります、此等も親しく實況を御覽になりない、それ〴〵下級金融機關の調節方法として普及を見るべきものと存じます。

吾々は一面に內地に臺灣の眞相を宣傳しなければならぬ、同時に內地なり海外なりの實情を絶えず咀嚼して時勢に後れぬやうに活用すべきものを攝取することに留意しなければ、世界は進んで行く、內地も進んで行く吾々臺灣は二重の速力で進まねば遲れを取ると云ふことになります、どうか此の上とも諸君が同化融和と云ふ氣分と公共的と云ふ氣分とを官民に通じて、充分に涵養せらるゝ樣切望の至りに堪へませぬ、準備推敲の暇もなく只會議に臨席中の所感を思ひ出づる儘述べました、甚だ雜駁でありますが充分諸君の御諒察を乞ひ折角御奮勵を祈ります。

玆に積日の諸君の御勵精を感謝し甚だ有意義なりし本會を玆に閉づることゝ致します。

●馬來半島の新工業

（新嘉坡フリープシッス十二月二日）

「タイムス、オブ、マラヤ」紙は新設されたる馬來支那磁器陶器製造會社の內容に就き詳細を發表したるがペラ州には優良なる磁土を含有する豐富なる地層ありて、新設同會社は同州のグノン地方の土壤を採取し以て陶器、磁器の製造に着手せんとするものなり。有名なる地質學者アルジョース博士は專務取締役として活躍すべくグノン地方の陶土地層は彼の有名なるコルニッシユの夫と何ら劣る所なしと稱せらる勿論右計畫は當分試驗的とも云ふべけれど、每年六千噸を產出すべく其の大部分は陶土の綿製品用として使用せらるゝ印度に供給せらるべし。將來更に樹液用コップをも製造する由にて、製米技師ボッター氏は之が投資從源の爲め英本國に出發せりとにとて

論説

南支那の領事裁判問題

高等法院長 法學博士 谷野格

本篇の要旨 南支那領事裁判を我が總督府法院の系統に移すべきの時期近きに在らん歟、其理由(上)領事官は法律の規定に依りて民刑の裁判權を有するも重罪の公判は其の權限なき爲め從來長崎地方判所に於て之を管轄し、又た其他の刑事及民事の上訴は同控訴院又は地方裁判所之を管轄せり、今後と雖、縱し重罪公判に對して便法を設くるも一般上訴に就ては依然管轄問題を留存せん(中)之を長崎に屬せしめたるは當時に在りて距離と交通との便を慮りたるに出づ、然るに朝鮮裁判所、關東廳法院の設けられたる結果、滿洲及間島に於けるものは關東法院及朝鮮裁判所之を管轄するに至り、臺灣法院の獨り南支那に於けるものを併すに至らざりしは頗る奇異の觀あり、而して今日之を併すべきは諸般の狀況上洵に至當なるのみならず、又た南方經濟的發展を國是とする我が外交的理想の實現に對する一大貢献なりと謂ふべし(下)福建及廣東兩省に於ける領事裁判に關する法律私案としては同地方の領事官の豫審を經たる重罪の公判は臺北地方法院に於て之を管轄し、又た其領事官の裁判の上訴は高等法院之を管轄し、刑事々件の國交に關するものは臺灣法院の管轄に歸せしむること〻したし

領事裁判を法院の系統に移すの時期

余が當府赴任以來の持論であつた支那對岸各地の領事裁判を、我が總督府法院の系統に移すの除外例を作らんとするの件は、愈々外務、司法、拓植等の意見が一致し、今期議會の提案となる迄漕ぎ付けたらしい。就いては此際改めて領事裁判の意義や、其領事裁判と我が總督府法院との關係如何等の問題を、手短かに詮議することは、亦是れ決して徒勞であるまいと信ずる。

上、領事裁判の意義

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

支那に於ける我領事裁判の將來

領事官の職務に關する法律

領事官の裁判權及非訟並に登記事務

重罪輕罪に關する權限

重罪の公判 領事裁判の上訴

抑も日本では久しく支那、朝鮮、暹羅における領事裁判の特權を有し來つたが、其後韓國は併合せられ、暹羅は格別のこともなく、唯支那は今日に及んでも爲めに國際上の紛紜の因をなすが如き狀態にあり、孰れは彼の國の司法制度や監獄制度が現代文明に恰適する完全な組織を見るに至つたならば、必ずや撤廢せらるべき運命を有つて居るべきもの。然し曾て余が對岸各地の視察の印象に徴すると、恐らくは其時期は尙較々遼遠と稱すべきものであるまいかとも思はれる。

偖て、此歐米諸國と共に賦與せられたる我が領事裁判の特權が、國內法規を以て規定せられたのは、明治三十二年法律第七十號『領事官の職務に關する件』中にあつて、先づ其第六條には、

條約又は慣例に因り領事裁判權を行ふことを得る領事官は第七條乃至第十七條の規定に從ひ訴訟事件並非訟事件に關する事務及登記事務を行ふ

とあつて又其第七條には

前條の事務に關しては領事官は法令條約及慣例に牴觸せざる範圍に於て地方裁判所及區裁判所の職務を行ふ

とあり、第八條には

領事官は重罪の公判をなすことを得ず輕罪の裁判に付ては豫審を須ゐず

とある。既に領事官は重罪の公判を爲すを得ない。乃ち別に其任に當るべきものがなければならぬ。之れが第九條の

領事官の豫審を爲したる重罪公判は長崎地方裁判は之を管轄すの法文を生じ又第十二條の

地方裁判所の權限に屬する事項に關し領事官の爲したる裁判に對する控訴又は抗告は長崎控訴院之れを管轄す區裁判所の權限に屬する事項に關し領事官の爲したる裁判に對する控訴又は抗告は長崎地方裁判所之を管轄す

の注文を生じた所以は曾て某誌上にも述べた通りである

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

重罪の裁判を領事に委せざる理由

裁判事務囑託採用の議

結局法院の系統に移すべき必要

長崎の管轄に屬しめたる理由

距離と交通の便

斯くの如く重罪を領事官の手に委しないことは、元より人權を尊重せんとするに外ならない。一體領事官は專門の法官ならざる以上、尙ほ往々其間に誤判を生ぜざるを保せざるが故に、我が政府に於ても追々は判官の資格を有するものを囑託として採用し、各領事館に配せんとするの立案があるらしい。其權限は一審に限るさうだか在來の方法に比しては、尙且優ること萬々であらふ。

以上の如く、各領事館に有資格者を配するを得たとしても、其權限が一審に限らる、ことや、其他の各般の事情から考ふると、玆に吾人の宿論は依然として鞏固なる根抵を有するものである。以下項を改めて、此領事裁判と臺灣總督府法院との關係に就て小論を試みやう。

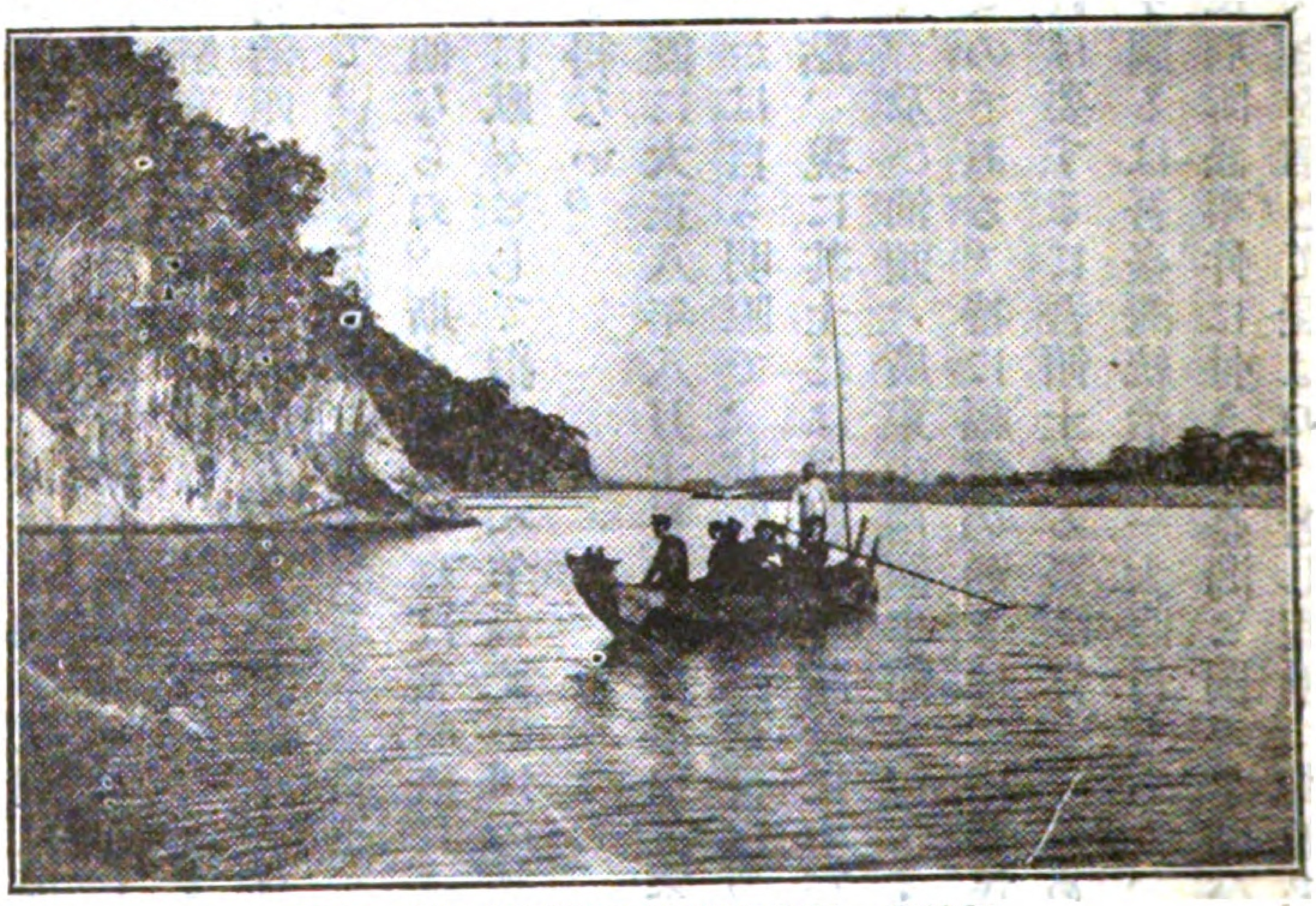

田總督一行烏來行途上新店溪を渡るの景

中、南支那に於ける領事裁判と臺灣

抑も帝國政府が、前述三十二年の法律第七十號を以て、領事裁判を長崎地方裁判所若しくは長崎控訴院の系統に屬せしめた所以は、當時に在つては支那なり朝鮮なり暹羅なりが、帝國版圖内の裁判區域としては、先づ長崎が最も近かつたからで＝否我が臺灣の如きは其以前から法院の設けがあつたから、當時に於ても既に相當の主張をしても良かつた筈だか＝交通の便等を考慮して決定した次第であらふ。然し爾後我が國力が漸次滿韓方面に發展するに及んで朝鮮には朝鮮總督府法院が出來、滿洲には關東廳法院が出來て見ると、最早長崎の地は、距離の遠近とか交通の便否とかで、在來の權利

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣は今日三審制を實施せり
南支那とは一葦帶水
本島人の發祥地
臺灣籍民の住する所
福建廣東の事件は當然臺灣に歸せしむべし
我が外交の理想實現に對する貢獻

朝鮮及關東廳の法院設置と間島及滿洲の領事裁判に對する其管轄

を保持し得べき理由がなくなつて了つた。斯くして滿洲に於ける領事官の豫審をした重罪の公判は關東廳地方法院でやり、滿洲に於ける領事官のした裁判に對する上訴は關東廳高等法院で管轄することゝなり（明治四十一年法律第五十二號滿洲に於ける領事裁判に關する件）、茲に一の除外例が設けられ、更に同じ滿洲でも、間島に駐在する帝國領事官の豫審をなしたる重罪の公判は朝鮮總督府咸興地方法院淸津支廳、間島に駐在する帝國領事官のした裁判に對する控訴又は抗告は、朝鮮總督府京城覆審法院で管轄する（明治四十四年法律第五十一號間島に於ける領事官の裁判に關する件）といふ除外例の又除外例を生じて、長崎とは全く手を切つて了つたのは、畢竟其地の利や、住民の種族の關係から割出された改正に他ならぬ。斯く觀じ來れば當時既に二審制ではあつたが立派な法院を有せる我が臺灣に於て、何故に默々として指を啣へ乍ら彼の地の改正を傍觀したのであらふか、吾人は深く之れを異しまざるを得ない。

以上の事實から考へ來れば、既に大正八年八月十日以來立派な三審制を實施しつゝある我が臺灣が爲さねばならぬ事柄の何たるかは自ら明瞭で、其距離の一葦帶水の近きに在る點から云つても、南支那が現本島人の發祥地たる點、現に其土には多數の臺灣籍民の在住する點から云つても、福州、厦門の兩領事館を包含する福建、及び汕頭、廣東の兩領事館を包含する廣東の各領事裁判權は當然總督府法院の系統に歸すべきものである。特に福建の如きは、中華民國が吾が國に對して外國に割讓せざるを約した土地だか之れは要するに吾領土たる臺灣保全の爲めに他ならざるのみならず、南支那南洋に於ける經濟的發展を圖るは吾臺灣統治の一大眼目であり、又帝國政府の外交の一半の理想たるが爲めである。さらば民刑訴訟事件に付き吾臺灣と閩粤を結び著けることは此大理想の實現に貢獻する所大なるものあるべきを信じて疑はぬ。若し假りに其效果の如何を疑ふ論者あらば飜へつて一考すべし、在來通り之れを長崎と結び付くる所に幾許の利益の存するかを。

若夫、福州の領事裁判を吾が法院系統に屬せしむるならば進んで上海をも網羅すべく、廣東の領

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

上揭及雲南は當面の目的以外今や機熟す

福建廣東の領事裁判に關する法律私案

事裁判を吾法院系統に屬せしむ可くば雲南迄も包括するの可ならずやとの議論に對しては、外務省司法省が之を是とし、以て吾れに委するに於て決して拒む可き理由なきも、吾臺灣當面の目的よりせば進んで之れを主張すべきであるまい。

今や吾人年來の宿論も漸く機熟して將に實現せられんとす、機宜の處置として吾人の欣快措く能はざるところである。

下、領事裁判に關する法律私案

最後に、少しく法律臭くなるか、上來の主張に基き、何時にても實行の出來得る樣福建省廣東省に於ける領事裁判に關する法律私案を紹介せば(是亦曾て某誌上に發表したことあるが)左の如きものとなる。

●福建省及廣東省に於ける領事裁判に關する法律私案

第一條　福建省及廣東省に駐在する帝國領事官の豫審をなしたる罪の公判は臺灣總督府臺北地方法院之れを管轄す。

第二條　福建省及廣東省に駐在する帝國領事官の爲したる裁判に對する控訴及抗告は臺灣總督府高等法院覆審部之れを管轄す。

第三條　福建省及廣東省に駐在する帝國領事官の管轄に屬する刑事に關し外務大臣に於て國交上必要ありと認むるときは其事件を管轄すべからざることを當該領事官に命じ且被告人を臺灣總督府臺北監獄に移送せしむることを得

前項の場合に於ては臺灣總督府法院其事件を管轄す但事件を管轄すべき臺灣總督府法院は臺灣總督之れを定む

附　則

本法は公布の日より之れを施行す

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

本法施行前受理したる訴訟事件及非訟事件に關しては從前の例に依る

：總督府令私案

大正一年法律第一號第三條に依り事件を管轄すべき臺灣總督府法院を左の通定む

臺北地方法院但臺灣總督府法院條例第四條第二項第二に掲げたる事項に付ては高等法院上告部

地方自治と教育

警務局長　川崎卓吉

本篇の要旨　自治の根本的精神の養成として公共心、共同心の涵養に力めざるべからず＝公共心、共同心は教育家の努力に俟つべきは勿論又た之を社會教育の力に俟たざるべからず＝地方公共團體の改善には教育家の力を俟つこと內地にも其例頗る多し＝教育家は地方公共團體中其の重なるものにして又た學校長は一面協議會員として地方團體と重要なる關係を有す。

教育家に俟つ所

我臺灣に於ても昨年十月一日以來州市街庄制實施せられ、低級乍ら地方自治行政を見るに至りしは誠に喜ぶべきことである。之を運用し、以て豫期の成績を擧げ、更に進んで內地と同樣の完全なる自治制を施行するに至るべきや否やは、一に繫りて當局及市街庄住民の努力如何に存するは元より言を須たざるも、亦教育家諸君の貢獻に竢つべきもの甚だ大なるものなるを思はねばならぬ。凡そ如何なる方面を以てしても、事の教育に關係を有せざるものはない。而かも自治の根本精神、自治團體員の自覺が主として教育に依つて涵養せらるゝものなる以上、自治と教育とは最も重要なる關係を有するものと云はねばならぬ。以下此等重要なる諸點に就いて聊か所見を述ぶること〻しやう。

自治的根本精神の了得

自治の根本精神の養成と教育

地方自治行政とは、被治者たる其地方團體員をして其地方行政に參與せしむるを主義とするものである。今日列强對峙の日に當り國運の進轉を圖るの途は、國民各

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

馭者にも英國市民の自覺あり

自治の根本精神たる公共心

内地に於ける績

個をして國家の重きに任じ團體員各自をして團體の繁榮を負ふの慨無からしめねばならぬ。是れ國に立憲政治あり、地方に自治制の存する所以である。故に自治體をして優良の成績を擧げしめんが爲めには地方團體當局に其人を得るの肝要なることは勿論なるが然し團體員全體をして自治の根本精神を了得せしむることが最も大切のことである。英國に於ける模範都市として知らるゝ「グラスゴー」では、辻馬車の馭者迄も尚且つ市の歳入出から市税一戸當り幾許なるやを詳知し、人の訝かり問ふものあれば、我は市民なるが故に之れを知ると答へたといふ有名な話がある我臺灣市街庄住民をして亦此域に達せしむることは、容易ならざることである。

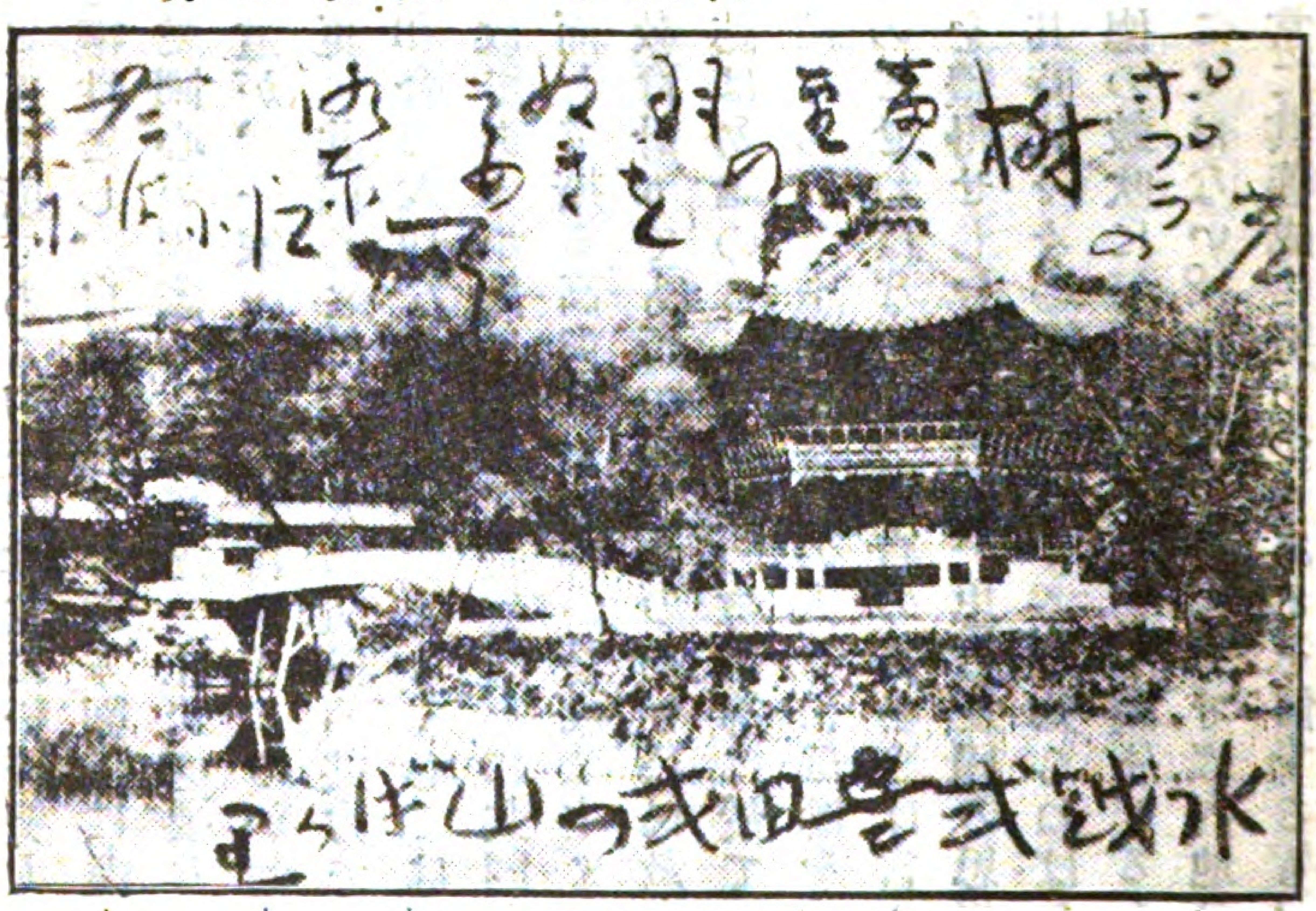

京城景福宮香遠亭（下村長官寄）

然れども既に住民をして行政に參與せしむる以上は、自治の根本精神なる公共心、共同心は速かに之れを涵養するにあらざれば此制度の運用は到底不可能なるべしと思ふ。實を云へば我國に於ては、自治の根本精神の涵養に注意することの後れたるが如き感がある。我國に於ける自治制の發布は明治二十一年であるか、此根本精神を鼓吹するに至りしは漸く日露戰爭以後のことで、之れが施行後の二十年間は、自治法規の研究等は行はれ來れりとは云へ、其根本精神の鼓吹に至つては畢竟等閑に附せられ來つた。是れ即ち今日を以てして尚ほ優良なる自治團體の尠き所以であらねばならぬ。今日初歩なりとは云へ自治制の實施を見たる臺灣に於ては、決して斯る内地の例に倣うてはならぬ。

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

本島人の缺點

自己の利益を犠牲とする精神

多數人の組織的共力

公民教育は教育家の努力と社會教育の力とに俟つ

教育と時代の要求

公學校にも自治道德養成の必要あり

施行の當初より大に之れを鼓吹し、大に之れを養成することが最も緊要のことである。況んや公共心とか共同必とかいふことは、我本島人の最も缺陷とするところにして、此最も缺陷とする所が、又自治制の運用上最も必要とする所である以上、其處に一層努力の要ありと云はねばならぬ。

公共心とは自己の利益を犠牲とし、自己の屬する地方團體に盡くすの精神である。自己の利益を犠牲とし、國家に盡くすの愛國心が國家の生存發達の上に必要なるが如く、又自己の利益を犠牲とし父母の爲めに盡くすの孝道が、一家の維持繁榮に必要なるが如く、此公共心こそは團體生存上の最も重大なる要件である。更に共同心とは多數人の組織的共力である。是亦一國に擧國一致の必要なるが如く、又一家に家族和合の大切なるが如く、之なくしては到底團體の生存維持を望むべからずである。自治制は團體行政であるが故に、此團體員個々に共同心、公共心なくしては當の團體の政治を行ふことが能きぬ。而して斯る高尚なる精神の養成は主として教育家の努力に俟たざる可らざるもの。勿論夫れは學校教育計りでも行かぬ、此の如き公民教育は社會教育の力に俟つことも亦甚だ大である。卽ち新聞雜誌は勿論のこと、各種の會合等に於ても苟くも機會ある毎に公民道德の基準を高むることに勗めねばならぬ。唯幸に本島の人々には師を尊敬するの美風があれば、教育家の教をして一層權威あるものとせねばならぬ。教育の方針とは言ふ迄もなく教育勅語の趣旨を徹底せしむるにあり、飽迄之れを體得せしむるにあり、忠君愛國の思想を涵養すること千古渝ることある可らずとは云へ、併し又其時代々々の要求の存するを知らねばならぬ。今日に際し臺灣の教育家に對しては、卽ち此自治道德の鼓吹に努力あらんことを望まざるを得ない。自分は未だ深く小公學校讀本の內容を研究したることはない。乍併小學校の方では內地の國定教科書を使用するを以て、此等の自治道德に付きても常に其養成に努めつゝあるを信ずるも、公學校の讀本に至つては恐らくは此等の事項は缺如せずやと思ふ。從來の臺灣には地方自治制を施行せられざりしが爲め、此點には餘り重きを置くの要なかりしも、最早今日に至つては小公學校教育に於て此等の根本精神を陶冶

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

納稅觀念の養成及公民の訓練

自治と敎育家の關係

敎育費と敎育行政

學校長の責任

新領土に於ける敎育家の重責

を作爲することは、誠に時代の要求に應ずべき必要事といはねばならぬ。唯り此根本精神のみならず、（市街庄の如何なるものなるかの概念に就きても敎ふるところなければならぬ。又納稅觀念の如きは元より公共心の一作用なれば、常に重きをおき其養成に留心せねばならぬ。更に公民的訓練の如きは、補習敎育等に依つて之れを爲し遂げ得らるゝに於ては最も妙である。之れを要するに自治根本の精神の養成と敎育家とは、誠に重要なる關係にあるものと云はねばならぬ。

地方團體の改善と敎育家　内地に於ける優良町村には多くの三要素がある。一、町村長。二、學校長。三、篤志家之れである。實際敎育家が地方團體の改善に努力したるの事例は枚擧に遑あらざる程で、之れ卽ち自治と敎育家との關係の極めて密接なるを語る所以である。況んや其他の要素たる優良町村吏員や、篤志家の出づる其事自體も、畢竟亦敎育家の薫陶其宜しきを得たるの賜であるに於ておやである。

地方團體と敎育費　地方團體の主要なる費用は敎育費、土木費、衛生費等だが、就中敎育費は何れの地方に於ても團體費中の最も高額を占むるもの。されば内地に於ける市町村は何れも敎育費の負擔に苦んでゐるが、幸にも我臺灣に於ては小公學校の敎員給は州費負擔なるを以て、反て内地町村の如き苦痛なきも、而かも新市街庄に於ける、最初の事業は學校經營にして玆當分は小公學校經營のために地方團體を設けられたるが如き觀あるべく、敎育行政は街庄行政中の最も重要なるものなりと信ず。而して小公學校長は多くは市街庄の協議員となり、兒童を敎育薫陶する傍ら、市街庄行政自體にも參與することゝせしを以て、市街庄に於ける學校長の責任は一層重きを加へたるもので、此點より云ふも、自治と敎育との關係が、特に本島に於て重要なりと云はねばならぬ。

敎育家に對する期待　以上の次第であるから、畢竟臺灣に於ける敎育家の双肩には、又一の新なる重要責任が加へられたる譯である。新領土に於ける敎育家は旣に重き使命を有して居る。我々は敎育家の努力に對つては多大の敬意を拂はねばならぬが、此際又玆に新なる要求をなし、更に一層の

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

努力を望み、所謂望蜀の念を敢てせんとする所以は、以て全島三百六十萬生民の福祉の益々大ならんを欲するの至情に他ならざるがためである。（終）

內臺間電信問題

遞信局長　齋藤愛二

本篇は齋藤局長の寄稿に係り臺灣日々新報元旦號にも同一のもの揭げられたるも本誌は局長の本誌に寄せられたる高情を多さし特に茲に揭載することゝせり

（本篇の要旨）電報の經過時分を短縮する方法（一）現在の長淡線を其の儘に更に一線を增加するは大なる效なく（二）陸上線を東京及大阪對長崎間に架設するは困難の事情あり（三）現在の本島長崎間の二條の海底線を一は東京に他は大阪に延長するは經費の許さゞる所なり＝現時無線電信は進步著しく其經費も低廉なれば漸次海電に代りつゝあり＝無線電信により內臺間の通信を爲すとせば其の通信の種類を限定すべし＝內臺間の無線設置は容易にして安全且つ經費を節するを得べく、其の通信能力は高率にして故障少く、世界列國の利用亦た刮目すべきものあるを以て內臺間にも宜しく之を利用すべきなり　（編者）

舊臘突然の電信不通

舊臘突然內臺間海底線が二條までも切斷せられ、本島在住民の受けた打擊は非常なものであるので、私は飽迄之が原因を探究して社會に申譯し度いと思ふて居るのである。左なきだに近來電報の遲延が甚しいとか、誤謬が多いとか、此の種の苦情が屢々新聞紙上に喧傳せられ、或は直接お叱りを蒙る次第であるが、

遲延及誤謬

第一遲延の生ずる場合は多くは施設上の不備からでなくして天災に由る事が主であるが、之れに對しては遺憾ながら良策の施すべき途はなからうと考へる。次に誤謬には種々なる原因存するも機器調整の不良と技術員の未熟に由る事が多く因となるのである。

遲延及誤謬を防ぐは直通々信

遲延と誤謬を防遏するには原則として直通信が最も效果を齎すものと認むるのである。故に成るべく中繼局を經る事を避ける方法を講ずるが良いのである。

順調なる經過時分

海底線増設は好果なからん

東京及大阪に本島專用線架設の議

現今順調に電報を疏通せしめて居る時は、本島（淡水或は臺北）より東京方面へ約二時間、大阪方面へ約一時間半の經過時分を要して居る。是以下に經過時分の短縮を求むるは現在の電信線設備にては無理な注文である。如何しても是れ丈けの時間は掛るものと見ねばならぬ。

海底線増設の問題は、臺北商工會あたりから、又昨年の實業大會に於ても、屢々稱道せらるゝ問題であるが、現在の長淡線をそのまゝ一線を増設して三線と爲すの論ならば、經過時分短縮を圖る上からは此論は左程の效果は無からうと思はれる。何となれば現在內臺線路中に混入せられて傳送さるゝ本島著の電報は、既に長崎局に到著せし時に於て可成りの時間を

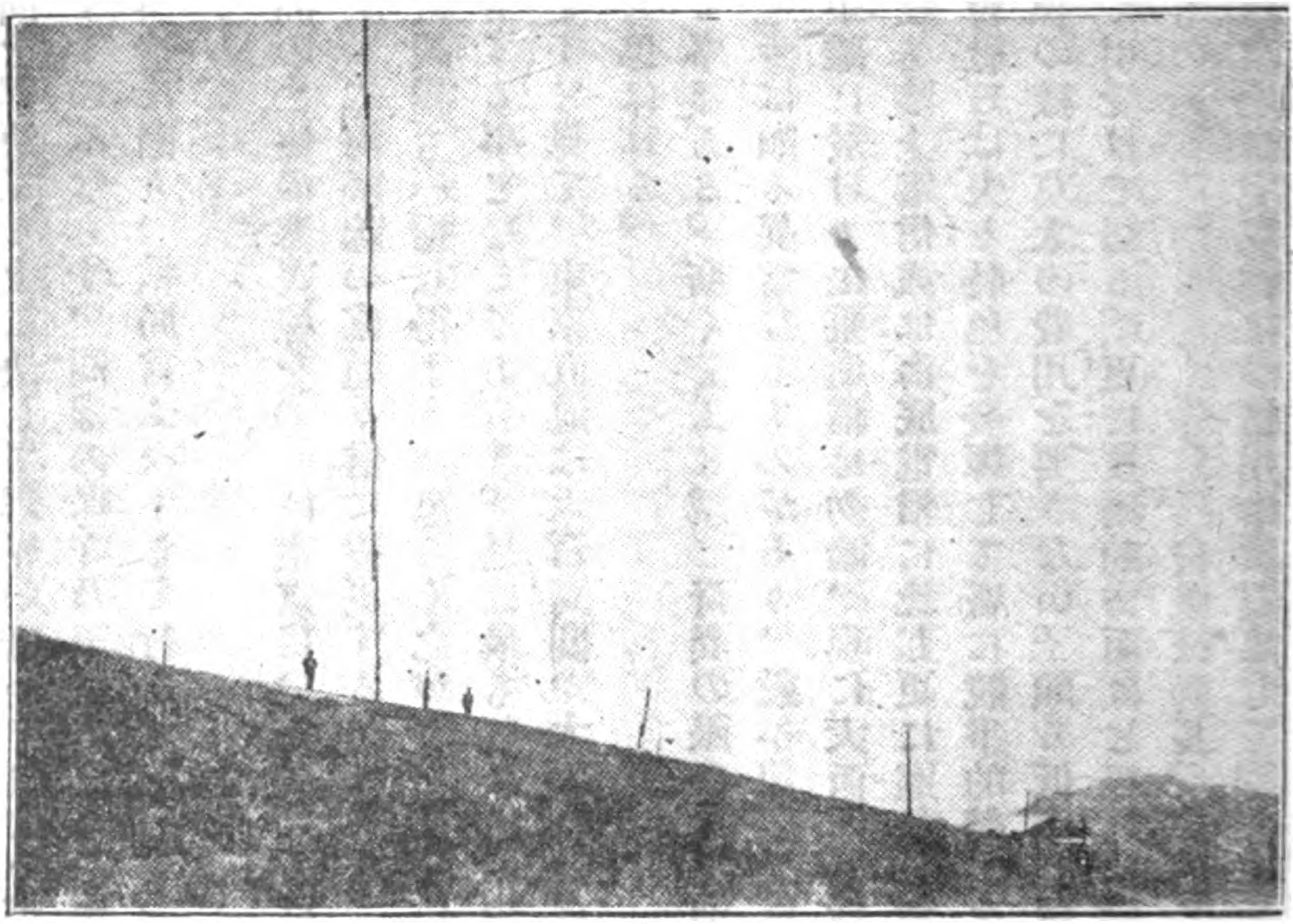

從前生蕃討伐用に設けたりし臺中州下合歡山上の無線電信所

間海底線の通信容量は、三線即ち長崎臺北、長崎淡水、淡水那覇の各線を使用して尚ほ餘裕ある事を知るからである。

然らば此經過時分を短縮するには如何にすれば可いか、是も商工會邊りからも出た論であるが、

●●第一東京及大阪に各本島發著信のみに使用する所の陸上專用線の架設を爲すと云ふことである。東京及大阪對長崎間には何れも現に四、五の電信線はあるが必しも餘裕あるものとは言ひ得ない。否な寧ろ食傷の狀態にあること、思ふ。從て是等の

經費其他不利の事情あり

臺北東京臺北大阪の二海底線の延長は經費莫大なり

● 無線電信の利用無電の進步

無線電信建設費の低廉なる事料金も低廉其技術の進步亦た頗る顯著なり

經過して居るのである。それ故眞に本島發著信にのみ專用せらるゝ陸上線が東京及大阪對長崎間に架設せらるゝならば、本問を解決する上に決して理屈が無いではないが、本施設は後にも論ずる如く比較的莫大な經費を要するのみならず、回線の保守乃至從事員の「サービス」等の關係上、嚴格に排他的專用を許さゞる事情に陷り、結局言ふべくして行ふべからず、或は行ひて效果少き案となるではないかを憂ふるのである。

●第二には現在の本島長崎間の二條の海底線を、一は東京に、他は大阪に夫々延長する事である。即ち臺北東京、臺北大阪と云ふ二海底線の直通々信に變更するのである。斯くすれば長崎に於ける中繼の手數は除かれ、遲延も誤謬も一掃し得よう。恐らく之が實現の曉には東京及大阪發の電報は一時間を出でずして本島に著する事となるであらう。是は最も望む處の理想的通信方法ではあるが、海底線一海里約四千圓を要すと見て、東京直通は六百萬圓、大阪直通は四百五十萬圓位を要し、實現は容易の業でなからうと思はれる。

●第三は無線電信を利用する事である。斯く云ふと誠に奇異の眼を以て迎へらるゝかもしれないが、近年に於ける無線電信の進步は頗る異常なるものがあり、數年前迄は單信通信より出來ない者として居たのが、現今では長距離に於ける二重通信は勿論、現に大西洋橫斷通信に於て高速度通信も行はれて居る。且つ送信速度も陸上電信或は海底電信に比し更に遜色を認めないのである。外國では無線電信會社と海底電信會社とは夫々特色を發揮して盛に競爭的營業をやつて居る。

無線電信の建設は海底線の樣に莫大の費用を要さない。頗る低廉に然も容易であるがために、料金も海底線の三分の二にて引受けて居る。更に技術的方面はと見れば、是亦た其進步發達は驚くべき長足にて頗る顯著なるものあり。即ち「マルコニ」會社技師長「ウヰガント」氏の混信空電防遏裝置の如き、或は米海軍の高速度通信完成或は受信用檢波器として「オージョンバルブ」の發明の如き、何れも從來の無線の短所を一掃する暗示たるを失はないのである。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

海電は漸次無電に蠶食さる

無電に由るべき通信の種類は至急電報、氣象報、官報及新聞電報等に限るを至當とす普通電報も高率とさせば可

無電の設置方法

無電の通信能力

海電よりも無電

如斯次第で海底線に依る通信は、無線電信通信に漸次蠶食されて來る樣な感じがする。特に最近に於ては愈々其度を加へ、數年前迄は海洋横斷通信は海底線の獨占であつたが、無線電信の進步發達は遂に之れを奪ふ樣になつて來た。將來海底電線は無用の長物として海底深く朽ちざるを得ない時代が到來せぬとも限らない。近年長距離無線電信通信の開始は屢々報道されて居るが、海底線の新設は殆んど耳にしないのである。是を以ても無線電信が海底電信に代つて世界海洋橫斷通信權を把握したと云ふ例證とも見られないことは無いのである。

偖て内臺間の通信を無線電信に依りて行ふなれば、如何なる方法を以て之を爲すべきかと云ふに先づ現在海底線を通過して居る電報の幾分を割いて無線を經由せしむるものとせば最も良法であらうと思ふ。然らば如何なる種類の電報を經由せしむるかと云ふに、先づ至急電報、氣象局報、官報及新聞電報を通過せしむるを以て至當なりと思ふ、新聞は社會公共のために最も迅速に提供せしむるの主意に於て無線電信を經由せしめたい。或る國では新聞電報をのみ送る爲に無線電信局を設置して居る處もある。其他普通電報と雖、幾分料金に等差を附して無線電信を通過せしむるも良法と思ふ。料金は速達する上に於て多少高率としても差支ない。

内臺間無線電信の設置方法は、臺灣側に於ては大阪東京兩方面送受信操業局として臺北に一局、及び發信局として大阪方面を基隆に、東京方面を宜蘭に、又東京大阪兩所に各々送受信局二局宛、即ち合計七局を建設すれば足るのである。何が故に斯く送信局と受信局を分離するかと云ふに、二重通信を行ふ上に於て技術上適當に送受兩局を分離する必要があるからである。是れで臺灣からは東京と大阪に各直通二重無線通信が可能となる譯である。而して通信能力は陸上二重通信と同量で一日六百通乃至千通の消化力を持つて居る。故に兩線にて千數百通は容易に通過し得るのである。勿論一歩進んで高速度通信方式を採用せば一日兩線にて數千通の消化は容易である。

以上述べ來りたる所を要すれば、長崎から東京大阪へ海底線を延長する事よりも、又長崎から東

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

建設費の比較

大戰後世界無線界の趨勢

獨逸のナウエン局世界一の稱ある佛領印度の大無電局

福島縣下の大無電局は世界第三位

無電の有利なる點

京及大阪へ特に陸上專用線を新設する事よりも、無線電信を利用するといふ事は實現する上に於て一番可能性を有するものと信ずる。即ち工事の容易、工費の低廉、且つ公衆に利便多き點に於て、無線電信の利用に如くものはないものと信ずるのである。

長崎より東京大阪へ各陸上專用線を新設せんとせば其經費約百五十萬圓以上を要する。然るに無線電信局の建設費は送受信局平均して一局僅かに二十五萬圓にて足るのであるから、若し臺灣側三局、東京大阪へ各二局宛新設するとしても、總額百七十五圓以下にして大規模の無線電信局が七局設置せらる丶のである。現今の場合無線電信の設置を得策とするは何人も首肯する處であらうと信ずるのである。

翻て大戰後に於ける世界無線界の趨勢を見るに、無線電信の適用範圍は擴大せられ、各國爭ふて無線電信網を張り、太西●太平兩洋に於て空間の掠奪戰行はれ、歐米●日米●日布間は勿論、各本土と植民地間、例之英濠間、和蘭東印度間、或は佛國佛領印度或は上海間の如く、一萬餘浬の連絡に成功し居るの現況である。最近の報に依れば、大戰中盛んに活動した有名なる獨逸「ナウエン」（嘗て我國船橋にも感應あるもの）局は四百「キロワット」に增電せられ、佛領印度西貢には世界一の稱ある一千「キロワット」の大無線電信局完成せりと聞く、本邦に於ても米本國と直通々信をなすために目下福島縣下に大無線電信局を建設工事中である。此の工費總額は七十八萬圓を要し、送信局を相馬郡原町に、受信局を双葉郡富岡町に建設するのであつて受信局富岡の方は既に活動して居る。此の通信距離は晝間五千浬、夜間一萬二千浬であるから、名實共に世界第三位とは下るまいと思ふ。

案ずるに無線電信は有線電信に比して天災に由り線條の切斷、漏電等の事故のために通信の杜絕する事なく且つ障碍に耐え得るの利がある。確か數年前であつた、內地に於て暴風雨のため電信線の全部は不通となつた事があつた、其の時船橋無線電信局のみは平然として通信に從事して居た。又銚子無線電信局は臨時に公衆電報の受付をして、東京芝公園內にある遞信官吏練習所無線電信實

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

無電の不利なる點

驗室と通信連絡をなし、千葉一國と東京との通信の杜絶を救ふた實例がある。海底線に一度故障が生ずれば修理に一二箇月の時日を要するは珍しくない。且つ此の間通信杜絶か、さもなくば大遲延は免かれないのである。且又修理に莫大な經費を要せざる無線電信は、其の局所々在の設備さへ完備し置けば、絶對に故障の爲め通信の杜絶を生ずる樣な憂は無いのである。

内臺間直通々信に無電を利用するを可とす

故に私は内臺間直通々信に無線電信を利用して、常には海底線の負擔を輕減して誤謬遲延を防止し、又海底線故障の場合或は一朝有事の場合に當りては、何等周章狼狽する處なく安んじて此の文明の利器を使用せんことを欲する者である。（終）

年頭の感

臺灣總督府高等商業學校長　片山秀太郎

本篇の要旨　ダルトの模倣學説による習慣的模倣の强き國家は沈滯し、發明的模倣の盛んなる國家も亦た失敗に終る、蓋し此の兩模倣は相調和融合するを可とす。我國は古來此の兩模倣性の適當に調和せられ、以て國運の伸張を來せり、當今改造乃至解放の説、頻りに我が思想界に行はるゝ折から此の社會的兩模倣性の調和に就ては大いに心すべきことなり（編者）

ダルトの模倣學説

佛蘭西の社會學者「ダルト」が模倣學説を發表してから、社會學や美學や言語學の上に著しき應用が見出された。但し社會の本質を純然たる心意現象とし、殊に模倣の如き後天的事象を以て、之を説明せんとしたのは成功とは言へない樣である。

アリストテレスの模倣論

併し模倣と言ふ事を説いたのはダルト以前に隨分澤山あつた。「アリストテレス」が藝術に關する模倣論を爲したのは、誰も克く知つて居る所である。

模倣學説の大要

玆に模倣學説の大要を摘んで見ると、元來社會の中にありて人々は他人の信念行爲態度等を往々眞似て居るものである。卽ち人々の心的交通に際して是等の事象は不知不識の間にも始終行はれて居る。是が社會の根本現象であると言ふのである。

模倣狀態

而して其行はるゝ狀態が幾何級數的に傳播するもので

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

習慣的模倣と發明的模倣
兩者の對立及融合
習慣模倣の強き國家
發明模倣の強き國家
我國に於ける兩模倣の狀態
近　の思想界に對する注意

あるとか、或は其の傳播に際しては多少の變化を受くるものであるとか、色々の原則に支配せらるゝ事を述べて居る、其中で最も價値の大なるものは、習慣的のものと發明的のものとを區別して前者は從來の慣行を其通りに模倣するのであり後者は創意を加へたる模倣である。此兩者は或場合には互に對立するけれども、遂には融合して相互に適應する樣になると言ふ所謂ダルトの模倣の法則である。余は此習慣模倣と發明模倣とを社會進化の狀況に照して吟味したが、餘程面白い事である習慣模倣が強くなると、發明模倣は退化する。此狀態に於ける國家社會は沈滯を免かれない。例へば十九世紀の末葉に於ける支那は是であつた。故に習慣模倣と發明模倣とが調和したる狀態にある事を最も希望せねばならない。發明模倣のみで失敗した例は晩近の西洋に其例が乏しくない。謹まねばならぬ事である。我國では和魂洋才といひ、採長補短といひ常に彼の長を採り我短を補ひ、國運の伸張に資して居る。所謂習慣と發明とが相倚り相援けて居る姿である。近來兎もすれば改造とか解放とか、人心を刺戟する樣な文字言句が澤山用ひらるゝけれども、國家の健全なる發達はよく上述の兩模倣性の調和にある事を、自覺したいものである。我國の思想界は、古來此經路を進んで來て少しも停滯もせず、躁急にも陷らず、完全にして圓滿なる進歩を見たのである。敢て辛酉の年次に於て一言する所以である。

工業革新の時期

日本拓殖會社專務取締役　小松吉久

本篇の要旨　經濟の國際化と共に企業合同の必要說は現に支那に於ける列國經濟戰に對する日本の立場として今や其の喫緊を感ぜしむ、「ゾムバルト」が獨逸の發展を評せし如く臺灣はより早く工業國たらんとしつゝあるが、一步を進めて母國が現に其の必要を感じつゝあると同じく臺灣も亦た企業合同を以て國際經濟に臨まざるべからず、彼の殖民地生產品制限說はあれど、母

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

國殖民地圖以外、一大經濟的競爭場を有する今日、臺灣は其の工業上何等の躊躇を要せざるべし、南洋よりは支那の富源は一葦水の眼前に在り、之と交通せんには差當り至便なる淡水港を修築するの要あり、又た淡水河沿岸は大工場たるに適し、加ふるに電力の續起するは好都合なり、但だ深慮を要するは排貨と粗製濫造となり、要は官民一致の力に依りて世界的に工業革新の實を擧ぐべきなり。（編者）

經濟の國際化と企業合同

支那に於ける列國競爭の國際化

經濟の國際化と共に企業合同の必要なることは、久しく識者の間に唱へられてあつたが、大戰後東洋特に支那の分野に於ける列國の經濟競爭は著しく之を國際化し來りたる爲め、其間に立つて優勝の地位を占めんには、勢ひ企業聯合により、結合的大經營を以て之に當らなければならぬことの必要に迫られた。然らざれば遂に落伍し、折角收め得た商權をも他の手に委ねゝばならぬやうになつて來た。實に是れ怖るべき時運の趨勢で、我が日本の如きは大いに之に鑑みねばならぬことゝ思はる。

ゾムバルトの評言

臺灣の進步

日本の工業立國

曾て「ゾムバルト」教授が十九世紀に於ける獨逸の經濟的發展を評して「獨逸は過去百年の間に於て輸出國から輸入國となり又た農業國から工業國と化し、農耕國から勞働國に移り、自然國から人工國に變した」と評せし如く、獨逸が其の國情と時代とに超越して文化尙ほ未だ洽からざりし過去に於て、能く夫れ丈けの推移を遂げたのは、全く其國民の努力に外ならぬのであるが、我が臺灣が領有漸く四半世紀許りにして早く旣に農業國から工業國に化せんとしつゝあり、農耕國から勞働國に移らんとしつゝあり、又自然國から人工國に變せんとしつゝあることは、縱し戰前の獨逸の比較にはならぬとは言へ、又た彼と此と時勢文化の相違ありとは言へ、全く我が日本魂を有する内地人の努力指導によりて克く此の建設を成したものと言はなければならぬ、然し乍ら私は本島の產業に對しては、今一段の進步を要求して止まないのである、夫れは外でもない、日本が其の國情から工業立國を可とすとの前提の下に、現時東洋に於ける經濟の國際化に處するに企業合同を以て起たざるべからざる必要あると同じく、本島に於ても同一の計劃を以て母國と相呼應して外に臨むことであ

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣企業合同の必要

殖民學者の説

母國殖民地以外の大なる經濟的競爭場

南洋よりは中南支那

つて、從前の如く臺灣は只だ單に臺灣丈けの統治問題でなく、官民一致協力して對外的に、國際的に本島の企業をして强硬なる結合的大經營を以て發足せしめたいと云ふことである、是れ私が故らに「工業革新」と云ふ大きな題目を掲げた次第である。

斯うなると、「植民學者の謂ゆる「植民地に於ては成るべく母國に生産せざるか又は生産するも植民地に供給し得る程の餘裕の無い物品、或は又た母國に於て需要する物品のみを生産するが可い、母國が植民地に供給し得べき工業品の生産は之を禁制すべきである」とのことは如何にせば可なるやと云ふに、成る程之は多少の斟酌を要するに違ひはないが、西洋の植民地に對する此の古るい政策、少くとも植民地を喰ひ物にせざる東洋の政策としては多く之を顧みるの價値は無い、既に母國領土の延長と觀るべき新領土は其の狀勢の許す限り母國と相呼應して起たざるべからざるは實に現代喫緊の事項であつて、又た母國植民地以外に大なる經濟的競場があるのであるから、此際本島産業、特に其の工業は强力なる合同を以て起ちたいと思ふのである。

田總督の烏來社蕃人に對する訓示の光景

世人は頻りに南洋々々と高唱するが、私の所見を以てすれば南洋よりも、より近く運賃も安く、而かも原料は豊富で人口の衆多なる中支南支が眼前に在るではないかと言ひたい、彼の豊富なる産物は採つて以て我が工業の原料となすべく、彼の衆多なる人口は販して以て我が生産品の顧客たらしむべし、況んや

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

交通至便の淡水港

地は一葦水を隔つるのみ、交通は至便にして運賃は至廉なるに於ておや、又た其の民は招徠して勞力を供せしむべき便あるに於ておや、故に先づ南洋よりも支那に對するとして其の交通至便の地を策するに、淡水港の最も近くして且雄大に其の河口の直ちに海港に接する至便の形勝は全臺他に其の比を見ざる所である、此處に築港の工事を施すことは第一の急務であると思ふが、其の築港調査に關する報文の公けにせられたるを見るを得ざるを以て差當り港灣としての適否を確言するを得ざるは甚だ遺憾であると思ふ。

淡水沿岸は大工場地

又淡水河沿岸の大平野は大工場地として適當なるものであらう、此の自然の形勝に據つて各種の工業に對する合同的大經營を以てしたならば、臺灣は當さに支那に對して雄視するに足るべきであらう。

工業動力としての電力

排貨の對應策

粗製濫造の防止

斯る場合に誠に嬉しいことは、臺灣電力其他の電力が著々其の經營を策して工業の動力を供給することであるが、又た心配になるのは排貨の一條である、之は外務當局の手腕を俟つと共に一方には臺灣總督のやうな方が時々對岸に往來して南方の巡閲使や督軍など、握手するやうなことも必要ではあるまいか、併し又た一方には民間企業者も國家的觀念を以て深く自重を加へ、粗製濫造の弊に陷らぬやうに努力して欲しいものである。然る場合には商工局の設置は無論必要であらう、そして商工監督官のやうな役人を置いて傍ら粗製濫造を警戒する必要もあるであらう。

官民協力

臺灣は近く工業國

各種學校卒業生の需給調節

要するに官と民と相一致協力して工業の發展に盡力したいものである、斯くして内臺民が努力して撓まなかつたならば蓋し彼の「ゾンバルト」が戰前の獨逸を評したより尙は早く或は領有半世紀にして臺灣は立派な工業國となり、勞働國となり、人工國となるかも知れない、否な夫れは確かに夫れ位になるに違ひないと思ふ、今や臺灣は教育が盛になつた結果、各種學校の年々の卒業生は實に夥しき數に上るので、其のはけ口は教育家其他當局の苦心する所で今後三四年の後には益々其の心配が增す計りであるが、幸ひに本島が大工業を以て起つに至れば夫等卒業生の需要も自然に調節せら

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

工業革新の時期

る〻ことであらう、兎に角本島の工業は島内と内地との事のみでなく今日は大いに世界の大勢に鑑みて工業革新を策すべき時期に際會して居ると思ふので玆に一片の卑見を鋪して世上有識の敎を乞はんとするのである。（終）

臺灣の敎化問題と免囚保護

法務部長　長尾景德

本篇の要旨　現代的文化の缺陷に因る内面改造として敎化問題は臺灣に於て特に其の必要あり▮其第一として敎育は國家主義に依り我國體を基礎とし我國民性を基準とすべく、之が爲には敎育家以外社會一般の共助を必要とす▮社會敎育は又た國民道德の振興に就て重要なる關係を有し宗敎亦た敎化の一方として大なる勢力を有す▮敎化は免囚保護に及ばざるべからず而して之を爲すは社會の義務たり（編者）

一

人類進化の一大原因

時の曙光が漾々たる朝霧を透して此處に今日の燦爛たる文化を築き上げた、それには過去の歷史が趣味と敎訓を以て深刻に鏤ばめて居る、其の道程を考察する者には多大の感興を唆らずに居られない、進化論者の說く處に依ると人類が他の動物と異なり生活上著しく進化を爲した一大原因は人類が器具機械を發明し使用したことである、即ち心理的實驗に萌芽して得たる處の知力に依つて其境遇を細かに觀察し了解し以て之を利用することが出來るやうになつた、その新らしい知力の外部的特徵は即ち器具機械の發明であつて之に依つて生存に供し又自然界を支配するやうになつた、一面に於て人類の知能は自己の心の内に主觀世界を見出し從つてこの主觀世界と客觀世界とを識別して種々の思想が湧き出るやうになつた、そこで此思想を他人に傳達し又は之を捕捉する爲めに言語（主觀的器具）を發明し之に依つて思想の表示聯件比較結合を可能ならしめた、斯くて人類が客觀的

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

選擇的なる人類の進化

人類の社交性を全ふするもの

主觀的器具機械を發明し使用することによつて進化の時代と方向を新らたにし生活を向上せしめた。生物の進化は境遇によつて定められると云つて居るが人類の進化は其の原動力が境遇といふ客觀的勢力よりも選擇といふ主觀的能力が强くなつて來て進化の方向が益々意識的となり一定の理想を標準として活動するやうになつた動物界の進化は境遇の力に支配され人類界の進化は多く選擇の力に支配される、故に前者は後ろより押さるゝやうな進化で必然的物質的機械的であるに反し後者は前より引つ張るやうな進化であるから意思的心靈的心理的である點に於て進化の原動力に大なる相違がある。人類歷史の大部分は社交的生活の發達に關したものであつて長い過程を經て漸く今日の文化を招致し民族的に或は國際的に結合して共同的文化生活を營まんとするのである、而して人類が社交性を全ふするには器具と言語、詳しく云へは客觀的觀察と主觀的思索によりて了解し感得したるものを具體化して一人の心は衆人の心に通じ、衆人の心は一人の心に徹して彼我の心情が疏通融和し個體の内に全體が在り全體の内に個體が依存して生活の圓滿向上を圖らなければならぬ、總ての文物制度は此處に基礎を置くものである。

臺北に於ける婦人名刺交換會

二

功利的唯物主義の基礎の上に築き上げた歐洲文明は十八世紀の啓蒙時代より戰後の今日に至るま

缺陷多き現代生活と其改造

で多くの缺陷を有しなから成熟した、近頃モンスター、（怪物）——有機體の一部分又は其の機關の缺如、過剩、置き違ひ或は歪み等の爲めに著しく畸形になつた生物——と云ふ文字を散見するか是は現代の象徵として最も適切であると感じた、所謂現代生活には分裂があり缺陷がある、本當に、より善く生きるには本能生活から意識的生活に、自然環境の全支配を脫し之を征服改造して文化の創造に參加しなければならぬ、今や文化は生活の手段でなく人生の目的となつた、そこに外面の改造と內面の改造が必要とせられる、殊に物質的豐富に比し精神的貧弱に至つて畸形の甚だしきものである、旣に先覺者は此點に著目して經濟生活の上に精神王國を樹立し、自我の內に普遍性を發揮し此處に立脚して統一的全的文化生活を營まんとして、自我內面の改造を叫んで居る、その改造されたる內面の要求によつて外面の養分を攝取し不斷に成長發達して其れが具體的に現はれ國民精神となつて文化の中心とならねばならぬ。

我國の優越せる國格と國民性

我國は明治維新の當初に於て優越なる世界文化の潮勢に壓せられて國家の運命の上に痛心すべき影響を蒙らんとした、斯うした危機を脫して一躍今日の偉大を致したのは何が爲めであらうか、第一は優越せる國格、第二は國民性を數へなければならぬ、我國が地理的、人種的傳統的に優越し二千五百八十年間他邦に類を見ざる完全な獨立を維持し萬世一系の皇室を戴くことが獨特の國格を造り上げた所以であり又今日の偉大を致した所以である。更に我國民性は歐米文化の精髓を敏活に取り入れて巧みに甄別咀嚼し其の養分を攝取して我れのものとなす能力があつた、外來の文化を日本化し之に依つて我文化を進め今日の偉大を爲した、併しながら在來の文化は槪して模倣が多く日本の文化として未だ獨創のものが無い。

歐米文化の內面的缺陷と日本の模倣

歐米の文化が長足の進步を爲したるに拘はらず總ての方面に於て行詰つた時に偶々勃發した世界戰爭が導火となつて文化の弱點と缺陷を遺憾なく暴露し一齊に改造の叫びが烽火の如く揚がり急轉直下に時勢が旋轉した。歐米文化の弱點は機械的物質的方面に於て發達し、內面的精神的方面に於て缺陷がある、日本の文化は外面的模倣に急にして之を攝取するに方り文化の中心となるべき內面の要求を閑却した。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

内面的改造としての敎化と同化

同化の可能

母國の國格を理解すべき事

國民性涵養は臺灣敎化の眼目

三

文化の中心として又改造せらるべき内面の要求として敎化問題の擡頭を見るは當然の歸結である現代的文化の缺陷に徹し、新文化の創造に參加するには先づ敎化に依つて、内面の改造を圖らなければならぬ、敎化は現代的文化の弱點を補塡する爲めに、殊に我臺灣に於ては文化を促進し同化を完成し、大和民族の矜持する善良なる臣民としての國民性を涵養する爲めに敎化の必要を絶叫しなければならぬ。由來本島人は自惚心、誇大妄想排外思想――母國人にも其の弊はあるが――極端なる利己心、偏狹、猜疑心と云ふものが傳統的に根取つて容易に脫けない、殊に國家的觀念に於て何等精錬された素質を持ち合せて居ないことは同化の促進に一つの躓となる、けれ共人情風俗を異にすると云ふことは、決して母國文化を攝取する可能性を傷けるものでない、何故ならば臺灣人が母國文化を取入れるには少しも背景を考慮し躊躇する必要がない、母國文化に驀進して速に同化の實を擧げれば可いのである、明治文化が歐米の文化を選擇吟味して之を日本化したのは、我れには國格と云ふ大なる背景がある、臣民としては何人も此の背景の力に左右される、國民性の精華はそこに發揮する、臺民としては能く我國の國格を理解し國民性を體得して母國文化を自分のものとなすことに聰明忠實でありたい、決して躊躇逡巡の必要はない。其食傷せざる程度に咀嚼攝取すれば可い、而して此等の同化を誘掖促進する機會を賦與することは母國人の義務である、當面の問題として敎化の職能を發揮すべきである。臺灣には從來背景として、崇むべき國格を持たなかつたことは今日國民性として見るべき何物も無い唯一の理由であるが、その空虛に向つて我國民性を注入することは理論上容易である、之を受け入れることによつて初めて我同胞として母國文化に均霑し文化に寄與することが出來るのであるから、臺灣の敎化は純良健全なる國民性を涵養し完成して、それによつて社會を正當に理解し得る素地を作ることから發足しなければならぬ。既に臺灣は帝國を構成する領土の一部であることを宣明せられ之を前提として今回の地方制度改正に伴ひ一種の自治制

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

教化は同化以上文化的に進まざるべからず

文化の源泉たる教育の方針

物質文化と精神文化との調和

學校教育と家庭及社會教育との協力

度を布かれ同化政策は歩一歩新境に進み光輝ある臺民の將來は事實に具體化しつゝある、幸ひにして同文同種の人種として殊に血液の關係ある史實に徵して同化政策の徹底と教化の美果は期して待つべきものがある、臺灣の教化問題は同化政策より見れば同一方向に進む手段に過ぎずと雖も教化の分野は同化の完成に止まらず進んで文化の創造に必要なる能力を賦與啓發せしむるものである。

四

教化問題として第一に考察すべきものは教育である、一般教育學者の見る處では教育の精髓は文化の源泉たり生活の創造力であるとし、優秀なる國家的文化創造の骨子であると云ふ處から「教育尊重」の聲を高調し。爲めに愼重な考量を拂ふやうになつた。既に教育が眞に國家的文化の原動力である上以はそれに依つて＝國民性及び國家の眞價眞相眞要求を認識し、國民乃至世界の文化に對して荷つて居る責任と使命を理解することにある。如何なる時代にあつても教育は境遇に適應するやうに人を造るものであるから私共の考へて居る教育方針は國家主義である、我國體を基礎とし國民性を基準として其の上に樹立し新たなる生命を賦與するものとする。即ち國家を以て最高樣式とし國家生活の完成を背景とし人生の價値を高め幸福を增進し文化の創造に貢獻することを目的とするものである。近代文化の外面が豐富になり複雜になると共に科學的教育、理化教育が偏重され遂には其の眞價を誤り淺薄低級な境地を徂徠して居る爲めに精神文化と物質文化の調和を缺いて居る。東西文化の融合とか東西思想の統一と云ふやうな大きな問題もあるが、臺灣の教育としては母國の文化を吸收し徹底して、豐富なる自己を培養し物質文化の上に更に優秀なる精神文化を造り上げ國民性を涵養して社會生活に適應し文化の創造に參加せしむることである。教育の主動力は教育者であるが其の對象たる被教育者は何時も教育者の下にあるものでない、學校教育にしても學校以外家庭及び社會に於て其の生活の大部分を營むものであるから教育上家庭及び社會の協力に待つもの多きは云ふ迄もない、故に教育の效果を全からしむるには一般者が教育の眞意を解して教育者の

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

學校教育の伸張と共に社會的共助の急要

國民道德の振興と社會教育

社會教育の機關設置以外に知識階級の自重盡瘁を要す

味方となりて教育的に共助しなければならぬ、それには文藝宗教の力を借ることは勿論であるが總ての制度施設の上にも提携協力が必要である。本島に於ける教育制度乃至教育機關及び運用等は未だ完成の域に進んで居ないが此等は教育の眞意眞價を理解し尊重の念を增すと共に伸張發展するものと思ふが、我臺民の國民思想を涵養し國民能力を扶植するには先づ學校教育から發足しなければならぬ、それには機關の增設教育者の優遇卒業生の指導開發其の他社會的共助が必要である。想ふに外面の文化を充實することに急にして内面の充實改造は閑却され易い、殖產興業の如きは假令一年や二年施設が後れても多衆が打棄置かない、之に反し教化問題の如きは消極的であり内面的である爲めに閑却される、對症療法を怠れば必ず慢性病となる、一日閑却すれば其に增す幾倍かの惡影響を蒙らねばならぬ。玄關前の體裁よりも流し下の掃除が大切である。

五

國民道德の振興と社會教育とは教化上重要な問題である、國民道德は申す迄もなく國民性を基礎として發達した獨特の道德と云つて可いが、本島の如きは歷史、境遇、地位等の關係上基礎となるべき國民性から築き上げなければならぬために學校教育ばかりが如何に完全に如何に努力しても社會が之に呼應し、眞面目に理解して教育を共助するでなければ國民道德の振興培養は至難である、教育は他の力の提携共助によつて效果を奏することは已に述べた處であるが社會教育の力は最も重要缺くべからざるものである。社會教育の機關としては青年團、圖書館の設置を嘖々して居るが其れよりも寧ろ社會教育を蠹毒する或るものを取除くことも當面の急務である、例へば富豪、政治家其の他上流知識階級にある人々にして青年の崇拜憧憬の標的となるもの、品性德義が大に師表となるべき筈なるに却つて其の階級から不良な影響を受け學校教育の根底を浮動破壞することである此等は上流生活にあるもの、最も心すべき事柄で殊に母國人は優越なる文化の持主として臺民の標的である以上は充分自重して社會教育に盡瘁すべきものであらう。近時同風會其の他の團體に依り或は

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

社會進歩の原動力たるべき文藝

言文集會等の機會に於て社會教育上有力なる共助を爲しつゝあるが此種の機會をより多く與へ先覺者は宜しく指導の任に當られたいと思ふ。尙は教育と提携して文藝の價値如何と云ふ問題があるが、在來は教育と文藝は多く交渉を持たなかつた、寧ろ分離し矛盾して不健全な關係であつた、文藝は時代の人の魂を覺醒し生命を踴躍し淸新の氣分を吹き込んで創造建設の力を獲得させると云ふ點に於て教育と調和し互助せねばならぬと主張するものがある、成程文藝が生活の原動力として創造的生命あることは事實である、果して之に依つて人格を完成し社會進歩の原動力となるに於ては廣義の教育として誠意ある理解を得るであらう。

六

教化に必要なる宗教

教化問題として見逃すべからざるものに宗教がある、宗教は各自人格生命の根本から出づる流露であり、內面的第一義の要求である、外から强ゆるものでなく自發的に自我を創造する根本生命である、故に宗教は何故に必要なるかを問ふ人あらば其の人は生命は何故に必要なるかを知らざる人である、人は神を信ぜずと言ふと雖も神域を脫することは出來ない宗教は全人を作り上げる爲には無くてならぬものである。

教育宗教分離の理由

現行制度に於ては教育と宗教は分離して居る、一部の宗教家は之を以て宗教の無視であるとし人格的信念の破壞であると論ずるのであるが、私共をして言はしむれば信教の自由は憲法の保障する處であるから、其の自由を根本的平等的に尊重する爲めには分離の止むを得ざるものがある、之に依つて宗教を絕對に尊重し教育の尊嚴を重んずる所以である、社會は教育と相倚り宗教と相俟つて鼎立すべきものである。

新時代の宗教

近代宗教の特徵は個人性を醇化して社會的結合の內に信仰生活を擴張充實し精神的結合の力によつて社會性を陶冶し、社會的氣運を動かし以て實生活の價値を高め意義を發揮するものである。即ち社會的勢力ある宗教、團結力と感化力ある宗教の要求である故に新時代の宗教は個人の價値を認め權威あり統一ある精神團結の王國として社會的に完成されなければならぬ。本島に於ては領臺以前より儒教、道教及佛教あり、領臺後に於て內地よ

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

本島人に對する心靈開拓の使命

り傳來したる神道及佛教あり、其の他領臺前後に渉り歐米人及内地人によつて傳へたる基督教がある。本島在來の宗教に付ては未だ其の内容を知悉しないが恐らく新時代の要求する宗教としては無力なものであらう。只祭政一致を規範とし禮樂を以て治國の要訣となした傳統の遺物であつて宗教として不純蒙昧を極めて居る、然れ共怖るべき迷信の力が今尚ほ臺民の頭を支配し實勢力を持つて居ることは何人も容易に看取する處である。此等の迷夢から呼び醒まし心靈を開拓して眞の宗教を建設することは非常の努力を要することで又教役者としては最も尊き使命である。

七

心的改造論者と教化問題の優越なる主張

教化と免囚保護問題

現實のパン問題と政治問題とが唯一の重要なる事實として、その物的社會の缺陷を捉へて之を補填し改造することのみが急務と心得、此の眼前の事實以外のことを考へる遑なしとして居るものを總稱して物的改造論者と云ふ。之に相對して居るものは心的改造論者であつて其の主張は物的改造は所謂改造事業の全部にあらず、心的方面の缺陷を等閑に附することは文化生活の缺陷を致す一原因であるから文化の大勢に順應して物的改造と共に心的改造を重要視し高潮せんとするものであつて頻りに『物的改造より心的改造へ』と叫びつゝ曉の鐘を撞いて居る。教化問題の優越なる主張は自己内面の改造と相俟ちて一層の光彩を放つことゝなる。免囚保護問題は必ずしも教化問題の對象物でなく、又それを目的として居るものでない。併しながら教化の徹底した曉は必然の結果として免囚の保護と云ふ締結を見るであらう。今一つ突込んで云へば免囚の前身たる犯罪者を作り出さぬことになるかも知れない、そこ迄飛び放れたことでなく切迫した事實問題として社會は免囚に對して理解を持たなければならぬ。免囚は刑餘の人であつても社會の一員たる人格者である以上は其の個性を無視せず何處までも圓滿健全なる人間關係を持つことである、それには「愛」と「相互扶助」に依る外はない。社會問題を解決するに方り外見上理論と實行が如何に整つて居ても善意に基かざるものは根底の力がない、さらば善とは何ぞやと云ふ面倒な問題を惹き起すが哲學上の考察はさて措

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

善意とは愛と相互扶助とを以て人に接するの意思なり

善意の普及

臺灣の免囚は每年三千人

社會事業としての免囚保護

免囚保護は社會共同の負擔

免囚保護は敎化の體現

て善意とは愛と相互扶助を以て人に接する意志であると假定して見れば免囚に對しても矢張り善意を以て理解し底力ある措置を取つて貰ひたい。我に光風霽月善意を以て臨めば彼れも亦之を迎ふるに明鏡止水を以てし、そこに善意が感應透徹して麗はしき人間關係を健全ならしむることになる。英國の女王エリザベス、フライ（一七八一——一八四五）は其の全生涯を囚人慰藉の爲めに投じたことは有名な史實であるが曾て囚人に對して本人の犯罪事實を尋ねなかつた、——囚人に其の罪を尋ねて更に恥辱を與ふることの非道なるを暗示す、——「吾等お互は誰しも罪を持つて居る身體ですから…」と言ふのであつた。善に對して惡を以て酬ゆるは禽獸の爲す處で惡に對して善を以て酬ゆることは何者の爲す處であらうか。善意の普及は惡に對しても善を以て報復しなければならぬ。免囚保護はそんな廻り遠い理窟で逐ひ詰めて居る遑が無い。それ程切迫した事實である、臺灣計りで保護しなければならぬ免囚が每年三千人宛ある、それ等の人々は社會的保護が徹底しない爲めに累犯者となりて社會を害し再び獄裡に繋がるゝことになつて居る、犯罪責任は大部分社會が負ふべきもので之を防遏すべく免囚を保護することは社會の義務であるとするものである。免囚保護が社會事業として重きを置かれ刑事政策として高價に取扱はれつゝあることは當然の歸趨である。免囚と保護事業の內容を詳悉するには犯罪原因刑罰の根據、目的、效果等說明すべき夥多の項目を剩して居るが紙面の許さゞる處であるから之を省略して、短的に之を考察すると。社會は犯罪の苗床なるが故に共同の責任を免かれず、從つて犯罪を防遏するは社會共同の義務である、而し免囚保護事業は犯罪防遏機關なるが故に社會共同の負擔に歸すべきものである。

　臺灣の敎化問題として見たる免囚保護は頗る狹少の範圍に屬するものであるが現代的文化の畸形を整齊し、人間關係を健全にし最善の生活を規範とするものに取つて、免囚を理解し之を保護することは、正に敎化の體現であつて、又文化運動として最善の努力である。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

植民省の設置及其組織に就て

農學博士 東郷實

本篇の要旨 殖民省設置の必要は現今我國一般の認むる所にして海外の重なる殖民國には皆な其の施設あらざるはなし‖日本に殖民省設置の必要なる理由凡そ四あり‖殖民省の組織は一面に研究機關として殖民博物館、殖民圖書館、殖民化學研究室の三者を併置するを可とす‖外國の殖民省には皆な是等の施設あり‖是等の研究機關を必要とする理由‖科學者重用の必要‖殖民的私立團體統一の必要

一

殖民省設置說の未だ實現せられざるは遺憾なり

植民省不必要說の理由なきこと

最近二十五年間に於て著大ある植民的發展を遂げたる我が日本が、其の植民地經營に就て、中央機關の設置を必要とすることは復た言を須たざる所で、世上既に有識の定論もあり、帝國議會に於ても亦た既に其の必要を公認したることは世人の熟知せる所である。故に植民省の設置は最早や議論の餘地なき所である。然るに今尙ほ之が實現を見るに至らざるは甚だ遺憾に堪えざる次第なるが最近復た新聞紙上に拓植務省の設置を唱ふるあり、或は又た農商務省を分割して新たに農務、商工の二省を置かんとするの議あるを報じて居る。農務、商工二省の獨立は國運の伸展に伴ひ、益々複雜を極めつゝある我國の產業政策を遺憾なく處理せんが爲めには、必要避くべからざるものであるのみならず、拓植務省の新設よりは農商務省分割の方が實現せられ易いやうに思はるゝのであるが、然し自分としては此際植民地經營の中央機關として是非とも植民省の設置を實現したいと思ふのである。

之を海外の實例に徵するも、重もなる植民國は何れも植民地經營の中央機關として、植民省を有し、盛んに切實至便なる手段を執つて著るしく其の效果を擧げて居るのである。然るに世人動もすれば、西洋の植民地は孰れも其の本國を距ること頗る遠く、總督長官が事每に本國に出頭して折衝

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

の勢を執ることの便宜を缺くが爲に、植民省を置いて便宜の處置を講ぜしむるの必要を生ずるのである。然るに日本の植民地は比較的近距離の位置に在り、其の統治の方法も亦た外國と異つて居るのであるから、態々中央機關として植民省を置くの必要は無いと論ずるのであるが、然し距離の遠近は必ずしも植民省の要不要の理由にはならぬばかりでなく、外國の植民地とて必ずしも遠隔の場所のみに限られてない。ツイ眼と鼻の間にある亞弗利加の植民地のやうなのが澤山にあり、統治の方法とても其の精神は兎に角、大體の形式に至つては格別の相違は無いのであるから、是等を論據としては植民省設置を否認するの理由とはならないのである。然らば則ち今日植民省新置に就ては最早や首を捻るやうな餘地は無いと謂うて可なるものであるが、自分は之が新設を主張するに就ては更に二三の理由を擧げて見たいと思ふ。

二

第一に、我國は植民國としては極めて立ち後れた狀態に在る譯であるが、夫れでも尙且つ臺灣、朝鮮、樺太等多くの新領土を有して居るので、之を臺灣領有以前の日本に比較すると、其の面積に於て七六「ペルセント」餘を增加し、新領土の面積は實に日本總面積の四三「ペルセント」を占めて居り、且つ人口に於て二千萬以上の民衆を增加し、是等新領土の民衆は實に日本總人口の約四分の一を占めて居る。其の上に關東州とか、靑島とか、乃至南洋の舊獨逸領の委任統治の分の如き、我が勢力範圍に在るものを悉く加算して見たならば、我國の植民地經營なるものは、存外複雜で又た重大なるべきは洵に明瞭なる次第である。事情斯の如くなるにも拘はらず、此の廣大にして多衆なる植民地を代表し、常に閣議に參列して植民地の爲に盡瘁すべき所の國務大臣が居らぬといふことは、果して我が植民國の爲に策の得たるものであらう乎、是に於て植民大臣の存在を必要とすることは恐らく何人も異論の無い所であると思ふのである。

第二に、敍上の植民地は、同じく我國の植民地ではあるが、其の歷史、氣候、風土、言語、習慣等

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

幾多の自然的及人爲的要素に於て夫々事情を異にして居る。隨つて之に對する施設經營の方策等も自然相異るべき必要があり、又た一方に日本全體から大觀して我國の産業、交通其他各般の政策遂行上、何うしても是等植民地と母國との間に確實なる聯絡を取るにあらざれば、國策上遺憾を感ずることが少くないのである。然るに今日我國に於ける諸般の政策が兎角、植民地を眼中に置かずして案出せらるゝことが往々にして存するのは甚だ以て遺憾に感せらるゝのである。故に是等の缺點を除却せんが爲めには、ドーしても中央に各植民地と本國とを打つて一丸と爲した、大なる國策を樹立するに盡すべき一省の存在を必要とすることを痛切に感せしむるのである。或は夫等のことは農商務省なり、又は鐵道、遞信なりの諸省がそれ〳〵其所管事務を分擔してやつても可いではないか、といふ説もあらうが、本國と各種の事情を異にせる植民地のことは、是等各省の片手間では到底遺憾なきを期することは出來ない。さればと云つて現在の拓殖局は此大目的を遂行するには餘りに其規模が狹小である、故に植民地のことは是非とも之を綜合統一して其の利害を代表すべき獨立の一省の存在を必要とせねばならない。

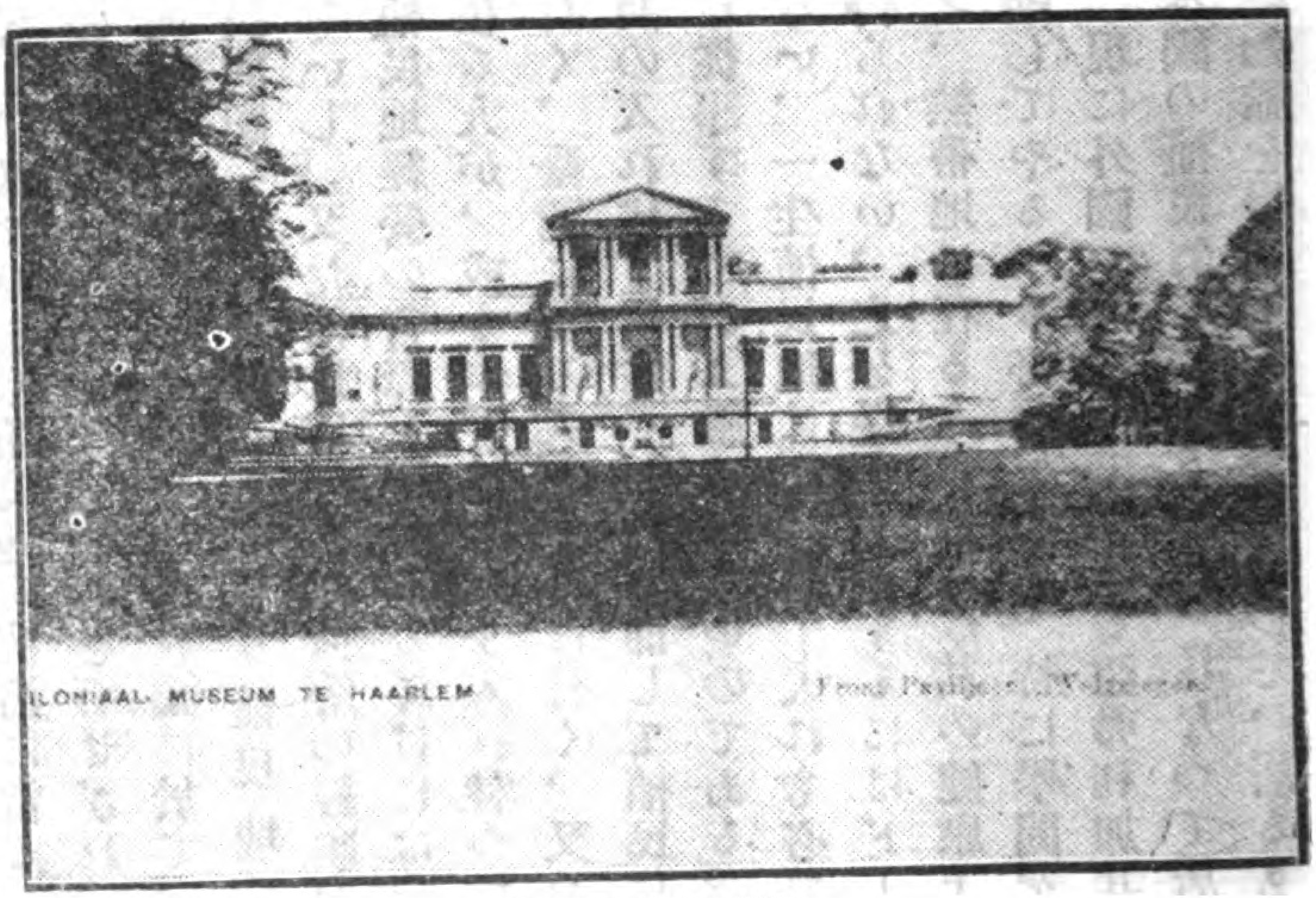

和蘭の植民博物館

第三に、我國では中央でも又た植民地でも、植民行政に從事する人の植民的經驗が洵に淺薄で、至つて其の知識に乏しいのである。隨つて植民地で立案計劃したものが、中央で其の理解を得ない爲

に殘念ながら成立するに至らない。又た中央で主張する意見が植民地の實際に適合しない場合がないとも限らない。故に之が施設を適切ならしめんが爲めには、植民地の經營に參與する役人が植民地の事情に精通するを必要とし、又た親しく植民地の統治に當るものが植民政策に關する知識を充分に有し、且つ植民地經營の實際に就て正確なる理解を有せざれば、往々にして事を誤るのであるが、不幸にして此點は植民政治に長き經驗を有せざる我國に於て、非常に缺けて居ることを否定する譯けに行かぬ。內地で植民問題を議するにしても一寸植民地を飛脚旅行して見て來た位ひの知識では何等の權威を價ひしないし、又た植民地經營に何等の經驗を有せざるものが俄かに植民地官吏となつて來た所が直ちに植民地經營の實際を會得する譯けには行かぬ。

中央と殖民地と官吏の交代

故に是等の缺點を補ふには中央に居る人、植民地に在る人が、或る年限間絕えず入れ替つて行くといふことが必要である。卽ち朝鮮に在る人が中央に行く、臺灣に在る人が中央に行く、又た中央から各植民地に來ることも必要であるし、又各植民地間の入れ代りも妙である。而して植民に關する知識と經驗とを有する人々が常に植民地經營のことに從事するといふ風に仕たいのである。又た一面から言へば、植民地に在る人が容易に中央に戾れない、一生植民地に居る——夫れも必要ではあるが——とすると、結局植民地には優秀なる人才を得られない、之を得やうとするにはドーしても再び中央に歸れる機會を造つてやる必要がある。

健康の恢復と腦力の清新

加之、熱帶地に在る人の爲には其の健康上又た其の頭腦の働きから言うても、氣候の好い本國に時々歸してやるべき必要がある。特に學問を基礎とする技術者に取りては最も其必要を感ずるのである。現に外國の例に就て見るも亞弗利加其他の熱帶植民地に在る官吏は、或一定の年限を經過すれば本國の植民省に這入ることになつて居る。殊に戰前獨逸等では、さうした役人が公務の餘暇新しい知識を得る爲に大學に通つて、居るものが少くなかつたので、自分は伯林大學在學中、ケブナー教授の植民政策に關する講義の聽講中、さういふ若い官吏に幾らも出會つたことがある。所が日本には斯ういふ方便が全然缺けて居る。拓殖局はあつても小さいから人の

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

交換も充分に望まれない。又た健康の恢復とか、腦力の清新とかいふことも容易に其の機會を得られない。内地府縣や各省の役人が突然事情の異つた植民地に轉じても過去の經驗を充分に利用することの出來ない缺點があるし又植民地の官吏が内地の府縣其他へ轉じても折角植民地經營に得たる知識は之れを施すに途なきに至るのは實に遺憾である、斯くて植民政策の徹底を望んでも得べきでない。故に中央に植民省を設けて隨時役人の入れ替を行ふことにすれば、總てが植民地の事情に通じ、植民地經營の何物たるかを解し又た其他叙上の種々な缺點も補はれて甚だ都合が好いと思ふ。

第四に、現今我國に於ける一般國民の植民思想は極めて幼稚であるのみならず、政治家も、學者も、實業家も、植民地に對し正當なる理解を有するものは甚だ少い。從つて植民問題に對する批判の如き常に其當を得ざるものがある、故に今日の急務は普く植民地の事情を紹介し、國民上下を通じて植民思想の普及を期せんが爲め、一大「プロパカンダ」を行ふにある。更に我國の人口問題、食糧移民問題等を解決し、國運の伸長を永遠ならしめんが爲めには、單に植民地經營に盡瘁するのみならず、海外發展の策を確立し現今各地に於て、幾多の難關に遭遇しつゝある所の諸問題を處理し、我日本民族の海外に於ける平和的發展に努力する所がなくてはならぬ。而して此二大使命を全ふせんが爲めにも、自分は植民省の設置を主張するのである。

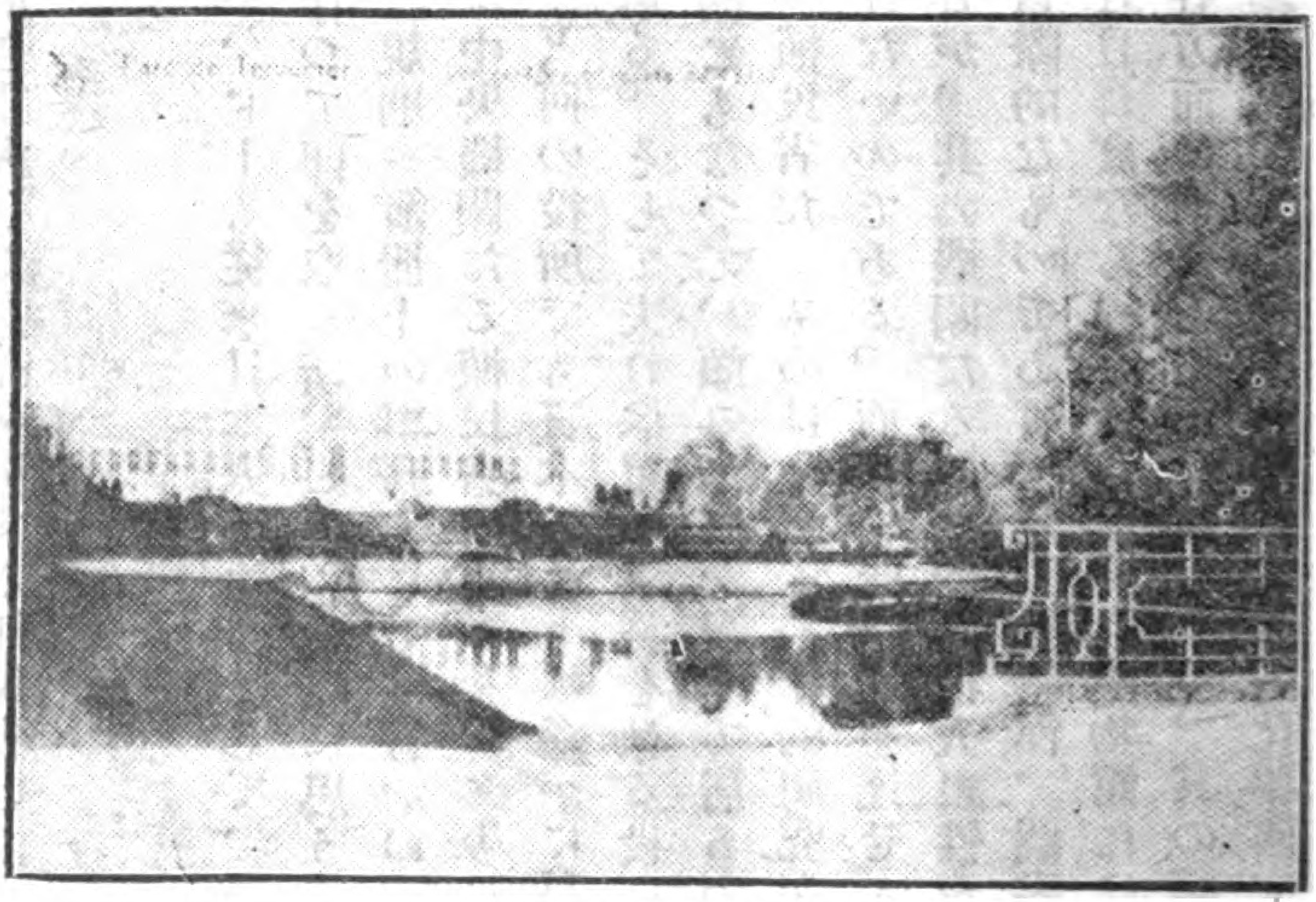

白耳義の植民博物館

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

植民省の組織

科學的研究を基礎とし博物館、圖書館、化學研究室の三者を併合したるものなる事

外國の例

以上述べた所が遺憾無く遂行せらるゝに及んで初めて植民地經營も完全に行はれ、又た植民地と本國と打つて一丸とした大なる政策も徹底的に行はれ、且つ我國の海外發展も確實に實現せらるゝ譯である。故に自分は斯の如き重大なる意義を有する植民省の設立が速かに斷行せられんことを切望して息まざるものである。

三

次は植民省の組織であるが、ドーも從來日本人の通弊として、役所といふ所は單に書類の上の事務を執る所、色々の議案を作つて印を取る所、といふやうに思うて居るが之れが非常な間違ひである。殊に植民地の經營は單に規則や簿冊上の事務丈けでは行かぬ。常に科學の上に其の基礎を置くの必要があるので、夫れには中央機關たる植民省の組織を、多少日本在來の各省と其の趣を異にしたいと思ふ。外國の例に觀るも、何の役所でも日本のよりは遙かに科學的であるが、特に米國の農務省の如きは一頭地を抽いて居る。そして夫れは單に事務を執る役所である計りでなく、同時に夫れが研究機關となり、調査機關ともなつて、頗る偉觀を呈して居るので、到底日本のとは比較にならない。が夫れ程でなくとも、植民省たるものは須らく科學的研究を基礎として植民地統治に資することの出來得る組織に是非仕たいのである。而して此目的を達せんが爲めには省內に完全なる調査機關を設置するの必要があるが、其の機關たるや、所謂役人根性を離れ、俗務的精神を排除した所の、科學的にして、同時に實際的なものであり、且つ博物館、圖書館及「ラボラトリー」化學研究室の三者を併有したるものでなければならぬ。而して其の博物館には植民地の動植物其他の物產を初め、人類學的、歷史的其他各方面の植民地研究材料を集め、其の圖書館には內外植民地經營に關する著述印刷物、其他各般の參考書類等を網羅し、又た其の化學研究室には植民地の物產に關する實驗的研究を行ふに要する諸般の設備を必要とするのは勿論である。

之を外國の例に見るも、各國各々是等に就て立派な設備を爲して居る。英國の「インペリアル、イ

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

植民政策は學問に其基礎を置くべき事

ンスチチユート」の如き、又た佛蘭西、獨逸、和蘭、白耳義等の「コロニアル、ミユーゼアム」の如き洵に完備したものである。殊に其の内容には色々異つた特色もあるが、英の「インペリアル、インスチチユート」の如きは、各種の物產や印刷物を集むると共に化學實驗室を有し、一見如何に英國植民地が各種の物產に豐富なるかを知らしめ、觀る者をして海外發展に勇躍せしむる如く、人の心を唆るやうな狀態に出來て居る。又英國植民省の圖書室が萬卷の書を藏するを見て自分は羨望の念に堪えなかつたこともある。而して外國では是等の機關は必ずしも統一されては居ないが、日本の現狀からは寧ろ植民省に完全なる調査機關を置き、此の三者を併置することゝし、植民省自ら調査研究を遂げて政策を確立する、又た植民地在住の技術者は必要な場合には内地に來つて其所で研究を試みる、民間の起業家も研究家も其所で調査研究するといふ風に仕たら非常に都合が好いと思ふので、之は植民省設置と同時に其の組織上極めて重要なる事項であると思ふ。

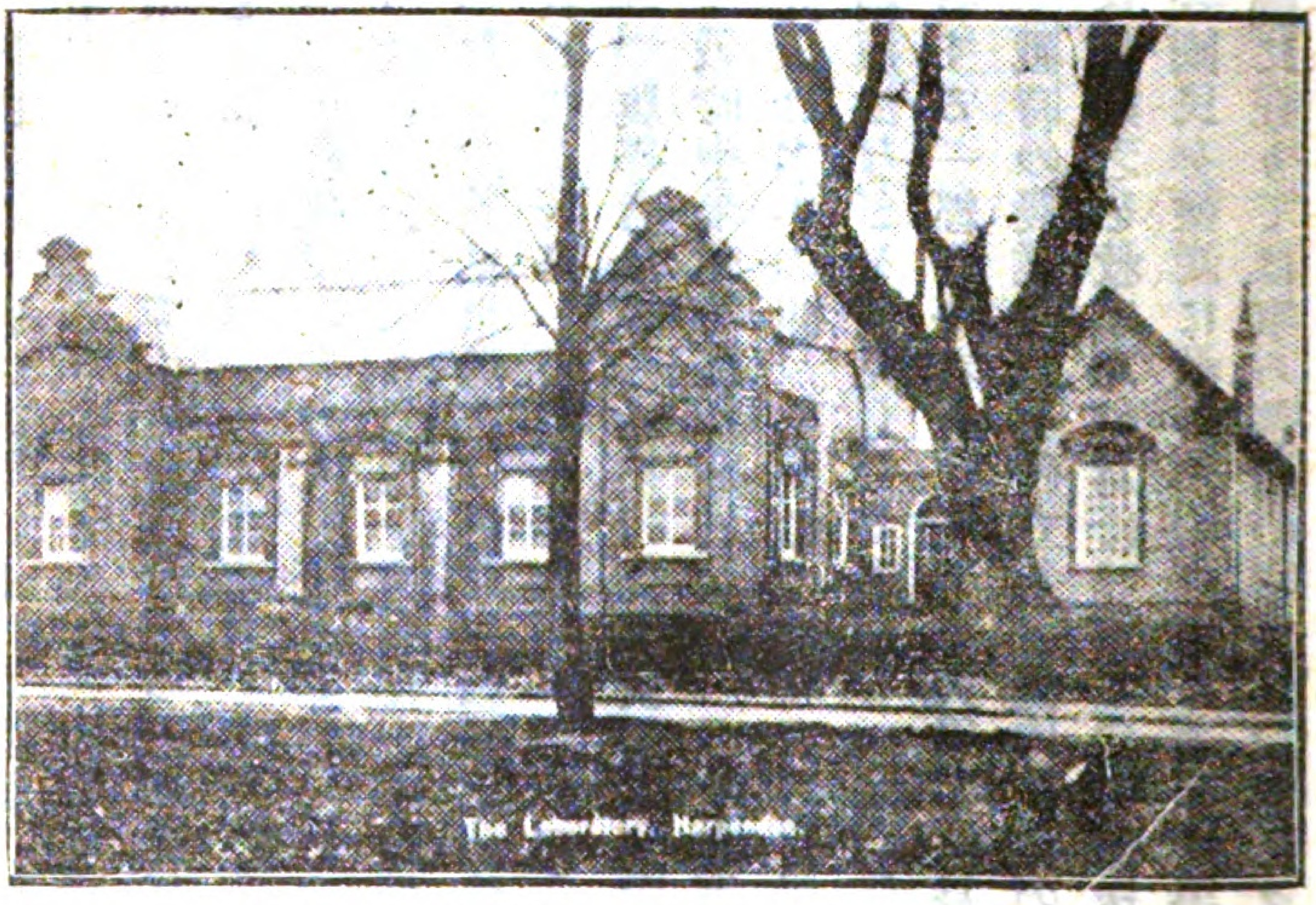

ローザムステツト農事試驗場

世人或は研究ならば他に其の機關がある、と言うかも知らぬが夫れは大間違ひで、幾多の異りたる民族、風土產物を有する植民地に對して適切なる政策を遂行せんとするにはドーしてもサイエンス……學問に其基礎を置くことが必要である。植民政策の基礎は生物學であり、異民族統治策の根底は民族心理學に在る、然るに日本人は前述べたやうに、役所の事務は書類と

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

戰時化學者擧用の例 英のホール氏

規則といふ風に囚はれ、隨つて形式に流れる弊が多いが、自分は植民地の經營に就ては特に「科學者の尊重」が必要なりと信ずるものであつて、一卷の「法令全書」よりも一本の「試驗管」又は一臺の檢微鏡が寧ろ尊重すべき理由ありと思ふのである。之に就て面白いのは、其の活きた事例が今度の大戰に於て現に英米に於て看取せらるゝことである。卽ち英國が戰時其の荒廢せる內國の農業を恢復して大いに農業振興策を樹てんとするに當り、先づ其の局に當るべき主腦者として擧用したるは、ホール(A. D. Hall)といふ一ケミスト……化學者であた。此人はローザムステットの農事試驗場長を勤めて居たこともある農藝化學の一老大家であるが、此一技術者を抽いて農務省のセクレタリー……日本で云へば先づ次官と云ふべき位地を與へた。そして此の人が主として例の有名な戰時農業政策を立てたのであつたが、其結果發布された、穀物生產條令(Corn production Act. 1917.)を見ても、又彼が戰時中發表したる著書「戰後の農業」(Agriculture after the War. 1916.)を讀んで見ても、總て彼が化學者たり、農學者たるの結果、農業技術の實際に精通せる爲に其政策も頗る適切なるものである。

米のハウストン氏

今一つは戰時中米國の農務卿として、あの大策實行の任に當つたハウストン氏(D. F. Houston)である。此人は多年の間、華盛頓の農務省の化學實驗室に在つて靜かに化學の研究に沒頭し、豚コレラの血精療法などを發見したる溫良な一生理化學者であり、且つ土地生產に關し該博な智識と、經驗とを有する一經濟學者でテキサス大學の總長をしたこともあるのであるが、擢んでられて農務卿となり、戰時の農業政策を確立し、國內農產の增殖に努力し優良なる成績を擧げしのみならず、歐羅巴の食料窮乏を救はんが爲に、彼の食料輸送の大政策を樹て、苦辛慘憺の結果、之を完全に遂行して聯合國民を塗炭に救つたのは實に著聞の事實である。

一藝一能の士は皆な之を擧用す

數へ來れは此種の科學者、技術者の擧用は彼の國に在りては寧ろ普通の事實で、アングロ、サクサンが世界に偉大を成す所以は一に此に在りて存し、苟も一藝一能ある士は、其の法律家たると科學者たると、將又た何種の學派に屬する人たるとを問はず、皆な擧げて之を用ふる其の雅量に至ては實に嘆賞に値する

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

法科萬能に對する外人の批評

のである。自分は將來設置さるべき我が植民省は植民地經營の基礎を科學の上に置き、科學者を重用して永遠の植民政策を樹つることに仕たいと思ふ。結局其所まで徹底しなければ日本の植民地經營は到底健實なるを得ないのである。先年自分は外國の或る經濟學者に逢つた時。偶然其の所感を聽いたことがある。其人は東大の法科大學生に四年間ばかり經濟の講義を仕て居たのであるが其の言に、「日本は法科萬能で誠に結構である。併し日本が法科萬能である間は、迚も歐米の列强と肩を並べて發展することは出來ない。日本が眞に世界的發展を期せんと欲せば、大いに他の科學者を重用するの途を開かなければならぬ」といふたので、誠に適切な批評だと思うた次第である。自分は科學的植民政策の確立を主張するに當り他山の石として、玆に此一言を附加して置く。

四

植民的團體統一の必要

今一つ序に述べたいのは、植民省設置と共に植民地經營又は海外發展を目的とする各種團體の統一のことである。現今是等の團體として著名なるは、東洋協會、南洋協會、日本移民協會の如き、其他何會〳〵と其の種類は頗ぶる多いが、出來ることならば之を統一して一大團體を作りたい。

獨逸植民協會

獨逸でも帝國統一の前後、海外發展を期する爲めに多數の團體が出來たが結局之を統一して「獨逸植民協會」が出來、皇族を總裁に仰いで戰前迄植民地經營に關し多大の貢獻を爲して居た、殊に同協會には植民地經濟調查部を設け、有益な調查研究の發表も行はれ、又た協會自から植民地に對して經濟的施設も爲して居た。箇樣な有力有益なものを作るには、ドーしても小を打つて一丸とするのが今日の急務である。故に我國に於ても此際各種の團體を合同して一の大なる「植民協會」を組織し權威ある活動機關にしたいものである。而して斯ういふ團體は成るべく植民省附屬の調查機關の建物の中に其の事務所を置いて、政府と協力の途を執ることが日本としては最も必要である。現に倫敦の「インペリアル、インスチチユート」の中には此種の團體の事務所が置かれてあつて、萬事非常に便利に進捗して居るのである。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

自分は植民省の仕事の根底を科學の上に置いて、其の政策を科學的に確立することが日本の植民地經營上最も適切な方法であり、且つ最も日本民族發展の上に必要重大なる事柄であると信ずるが故に、敢て愚見の一端を述べて世の識者に敎を乞ふ次第である。（終）

▲正誤　本誌前號東郷博士の「植民政策の批判に就て」の文中第二十二頁下段第一行の「自信を有する學者」は「自信を有する學究」の誤に付訂正す

憲法上の解釋として六三問題を論ず

鎌田正威

本篇の要旨　六三問題の稱呼は明治二十九年法律第六十三號の效力如何の問題に由りて來る、後ち明治三十九年法律第三十一號を以て改正せられたりしも、六三問題の稱呼は依然として今日尙ほ慣用せらる、該法律は委任立法の內容を有するも形式に於て他の法律と異る所なし、其の果して憲法上有效なるべきやに就ては、法律作成の權限を法律を以て附與することは固と憲法に規定なき所にして、過渡期に在る臺灣は法制制度亦た自から特殊の形式內容に依らざるべからざること恰も憲法第三十一條の事變の場合に該當するを以て、從て六三法律の如きも同條の規定により天皇大權の發動に俟つべく、法律を以て之を規定したるは憲法違犯なりと謂はざるべからず、即ち新領統治に關する憲法の關係は非常作用又は臨變作用に基くは勿論、憲法以上の作用も當然行はるべきを原則とし「憲法第三十一條以外尙ほ他の條項にして臺灣に行はるゝものあるも豫算の如きは臺灣の過渡期に在る間は議會の協贊を經べきものに非ずとするを至當とす」此精神によりて新領統治の根本法を定めざるべからず（根本法の要旨は之を略す）要するに過渡期に在る間臺灣に特殊統治制度を採用すべきことは憲法上之を認め實際上亦た其の必要を認むる所、之によりて初めて臺灣の進步發達を期し得べきものたり　（編者）

六三問題即ち委任立法問題

一　六三問題は憲法上の問題なり

世に所謂六三問題とは一に委任立法問題とも云ふべきものにして、明治二十八年四月十七日下の關條約に依りて臺灣が我版圖に歸するや、百事草創に屬し、臺灣の遺習慣例は到底內地と同一の法令

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

明治二十九年法律第六十三號

明治三十九年法律第三十一號

を以て律すべからざる事情の存するにより、明治二十九年法律第六十三號を以て左の法令公布せられたるに始まる。

臺灣に施行すべき法令に關する件

第一條　臺灣總督は其の管轄區域内に法律の效力を有する命令を發することを得

第二條　前條の命令は臺灣總督府評議會の議決を取り拓殖務大臣を經て勅裁を請ふべし

臺灣總督府評議會の組織は勅令を以て定む

第三條　臨時緊急を要する場合に於て臺灣總督は前條第一項の手續を經ずして直に第一條の命令を發することを得

第四條　前條に依り發したる命令は發布後直に勅裁を請ひ且之を臺灣總督府評議會に報告すべし

勅裁を得ざるときは總督は直に其の命令の將來に向て效力なきことを公布すべし

第五條　現行の法律又は將來發布する法律にして其の全部又は一部を臺灣に施行するを要するものは勅令を以て之を定む

第六條　此の法律は施行の日より滿三箇年を經たるときは其の效力を失ふものとす

右法律の有效期限は明治三十二年、明治三十五年及明治三十八年の法律を以て逐次延期せられ、明治三十九年法律第三十一號を以て左の法律を公布せらる。

臺灣に施行すべき法令に關する件

第一條　臺灣に於ては法律を要する事項は臺灣總督の命令を以て之を規定することを得

第二條　前條の命令は主務大臣を經て勅裁を請ふべし

第三條　臨時緊急を要する場合に於て臺灣總督は直に第一條の命令を發することを得

前項の命令は發布後直に勅裁を請ふべし若し勅裁を得ざるときは臺灣總督は直に其の命令の將來に向て效力なきことを公布すべし

第四條　法律の全部又は一部を臺灣に施行するを要するものは勅令を以て之を定む

第五條　第一條の命令は第四條に依り臺灣に施行したる法律に對し臺灣に施行する目的を以て制定したる法律及勅令に違背することを得す

第六條　臺灣總督の發したる律令は仍其の效力を有す

附　則

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

六三號と三一號との差異

法律三十一號の性質

委任立法

法律三十一號は憲法上有效なりや

憲法上法律を以て

本法は明治四十年一月一日より之を施行し明治四十四年十二月三十一日迄其の效力を有するものとす

右法律の有效期限は明治四十四年大正五年の法律によりて逐次延期し、大正十年十二月三十一日迄を期限とし今日に至れり。

此の兩者の法律を比較するに、後者に於ては評議會に關する事項を缺くこと、及臺灣總督の命令(律令)と法律及勅令に對する效力の關係を明定したる點を異にし、其他の內容は同一として見るを得べし。

此の法律は臺灣統治制度に關する根本に接觸したるものにして他の法律と同一視すべからざる重大なる法律なり。然らば此の法律の根據とする所如何と云ふに、別に深き根據のある所なく、他の普通の法律と全然同一なりとす。元來なれば臺灣には日本內地と同樣に法律を直接施行すべきものなるが、斯くては臺灣の實狀に不適當なるを知るが故に、一々の法律を以て實狀を明にせざる規定をなす勞を避くる代はりに、一々の事項は臺灣總督の布令を以て實狀に適應して定むべきこと、する抽象的一般的廣汎なる內容を有する法律を出し、以て他の普通の法律と形式を同一にせんとする主旨に出たるに外ならざるなり。故に法律事項を制定すべき權限を法律を以て臺灣總督に委任したるものとして之を委任立法とも云ふに至れり。全く此の法律は臺灣總督に權限を附與したる根底的のものと見るべきものなり。斯くの如き廣汎なる內容を有する法律、換言すれば法律を定むべき權限を附與する如き法律は憲法上果して合法なるものなるや、眞面目に攻究するを要す。政治上の一時の便宜問題とし又は最早止むを得ざる過去事實として看過すべきものにはあらざるなり。憲法上合法なることが行はれざれば吾人の法治生活をして危殆ならしめ、實際に於ても諸種の不都合を生ずるなり。而して問題は臺灣のみにあらざるなり、朝鮮、關東州及之に類似の地に同樣の關係を有する問題なり。

法律を以て法律を作成すべき權限を附與し得る根據は、之を憲法の第何條に求むべきや、斯くの如

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

法律を俟すべき權限を附與し得るの根據なし

法律三十一號と憲法の條章

過渡期に在る臺灣は制度法制亦た特殊の形式內容を有せざるべからず

憲法第三十一條の非常作用の規定

き根據は憲法上何處にも發見し得ざるなり。憲法上法律を以て定むべきことを規定せる事項は悉くまで法律其れ自身を以て規定せざるべからず。法律を以て定むべき事項を法律以外のものにて定むる結果となれば是れ明確に憲法違反なり。憲法上命令を以て定むべき事項を命令を以て法律にて定むべしとすること、同樣に、憲法違反なり法律又は命令にて隨意に其權限を他に委任し得ること、せば、憲法に於て法律に定むべき事項と命令にて定むべき事項とを明確に區別したることが實際には行はれざる結果となりて其の弊の及ぶ所や知るべからず。憲法は有するも其の規定は行はれず、憲法の明文あるも無きと同然となるべし。六三問題は實に憲法上重大なる問題なり、六三問題の法律を以て普通の他の法律と何等異るなきものとすれば明に憲法違反の法律なりと斷言せざるべからず。

二　六三問題を憲法上如何に扱へば合法なりや

六三問題に臺灣總督に法律を定むべき權限を附與したる法律なり。斯くの如き廣汎なる權限を附與する場合には憲法上如何に取扱へば合法なりや、普通の法律を以て斯くの如き權限を附與し得ざることは前段に述ぶる所の如し。然らば斯くの如き場合には憲法上如何に規定しあるや。憲法の條章に照し且つ法理の根源に遡りて深く思を致さゞるべからず。

臺灣は之を內地の府縣と全然同一に取扱はんとするには猶相當の年月を要することなり、終極の目的は一日も之を早く內地と同一に取扱はんとするは日本の國是にして總督の數次言明せる所なるが、過渡期に於ては尙幾分の年月を要すべきは萬目の同視する所なり。此の過渡期にありては制度法制總て特殊の形式內容を有すべきことは是亦た異論無き所なり。斯くの如き場合即普通の形式內容を取ること能はざる場合に憲法は如何にして之に應ずべきかを規定せるや。憲法第三十一條には曰く。

本章に揭けたる條規は戰時又は國家事變の場合に於て天皇大權の施行を妨くることなし

過渡期に在る臺灣は國家事變の場合に該當すべし

二十五年の歳月は國家の生命に於て長しと謂ふべからず

と、本條に於ては普通の形式内容を取る能はざる場合あること及其の場合に於ては天皇大權を以て定むべきことを規定せるなり。國家の活動に於ては通常の場合に處する作用（通常作用）と、通常に非ざる場合に處する作用（非常作用又は應變作用）と二方面を有すべきことは事理の當然にして、憲法第三十一條は非常の場合に處する作用を規定せるものなり。而して非常の場合に於ては國の元首として統治權を總攬せる天皇が大權を直接發動して之を處置すべきことを憲法上に於て明確に表示せる規定なり。此の場合に法規を必要とする事項あれば天皇大權の發動なるが故に勅令の形式を以て處置すべく、法律の形式を以ては之を處置せざることを明にせる規定なり。此の事は日本の憲法上動かすべからざる規定なり。

臺灣が過渡期にありて特殊の制度内容を要すべきことは國家事變に該當すべき場合なり。形容して云へば國家創造の時代にありとも稱すべきものなり、日本國家を組成する完全なる分子として年を逐ふて成熟せんとしつゝある時代なり、最も極端なるものに至りては人間として存在し乍らも尚未だ普通の人格を認むることを得ざる生蕃も存するなり、同心一體の我日本なる國家を組成して共同生活すべきに拘はらず、思想の連鎖交換をなすべき言語さへも自由に通じ得ざる狀態なり、國家事變として何物か之より大なるものあらんや。日本國成立の始に遡りて云へば、神代を過ぎ神武天皇が東征後未だ幾何も經ざる時代にも匹敵し得べき草創の時代に屬するものなり、而して神武天皇より大正の今日に至る二千五百有餘年の經過を非常の高急速度を以て進行しつゝある過渡期なり、改隸後既に二十五年、國家事變とするには餘りに長からずやと或は評するものあらんも、人の一生として或は短年月と云ふを得ざるべきも、天壤無窮の日本國家の生命、少くとも神武天皇以來の二千五百有餘年に比しては恰も百歳の長者と一歳の赤兒に比すべき短少の年月の經過にあらずや、和蘭が蘭領東印度に於ける、英國の英領印度に於ける既に四百年、其土族は依然土族に止まりて未だ和蘭人・英國人として平等の域に達せざるなり。日本の國是は和蘭・英國と固より雲泥の差ありて

國家事變の時代は未だ去らずと解すべし

第三十一條の解釋

六三號は大權の發動に依つべきもの之を法律を以て規定したるは憲法違犯なり

同日に論ずべきにあらずと雖、二十五年の年月は國家組織の成熟に取りて短かしと云ふとも長年月とは云ふを得ざるなり。日本憲法上臺灣が戰時の時代は過ぎたりとするも（生蕃に對して今日猶然らず）國家事變の時代は過ぎたりとするを得ざるなり。臺灣には憲法第三十一條の適用ありとすること何等異論あるべからざるなり。憲法第三十一條を臺灣に適用して尙明瞭にすれば恰も左の條項が憲法第三十一條中に現存するものとして解釋すべきものなり。

憲法第一條　新圖の統治に關する事項は天皇大權を以て之を定む

新圖を化して舊圖と全然一致せしむる迄は國家事變に屬するものなり。憲法第三十一條は憲法第二章臣民の權利義務中に揭げ、本章に揭げたる條規云々とありて、其の適用は憲法第二章の條項のみに關する如きも其實質は然らず、戰時又は國家事變に當りて憲法上の通常作用に遵據せざることは憲法第二章のみに限るにあらずして、他の章の條項にも及ぼすべきは事の性質條理上當然にして、憲法全體に關する內容を有するものと解すべきなり。蓋し非常作用は憲法第二章のみに關するものにあらざればなり。唯だ臣民の權利義務には利害最も直接なるが故に、特に該條項を第二章中に置きたるものと知るべきものなり。故に「新圖の統治に關する事項は天皇大權を以て之を定む」なる條項が、憲法全體に通じて嚴然存在すること丶して、憲法第三十一條を處置すべきものなり。而して憲法第三十一條には「天皇大權の施行」とあるが故に、臺灣統治に關し臺灣總督に特定の權限を附與する六三問題の如きは、法律を以て之を規定するは憲法第三十一條違反となるものにして、天皇の大權發動の形式たる勅令又は他の名義によるべきものなり。若し戰時々代を過ぎて（此の場合は天皇大權の發動より他に方法なし）平和時代に入りたる場合に、其の制度法制に關し特定の權限を附與する如き新圖統治に關する憲法的の條項を定むることは、國家として其人民にも直接間接重大なる利害あるが故に、天皇は議會の協贊を以て之を定むとするも條理として差支なきことなるが、憲法第三十一條は天皇大權を以て定むることを規定し、憲法の他の條項に於ても議會の協贊を經て定むべき條

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

新圖統治と憲法

憲法の條項中臺灣に適用せらるべきもの及適用せられざるもの

項なきが故に、六三問題を以て憲法違反とすることは何等疑を容れざることなり。

三　新圖統治に關する解釋論

新圖統治に關する事項は法律に關する問題のみにあらざるなり。立法司法行政の國家統治に關する全般に及ぶべきことは當然のことなり。臺灣統治に關し六三問題のみに心を奪はれ、日本憲法の眞精神に遡りて立法司法行政全般に亙り、事の實際に適合すべく努力せんとする覺者なきは誠に日本國の發達上不幸と云はざるべからず。

新圖が舊圖に合致する迄の過渡期に於ては憲法の通常作用を適用すべからず。非常作用又は應變作用に基き舊圖と分立したる特殊の制度法制によらざるべからず。而して此の意味は臺灣には憲法第三十一條のみを適用すべくして他の條項は臺灣に全然適用を見ずと云ふにはあらず。憲法第三十一條の他の條項に於ても臺灣（新圖殖民地又は日本國權の勢力下にある地）に當然行はるべきものあるは固より也。蓋し日本國成立と共に定まりたるものにして憲法によりて始めて定まりたる條項にあらざるものは臺灣にも當然行はるべきは論なきことなり（憲法以上のもの國家の原動作用）試に憲法に就いて見れば左の如し。

憲法第一章天皇の章に於て第一條（天皇の統治權）第二條（皇位の繼承）第三條（天皇の神聖）第四條（天皇の統治權と憲法の條規）第十一條（陸海軍の統帥）第十二條（陸海軍の編制及常備兵）第十三條（宣戰講和及條約）第十五條（榮典）第十七條（攝政）は臺灣に對する適用に就ても何等變る所あるべからざるなり。第二章臣民權利義務に於ては第三十一條（戰時及國家事變）の他に適用の條項なし。第三章帝國議會は適用の條項なし。第四章國務大臣及樞密顧問、第五十五條（國務大臣の責任及副署）第五十六條（樞密顧問）は適用あるべく、第五章司法は適用の條項なし。第六章會計は適用の條項なし。第七章補則第七十三條（憲法改正）第七十四條（皇室典範）第七十五條（攝政）適用あるべし。

右に掲げたる以外の事項は立法司法行政各般に亙りて臺灣統治の根本事項につき明確なる制定を

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

なざるべからず。就中臺灣の豫算の如きも臺灣が過渡期に在る間は帝國議會の協贊を經て定むべきものにあらざるなり。臺灣の年々の豫算の如きは內地にあるものは甚だ間接なる利害を感ずるのみにして直接痛切なる利害を感ずるものは臺灣在住民なりとす。歲入を負擔し又はすべきものは臺灣なり。然るに帝國議會の構成者たる議員は內地より選出せられたるものにして臺灣在住民より選出せらるゝことなし。臺灣の豫算を帝國議會の議に附することは臺灣の爲め害ありても益はなきことなり。是等のことは臺灣の發達に至大なる關係を有するものにして新圖として如何に統治すべきやの根本は定めざるべからざるなるなり。

然らば過渡期に於ける新圖統治に關する根本法は如何にすべきや、試に其の主要なるものを列擧すれば左の如きものとなるべきなり。其の精神とする所につき有識者の三考を煩はす。

臺灣統治令(勅令)案要旨

總則

一、臺灣は臺灣總督之を管轄すること

一、總督は委任の範圍內に於て陸海軍を統率し內閣總理大臣の監督を承け諸般の政務を統理すること

一、臺灣各部の官制は勅令を以て之を定むること

一、總督は所部の官吏を統督し其の進退は內閣總理大臣を經て之を上奏す判任官以下の進退は之を專行すること

一、總督は其の職權若は特別の委任に依り總督府令を發し之に一年以下の懲役禁錮若は拘留又は二百圓以下の罰金若は科料の罰則を附することを得ること

立法

一、總督は勅裁を經て律令を發布し立法權を行ふこと

一、前項の立法權を行ふ場合には臺灣審議會の議決を取ること

一、臨時緊急を要する場合に於て總督は勅裁を經ずして直に律令を發布することを得ること

前項の律令は發布後直に勅裁を請ふべし若し勅裁を得ざるときは總督は直に其律令の將來に向て效力なきことを公布すべきこと

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

法律勅令と臺灣との關係

臺灣に施行せらるべき法律

一、法律の全部又は一部を臺灣に施行するを要するものは律令を以て之を定むること
一、勅令の全部又は一部を臺灣に施行するを要するものは府令を以て之を定むること
一、從來發布の律令は本令による律令と見做すこと

司　法

一、司法權は律令に依り法院之を行ふこと
一、法院の構成は律令を以て之を定むること
一、判官は日本の裁判官の資格を有するものたるべきこと
一、判官は刑法の宣告又は懲戒の處分に由るの外其の職を免せらるゝことなきこと
懲戒の條規は律令を以て定むべきこと

會　計

一、新に租税を課し及税率を變更するは律令を以て之を定むべきこと
一、臺灣の歲入歲出は每年豫算を以て勅裁を經べきこと
前項の豫算は臺灣審議會の議決を取ること
一、臨時緊急を要する場合に於て總督は勅裁を經ずして財政上必要の處分を爲し得ること
前項の場合に於ては財政處分後直に勅裁を請ふべきこと
一、臺灣の歲出歲入決算は會計檢查局之を檢查確定し總督は其の檢查報告と俱に臺灣審議會の議決を取り勅認を請ふべきこと
會計檢查局の組織及職權は律令を以て之を定むること

右述べたる所によれば、法律勅令と臺灣との關係は左の如くなるべし。

勅令　臺灣統治に關しては勅令を以て根本法を定むべきこと。從つて根本法の性質を有する勅令及根本法に基きて發する勅令は臺灣に當然行はる。然れども其以外の勅令は臺灣に當然には行はれず。

法律　法律に至りては臺灣統治に關する根本法として行ふを得ざることは前述の如く、又普通の法律は臺灣統治の根本法に根據無き限り當然行はれざることは臺灣統治の根本法を是認する限り勿論たるべきなり。然らば法律は臺灣に施行せらるべき根據全然なきやと云ふに然らず、法律其自身

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

過渡期に在る間臺灣に特殊統治制を採用すべきことは憲法上認むる所又た實際上必要なる所なり

直に臺灣に行ふを得ざるも、一たび律令の門戸を通ずれば臺灣に行はるべきなり。其故は法なるものは其の性質によりて萬國全般に行はるべきものもあるべく、一國全般に行はるべきものもあるべく、又一地方に限るべきものもあるべし。萬國全般に共通すべきものは各國其の國内法によりて其門戸を開きて共通規定を制定すべく、又全國に共通すべきものは國内に於ける各地域の法の門戸を開きて共通せしむべきものなり。故に此の種に屬するものは臺灣に於ては律令を以て全國共通法乃至は萬國共通法の施行を許容すること、すべきなり。而して國家の發達に從つて共通法の增加すべきことは自然の順序なり。郵便法電信法に關するもの、如きは最も著しき例となすを得べし。其の他現に內地法と臺灣に施行せる法と同一にせるものについて知るべきなり。但し此の共通なるものあるが故に或は多きが故に、臺灣特殊の立法を必要とせずとする結論となることなきは最も注意を要する點とす。吾人は內地臺灣の交通密接を加ふると共に共通法の多々益々多かるべきを切望する所なるも、過渡期にある臺灣の特殊法制を否認する根據とはならざるなり。內容實質を同じくするものと雖一度は律令の門戸を通過すること必要なり。而して政策としては律令の門戸を通過せしむる內地臺灣共通の法を益々多からしめて、臺灣が過渡期經過を終ると共に內地法は直ちに臺灣に施行する準備となすべきなり。臺灣が過渡期を終る迄は內地の法律を直接臺灣に施行するは臺灣の法制々度を亂るものにして不當なるものなり。特に臺灣に施行する目的を以て制定する法律等は認むべからざるものなり。

臺灣に當然行はれざる勅令に於ても同樣にして、勅令も全國一般に行はるべき性質を有するものあるを以て、之に對しては府令の門戸を開きを臺灣に施行すべきものなり。

四　結　論

臺灣は終局は內地と全然同一にすべきものにして、此の理想に近接せしめつゝ、又非常に高急速度を以て進行せしむべきものなれども、其の進行の過渡期にある間は特殊の統治制度を採用すべき

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

豫算を議會の議に附することの不利

豫算を議會の議に付すべき時期

財政獨立は特殊制度否認の理由とならず

ことは憲法上に於ても之を認め、又實際に於ても最も必要を感ずるものなり。就中法律及豫算に就いて最も必要を感ずるものなり豫算を帝國議會の議に附するが爲めに臺灣より選出せる議員なきのみならず、臺灣統治機關の中樞にある總督又は長官は、年の半ばは其の任地を離れざるを得ざることとなるが、任地を半年も不在にして完全なる成績を擧げんとするも得べきことならんや。此の事は臺灣の發達の爲めに非常なる不幸なり大害を與ふるものなり。眞面目に臺灣統治に沒頭するを得ざらしむる狀態なり。之れ臺灣統治法の根本を誤りたる結果による一大弊害に外ならざるなり。臺灣の豫算を帝國議會の議に附する場合は、最早その時は臺灣には總督の存在を必要とせざる時期にして、臺灣の各州は內地の府縣と同樣となり、內務省其の他名省の直轄となり、臺灣特別會計も無くなりて內地と共通の總豫算中に包含せられざるべからざるなり。現今臺灣特別會計を必要とすることは、臺灣には特殊制度を必要とし帝國議會の議に附すべき性質にあらざることを現はせる一ッの實證なりとす。現今の特別會計の制度を帝國議會の議に附せずして特殊制度として實施すれば臺灣全般の發達に更に貢献する所多きもののあるべし。尙は新領土の財政の獨立完からざる間は母國の總豫算中より補助することあるべく、又其の財政の基礎確立したる後に於ては軍事費等の負擔を母國に貢献することあるべきも、此の理由によりて特殊制度を否認する理由とはならざるなり。

要之、臺灣に對して特殊制度の存在を認むるは、臺灣の發達の實際上最も適合せるものにして、臺灣の發達を容易ならしむるは臺灣と內地との歸一を迅速ならしむる所以なり、日本の國是及總督の屢々宣明せる政策上よりするも最も必要なることとなり。

道德問題として觀たる都市經營

臺灣總督府師範學校長　太田秀穗

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

都市は村落に比して一層膨脹發展しつゝあり

都市經營は行政問題より道德問題に歸着す

都市は市民の精神的地位を高むべき責任あり

本篇の要旨 近代の都市經營は單に行政上の問題たるに止まらず、其根底に於て道德問題たるに歸着す、故に市は單に市民の道德及知識を向上進步せしむるの利益を以て止まず、更に進んで市民の精神的地位を高むべき責任ありとせり、而して都市に於ける種々の特徴と其の道德上の現象とを察するに(一)市には人口增殖の勢甚しく住民の移動劇しき結果、個人的に社會的に自由的になり易く(二)資本集中の結果、貧富間の感情融和せず、階級打破の思想盛に(三)最近物價騰貴の爲め大體に於て一定收入に衣食するものを脅威し、中等階級の衰退を來し(四)住宅難の結果、風紀及衞生の問題となり、又た下等貧民浮浪者の發生となる(五)晚婚の結果に因る出產制限、青年獨身者の性慾關係に因る賣春女子の增加、性慾挑發に因る女子職業者の墮落等種々の風紀問題を生ず(六)貧民救助費を豫算に擧ぐるの必要(七)諸種の勞働問題の勃興に對する解決の準備(八)都市生活者の早老に對し自然に接觸するの機會を得せしむるの施設(九)投機等による射倖心(十)及び浮薄淫靡の風又は「人氣」なる群衆心理に對する矯正指導の方法を講せざるべからず(結論)要するに都市の利害に鑑み其の長所短所を察し都市政策を徹底せしむる爲め當局及市民は誠意を以て其の事に當らざるべからず。(編者)

今日世界各國を通じ村落に比して都市は一層膨脹發展しつゝあることは事實の明示する所なり。乃ち我日本に就ても東京、大阪、京都、神戶、橫濱、名古屋、等は云ふに及ばず、我臺灣に於ても臺北、臺中、臺南等の人口は農村に比して增加率の大なるを認むべし。而して都市の經營はその經濟、敎育、衞生、娛樂、なるとその他なるとを問はず單に行政上の問題として考ふべきものならずして、その根底に於ては道德問題なるを疑はず例へば工場に於ける資本家●勞働者の協調に關しても、最後に分配の基礎となるべきは「公正」なる標準によるの外なく、而して「公正」とは何ぞやといふことは明らかに道德上の問題に屬するものなり。彼の賣春制度の如きも衞生上より見るのみに止まらずして、風紀改善上如何にせば弊害を少くし得べきやを研究せざるべからざるなり(如何なる大廈高館と雖も家には便所の存するが如く國內にも亦不潔の場所なきを得じ、彼の遊廓の如きは道德上の便所といふべきか)。市內幼年者●中年者の敎育の如きは、今日にありては市事業の必然科目の一となれること勿論なるが、近代に於ける都市の觀念によれば、市は市民の道德及知識を向上進步せしむるを利益となすのみならず、市なるもの、は亦一箇の自治團體として、市民の精神的地位を高むべき責任ありとの論に歸着せり。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

都市とは何ぞや

道德問題として見たる都市經營を論ずるに當り、都市とは何ぞやといふことを確定するの要あり。事實に現れたる所を以てすれば、都市とは比較的小なる面積に比較的多數人が集合し、獨立人格を有する法律的團體を成せるものにして、住民の多數が商工業を生業とせる處なりといふ。

都市に於ける現今の特徴

而して斯かる都市に於ける現今の特徴を擧ぐれば左の如し。

(1)自然增加以上人口增加の急なること(2)資本集中の勢益々甚だしきこと(3)物價の騰貴（下落する場合にはその下落率の）甚だしきこと(4)自己の土地及家屋を有するもの益々減少すること(5)一定の生計確定せざるを理由とし獨身生活者の多きこと(6)貧民の數益々增加すること（資本集中の結果富豪の輩出する反面）(7)職工增加し勞働問題の頻出すること(8)產兒死亡率、傳染病流行等の多きこと(9)投機心の加はれること(10)言論著作集會等の中心として各種善惡思想混雜し思想問題の中心となれること

今是等の事實よりして道德上如何なる現象を呈せるやを觀察せん。

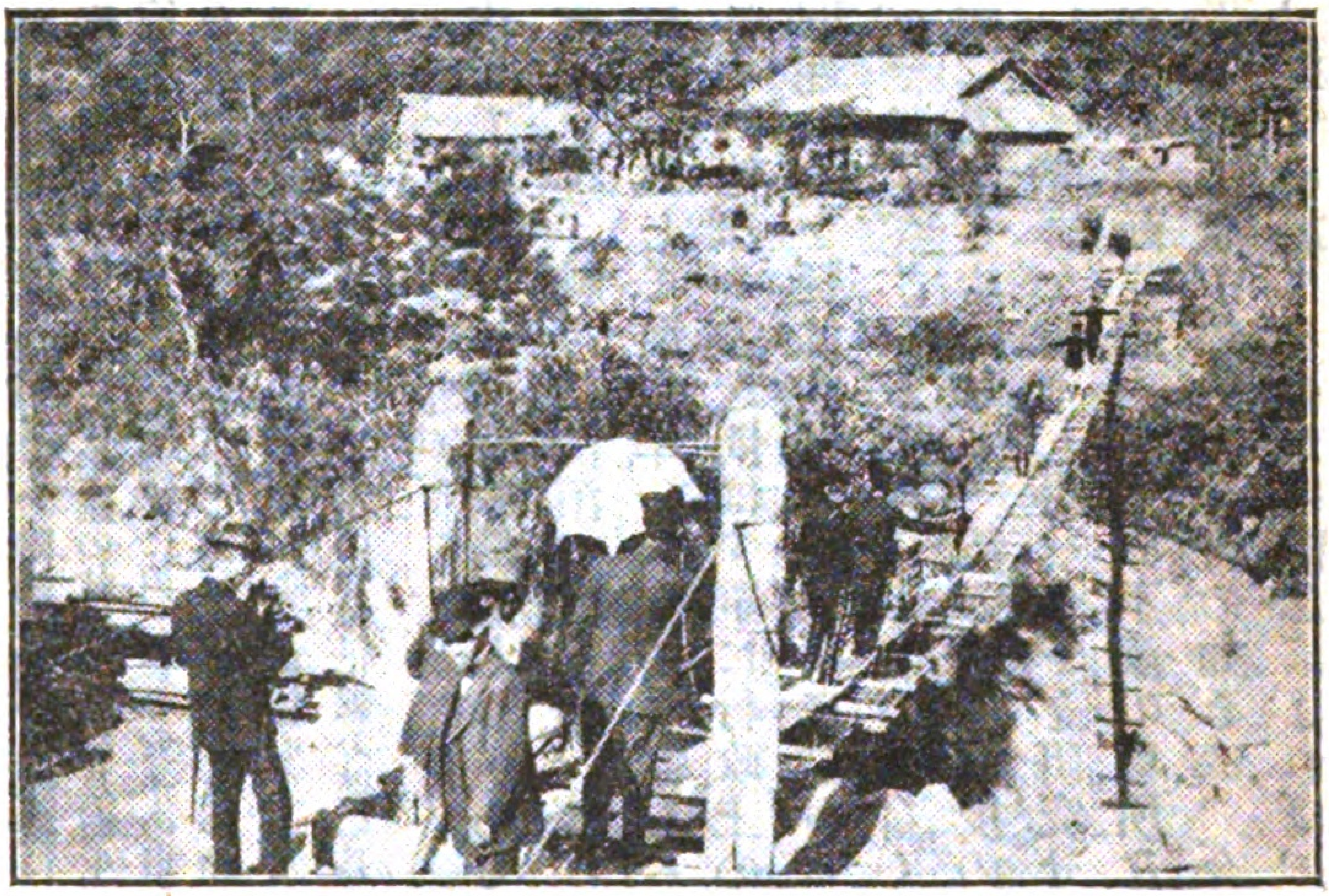

田總督一行の烏來社行途上、鐵線橋通過の景

市は住民の移動劇しきを常とす

(1)先づ市にありては人口增殖の勢甚しく住民の移動劇しきことなり。東京市にありては普通の觀察によれば、毎年六萬人づゝは地方人の流入によりて增加するの狀況にして、大阪は四萬人を下らざるべしといふ。我臺北市の如きは一年に幾千人あるべきや自今の統計を知らざれども、今後段々入市者の多かるべきは豫想する事難からざるなり。扨て住民移動の激烈な

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

其結果個人的に流る

又た一面職業的に團結するも一面に自由競爭行はる

資本集中と貧富の比例

貧富間の感情と階級打破の思想

る地にありては、卑近の意味に於ける箇人主義の氣分旺盛なるべきは當然なり。農村又は小都會にありては、住民は祖先傳來の住民多く、自己の地所に自巳の住宅を建て、その中に生活するを本體とすれども、市にありては然らず、甲所より乙所に轉住することは恰かも學生が下宿を變更するが如し。從て近所に祝儀不祝儀あるも相關係すること少く、隣保郷黨の團結乏しきと共に又近隣間の感情衝突嫉妬排斥の如きも極めて少し。固より官衙を同うするもの、職業を同うするもの、趣味を同うするもの、故郷を同うするものは互に聯絡することありと雖も、多くは理論的に智的に利害的に團結せるものにして、感情的に連絡せるにはあらざるなり。而して其の職業を同くせるもの丶如きも、一方には相互の利益を保護せんが爲めよく團結すれども、他方には自由競爭場裏の敵對者にして各々他に先ちて利益を得んとすることは、吳服商と吳服商とは相競爭し、醫師と醫師とが得意を爭ふが如し。要するに都市に生活するものは箇人的に社會的に自由的になり易し。

(2)資本集中の勢甚だしきことは會社の如きも着々併合しつゝあるの事業に證するを得べし。我内地に於ても明治三十三年頃は五百萬圓以上の會社は二十に達せざりしも、四十三年に至りては四十を越え、現今にありては大會社と云へば千萬圓以上のものを普通とするに至れり。又所得の割合を見るに英本國にては四千五百萬の人口中、上より計算して百萬人の有する富は本國全體の富の三分の一、次の四百萬人が三分の一を有し、最後の四千餘萬人が亦殘りの三分の一を有する狀態なりと云ふ。米國にては約九千萬の人口中、五千人の富豪にて全米國の富の六分の一を所有し、然もその富豪の八割は都市住居者なりといふ。我日本の狀態は斯の如き迄にはなり行かざれども、第三種所得稅額の決定により推定するときは、漸次西洋の狀況に近づきつゝあるを見る。從てその結果は貧富間の感情益々融和せざるは明白にして、都市に於て階級打破の思想强きことは止むを得ざることなりとす。

(3)物價は一高一低ありと雖も、大體としては騰貴することは文明國共通の事實なり。而して我國

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

最近我國の物價騰貴と中等階級の衰退人心の不安

都市生活と住宅難

家族分居及勞働者の住宅需要

低利資金の融通に依る住宅建築

下等貧民及浮浪者に對する救濟

の騰貴率は英米佛伊等のそれよりも多く、今日は戰前に比して三倍せり。我邦は明治三十三年より四十三年に至る十箇年間に約三割弱を騰貴し、四十三年より四十八年乃ち大正四年の間に約三割弱を增加し、而して大正四年より大正九年の間に三倍弱となれり。是れ固より世界の大勢、通貨の膨脹、租稅の負擔等に支配せられたりと雖も、他方には米・砂糖・石炭・鐵・棉花を始め一般に物資の不足なるによるものあり。而して物價騰貴は資本家を益し、又勞働者を益し、續ては勤勞所得者の收入を增加したる事實はあれども、大體に於ては勤勞所得者其他一定の收入により衣食するものに對しては非常なる脅威となり、玆に中等階級の衰退を來すことゝなれり、これ皆な一面國運隆盛に伴ふ反面の現象なれども、その結果は人心をして不安定ならしめたること少からず。

(4)都市生活者にして自己の土地を所有し若くは自己の家屋を所有するが如きは甚だ少し。大多數は宿舍又は借宅に假住するものなり。扨て今日の狀況にては新に貸家を造作するは營利上引合はざるが故に、住宅の數は增加せず。現に大正九年十一月中の調査によるに大阪市內にありては戶數二十五萬三千五百餘中空家三百十戶にして(大正三年には二十二萬五千餘戶に對し一萬三千九百餘戶の空家ありたりと)此の三百餘戶も係爭中のものや普請中のものを加算したる計算なりとのことなり。從て大阪神戶等は住宅紹介業者は隨分少からぬ手數料を取るやうなり。實に今日の人は往時の如く親子、夫婦、兄弟夫婦同居するが如きは好まざるが故に、住宅の需要者多きが上に、勞働者の如きも品格の進むに從ひ貸間又は一室、二室等の狹き家屋に滿足せざるが故に住宅は益々拂底し、玆に全世界を通じて住宅飢饉なる言葉流行するに至れり。其結果は衞生上より風紀上より見て種々影響あるのみならず、人心不安の一原因となりつゝあり。之れが解決法として低利資金を市に融通し、以て小住宅の建築を奬勵するとか、或は住宅協會、建築組合等に對し免稅の特點を圖るが如き工夫を講じつゝあれども而も建築せられたる住宅は未だ其數微々たるものにして、目前の急を救ふに足らざるなり。以上の外都市には始めより住宅を求むる資格なき下等貧民階級もありて、轉徙彿

晩婚の風漸く盛ならんさす

男女出產の制限は都市に於ける出產率を減すべし

不穩當の方法による性慾遂行者の輩出

性慾挑發さ女子職業者の風紀問題

學校敎育の進步さ晩婚に伴ふ弊害

園、公園、空家、橋下等に假眠するものあり。是等は竊盜者となり放火者となり易きが故に、官憲は常に警戒するの要あるべく、豫め浮浪者收容所、無料宿泊所、強制勞働所等の必要ある所以なり。

(5)晩婚增加、我邦は從來西洋人より早婚國なりとの批評を受けたるものなれども、近時に至りては漸やく晩婚の風見ゆるが如し。是は男子は徵兵事項終了後結婚せんとするに至りしこと、敎育の進步に從ひ二十二三歲以上に達せざれば中流者にありては獨立生活を遂け難きこと。女子敎育の普及に從ひ女子も十七八歲以下にては結婚せざるの風を來せしこと等主なる原因ならん。而して斯かる傾向は今後本島人にも及ぶべし。今假りに內地に於ける婚姻年齡變遷の經路を考ふるに、今より十年前にありては男子は二十五歲―三十歲間の人多く、その中二十七歲の人多かりき、女子は十八歲より二十三歲迄のもの多く、[illegible]十九歲のもの多かりしも、此頃に至りては各々平均一歲位を高たるの有樣にして、遠からず男子は三十歲女子は二十五歲と云ふ樣の時機もあるべし。概して早婚は東北地方の農業地に多く、晩婚は大都會に多し（臺灣內本島人の如きも漸次婚期遲るべく）偖て漸次晩婚となるときは男子五十歲にして嗣子尙ほ十歲に過ぎざるが如きことや、夫婦年齡の差異二十歲以上にも及ぶことなど起り、老年に達するも嗣子より扶助を受くること困難なるを察するが故に、子女出產を制限する意志を起すに至るべく、斯くの如くして都會に生るゝ人口の數は減ずべし。更に青年者結婚せざるものゝ數多き結果は、自から性慾を不穩當の方法によりて滿足せんと欲するもの多かるべきが故に、賣春的女子の數を增加すべし。醫學者曰く文明進步の半面には花柳病の進步を伴ふと、尙ほ新聞雜誌美術文藝等は益々性慾を挑發する記事多く、酌婦給仕女等の增加するは勿論、女學生・看護婦・女子使用人の間にも幾多の風紀問題を起すべし。斯かる現象は如何に議論するも事實は打消すべからず。世の敎育家は概ね男女學校敎育の進步を計るが爲めに、年限延長を常に希望するの傾向あれども、若し男子三十前後にて大學を卒業し尙ほ就職難を訴へ、女子二十五歲

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

都市と貧民

其日暮し者の增加

貧民救助費の豫算計上

勞働問題の勃興に備ふる解決の用意

都市生活者と自然接觸の機會

都市は投機による射倖心を挑發せらる

高等教育を受け然も結婚難を訴ふるに至らば、其國の男女間の風紀は衰退して家族制は弛緩すべく、又生活程度の增進は婦人の奢侈となりてあらはれ、引いて出産率は減少すること明らかなりとす。

(6)貧民の發生は文明進歩に免るべからざる半面の事實なり。今假りに月收五十圓以下にて夫婦子供ありとせば、都會地にありてはその日暮しの者と云ふべく、斯かる數は恐くは東京大阪にては全戸數の十分の一以上ならん。而して斯かる其日暮し者の間にありては妻女は內緣の者多し。英國倫敦にて總人口中千分の三十は常に市救濟費より救助を受くるものにして其の費用も頗る大なり。我國にては國費を以て救濟することは極めて少く、大體家族制度の遺風として親戚故舊の間に於て世話する習慣なるが、將來は貧民救助費を豫算項目に擧ぐべき時代來るべし。

(7)都市は工業の隆盛なるに從ひ工場勞力者增加すべし。今日は職工の賃銀從前に比して增加せるのみならず、所謂社會政策の趣旨によりて勞働者の生命、健康、道德上の保護、失業保護、勞働時間の制限、休息時間の設定、日用品廉價等の方法行はるゝに至りたれども、善かれ惡かれ諸種の勞働問題は勃興すべく、況して失業者等のある場合には紛擾起るべきものと見ざるべからざるなり。

(8)都市生活者が自然に遠ざかるが爲め、男子は早老早死し、女子も薄弱となる傾向あり。概して都市の生活者は外面修飾に苦心し、神經を刺戟せらるゝこと多く、戸外に運動するの機會に乏しく、身體を鍛錬する機會乏しきを遺憾とす。

(9)都市は商業上より云へば投機心を起し易き地なり。其他都市にありては少しく名を知らるゝときは直ちに大家となり成金となり易きが故に、一般に奮勵心も强けれども又僥倖心も挑發せらるゝを免れず(予の知れる範圍內の大阪の一靑年は五年間に約千圓の財産を五萬圓以上に增加したるものあり、之に反して予等の郷里附近にて二宮金次郎の生れ代りと思はるゝ程の節儉力行家にても、村落にありては十年間に二倍の田地持となりたるに過ぎざるなり)。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

輕佻、浮薄の風

人氣なる群衆心理

(10)都市は學校は云ふに及ばず言論著作出版の中心なるが故に智識材料は豊富なり。然れども都人の觀察は往々皮相に流れ、深き印象を殘すことなく思想雜駁にして徒らに口耳三寸の學に過ぎざるものなきにあらず。加之都市には善良なる材料の外、惡材料も多く、風俗を紊亂する圖書、人心を煽動する講話も少からず。尙ほ都市生活者は槪して暗示に富み、附和雷同に陷ること多く、政治上と云はず經濟上と云はず「人氣」なる群衆心理の支配を受くること多し。

都市の反面觀

之を總ふるに都市生活には幾多の便益あるが故に、政治實業學問藝術等に硏をなさんとする者、子弟に敎育を與へんとする者、娛樂安逸を求めんとする者、自由を求めんとする者、何等かの職業を求めんとする者は競ふて都市に進入すべきは當然なれども、反面より都市生活を見るときは(1)市民相互の制裁は弛緩にして不正不德行はれ易し(2)市民の多數は市の利害の無頓著にして市政舉らず（日本には模範町村あれども模範市なき理由は確かに我國民は小團結に適當して大團結には馴れざるの致す所ならん）(3)市民は割合に自由平等にして村落貧民が有力者に統一せらるゝが如きものにあらず(4)官憲の勢力も割合に市にありては微力にして各自互に相下らざるの風多し(5)各人の權利思想發達するが故に猥りに他人に迷惑を掛くるが如きこと行はれざれば引いて公共心の發達を來すことあり(6)都市は村落の如く人情にのみ拘泥せざるが故に割合に理論によりて事物を判斷するが如きことあり(7)都市人は一朝にして數萬金を得るが故に公共事業に對し多額の寄附を惜まざるが如き事實なきにあらず。

長所を發揚し短所を匡濟すべき都市政策

要するに都市生活の長所を發揚すると共に、反面の短所を出來る丈け少くせしむるは今日の急務にして、それが爲めには都市政治機關の改善を計ること、都市と村落とを折衷したる田園的都市を設け、普通住宅と官衙市場等との區域を整理すること、儀式祭典等の場合を利用し市民會同の機會を作り且つ又市勢を知らしむること、市内に小公園、運動場、竝樹等を多くし自然趣味を加ふること、市内の活動寫眞館•劇場等の改善を計り、藝術によりて民衆の感化を圖ること等は勿論、上水下

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

都市政策と當局及市民の覺悟

市民の誇と其の自覺

水・電氣・瓦斯・汚物掃除・病院・墓地等の設備を優良ならしむること、託兒所・幼稚園・質屋・職業紹介所等を設け、現代生活の缺陷を救濟することは必要となるべし。學校の如きも單に兒童を教育して止むべきにあらずして、市民を教育する場所となり、又高尚なる意味に於て市民慰樂の場所たるを期するの要あるべし。而して是等の目的を達せんには都市當局者は誠意熱心を以て當るべきは勿論、市民も十二分の見識を以て經營改善に奮勵し、負擔を惜まざるの覺悟あらんを要す。昔アゼンの市民は專らアゼン市民たることを誇りとし、常に其の市を美化することを努めたり。我は江戸ッ子なりとか、我は浪速橋の側で育つた者なりとは、往時の市民の口僻なりき。現時に於ても此市民の自覺心を喚起し市公共物を愛惜せしむることは都市經營の第一要件なるを疑はず。

南支南洋旅行の感想

臺灣軍司令部參謀　黑田周一

本篇の要旨　南方旅行所感（一）海外在留同胞の團結心向上の必要（二）語學講習の必要（三）南洋渡航者を斡旋すべき機關の缺如（四）航路の擴張（五）親日の狀況他者に比類なき迄濃厚なる雲南の概況等

同胞排斥の弊風

庚申の夏、南支南洋の一部を旅行致しましたが、專門事項の外は讀者の御參考に供する樣な事はありませぬが、私の眼に映じました二三の感想を述べて見やうと思ひます。

其一つは「海外在留同胞の團結心の向上」でありますが、在留者の中には同僚を排し、先輩を誹謗し、甚しきは犬猿も啻ならざる有樣にて、兎角に團結心が足りない人がある樣に思はれます。之れは國家の威力に依り至る處獨立濶歩し得て、他人に依賴するの必要がないと言ふ關係からかも知れないが、他國内にある事に想到して、領事や先輩や居留民の中堅となる人々に對しては、凝集的に力を添へ國家的觀念から私情を犧牲として、何處迄も理解ある一致の步調を取る心掛が第一であら

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

屬領を異にするに從ひ行政統治より言語風俗に至る迄千差萬別

馬來語其他語學研究の必要

南洋華僑の發展を爲すに至れる所以は渡航機關の定備に在り

うと考へます。

第二には「語學講習」の事でありますが、南支南洋と申さば一言でありますが、其屬領を異にするに從ひ、行政統治より言語風俗に至る迄千差萬別で、一寸臺灣より南すれば米領あり英領あり、西すれば英領香港あり佛領印度ありで、其混在の情態は恰も西印度と共に世界中に最たるものでありませう。唯一時の旅行にしても、英語と佛語と支那語に通ぜざれば、通譯を雇備せねばならぬ有樣で、殊に土人に近接して眞想を得たる調査でも爲し、或は直接商賣でも仕やうとすると、比律賓では英語の外西語か土語かを、蘭領東印度では馬來語を、佛領印度支那では佛語の外に安南語を、雲南、廣西、廣東、福建亦た地方々々の支那土語を知る必要を感ずるのであります。

臺灣が南支南洋に對する使命を果さむとせば、先づ是等諸國の語に通ぜしむる必要があるのですが、一人に此の多數の國語土語を學ばしむる事は不可能であるとしたならば、玆に夫々將來の發展と需用とを顧慮し、目下南洋協會に於て開催せられつゝある馬來語講習會の樣なものが、他の支那語、安南語、西班牙語等にも逐次必要となる事と信じます。

第三には「南洋移民」の事ですが、南洋に於ける華僑の數は三百萬と稱せられ、其商業勢力は牢固

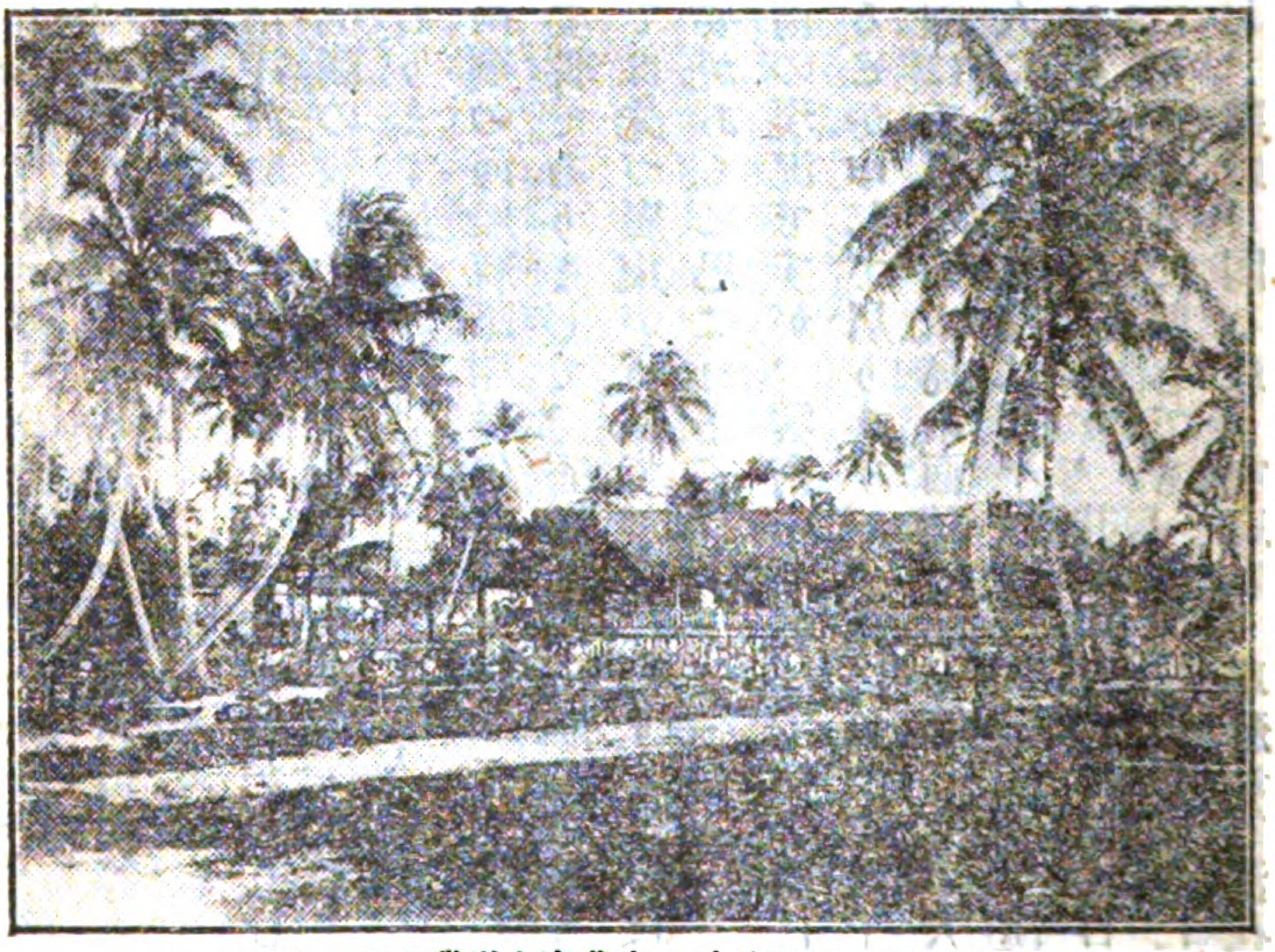

ニューギニアに於ける事業家小峯磯吉氏の住宅

中介機關の設置

として扱くべからざるものがある。而して彼等が今日此大發展をなすに至れる所以は、南洋の天惠、先輩の成功、出稼勸誘等、種々なる原因もあるのですが、渡航機關の完備は其主因であると認められます。即ち移民を取扱ふ汽船會社、移民の仲立をする船頭行、移民の案内役をする客頭、移民の宿泊及世話をなす、客棧、出稼人の郷里への送金を取扱ふ信局等ありて、南洋の事情も何も知らざるものにても、渡航して勞働賃銀を母國に送ることが出來る樣になつて居るのであります。我國に於ても人口の增加に伴ひ南洋渡航者も多くなり、又之を多からしむる如く奬勵するの氣運に向ふと共に、船頭行の如き仲介機關の設置せらるゝ事と豫想せられます。

海外發展上航路の開設は重要なる一要件なり

第四には「航路の擴張」でありますが、佛領印度支那に在住の人は香港—海防航路の復活を熱望し、廣西南寧等に居る人は廣東—南寧の河船航路開設の必要を語つて居ました。惟ふに海外に發展するには航路の開設は重要なる一要件でありまして、香港—海防航路の如きは佛領東京と雲南に對する活動の命脈であるし、又南支では先づ廣東が重點で、之に對する活動は東江、北江殊に廣西を縱貫する西江の運輸に著眼する必要があると思はれます。

雲南の現況

終りに一言したきは、雲南の現況ですが、雲南の名稱は雲嶺の南にあるからだとか、或は漢の武帝の「彩雲南現」の語に始まるとか申して居りますが、兎に角海拔六千尺と言ふ高所で、夏も春の樣な氣候で、其面積は十五萬哩にて日本の本島の面積と略々等しく、人口約九百萬を算し、其八割は中支那方面より移住せし漢人にして、其他は回々敎徒或は蠻族で、漢人は風俗敦厚朴訥にして、其訓練せられたる軍隊は規矩ありて用ゆるに足り、其編成敎育は全く日本式で、歲出八百八十萬元の內、約五百餘萬元を軍事費に充當せるに照しても、如何に實力涵養に努力しつゝあるかを知るに足る可く、宗敎は佛敎を主とし、道敎、回々敎、喇嘛敎、耶蘇敎等混在し、敎育は特に熱心に其普及と向上とを圖り、生產物の主なるものは米で、年產額約六百萬石と註せらるゝ外、東川の銅、箇舊の錫位にて、他には餘り注目に價する產物がない樣であります。交通は海防から滇越鐵道に依り、

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

三晝二夜で雲南省城に達するの外、省城からは迂餘曲折せる山路を經て廣西百色に出るもの、貴州畢節を經て湖南に通ずるもの、東川を經て四川に通ずるもの、及大理を經て英領緬甸に至るものあるのみにして、守るに容易にして活動するに困難なる地形であると思はれます。

雲南人の親日

雲南は以上の如く一寸見込みの尠ない樣に見えますが、私の旅行中最も愉快に感じましたのは雲南でありまして、雲南人が日本人に親しみ、上流者の多くは日本語を操つるので、滯在中一向に異境にある心地せず、殊に講武學堂に於て校長唐繼虞の催したる敎官連の會合の如きは、十數名の來會者中日本語の通せざるものなく、全く日本人の集合せる樣な感をなせしのみならず、督軍唐繼堯は日本陸軍士官學校の卒業者にして自在に日本語を談じ、日本に信頼して省内の統治啓發をなさむと日本の顧問を聘し、敎官を傭ひ、或は地方官に日本遊歷視察を奬勵する等、親日の狀他省に比類なき濃厚さであります。故に在留邦人は他の各省に在留する人々に比し、無形上の快味を感じつゝ、融和長閑の樣に見受けられました。

南洋南支に對する注意

要するに南洋に對しては、先方が文明國の統治下にあるから文明的移民、文明的實業の競爭でなくてはならぬが、南支に對しては現況の通りの國柄ではありますけれども、東洋の爲めには平戰兩時を通じて唇齒輔車の關係にある事を思ひ、利己一點張の密輸入や、暴利的營業法は、隣邦協同の道義心に訴へ、絶對に之を根絶して、何處迄も福利共受の根本主義に基き、萬事を協力提携する觀念が必要であると思はれます。

本島通信界の近狀と其將來

臺北郵便局長　鈴木重嶽

本篇の要旨　戰後經濟界の好調に因る社會の活動に伴ひ臺灣の通信界は非常の繁劇を加へ、最近三箇年間多大の發展を見たり、

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

元來植民地の通信事業は其制度の根底を植民地に置き內は母國と步調を整へ外は世界的に其制度の整備を圖るの要あり、又た臺灣を世界竝に母國の政局に結付くるは斯業の一理想にして其の施設は最も必要とする所なり、今臺北東京間海電の工費を約五六百萬とすれば之を鐵道改良費、官田溪水圳等の鉅費に比して實に鎖々たるもの丶み、殊に通信は不急の如くにして實は然らず況んや南支南洋の中繼として世界的政治圈に覆る丶を理想とすべき必要あるに於てをや、久しく現狀を持續せる本島通信界は今や內外共に其施設の充實に多大の努力を加へざるべからず、由來通信業の性質はデモクラチツクにして階級なく人種なく世界的特色を有す、但だ本島人の通信利用の低きは一に文化の低度なると經濟界の幼稚なるとに歸すべし、要するに本島の通信業は時局の壓迫を脫し積極的經營の時代に入らんとしつ丶あるを以て宜しくその進運に應じ整備を加へ之をして植民經營の大機關たらしめざるべからず。

戰後經濟界の好調に伴ふ臺灣通信界の繁劇

一

世界戰の齎らしたる、經濟界の好調に伴れて、我國も、空前の好景氣を現出した。束の間ではあつたが、本島も矢張り一時は、好影響を受けて、經濟界の鼻息は、隨分凄まじかつた。此際に於て非常の苦痛を味はされたのは、實に我通信事業界であつた。由來通信界は、貧乏籤を抽くことが上手である。社會の活動は、直に通信機關を壓伏するのであるから、社會の進運に伴ひ、施設の之に順應するのでなかつたならば、缺陷の生ずるは、蓋し已むを得ないだらう。消極的と曰はざる迄も、數年の間、現狀維持を標榜し來つた通信界が、社會の活躍に遭逢して、目をを廻はしたのは偶然でない。

茲に聊か、本島通信界の近狀を一瞥して、斯業の前途に對し、少しく研究の步を進めて見たいと思ふ。

二

通信業務の上に、一瞥を與へたならば、社會の活動狀態が、略は想像せらる丶のである。或は政治上に於て、或は經濟上に於て、又は其他の方面に於て、何等かの事情が起つたとしたならば、其反響は、具に通信界の大波瀾として現はる丶。夫で、通信力を以て、社會の活動を觀測することが

出來る。通信機關は社會現象の、計量器たる働を爲すものと謂つてよからう。玆に事業上の近狀を計數を以て物語ることにしよう。

通信機關は社會現象の計量器

最近三箇年間の通信界

	郵便(通常) 受	郵便(通常) 配	電信(內國) 發	電信(內國) 著	電話 通話度數	電話 加入者數	爲替 振出 口數	爲替 振出 金額	爲替 拂渡 口數	爲替 拂渡 金額
	百萬	百萬	千位	千位	百萬	人	千位	百萬円	千位	百萬円
大正六年	四五	五二	一、二〇四	一、〇八九	二八	五、三六五	九二〇	一七	五三一	一二
同 七年	四八	五五	一、三〇七	一、二八一	三〇	六、一六三	九四〇	二〇	五六二	一四
同 八年	五三	六二	一、四九三	一、四七〇	三五	七、三四九	九九四	二六	五九〇	一七

本島人の爲替利用も、毎年多少の增率を加ふるのであるが、振出口數は約二十萬口、金額は五百萬內外である。拂渡は口數約十九萬口、金額は四五百萬圓內外である、內地人に比して、話にならぬ差異がある。

貯金	口數	金高
	千位	千円
大正六年	三二六	四、七三三
同 七年	三五八	五、五一八
同 八年	三九六	六、三一三

貯金の趨勢も、遲緩ではあるが、矢張り自然の增率を示して居る。郵貯の特徵は、勤儉の象徵とも言ふべき性質を現はすことである。夫で其成績によつて、國民氣質も伺はるゝのである。本島人の貯金力は、甚微弱である、彼等の貯金は恐らく百四五十萬圓、人員は二十二三萬を出でなからう。

振替貯金	度數	金額
	千位	百萬円
大正六年	三一三	二
同 七年	三五八	三
同 八年	七一〇	三一

近時內地の金融硬塞するに至り、本島の金融業者中、大口の取引を、此方法によつて、やつて居る。金融機關として、出色の働を示し居るのだ。本島人としては、殆んど沒交涉である、制度の內容が能く分からないのと、經濟狀態が低級であるからでもあらう。

通信歳入	金額
	千円
大正六年	三、三六七
同 七年	二、四一九
同 八年	三、〇〇六

通信事業の總括的成績を一見せんと欲するならば、該事業より生ずる收入觀が一番簡易な方法であらう。本島の通信事業は、歲入上よりして、健實な進步を辿りつゝあることが分かる。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

植民地の通信事業は其制度の根底を植民地に置くこと

歳出上に現はるゝ處の現象は、施設の輪郭である。只經濟界の變動に鑑みて、酌量を要することは勿論である。

最近數年間の物價騰貴は、殆んど十割乃至三十割に上つて居ると云ふから、歳出の增率が其比例を保持しないとするなら、施設の内容は、何等の進展を爲す能はざる筈である。事實本島の通信事業が、現狀維持の窮境に立つて居たのは、立派に夫を證據立てゝおるものである。

歳出（經常臨時共）

	千円
大正六年	一、九三九
同　七年	二、二四五
同　八年	五、一八四

此外に種々なる統計を掲げて、事業上の内容を窺ふことも出來るが、餘りに乾燥無味の感あるべきを以て、之を省略したのである。恐らく前記の統計により、本島近時の通信界が一瞥せられうと信ずる。

三

植民地の通信事業は、植民地の經營を主とするのだから、其制度の根底を、植民地に据ゑ置かねばならぬ。曾ては、母國と同制度の下に統一せられんとしたこともあるが、有力なる反對説が、現はれて、沙汰止となつた。兎に角、植民地には、植民地としての、特色があるから、植民地の一制度として、之を持續せねばならない。勿論大なる意味に於ける、帝國の通信制度として、統一的活動を必要とするから、法規上の共通的活動の妙あらしむべきを要望するは勿論である。

母國と植民地と、各其制度の從屬する處が異なつては、形に現はれたる制度と、其活動力が自然に差異を生ずるであろう。若し兩者の步調が揃はなかつたとしたならば、帝國の通信界は跛的現象を現はすに至るか、或は半身不隨の狀態に陷るを免れまい。夫で植民地に於ては、常に母國の制度に眼を放ち、些の遜色なきを期待せねばならないのである。通信制度は其施設に於て、之を大にしては世界的に共通なるべきを以て、帝國の立場としては、廣く文明各國の施設と順應して、制度の改良進步を策すべきである。既往數年間、母國の通信界は、時局の壓迫を受けて、非常の困難に陷

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

本島の通信界は内は母國と歩調を整へ外は世界的に其制度の整備を必要とす

後廻はしにされて母國の制度に後るゝの弊を打破したし

密接な世界及母國の政局に結付くるは斯業の一理想

つたが、近時當局の努力によつて、稍や一新生面を開かんとしておる。本島の通信界は、内は母國と步調を整へ、外は世界的に其制度の整備を必要とするから、大なる努力と覺悟が必要だ。現下の本島通信界は果して、我等が期待するが如き施設を有して居るであらうか、顧みて聊か心細きを感せざるを得ない。

植民地の活躍に伴ふ、通信制度の充實は必要である。而も地味なる斯業の經營は、常に他事業に比して、後廻はしにさるゝの虞れあるのだ。依くして、母國の制度と懸隔を生じ、其活動力も之に伴はざるに至り、事業の體面を保持することが困難となり、其信用上にも大なる影響を被むらんとするのである。

通信事業に對する、世間の苦情は徹底して居るが、事業其もの、内容を研究して、積極的に能く斯業の改善進步を策するものは稀である。斯業に對する世人の智識が普及するならば、輿論の勢力を味方として、奮闘努力、事業の後廻の弊を、打破するの機會を得るだらうと信ずるのである。

要するに母國の制度と併行して、植民地の通信事業を經營することが出來なければ、通信事業を、植民地の獨立制度として、存置する理由を失ふに至るかも知れない。

四

政治上の關係に於て、本島の通信事業は、其施設を充實して、充分に其機能を發揮する處あらねばならぬ。植民地の立場として、世界的政治活動の狀況を、手に取るが如く、之を知るの必要あると同時に、母國の政治上の當面の出來事を敏活に知得ねば、植民地政治の不便不利は、蓋し免れ難からう、夫で本島を世界と、而して母國との、政局に結付くべく策することは、斯業の一の理想とすべきである。

本島をして、母國の政治の中心に結付くることは、東都との通信關係を密接ならしむることを意味するのだ。朝鮮は地理上の便利と、而て政治上の關係にて、現在東都との通信關係は、非常な優

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

朝鮮の東京との直通線を有するに比して本島の之を有せざるは遺憾なり

臺北東京間の距離千五百浬其の海電の工費五六百萬圓に過ぎず臺灣鐵道の改良工費は如何

勢な地位を占めて居る。卽ち京城東京間の直通回線は次の通りである。

京城東京	一番線
同	二番線

之を以て不充分なりとして、第三線の計畫を試みられつゝありしは近頃のことである。內地と朝鮮との海底線は六條になつて居たと記憶する。關釜間の交通も、既に理想的であるから、通信上の便宜は此の上もないのに拘はらず、電信能率を高むるに汲々たるは、寔に痛快を極めておる。之に比したならは、東京との直通線を有せぬ、本島の通信界は、殆んど寂莫を感せずには居られない。本島は孤島として、平和なる政治生活を享受しつゝあるが爲め、自然人心も呑氣となり、氣分も悠長となりて、知覺神經も遲緩に陷つたであらうが、斯る狀態に何時迄も打遣つて置かるべきものでなからう。

多少の費用は掛るであらうが、東都と、島都臺北との、直通線は、是非共計畫せねばならない處の、緊急の施設たるべきを信ずるのである。去る十一日の實業大會に於ても、殆んど同一の意見が發表せられて居る。臺北東京間の距離は、千五百浬以內であらう。一浬の海底線は、平時千五百圓內外の相場だつたと記憶する。今假りに之を倍額として計算するならば、此兩地間に要する費用は四百五十萬圓となり、更に之を三倍として計算するならば六百七十五萬圓となる。恐らく、五六百萬も掛けたらば、兩地間の直通線は出來上るだらう。島內鐵道の改良工事の費用として、一億以上の經費が要求されて居る樣だが、夫と比べて見たならば、僅かに二十分一の費用に過ぎないのである。既に現在の海底線は、最大の能率を發揮しておるから、時勢の進步に伴れ、早晩海底線增設の必要に逼らるゝの時期到來は明白だ。現在の大勢を考察するならば、一日の躊躇により、百日の退步となつて現はるべきであるから、どうで一度は布設せねばならないのなら、思切つて其速成を劃したがよい、恐らく機宜の手段方法も發見せられやうと信ずる。通信界の發展は上記の統計により、的確なる進步を辿りつゝあることが證明せらるゝから、投資の回收は、之を疑ふを要せぬ。食糧問

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

官田溪水圳工費は如何

題解決を急務として、官田溪の水圳工事は剏せられたが、最近米價の下落を來した爲め、現在の米田さへ、他作物に乘移らんとするの奇現象を生じ居るは皮肉である。勿論食糧問題解決は、國家的大問題であるから、之を畫策することは大切なることに違ひないが、必ずしも急いで遣らねばならぬと言ふ事業でないことが分かるだらう。

通信事業は不急の如くにして然らず

通信事業の如きは、不急の事業らしく見へて、其實決して然らずである。若夫れ官田溪に投ずる費用の幾分かを轉用することが出來たとしたならば、難事なりと考へられし直通線開通問題も、容易に解決せらるゝではなからうか。

內にしては母國との關係に於て、而て本島の立脚地が、南支南洋の中繼所たる所以を以てして、南支那及南洋との通信上の連絡を遂げ、進んで世界的の政治圏に觸るゝの、通信機關の施設を充實すべく策することは、本島通信界の理想とせねばならぬ。

五

現在本島の外國に對する經濟勢力は微弱言ふに足らず

本島としては南支南洋の經濟圏に於て、大飛躍を試むべき使命を有して居る。現在に於ては本島の外國に對する、經濟勢力なるものは殆んど微弱云ふに足らない、本島として南支南洋との取引關係の通信の上に現はるゝもの、其發著電報の僅かに一日二百通を出でないのを以てしても、如何なる關係に立つて居るかが想像せらるゝであらう。領臺以來四半世紀を經て、我臺灣は非常なる發展を遂げたが、乍併對外的事業には未だ手を出して居ない、否な手を出して居るかも知れぬが、本氣になつて發展を策して居らない。

外より見たる臺灣は最も小なる臺灣なり

人あり曰く、足一度南支那に踏込むか、身自ら南洋の人となつたならば、自ら臺灣の存在を疑はざるを得ないと。本島の經濟勢力が、如何にも萎微として、振はないことが知られる。外より見たる臺灣は、恐らく最と小さき臺灣たらねばならぬ。

南支に在る帝國通信系の官署を本島の所管に移す事

南支一帶は、本島の經濟圏內の、最も密接の關係を有する地方なれば、該地方に散在する帝國通信系の官署は、之を本島所管の經營に移すことは、相互の利益であり、便利であらうと信ずるのだ。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

内地對島都の通信時分

島都を經濟界の中心たる大阪に結付けること

施設は速成を可とす

通信業は極めて有利なり

通信機關は經濟戰の第一線に存在する有力なる機關であるから、將來の本島對南支の關係を慮かるならば、之を本島の所屬たらしめ置くを有意義とするのである。

眼を轉じて、內地との經濟關係を一瞥したならば、現在の通信機關が、其活動力を鈍つて居ることが、事實の上に現はれて居る、最近の內地對島都との通信時分は左の通りである。

	數年前	最近
九州方面	二時間	三四時間
大阪方面	三時間	五―八時間
東京方面	四時間	五―十時間

聞く處によれば、英京倫敦と其他の歐洲各國との通信時分は、「分」の爭ひとなつて居る。本島內地間の通信時分の短縮は經濟界の重要問題である。實業大會の通信速達を要求せしは、蓋し當然であらう。

政治の中心は東京である。經濟界の中心は恐らく大阪であらう、夫で本島の經濟界の中心たる、島都臺北を大阪に結び付くることは、本島の經濟政策上、最も緊要事たるを信ずるのである。而も其兩者を結び付くべき施設としては、通信機關の外に有力のものはなからう。若夫通信施設にして充實したならば、經濟界の活動力は更らに增大すべきを疑はない。

本島內の經濟狀態に順應する通信機關の施設は、寧ろ速成を劃すべきである。斯業の如く資本を要せずして儲かる事業は少なからう、鐵道は利益ありと云ふも、而も資本との割合は怎うであらうか。臺北局の收入は約百二十萬圓である、而して其經費は二十五六萬圓內外に過ぎない、勿論地方では、損になる處もないではないが、都會中心の通信經營、所謂メツロポリタン、システム積極の方法による通信施設は、有利の狀態に存在するを知るべきに於て、地方の施設と切放つて、常に積極的施設を加ふべきである。

要するに、通信の施設は、經濟界の發達に伴ふべく勗むべきを必要とする。久しく現狀維持を持續し來つた本島の通信界は、內外共に其施設の充實に多大の努力を要すべく餘儀なくせらるゝ。

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

通信事業の性質は元來デモクラチック

人類は共共存の必要上通信王國を建設するの理想を以て進みつゝあり

通信事業は時代思潮の標本

時代思潮の、通信事業の上に及ぼしたる影響も、看過することは出來ない。本島としては時代思潮の局外に孤立せるが如きも、幵は一時の現象に過ぎないのだらう。我等は流感の流行を對岸の火災視して居たが、突如として災厄の脚下より發生したのに驚かされた。時代思潮の浸入も必ずや斯る經過を辿るに違ひない。

元來、通信事業其もの丶性質がデモクラチックであるから、時代思潮に共鳴すると謂つてよい。通信界から見た社會觀は、一切平等主義である、階級無差別的である。今日世間では普選問題より階級問題に對し、八釜敷議論を惹起して居るが、遠くの昔より吾通信界は社會の階級を無視したる、平民主義を實行して居るのだ。通信界は階級を超越し、國家を超越し、而て人種を超越して世界的事業の特色を發揮しつゝある。卽ち世界の人類は其共存の必要上、通信王國を建設するの理想を抱いて進みつゝある。萬國郵便條約は、理想發現の一歩たりと云ふべきだ。今日世間では聯盟其ものを物珍らしがるけれども、通信界には業に旣に通信聯盟は出來上がつて居るのである。此制度の色彩が社會的であり、平民主義であることは、制度自體としては別に何等の感覺を有しなかつたであらうが、實際問題としては一般政治制度の上に、其制度の精神が自然の感化を及ぼさしめたのであらうと思はるゝのである。若夫れ通信機關が偶然にも、ソシアリズムやデモクラシーの宣傳機關の一であつたと云ふならば、世間は恐らく驚異の眼を放つだらう。乍去事實は矢張事實であるから。嘘を云ふ必要もなければ衒ふこともないのである。

時代思潮の流るゝが儘に放置することは、恰も洪水の氾濫に類するだらう。黃河の流れは平時に於て中原の豐作の水であらうが、一度出水したならば、支那の大平原を荒廢に歸せずんば止まないのである。吾等は通信事業を以て時代思潮の標本として確保したいと思ふ卽ち平民的の特徵を健實に發揮し、其人類共通の社會的色彩を健穩に保持して、此制度の發展を試みたいと希ふのである、而も幵は決して帝國の根本國策に、何等の矛盾何等の衝突の發生するものにあらざるを斷言して憚

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

からない。

通信事業は、何處迄も官僚式を脫却して、前垂掛で働かねばならない。斯る特種の性質を有するが爲め、懲られて世間の虐待を被り甚だ平凡視せらるゝと雖、幵は決して制度の罪ではない。只世間の無智を憐むべきのみだ。時代思潮の善導を策するが爲め、通信機關の健全なる發達を希ふは、母國又は植民地に於ても同一であらねばならぬ。

七

本島人の通信利用の低き理由

本島人の、通信事業の利用が低いのは、二の理由がある。(一)文化の低きこと、(二)經濟界の幼稚なること之れである。

文化の低きこと其の一理由

文化の向上は教育に待つ外はない。教育の反影は文明となつて彰はる。文明の進歩は通信界に鋭き影響を與ふるものである。通信界に現はるゝ本島人の通信力なるものは微弱ではあるが、將來の發達を囑望する所以となるから、樂み其裡に在りと謂つてよい。

數年前迄は本島人就學兒童の數は、全兒童の一割内外に過ぎなかつたが、近時急速なる進歩増進を見るに至つたのは欣ぶべき現象である。まだ〳〵就學の出來ない兒童の數は、遙かに就學兒童の數を超越して居るから、教育普及の急務なることが看取せらるゝのである。文字のない處には通信勢力は存在せぬ。

支那の通信業の振はざるも同理由なり

支那は文學の本家本元であつて、而も文盲の民族を包容して居るから、支那の通信事業は一向に振はない。支那の文化が文字難によつて、痛く其惡影響を受けて居るが如くに、通信事業上に於ても均しく其發展を阻碍せらるゝのである。歐米の文字は文字の數に於て、東洋の夫に比して非常に優越して居る。僅かに二十六文字によつて、自由自在に其用を辨ずるのである。我邦の片假名は字體に於て巧みに出來ては居るが、字數に於て殆んど二倍の多きを數ふるのであるから、既にアルハベットを記憶するに比し、二倍の努力を要する譯となる。文字難は文化の普及と通信事業の發展に、惡影響を及ぼすものたるを知るべきである。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

経濟界の幼稚なること其二理由

本島の經濟界は百姓國の經濟圏を脱出しない。通信事業の活潑なる機能を發揮するものは、工業又は商業の經濟界に於て初めて之を見るを得べきだ。本島の都會地と田舍地方との通信勢力は、臺北局に於ける市内、市外の通信狀態により、略ぼ其大體が推測せられやう。

市内	内地人	五四
	本島人	七
市外	内地人	四〇
	本島人	二

右は一戸當一箇月の、郵便配達數である。都會地の附近でさへ、既に通信力の差異斯の如しとするならば、田舍地方の通信力なるものは、恐らく非常に低下すべく、百姓國の通信勢力は、大なる活動を示す能はざるものたることが分るのである、今や本島は進んで工業時代に入り、商業時代に移らんとして居るから、通信事業の前途は洋々たる希望を以て充たされて居る。

領臺以來、經濟力の膨脹は偉大なるものである。恰も富の植民地たる觀あらしめた。只本島民の富の分配は片寄つて居て、普遍的ならざるを認むるのである。少しく地方を遍歷したならば、直に此事實を看收し得るのである。三百萬島民の經濟力が漸次向上したならば、通信事業の進展は、更に著しかるべきを疑はない。

八

本島通信業の整備と抱負

要之本島の通信事業は時局の壓迫を脱出して、積極的經營の新たなる時代に一歩を踏み込まんとして居る。夫で社會の進歩に伴れ斯業の歩調を整備せねばならない。然らざれば政治、經濟、其他社會上の神經系統としての機能を發揮することは出來なからう。植民經營の中心機關となり、南大平洋に於ける通信大ステーションの立脚地を占むるの大抱負と大經綸とを以て、斯業の大成を期したいものである。

特許發明に就て

總督府研究所技師　岸　喜鑑

【本欄の要旨】發明とは自然の利用に依る未知の物の製作又は製作方法の案出を謂ひ、其の特許を受くべきものは特許法第一條の「新規なる工業的發明」に該當するものなるが、發明者が會社又は個人の使用人たり又は官公吏たる場合に於て、職務上又は契約上發明の義務の有無の不明なる場合、又は發明の義務あるも特許權の歸屬を明示せざりし場合等は結局特許法第三條第一項により其特許權は官廳會社又は所長等に歸すべきも、然かも其の規定は是等の人の發明に係る特許權は當然の眞理として會社又は所長の所有に歸すべき意味に出でたるに非ず隨つて斯る場合にも特許權を有せざる發明者を慰藉する爲め官廳又は會社と發明者たる使用者とが特許權を共有するの制となすを至當とすべし（共有に關する私案は略す）然れば共有者たる發明者は其發明を改良する等の利益あるべし、又た公益の爲め普及を要する發明に就ても、之に特許を與へざれば却て工業試驗を行ふ者を出さざるの事例あり、要するに如何なる場合にも特許權を認め且つ充分に報償を與ふることは、他の發明を誘致する所以にして國家公益の爲め必要なる方策なりとす

今特許になつた發明の發明者は如何に取扱はるべきものであるかに就て少し述べ樣と思ふ。是れやがて發明奬勵法の問題である。

發見と發明の別

元來發明といふ語は明瞭なる如くにして中々其意義が明でない。よく發見といふ語と混同せられる。言海を引いて見ても（發見）見出スコト、見ツクルコト。（發明）始メテ考ヘ出シ。又見出スコト。新工夫。發見。とあつて其區別が明でない。

外國語の意味

外國語字引を調べて見ても、センチユリー辭典などで Discovery の項下を見ると第一義には The act of disclosing to view であるが、第五義にて That which is discovered, found out, or revealed; that which is first brought to light, seen, or known とあり、又同意義語として Invention を揭げて居る。夫れで Invention を引けば、其第一義には A finding 第二義には The act or process of finding out how to make something previously unknown, or how to do something in a new way; original contrivance; creation by a new use of means. とあつて矢張

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

吾等技術者の了解する意味

特許を受くべき發明

「新規」の意味

り混同され易い定義を下してある。然し「發見」には物を造るとか或は造る方法とかいふ分子が缺けて居ること丈は僅かに言へる。Robinson には「發明とは嘗て知られず又用ひられざりし新規にして有用なる技術、機械、物質の製造、物質の組成、又は其等の新規にして有用なる改良なり」とある。此定義にては全く利用の方面より見たもので、無用なものは發明と認めない、惡人は人間でないといふ流義で行くのであるから、定義としては餘り當を得たものと云へないかも知れない。

[illegible]なほ語源などを調べて Discovery の dis は何である、Covery は何を意味するかといふ風に研究して行けば、種々の議論も出ようが、今日吾等技術者の了解して居る處を簡單に述ぶれば、「發見」とは以前より存在せるも之を知らざりし事物に關し、「發明」は已に知られ又は新に研究によりて知られたる自然を利用して。前に知られざりし物(機械も亦)を製し或は製する方法に關して居る事である。今六ケ敷議論を爲さずとも、例へば「分光器の發明により諸天體の中に存在する數多の金屬元素を發見することを得たり」といふ文の意味を解することの出來る人には、既に發見と發明との意義が充分に了解せられて居るものと見てもよいと思ふ。

次に如何なる發明が特許せらるゝかと言ふに、特許法(明治四十一年法律)第一條に

新規ナル工業的發明ヲ爲シタル者ハ其發明ニ付本法ニ依リ特許ヲ受クルコトヲ得。

と規定せられてあつて、又其新規なるの意味に就ては、同法第四條に

本法ニ於テ發明ノ新規ト稱スルハ左ノ各號ニ該當セザルモノヲ謂フ

一、特許出願前帝國内ニ於テ公然知ラレ又ハ用ヒラレタルモノ

二、特許出願前容易ニ應用スルコトヲ得ベキ程度ニ於テ帝國内ニ頒布セラレタル刊行物ニ記載セラレタルモノ

とあり、尚ほ同第五條に

發明ガ左ノ各號ノ一ニ該當スルモ之ヲ新規ナルモノト看做ス

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

一、發明ガ試驗ノ爲メ前條ノ各號ノ一ニ該當スルニ至リタル時ヨリ二年以内ニ特許ヲ出願シタルトキ

二、同一發明ニ關スル特許出願中若クハ實用新案登錄出願中又ハ特許權若クハ實用新案權ノ存續中其ノ發明ガ前條各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキ

と規定せられてある。

「工業的」の意味

研究の結果が特許となるべき條件即ち前述の「新規なる」「工業的」「發明」の三項中第一項は、右の通り特許法中に規定してあるから、詳細の點は兎も角も一應は疑義が起らない譯である。次の「工業的」といふ語の中には、純學理的でなく實際に應用して有利なるといふ意味もあり、又勿論物を製造するといふ意味をも含んで居るのであるから、眞正面から解釋すれば實際に行つて見て世に用ひられぬ樣な物を製造し、或は有用な物でも其の製造費が多くて引合はぬ樣な事では特許とならぬ筈である。逆に言へば今日迄に特許になつて居るものは皆有利なる事業となるべき筈のものである。然し或發明が出來上り之が特許を出願せられたる場合に、特許局で之が果して有利であるや否やを查定することは困難なる事であり、又發明者自身とても其效果の如何を的確に測る事は出來ないのである。夫れで特許局では此工業的といふ條件には餘り拘泥することなく、有用の程度や利用の範圍などを度外視して特許して居る樣である。

次の條件「發明」に關しては冒頭にも述べた通り發見と稍混同され易いのであるが、特許局では純粹に發見に屬するものには特許を與へない樣である。例へば或植物中に或る有效成分を發見したとかいふものに對しては假令其有效成分が新規なる物質であるにしても特許しない樣である。即ち一般に或物質の原料を見附けたのみでは發明と見認められないのである。然し其成分を取出す方法が新規なれば夫は別問題である。

右の條件が具備して居ても、發明の目的物が

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

特許せられざるもの

發明によりて發生する權利々益の配分

一、飲食物、嗜好物
二、醫藥、其調合法
三、秩序又ハ風俗ヲ紊リ又ハ衛生ヲ害スル虞アルモノ

なるときは特許せられぬ事が同法第六條に規定してある。

今或る發明が苦心研究の結果として完成し、夫が全く新規にして工業的であり且つ第六條の各項を目的としないものならば、其發明は特許となり同法によりて保護せらるゝのであるが、其發明者が自ら特許權の所有者となり、自ら之を實施する場合には、其特許から利益を擧げても損失を招いても自業自得にて問題にならぬのである。然し其發明者が會社又は個人の使用人であり或は官公吏なる場合には、其發明によりて發生する權利及利益の配分に就て少なからぬ困難が起るのである。此配分を合理的に行ふや否やに依つて次の發明を抑止し或は促進することゝなるのである。

特許法第三條に

職務上又は契約上爲シタル發明ニ付特許ヲ受クルノ權利ハ勤務規程又ハ契約ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外其ノ職務ヲ執行セシムル者又ハ使用者ニ屬ス

職務ノ執行又ハ契約ノ履行ニ依ル勤務中公務員又ハ被用者ノ爲シタル發明ニシテ職務上又ハ契約上爲シタルモノニ非ザル發明ニ付發明前豫メ特許ヲ受クルノ權利又ハ特許權ヲ讓渡セシムルコトヲ定メタル勤務規程又ハ契約ノ條項ハ之ヲ無效トス

本條ニ於テ公務員ト稱スルハ刑法第七條第一項ノ公務員ヲ謂フ

刑法第七條第一項、本法ニ於テ公務員ト稱スルハ官吏、公吏、法令ニヨリ公務ニ從事スル議員、委員其他ノ職員ヲ謂フ

といふ事が書いてあつて、官公立試驗所の技師、會社又は商店の技術員などの行つた發明の特許權は當然其所長、會社、店主などに歸して了ふ樣に見えるけれども、實際の場合に當ると、試驗所の

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

職務上又は契約上發明の義務の不明なる場合

發明の義務あるも特許權の歸着を明示せざりし場合

研究と發明

官制に技師が試驗又は研究をする樣になつて居ても、發明をせねばならぬ樣に明確に定めてない場合が多いのであるから、玆に問題を惹起する。會社商店の技術員にしても入社の當時に契約書でも取交してあるか或は規則でもあれば、面倒は起らぬのであるが、普通には斯かる事が定められてない。夫れで職務上又は契約上發明の義務が明かでないに由つて、官廳、會社、店主と技術者との間に見解を異にし、又各所各會社で取扱を異にして居る。

然し又一方官制契約等によつて發明を爲す事が當然である場合でも、特許權の歸著する處を明示してない場合に限り此第三條第一項に準據すべき事を示せるに過ぎないので、特許權が所長又は會社の所有たることが當然の異理であるといふ意味ではない。會社の重役などに往々此第三條を盾にして、技術員に特許權を與へぬ事を當然の樣に心得て居るものもあるけれども、之は誤解である。

本來の性質上特許の制は發明者を保護するものであるから、特許權を發明者に屬せしむる事が常態であるけれども、上記の試驗所會社等に於ては、發明者の爲に器械藥品並に俸給等をも支給して居るのであるから、其研究の產物たる發明品は試驗所會社の收むべきものであるとの說も成立する。然し又一方から見れば、器械藥品其他の支給は研究の目的に供せられたるもので、直接發明の爲に支出せらるゝのではない。何故となれば此等支給せられたる費用は、發明の出來ない場合にも辨償すべき性質のものでなく、單に研究を遂行すれば其支出は有理であるべきものである。即ち研究は支出者と技術者との共同事業であつて、其結果の如何は直ちに問ふべきものでないと思ふ。技術者は一定額の費用を以て發明を受負ふて居るものではないのである。故に研究の結果物たる發明品は研究其者と引離して考ふべきもので、發明は發明として別に其歸屬する處を考へねばならぬものであると思ふ。

又說を爲す者ありて、研究技術者と雖一定の俸給を受けて就業するものであるから、他の工場技術者又は機械の設計などを行ふ技術者と何等異なる處なく、其仕事の產物は全部官衙又は會社等に

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

特許權を有せざる發明者に對する慰藉

官又は會社と使用人と特許權を共有すべし

一發明を優遇するは他の發明を促進する所以

歸すべきものであると言ふのであるが、翻つて考ふれば、常務技術者の行ふ處は凡て自己の經驗となり智識となり、一旦其任所を去られば他に於て自由に之を應用する事の出來る性質のものである。然るに發明にありては、或る權利を長官又は會社に附與するものであり、且つ特許權の全部が發明者の手より離るれば、其技術者は將來之と同一の問題に手を觸るゝこと能はずして、恐らくは生涯を通じて其方面の仕事を封ぜらるゝ結果となるに至ると思はれる。故に何等か之に對して慰藉するに足る丈の方法を廻らすのが至當である。

上記の理由により、發明の發生が期待さるゝ様な役所又は會社等では、特許法第三條を待つことなく自ら進んで一定の規則を作り、發明者に特種の賞與待遇又は權利を與へられん事を希望するのである。其爲には種々の方法が有るべけれども、發明者をして特許權を長官又は會社等と共有にすることが最適當であると思ふ。長官と下官、會社と使用人が共有にすることは、或は前の時代に於ては行はれぬ事であつたにしても、今は人民が役人と對等に、勞働者が資本家に對等といふ事を要求して居る時代である。研究なるものが技術者との共同事業であることを認容して、發明者にも特許權を認めて貰ひたいものである。

發明者を滿足せしむるには、此共有權を認むるに越したる方法はなく、之によりて其發明者を奬勵して益々發明を續發せしめ、又他の技術者をして奮勵せしめて發明を誘發する效があるのである。元來一發明が完成したとき、全然之を奪取し如何に之を虐げても、其發明は最早消滅するものではないから一向悶のない事であるけれども、斯くしては次の發明が起らない。卽ち一發明を優遇することは他の發明の出顯を促進せんが爲であつて、發明其物の價値を評定するよりも實値以上に堪へ得る限り優遇すれば益々效果が多い譯で、馬骨に千金を拂つて駿馬を釣り出す様なものである。夫れで取定めて置かねばならぬ事は大約次の通りであると思ふ。（會社と技師の場合を例とする）。

一、特許を出願するときには會社と發明者と連名を以てし出願費用は會社の負擔とする。

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

二、特許せられたときは特許權は出願者等の共有とし、其權利保全に要する費用は會社の負擔とする。

三、双方の合意の上でなくば、特許權を賣渡、讓渡、質入、抵當の目的物とすることは出來ない。

四、會社が特許を用ひて利益を得たるときは、其利益の百分の一乃至二〇を奬勵金の名を以て發明者に給すること。

五、會社が特許を實施するの意志なきか、特許の時より十八箇月以上實施しないか、若しくは十八箇月以上實施を中止した場合には兩方協議の上他人に讓渡、分割、使用せしめる。

六、右の場合の收得金の二分の一は發明者に與へる。

七、奬勵金は發明者が退社した後にも與へる。又其有權の承繼者にも同樣に與へる。

八、奬勵金の給與期間は特許權の存續し且つ用ひて居る間とする。

九、出願すれば當然特許せらるべき發明で、双方協議の上で出願せぬ事に決めたものは、特許せられた發明と同樣に取扱ひ、奬勵金は發明を使用して居る間給與する。

右の各項に就ては別に說明を要しないと思ふが、第五項の十八箇月といふ期間を定めた理由は、特許法第四七條に

　正當ノ理由ナクシテ特許權發生後三年以上其ノ發明ヲ帝國內ニ於テ適當ニ實施セズ又ハ三年以上其ノ實施ヲ中止シタル場合ニ於テハ特許局長ハ利害關係人ノ請求ニヨリ又ハ職權ヲ以テ其ノ特許ヲ取消スコトヲ得。(此項ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ訴願ヲ提起スルコトヲ得)

といふ規定があるので、其の期間を半減して十八箇月間とし、以て特許權の移轉及讓受者の實施準備の爲の期間を見て置いたのである。尙右の各項の外、發明者が二人以上なる場合には奬勵金の

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

奬勵金計算方

共有は發明者をして發明を改良せしむべき利益あり

共有には權利關係の繁雜すべき一面の不利なきにあらず

公益の爲め普及を要する發明は特許を與へずとの規定

分配を如何にするか、又利益の算出法は如何にするか給與は何時行ふか、等の問題も豫め取定めて置けば後に面倒が起らなくてよいのである。

右の第四項の奬勵金計算には利益を基礎としたけれども、利益の計算は頗る面倒であり又計算材料たる帳簿を發明者に見せる事を好まぬ會社などでは、賣上額を基礎として其幾%といふ風に計算してもよいのである。又已を得ぬ場合には一時支給とすること即ち買收の形式を執ることもあるが、斯くすれば未經驗の時代に之を評價するの困難に遇ひ且つ次に述べる様な利點を失ふ事となる。

發明者に特許共有權を與へるとすれば、發明を奬勵するといふ事の外に尙一つの利益がある。夫れは發明者と其特許とを永久に結付けて置くのであるから、利害關係が付纒ふにより常に其特許に注意を拂ひ、一層之を改良し又之に追加を行ふ等其特許を護立てゝ行くのである。然るに共有權を認めずして單に利益分配を行ふに止むるか、或は之を酷遇するときは、發明者は之を擁護することが薄いのみならず、時には反つて之を侵害し之を凌ぐ様な第二の發明を行ひ之を他人をして實施せしむるが如き虞を生せぬとも限らぬのである。

特許權を共有にして置く事には、然し惡い事もある。其一は永久に交渉を續けるのであるから、特許の件數を多く所有して居る會社などは煩雜に堪へられぬ事となる。長い間には契約書の不備なる點に就て疑義の生じて來る事もあり、實施して後利益の過少なるとき並に過大なるときに何れか一方から契約の改訂を主張する場合も起る。尙ほ發明者が個人的に會社と親しい間は互に善意に交渉が出來ても、會社の重役が代り或は發明者の死亡其他の事故によりて共有權が第三者に推移したときに、若し何れかの人格が卑しい事でもあれば、如何なる面倒が起らぬとも云へぬ。然し此等の惡い方面は、其美點を覆ふに足りないのであるから、如何しても共有權は認めねばならぬ事と思ふ。

更に論者ありて、官公立の試驗所等にて出來上がつた發明は、宜しく公益の爲に開放して誰人の使用にも委ね、之を特許とせざるを以て合理的なりと稱するが、一方より考ふれば、公共の費用に

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

特許なき發明は實驗を行ふ者なからん

よる產物なるが故に一個人の專用に供するは公益に反する樣に見えるが、實は大いに然らざるものがあるのである。特許法第十一條にも

特許出願ノ發明ガ公益ノ爲普及ヲ要スルモノナルトキ又ハ………ナルトキ特許ヲ與ヘズ又ハ制限ヲ附シテ特許ヲ與フルコトヲ得。云々。

と書いてあつて、公益の爲には特許をせざる事が合理的である如くに見做されて居る樣であるが、之れは大なる誤である。發明が始めて生れ出でた時に、之が果して有利なる事業となるものであるや否やは、何人にも斷定することは出來ぬ事である。先づ中仕掛の實驗を行なひ大體の見當を付けるのであるが、發明の或者に就ては二―三箇年間の試驗時代を經ねばならぬものもある。斯くして大規模に行ふも成功を疑はざる樣になりて實際の事業が初まるのである。然るに此發明が特許になつて居ないとすれば、他人が辛苦し、勞力と財產を費して得たる經驗を橫領して、同一事業を開始し本家に對して競爭を初むる者が現はれるのである。故に斯かる場合には早く手を下すものは損であつて、手を束ねて他人の實驗結果の如何を待つ方が利益である。されば新しき發明が特許になつて居ないならば、何人も進んで工業實驗を行ふものなく、從つて此發明が工業として發達すべき機會は永久に來ない事になる。佛蘭西の或學者が天然色寫眞を發明したときに、公益の爲と誤信して特許を受けなかつた處が、遂に之を實施するものが一人も出て來なかつた事などは、的確に之を證して餘りあるのである。

上來記述せる處は、新規なる工業的發明を爲せる者あるときは、如何なる場合にも之が特許權を認め且つ充分に報償を與ふべきもので、是れ即ち他の發明を誘發し獎勵する所以であることの概要を說いた積である。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

調査

歐米各港に於ける荷役機械の設備

土木局長　工學博士　山形要助

本篇の要旨

（一）突梁起重機は突梁により荷物を扱ふものにして其用方頗る多し（二）トランスポーターは可動橋上に複線單軌々道を布設し之に單軌道運搬車を吊り掛け可動橋の一端より他端まで往復し途中任意の處に於て荷役するを得るものを普通とす（三）テルフアーは固定高架單軌無端軌道に自働電氣運搬車の行列を循環周廻して走行せしむるもの、又たロープウエーは高架したる鐵索を以て軌道とし此軌道に平行して間斷なく廻轉する牽引索を備ふるものにして之に沿ふて運搬車の行列を循環周廻して走行せしむるものなり（四）トランスフエレーヂはトランスポーターとテルフエレーヂの兩者を組合せたるもの（五）調帶傳送機は貨物を調帶に載せ同轉進行して落下せしむる傳送機にして、動床、運梯、バケツトコンベーヤーは之と同一原則に基きて工夫したるものなり（六）ホイストは主として石炭を船積するを目的としエレベーターに依り貨車を引揚げて貨車中の石炭を船艙に落下せしむる動作を爲すべき設備なり（七）ポンプ式穀物荷役機は一方にバケツトコンベーヤーにて貯藏塔に入れたる無包裝穀類を一方に鐵管に依り船舶に吐き入れて積込む設備なり（八）埠頭用貨物自働車は手車又は馬車を改良したるものにして蓄電池又はガソリンに依る動力を以て二三噸の荷物を積載する簡單なる自働車なり

余は曩に埠頭荷役設備に就て論ずる所ありしが、今歐米各港に於て現今の施設に係る荷役機械の主要なるものに就いて述ぶる所あらんとす。

一　突梁起重機

原始的の突梁起重機

突梁起重機は各方面に廣く使用せらるゝものにして其種類形體頗る多し、其最も原始的のものは

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

現今の機械は此の原始的機の進歩したるものなり

突梁起重機は改良工夫により種々變形せるものあり

「二叉」或はシャーレヅクにして二本の柱を其頂部に於て交叉して緊束したるものを突梁と爲し、之れを適當に傾けて地面上に立て、背後より繩を以て之れを張り支へ、此二叉柱の交叉部に吊り荷繩又はセミ（即ちブロック）を掛けて荷物を引き上ぐ、而して人の手によりて之れを横に押すか、又は横引セミ（スナッチブロック）によりて吊荷繩の長さの許す範圍内に於て其荷物の平面上の位置を移すことを得、此原始的荷扱機械に種々多樣の改良工夫を加へたるものは即ち今日の突梁起重機なり、即ち機械自身は一箇所に固定の儘にて、荷物を扱ひ得べき平面上の區域を擴大する目的を以て、或は突梁を三百六十度（或は適當）の角度に回轉する樣に作りたるあり、或は突梁の足をヒンヂと爲し其背後の張繩を伸縮自在とし、以て突梁と地平面との間の傾斜角度を適當に加減する事によりて、突梁の突出する長さを自由に變更し得る樣に作りたるあり、或は更に其區域を擴大するため、機械全體を地面上に布設したる軌道上に載せ、突梁の先端に荷物を吊したる儘自由に其軌道上を走行する樣に作りたるあり、或は又阜頭地面上に別に施せる道路及鐵道等の交通を妨害せざる目的を以て、地面上の空間を利用する爲め機械全體を相當の經間（往々三四十尺に達するものあり）を有する門形（兩脚共に地面上の軌道に乘るもの）又は半門形（一脚は地面上の軌道に乘り他の一脚は高架軌道假へば上屋の軒先屋根上等に布きたる軌道に乘るもの）或は高架可動橋（門形可動橋の兩脚固定し其上に軌道を布き橋體のみ可動なるもの）上に載せ、起重機は突梁先端に荷物を吊したる儘門形（或は半門形）可動橋上の高突に於て全經間長に沿ひ前後に走行すると同時に、可動橋は

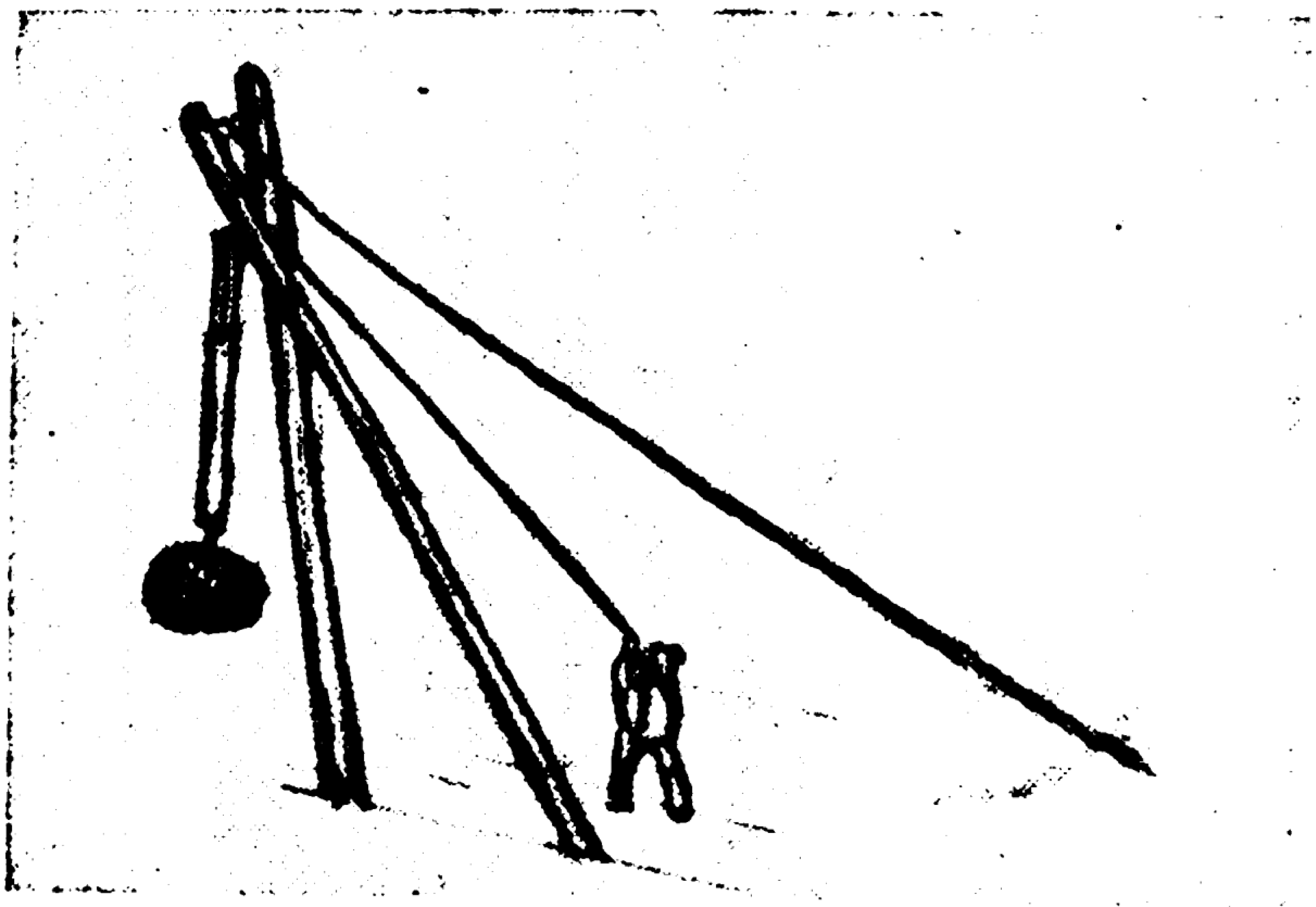

原始的突梁起重機

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

又た其動力は人力、蒸氣力、水壓力、電力等種々あり

漢堡に始まり歐洲諸港に使用せらる

船舶と上屋倉庫との距離大ならざる場合に效あり

同物の二ヶ扱を爲阜場合さ亂頭の混さな來すあの不利荷り

其自身の乘れる軌道に沿ひて相當の遠距離に走行する樣に作りたるあり、而して其他之れに類する改良工夫多し、此起重機を動かす動力は人力、蒸汽力、水壓力、電氣力等種々あり、其力量並に能率も亦千差萬別なり。

此突梁起重機は獨國漢堡港に於て盛に使用せられ、荷役上の大成功を博して世界を驚歎せしめ、以來現今歐洲の諸港には往々として本機械を有せざるもの殆んど之れ無きに至れり、尤も近年俄かに商船の形體大型となりし爲め、漢堡港の如き設備以來年を經ること久しき港に於ては、此の突梁起重機の突梁短きに過ぎ往々船の艙口に達せざるものあり、又突梁先端の高さ低きに過ぎ、往々艙口より貨物を引き揚げ能はざるものあるを認む。

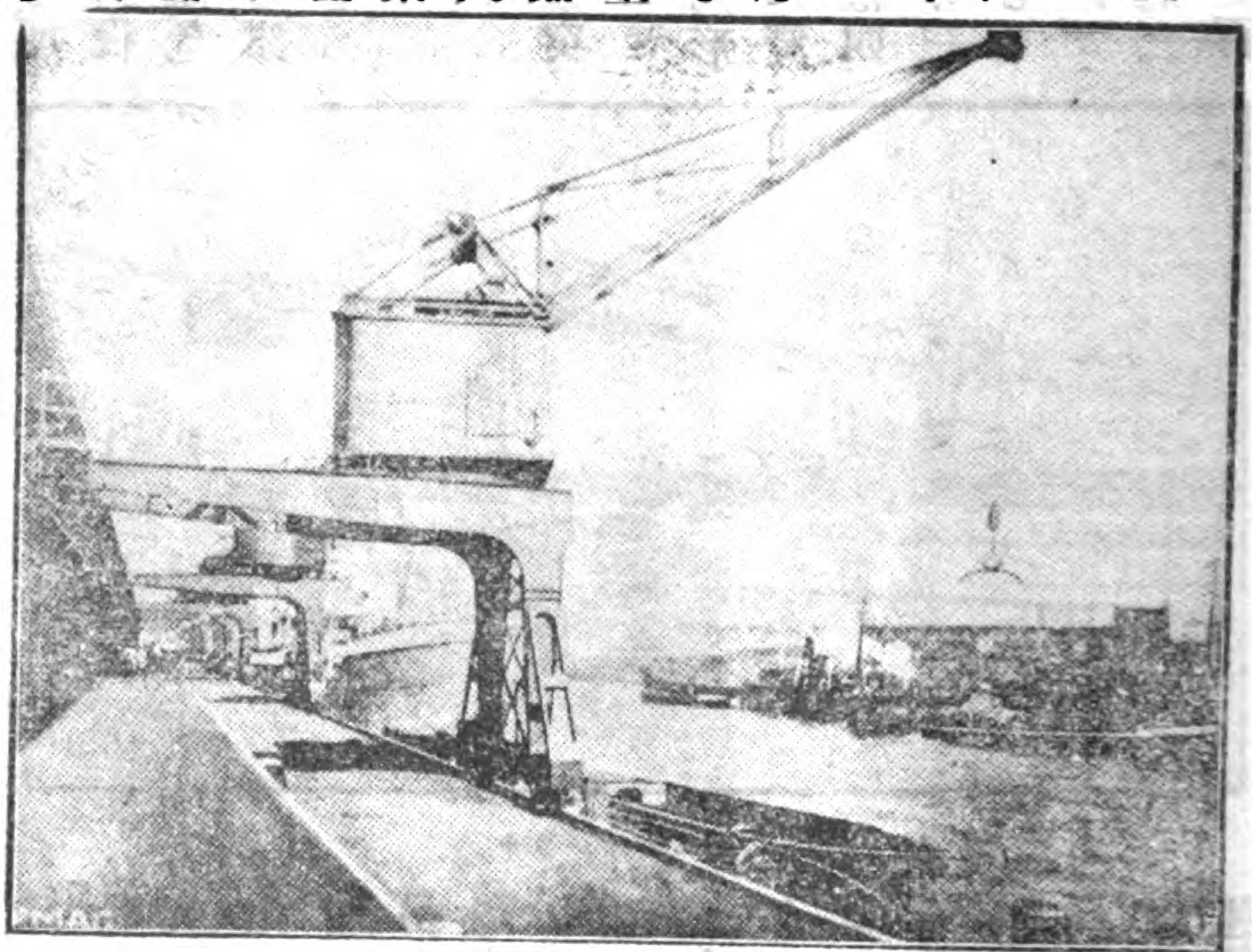

突梁起重機

比突梁起重機は其操縱便且價格低廉にして、其荷扱を爲し得る範圍區域は其走行と回轉とによりて比較的廣く、又或程度まで空間を利用することを得るものにして、船舶と上屋倉庫との距離餘り大ならざる場合に於ては荷役機械として稍完全なるものなり、去れども船舶と上屋倉庫との距離大にして數百尺若くば數千尺を距る場合には、機械の構造上充分の效果を表すこと能はず、強て之れを行はんとせば非常なる混雜と危險を生じ荷扱料は高價となるべし、尚又突梁先端に荷物を懸吊せる儘上屋倉庫の内部に出入することも殆んど不可能なるを以て、其懸吊し來れる荷物を上屋倉庫軒前に於て地面に卸し、而して後人肩

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

門形突梁起重機の進化したるもの
門形の高さ四五十尺、徑間は二三百尺乃至四五百尺に及ぶ
可動橋の任意の所に於て荷役を爲す

手車又は他の荷扱法によりて上屋內に運び入れざるべからず（上屋より持ち出す時は此反對の行動なり）從て少なくとも荷物の二回扱を要することゝなり、又上屋軒前に於て埠頭を混雜せしむるを免れず、余が實地視察せし所によれば、此機械を以て荷役を爲し居る間は埠頭は混亂危險にして、事實上地面上の鐵道も道路も其交通を杜絶せらるゝもの多かりし。

二　トランスポーター

トランスポーターは門形突梁起重機の進化したるものと考へ得べきものにして、門形可動橋の高さ及徑間非常に擴大せるものなり、其高さは四五十尺を普通とするも往々三階建倉庫を其門形內に挾むものあり（一例はアムステルダム港にあり）其徑間は普通二三百尺なれども、稀に四五百尺に達するものあり、此門形可動橋は二脚或は三脚を有し地面上に布設せる軌道上を移動す、此可動橋上には複線單軌々道を布設し、之れに單軌道運搬車を吊り掛け、可動橋の一端より他端まで往復進退し、其途中任意の所に於て荷役を爲すことを得べからしむ、此單軌運搬車の代りに普通の突梁起重機を可動橋上の軌道上に据ゑ付けたるものなり、或は又此可動橋に沿ひ連續無休止に廻轉する無端鐵線索道を設備し、運搬車の行列を運行せしむるものあり、其他其取扱ふべき貨物の種類に從ひ種々運轉方法あり、可動橋の岸壁面側の一端は海方に突出し、運搬車は艙口直上に來り貨物を卷き揚げ卷き卸しを爲すを得べからしむ、此突出部はカンチレバートシヒシヂにて本橋に取り付け、平時は之れを上方に引き上げ置き海方に

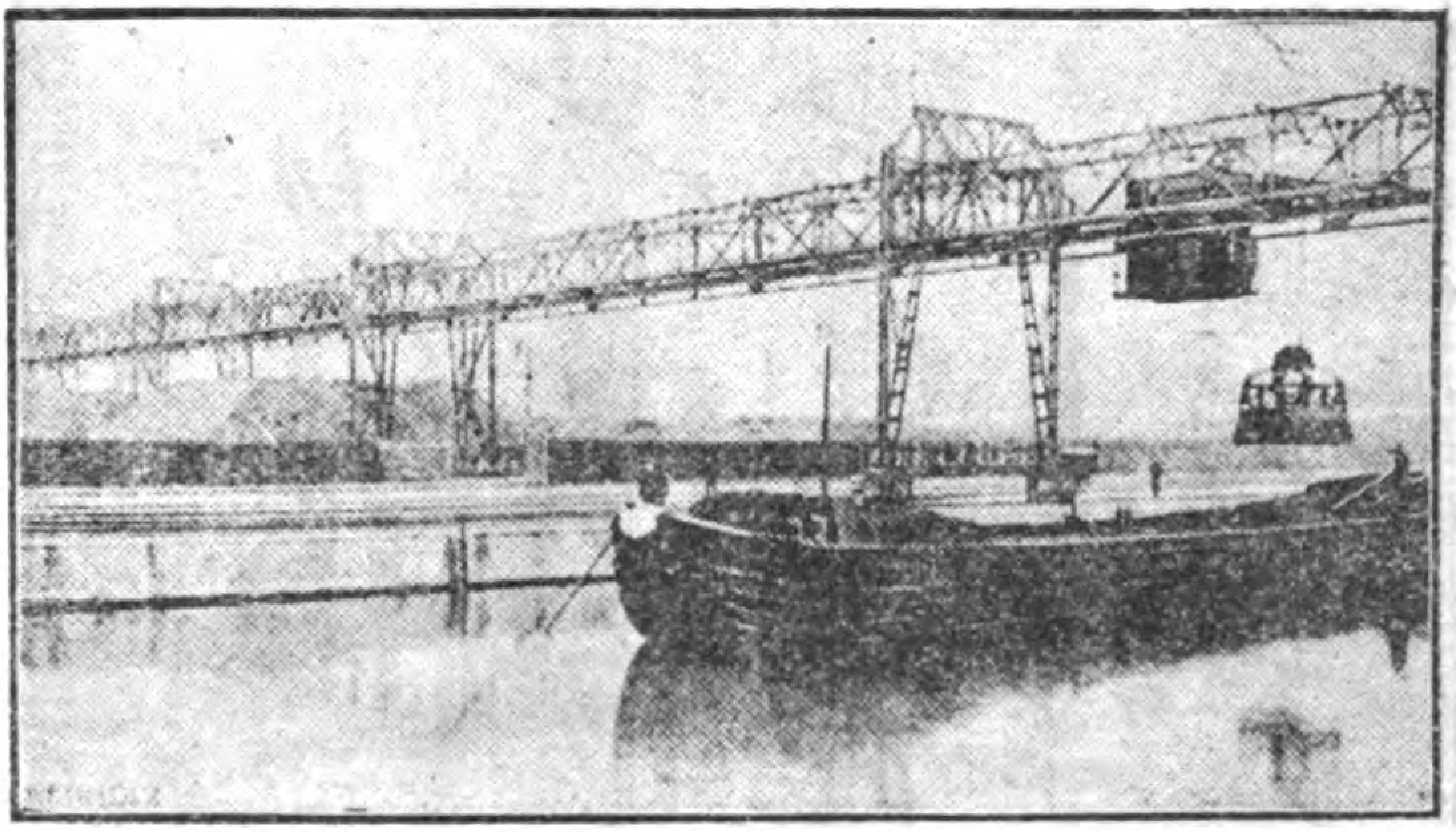

トランスポーター

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

地面上の道路鐵道の交通又は作業等を妨げす

船舶と上屋倉庫間に荷役を爲す場合の設備

トランスポーターの門形突梁起重機に優る點

突出することを避け、以て船舶の繋船離岸の動作の妨害と爲ること無からしむ、或はヒンチ取付カンチレバーの代りにテレスコピックスライデングカンチレバーと爲し置き、船舶の繋留し終るを待ち恰も望遠鏡の筒を延はすが如く一端よりカンチレバーを押出すものあり。

此トランスポーターは石炭鑛石又木材の如き廣大なる置場に露天積と爲す貨物の荷役には最も適當なるものなり、貨物を積載せる運搬車は高き上空を走行するが故、地面上の道路鐵道の交通又は其他の作業を妨害することとなし．而して船舶と置場との間に唯一回の荷扱を爲すのみなり、船舶と上屋倉庫間に荷役を爲す場合には可動橋を上屋倉庫の屋上を通過せしめ、上屋倉庫の屋根に幾多の艙口を設け、恰も船舶の艙口上に於けると同一の荷役動作を爲さしむ、和蘭アムステルダムに施設せるものは此適例にして、可動橋の徑間二百三十一尺高五十三尺にしてカンチレバーにて船舶上を覆ひ、本橋は倉庫前面の道路二條の鐵道三階建の倉庫（屋上の多數艙口を有するもの）及倉庫背面に於て更に二條の鐵道を跨き越し、可動橋上に突梁起重機を走行せしむるものなり。

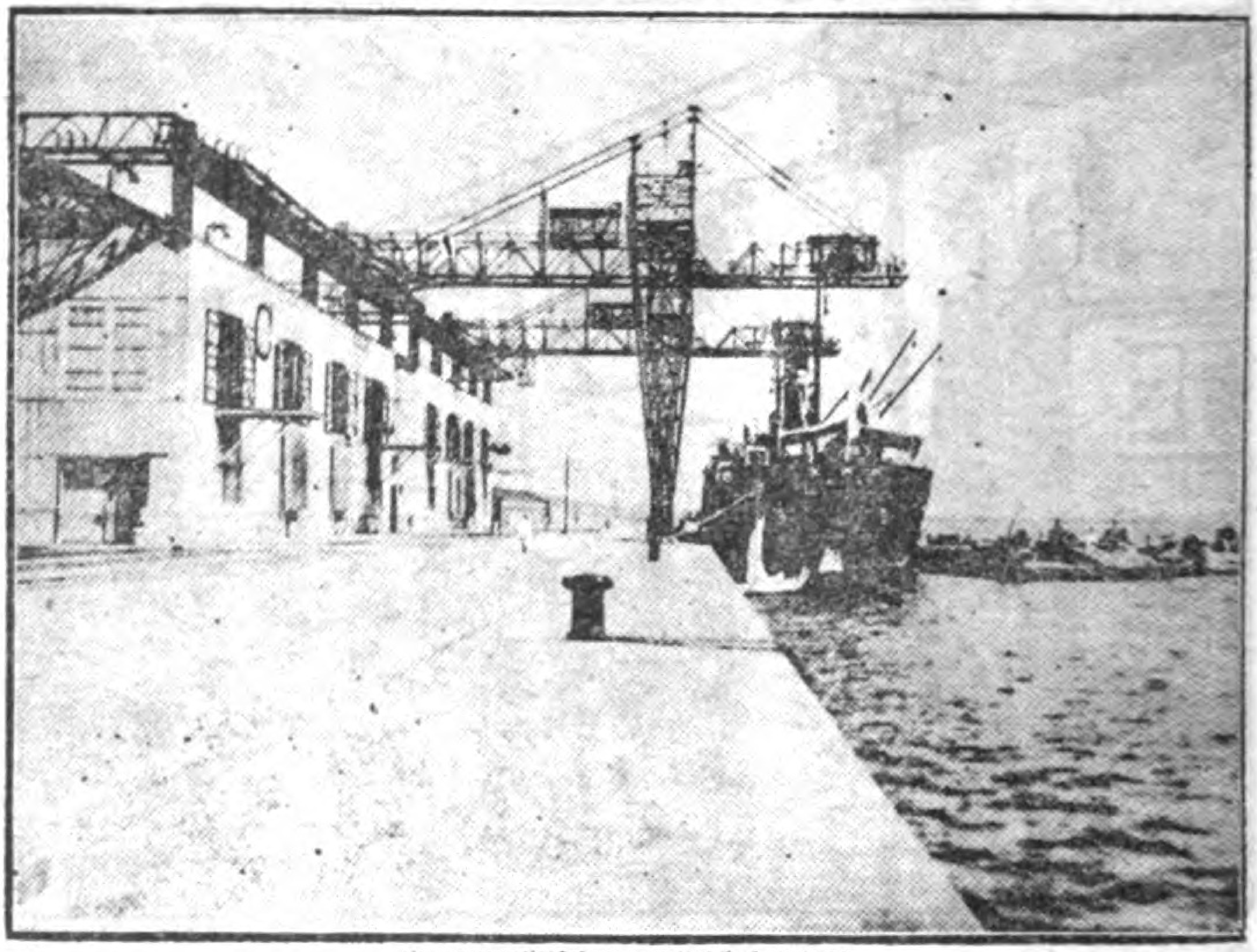

臺灣高雄港の埠頭荷役設備

此トランスポーターが門形突梁起重機に優る點は、其荷扱を爲し得る範圍距離著しく増大したること、貨物を積載せる運搬車は高き高空を走行するが故に之れが爲め埠頭地面に混雑を生せざること、可動橋上には多數の運搬車（或は附属突梁起重機

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

荷役機械として理想的ならざる點

等）を行列して循環走行せしめ得るが故に、荷役能力は單に各運搬車が艙口上に停止して貨物揚卸を爲す時間に比例するのみ、從て可動橋の長さの及ぶ範圍內に於て船舶と置場間の距離の遠近は荷役時間竝に手數料に對して殆んど無關係と爲ること、機械の價格竝に動力は勿論大なれども從事すべき人員少なくして其荷役能力大なるが故に、之れを一噸の貨物に割り當つれば機械償却費及荷役料に於て經濟的なること等なりとす。

此の如く之れを門形突梁起重機に比すれば非常に進步改良せられたるものなりと雖も、未だ荷役機械として理想に達せざる點あり、其の一二の例を擧ぐれば、運搬車は全然可動橋上のみにて進退走行するものなる

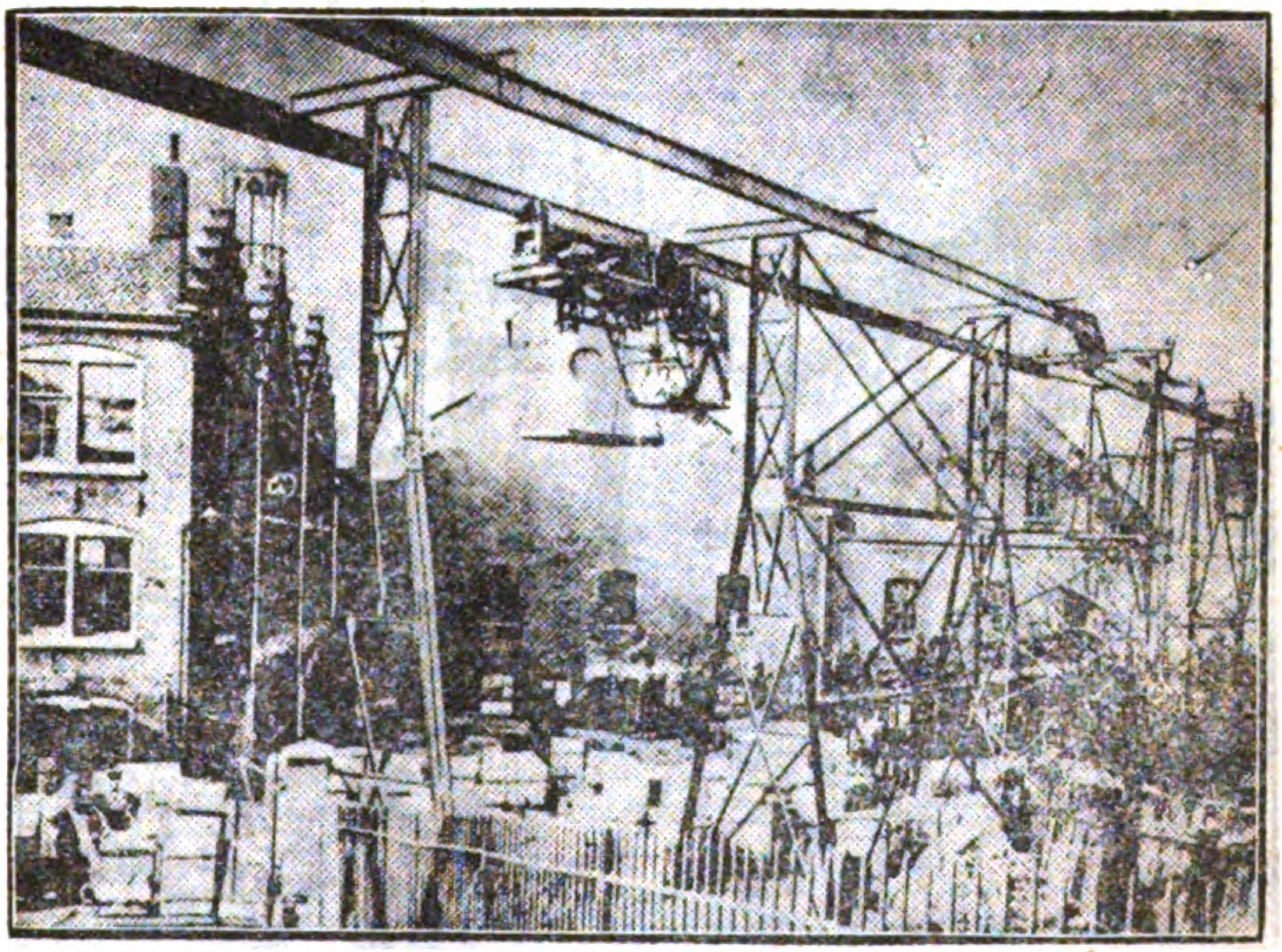

テルフアーロープウエー

故に、上屋倉庫の如く屋根ある建物內に直接出入すること不可能なること、可動橋の徑間の長さを長くしたる爲め荷扱の範圍擴大せられたりと雖ども、其の運轉作業の關係上其極度に於ても尙四五百尺を超ゆること不可能にして、今日の如く阜頭圈內を廣くし貨物置場を岸壁面より遠隔の所に置くことを必要とせる港灣には遺憾少なからざること、可動橋は全體軌道上に据付けあるを以る阜頭地面を橫切りて任意の所に橫行することを得ると雖も、一度其の尖端のカンチレバーを艙口の直立に卸し其の位置を定めたる後は全く其の橫行運動を停止せざるべからず、之れより後可動橋は固定高架軌道と同一の狀態となる、從て此の機械によりて船舶荷役

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

進行中は、其の荷扱ひを爲し得る範圍は可動橋徑間の長さに等しき直線内に限らる、換言すれば荷扱範圍は置場を横切る直線にして置場全面に亙る平面に非ず、是等は其の理想に及ばざる主要なるものなり。

三　テルファーロープウエー

テルファーロープウエーの性質

一般にテルファーは固定高架單軌無端軌道に自働電氣運搬車の行列を循環周廻して走行せしむるものなり、ロープウエーは高架したる鐵索を以て軌道とし、此軌道に平行して間斷なく廻轉する牽引索を備ふるものにして、之れに沿ふて運搬車の行列を循環周廻して走行せしむるものなり、テルファー及ロープウエーは適當の曲線によりて任意に其の方向を變ずべく、又分岐轉轍器によりて自由に分岐することを得べく、而して其の軌道の長さは隨意に之れを延長し得べし、故に各其の目的によりて阜頭面の高空に於て殆んど阜頭の全面積を覆蓋して縱横無盡に架設し得べく、或は屋根ある上屋倉庫内に自由に出入せしむるを得べく、或は遠距離に散點する置場間を連絡することも得べし、

テルファーロープウエーの效用

トランスポーターとの比較

今此テルファー及ロープウエーを前記トランスポーターに比較すれば、運搬車の關係は兩者間に差したる相異なきも、此運搬車の走行する軌道は一は地上に高架したるものにして固定して動かず、一は可動橋上に布設したるものにして可動橋全體と共に動くなり、此兩者の利害得失は之れを使用する場所と目的によりて異なり、各々相侵すべからざる幾多の特長を有す、例へば船舶荷役の場合を考ふれば、テルファー及ロープウエーに對しては船舶を動かして其の艙口を其の直下に來らしむるか、又は別の荷役法(人肩又は手車等の如き)により貨物を其の直下に運び來らざるべからず、去れどもトランスポーターは自ら動きて船舶の艙口直下に來るが故に、船舶を動かし又は貨物の小運搬を爲す必要なし、トランスポークーにては屋根ある上屋倉庫に運搬車を出入することも能はざれども、テルファー及ロープウエーは此點に關して自由なるが如し。

四　トランスフエレージ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

トランスポーターとテルフエレージの兩者を組合せたるもの

トランスフエレージの構造は前に詳記せるを以て茲に略す、其の構造の原則とはトランスポーターとテルフエレージの兩者を組合せたるものなり、此組合せを爲すに當り兩者の短所を相補ふのみにて兩者の特長を相侵すことなし、即ち一面より見ればテルフアーの固定軌道の一部を可動橋と爲すことを以て便利有益と認めて之を可動橋と爲したるものにして、此一部を可動橋と爲したるが爲めにテルフアー本來の特長たる運搬車の連續循環走行に對し、或は之れを中絶し或は停止し或は危險を與ふるが如きこと無く亦反對に運搬車を連續循環走行を爲さしむるが爲めに可動橋本來の目的たる地面上を横切り自由に横行移動する行動を妨害すること無し、例へばテルフアー固定軌道の中岸壁面に於て船舶に接する部分を可動橋とし、而して隣接固定軌道と可動橋上の軌道との間に特殊觸接分岐轉轍器により連絡するときは（即ちトランスフエレージと爲すときは）此部分はテルフアーとしての效能を妨害せらるゝことなくして、同時にトランスポーターの有する特長を發揮し得ることゝなるべし、又テルフアー固定軌道の中、上屋倉庫内に引き込みたる部分に於て、運搬車を此上屋倉庫内部の全面積に亙り、隅より隅まで隈なく引き廻すことを得せしめんが爲めには、架空軌道を縱横無盡に屈折繞圍して布設せざるべからざるも、此事は事實困難なるのみならず、内部面積狹隘なる場合には往々不可能なり、若し此部分を可動橋と爲し隣接固定軌道と特殊觸接分岐器により

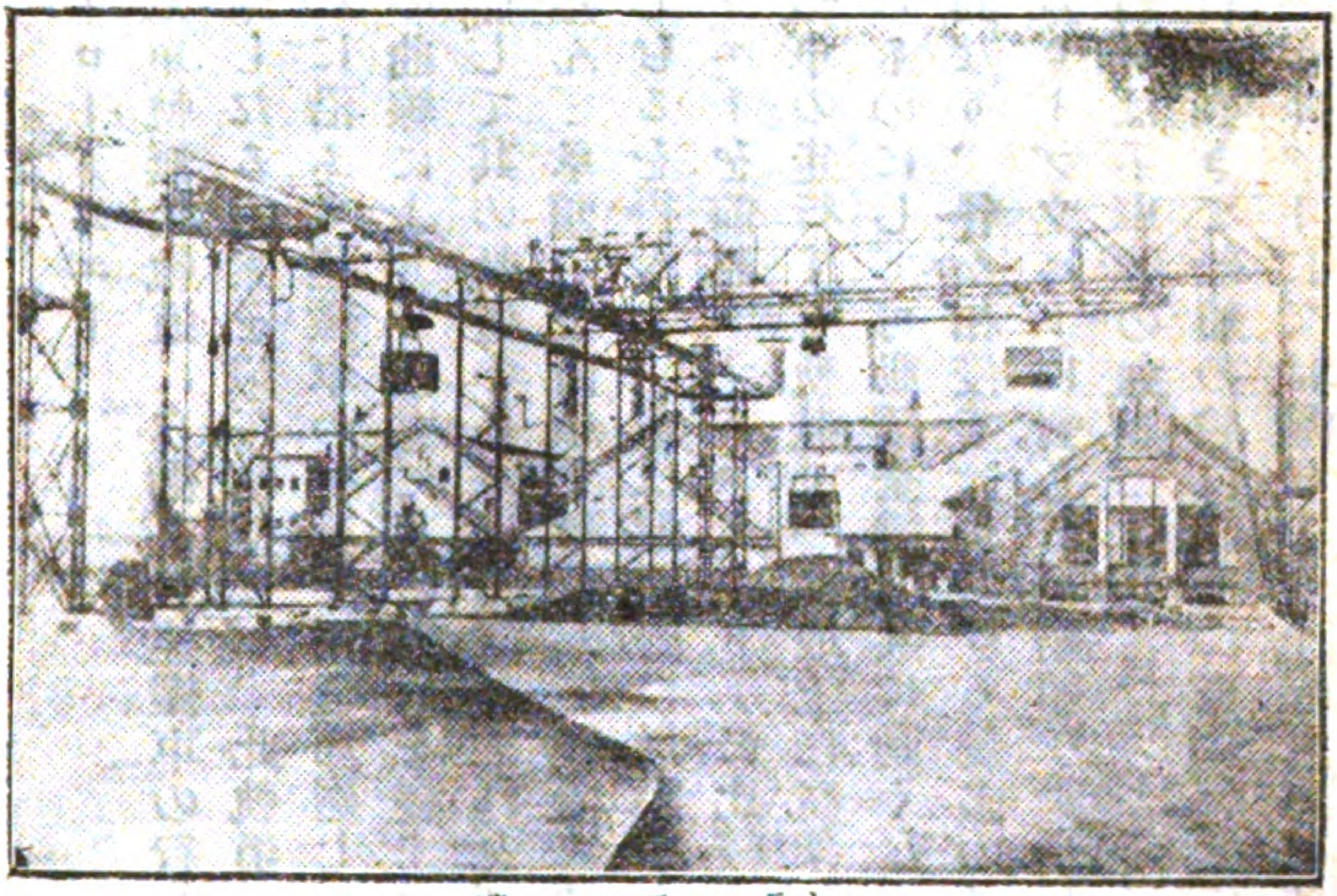
トランスフエレージ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

運搬車の到達範圍即ち荷役範圍を阜頭全面積に覆蓋的と爲すの利

電氣により自由に走行作業すること

荷役作業の間歇的なる不利

て連絡せば、容易に運搬車を上屋倉庫內部の任意の地點に引き廻はすことを得ること、トランスフエーレージの構造に於て述べたるが如し、並に特に再記すべきは、運搬車を屋根ある建物內に引き込むことは、トランスポーターにては全く不可能の事に屬するものなり、又露天貨物置場に於てもテルフアーの固定軌道よりも可動橋と爲すことを便利とす、勿論遠距離置場を連絡する爲めに要する中間軌道は固定軌道を便とするが故、此の如き部分はテルフアー其の儘と爲す。

此の如くトランスポーターとテルフアーとを組合せトランスフエレージを作り、其の結果各兩者の特長を相殺制肘すること無きのみならず荷役を輕便容易ならしめ、特に運搬車の到達範圍即ち荷役範圍を、阜頭全面積に普偏的即ち覆蓋(スペースカバリング)的と爲すことを得、從て或る特殊の貨物に對しては殆んど理想的荷役機械と爲すを得たり、特に單軌々道を電氣的ブロックシステムと爲すことにより、運搬車に運轉士を乘り込ましめずして、電壓を利用して自由に走行停止卷揚卷卸等の動作を爲し得るものを工夫するに至り、殆んど其の發達の極に達したるものと云ふべし、去れども此トランスフエレージにも荷扱手數の點に於て未だ遺憾の點あり、此機械の運搬車が貨物を地上より卷き揚げ又は卷き卸す爲めには、或る時間一定の所に停止せざるべからざるが故に、荷役作業は連續的にあらずして間歇的なるが爲め時間を浪費すること、及一定の積載量を有する運搬車を以て重量形狀の一定せざる貨物を扱ふ場合に於ては荷扱手數を增すことなく、運搬車の積載能力は普通一噸乃至三噸の程度とするを便とす、今此の能力を二噸と假定すれば此機械にて取扱ふべき貨物の重量が凡て一個二噸のものならば作業の間歇的なることの外に別に不便なきも(此の如き場合少なし)數個乃至數十個の包裝貨物を合せて二噸と爲るもの或は包裝せざる穀物、石炭、鑛石の如きものを取扱ふ場合(此の如き場合最も多し)に於ては、之れをトランスフエレージにて運び出す以前に先以て二噸の容量ある函又は其他の容器に盛入れざるべからず、又トランスフエレージによりて運び來りたるものは其の容器より內容貨物を取出さゞるべからず、此の如き容器に盛り入れ又は取り出す行爲は事實上

間歇的ならず又た多數の人夫を要せざるもの

調帶傳送機の構成及び作用

荷物を落下せしむる方法

貨物二回以上の取扱ひを爲すことにして、加之一時に多量の貨物が間歇的に去來するが故に、可成之れを短時間に盛り入れ又は取り出し、以て荷捌を敏捷ならしめんと欲せば多數の人夫を要す、今一俵百斤の包裝貨物を取扱ふ場合を想像すれば容易に三十個を盛り入れざるべからず、若し一人一俵を受持ち之れを同時に盛り入れんとすれば三十人の人夫を要すべし、取り出すときも亦同じ、此事は船艙内の如き狹隘にして多數の豫備掛替容器を使用する餘地なき所に於て特に然りとす、更に貨物の形狀長大なるものの例へば木材に對しては、假令其重量二噸に滿ざるものと雖ども空中の走行不便にして事實上取扱を爲す能はざることもあり、此の如き缺點あるも兎に角二叉式卷揚器實梁起重機となり、遂にトランスフエレージを案出するに至りたるものとして考ふれば其の進步驚歎に値す。

五　調帶傳送機、動脉、運梯汲子傳送機

前項末段に說明せしが如くトランスフエレージは最も進步したる荷役機械の一なれども、其の荷扱の動作間歇的なるが爲めに時間の浪費と運搬車に貨物を盛り入れ取り出しの爲め多數の人夫を要するの缺點あり、此點に關しては本項の機械は最も理想的なり。

調帶傳送機は象皮若くば鎧形又は簾形に組合せたる鐵にて作りたる長き無端環の可撓調帶を、多數のローラーを竝列したる梯子ローラーに卷き、梯子の一端にタンブラーを具へ、機械力を以てタンブラーを回轉することによりて調帶を梯子に沿ひて絕えず連續的に循環回轉せしむるものにして、貨物を此調帶に載すれば其儘進行して梯子の終端に至りて落下す、若し荷落器（梯子ローラーと之れに乘り居る調帶間に適當の大さを有する木材等を挿入して調帶の一局部を隆起せしむるときは調帶に乘りて進み來る貨物は之れに衝突して落下すべし此原則を應用して作りたる器械なり）を使用せば其の途中任意の所にて貨物を落下せしむることを得べし、此調帶は絕えず連續的運動を繼續するものなるが故に、若し包裝貨物ならば適當の間隔に（例へば二尺乃至三尺）順次に調帶上に乘する

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

貨物は事實上連續的に輸送せらる

調帶は延長數百尺に及ぶことあり

調帶傳送機は連結することを得べし

連結は角度の變化により曲折傳送することを得

水平に据ゑ付くるを要せず

か、或は包裝せざる貨物(例へば穀物)を漏斗口より不絕調帶上に吐出するときは、此の貨物は所定の位置に於て順次に落下すべし、即ち貨物は事實上連續的に輸送せらるべし、而して其の荷役能率は其の構造同一なる場合には一分間に於ける調帶の進行速力によりて定まる、例へば調帶の速力を一分間六百尺とし積載包裝貨物相互の間隔を二尺とすれば、此機械は一分間に三百個の包裝貨物を連續的に輸送することを得べし。

　此調帶の長さは其の動力と調帶の張力の許す範圍內に於て自由に之れを延長することを得べし、即ち其の長きものに至りては數百尺に達するものあり、更に遠距離に達せしめんと欲せば遞次に連結することを得べし、即ち甲調帶傳送機の一端の下に乙調帶傳送機の一端を置き更に乙の他端の下に丙の一端を置く(以下如此)ときは、甲の輸送し來れる貨物は順次に乙の調帶上に落下して傳送せられ、次ぎに又同樣にして丙によりて傳送せらる(以下如此際限なし)此甲乙丙等の調帶傳送器は其構造上各直線なることを要すれども、此各々を接續する際甲乙丙等相互の角度を變化することによりて任意の方向に曲折傳送することを得べし、又此傳送機は必ずしも水平の位置に据付くることを要せず、何んとなれば調帶が高速力にて進行する惰性により三十度以內の傾斜あるも貨物の滑下することなし、若し滑下する憂あるか又は更に傾斜を急ならしめんと欲せば、

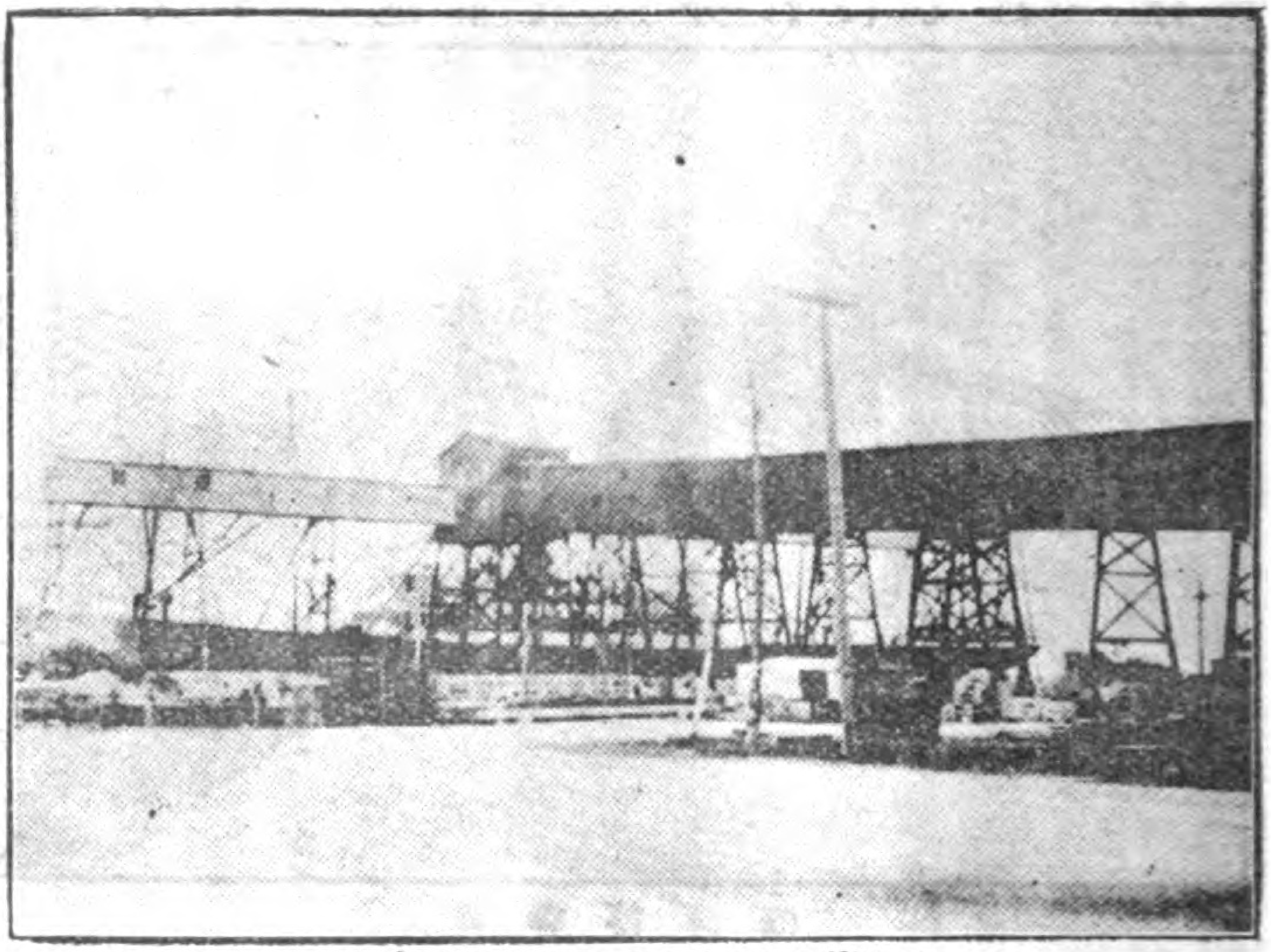

調帶傳送機(傳送機は此內部に在り)

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

調帶傳送機は如何なる方法にても据付け得べし

數多の人夫を要せず

若し包裝貨物ならば調帶に荷受設備を取り付け、若し包裝せざる貨物ならば汲子(バケット)を取付くれば容易に其目的を達すべく、之れを直立となすことも難事に非ず、此調帶傳送機は直接地面に据付け得べく高架となすことも得べく、地下隧道內に据付くることも得べく、又上屋倉庫內にも又狹き船艙內にも自由に出入せしむることを得べし。

調帶傳送機は其荷役動作連續的なるが故、此機械に重量百斤乃至三百斤程度の包裝貨物を載する爲めには、普通一人乃至二人の人夫あれば充分なり、若し無包裝のものなれば其貯藏所と調　傳送機間に別に漏斗に類する設備を以て連絡することの方法を用ゆれば、只其漏斗口を監視する一人乃至二人の人夫あれば充分なるべし、此機械の終端に於

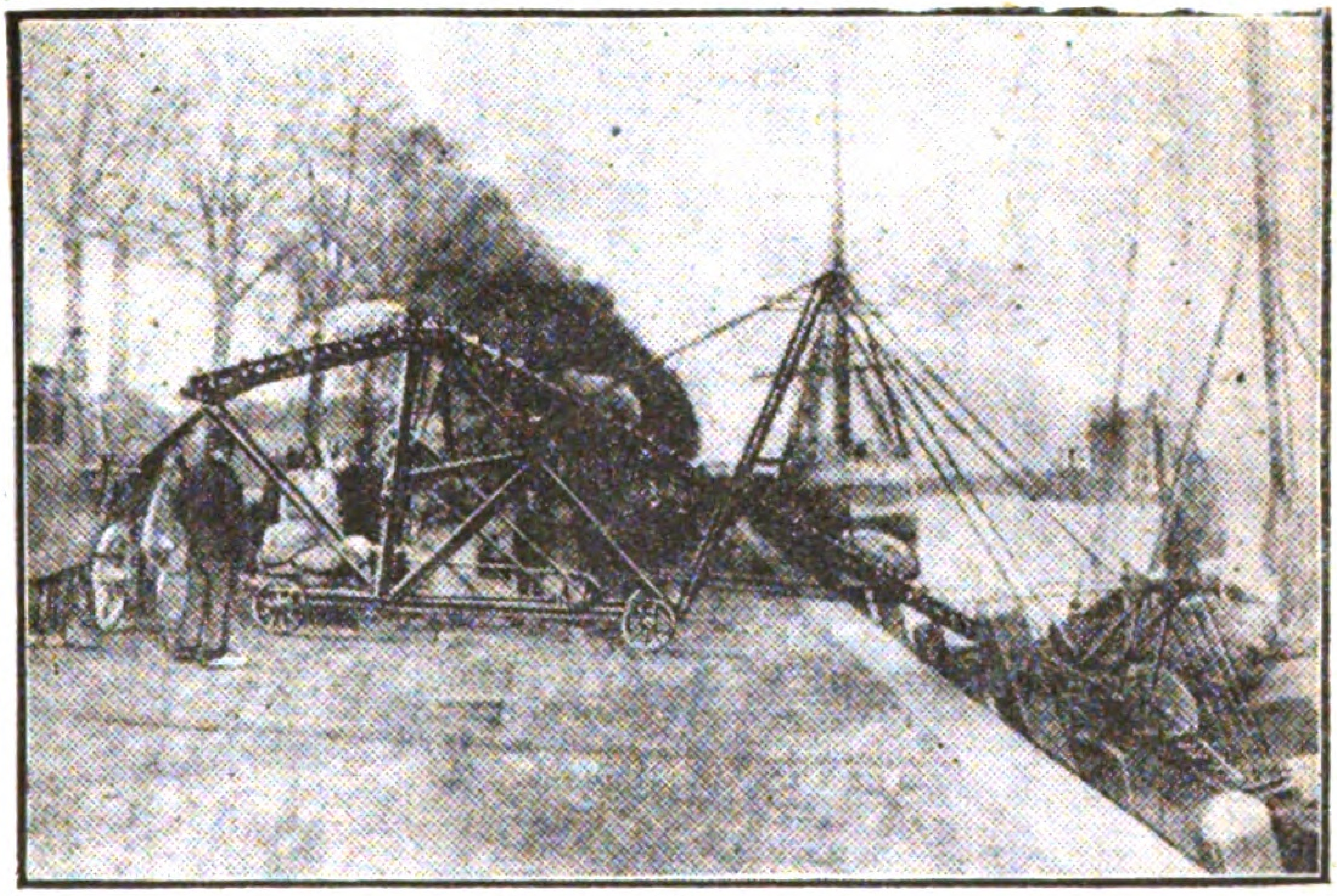

て此機械によりて運び來る貨物を處分することも亦同樣一人乃至二人の人夫にて充分なり、此事は他の間歇的に荷扱を爲す荷役機械に於ては不可能に屬す、特に此の機械の特
調帶傳送機
長として特に記載すべきは、容易に遠隔所に接續延長し得べく方向變換は行はれ、又高低又は勾配に制限せらるゝこと無きを以て、阜頭面上の各置場は勿論、更に船艙內或は地下室に至るまで殆んど凡ての部分を直接連絡し得ることなり、若し此一部に可動橋の如きものを加味し、恰もテルファーをトランスフエレージに進化せしめたることに類似せる工夫を案出せば、更に一層便利なるものと爲るべきを信ず。

此調帶傳送機と同一の原則に基き工夫したるもの、內、動牀(ムービングフルワー)、運梯(エスカレーター)及バケットコンベーヤー

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

バケツトコンベヤーの效用

長距離の調帶傳送機に連結して共同動作を爲さしむ

動床の效用

小形包裝又は無包裝貨物に對して效用あり

等あり、バケツトコンベーヤーは汲子(バケツト)を無端環連鎖に取り付け循環回轉するものにして、流動物或は包裝せざる穀物等を高所に輸送するに便利なり、之れは主として調帶傳送機と連結して穀物倉庫又は製粉所等に用ひらる、運梯には其の形體種々あり、其多くは包裝貨物を高所に上下するに使用せらる、其梯は水平より垂直まで任意の角度に傾斜せしめ得べく、又其梯は幾多の關節を有し分合伸縮自在と爲し得べく、又其梯の下底部に車輪を附し人力によりて之れを押せば自由に其位置並に方向を變換し得るを以て、特に倉庫内に於て貨物の積み付け或は取り出しに使用して便利なり、之を長距離の調帶傳送機に連結して共同動作を爲さしむ、恰もトランスフエレージに於ける可動橋と略ぼ同一の效果を擧げ得べし、此連結組合せの方法によりて種々の變態と異れる效果とを生すべきも一々記述することを省く、要は其目的と場所とに適合すべき組合せを考案工夫するにあり、其の他運梯の一種類にして人の昇降すべき階段を其儘無端環と爲し、普通階段の形の儘上下に動かすものもあり、之れは旅客昇降用として便なるものなるも荷役用にあらざるを以て省く。

動牀は無端環調帶の代りに幅廣き可撓牀を動かし、其牀上に乘せたる貨物を轉送するものにして、例へば繫岸船舶と上屋間の阜頭面の一部を動牀と爲し、船舶積載の荷物を此牀上に卸せば貨物は直ちに上屋内に轉送せらる、之れは重量大なる貨物、又は形體大なる貨物或は容量の大なる無包裝石炭及鑛石等に對し、船舶と置場間に直接荷役を爲すに便なり。

要之、調帶傳送機、運梯、バケツトコンベーヤー、動牀等無端環の回轉を基礎とせる荷役機械は、殆んどトランスフエレージを凌駕し得べき理想的荷役機械の一なりと雖も、是れ同一種類の小形包裝貨物(米俵、砂糖袋、粉袋の類)又は無包裝貨物(穀物、石炭、鑛石等)に對して然るものにして、大重量のもの又は形體重量を異にす雜貨物に對しては充分に其能力を發揮すること能はざるのみならず、往々不可能なる場合あり。

六　ホイスト

ホイストの目的と其の構造

貨車を引揚げて石炭を落下せしむる方法

一時間の荷役八百乃至一千噸に達す

ホイストは主として石炭を船積する目的を以て工夫したるものにして、其構造の要點は、岸壁面に於て鐵道を跨ぎたる門形高塔を建て(固定或は可動)此高塔の底をエレベーターの牀とし、而して鐵道は此エレベーター牀上を通過す此高塔の船舶に面する一側に大漏斗を取り付く(ヒンヂにて取付け自由に漏斗口を動かして之れを船艙と連絡することを得)其の使用方法は、鐵道によりて運び來りたる鐵道貨車を高塔底部のエレベーターに乗せ、直ちに電氣又は水力の動力に依りて之れを引き揚げ、恰も漏斗の呑口の所に至りて停止し、此所に特に設備せる機械によりてエレベーターの牀に貨車を乗せたる儘約四十五度に傾斜せしめ、貨車内の石炭を

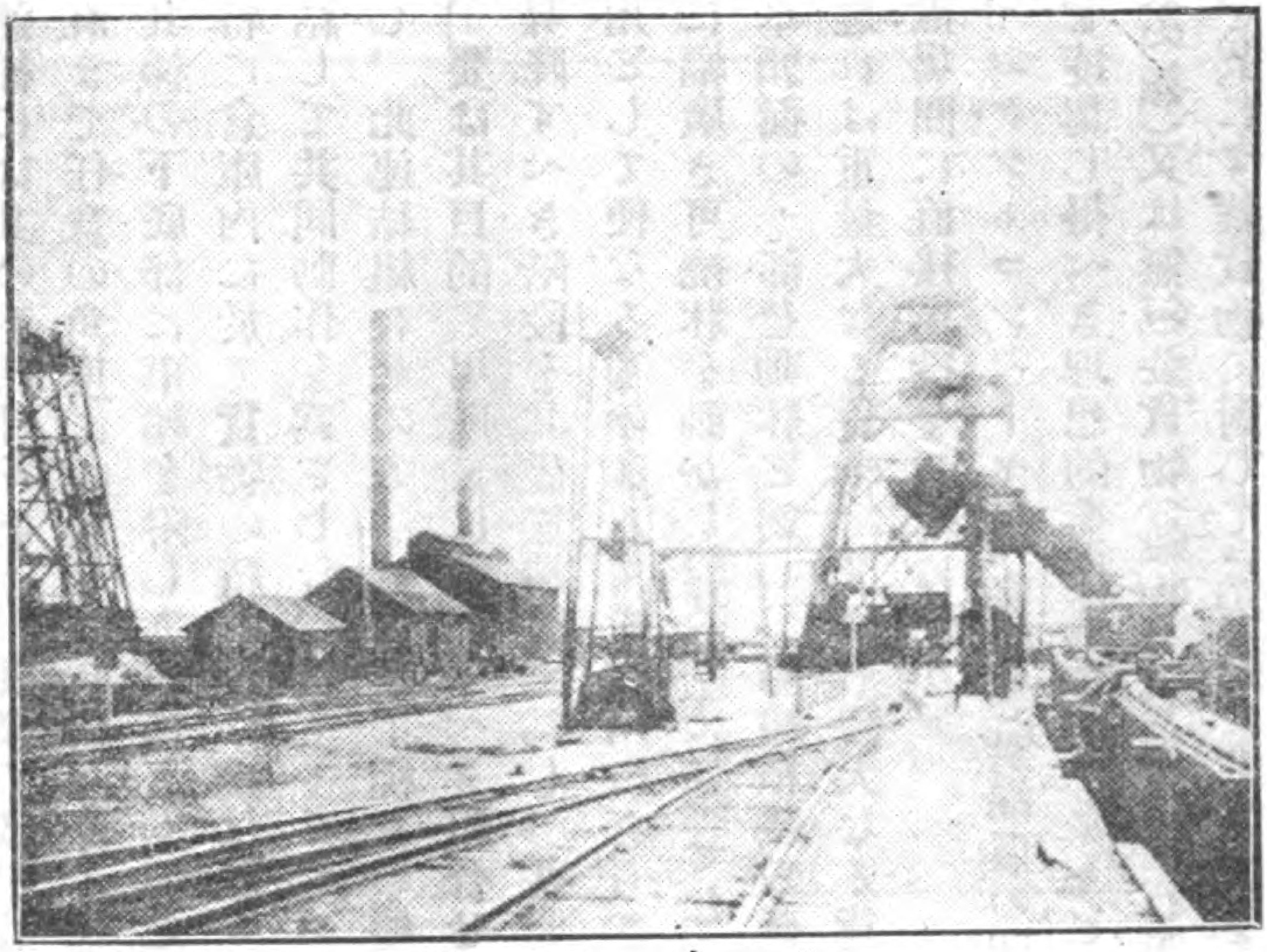

ホイスト

一時に漏斗内に落下せしむ、然るときは石炭は漏斗を通じて直ちに船艙内に落下す、然る後直ちにエレベーターを下ろし、次ぎの貨車を載せて同様の動作を為すなり、エレベーターの力量は能く五十噸積の貨車を揚ぐるに適するものありて、一時間の荷役力は優に八百乃至一千噸に達するものあり、此機械の漏斗の吐口には種々の工夫を加へ、或は望遠鏡の筒の如く伸縮自在となしたるものあり、特に軟質なる石炭を取扱ふ場合には急激なる落下によりて石炭の粉砕することを拒ぐ爲め、特に吐口先端に自動式バケットコンベーヤー(石炭自身の重量を利用してバケット連鎖を囘轉するものにして之れを「アンチブリーカー」と稱す)を連結するも

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

グレーンサイロの效用

徑三四十尺高さ百五十尺のグレーンサイロ

のあり、是等は石炭或は鑛石荷役機關として優秀と稱せらるゝものなり。

七　ポンプ式穀物荷役機グレーンサイロ

ポンプ式穀物荷役機は包裝せざる穀類の荷役に使用するものにして、阜頭に固定せるものあり、或は軌道上に乘せたるものあり、或は艀艇に据付けたるもの等あり、何れもセントリヒューガルポンプを使用し、其の吸入管を堆積せる穀物中に挿入して穀物を吸ひ揚げ、而して排泄鐵管を通じて相當の遠距離の場所又は高所に之れを排出するものなり、此ポンプ式穀物荷役機は一般に船舶と穀物置場間に使用せらる。

近來歐米にはグレーンサイロと稱する大規模の穀物貯藏設備を設くるもの多し、其構造は徑三四十尺高さ往々百五十尺に達するものあり、圓筒形にして其下底は恰も漏斗狀を爲し、漏斗の吐口には鐵管を連結し得べからしむ、此圓筒の内部に穀物を收納す、船舶より收納の方法は、船舶より阜頭地面まではポンプ式荷役機を用ゆ、更にバケットコンベーヤーを用ひて阜頭面の穀物を圓筒の頂上に持ち揚げて之れを圓筒内に落下せしむ、圓筒内の穀物を船舶に積むには圓筒下底の漏斗吐口に鐵管を取付けて之れを船艙に連結し、重力により自然船艙内に落下せしむ、圓筒内に收納したる穀物を乾燥し醱酵を防ぐ爲めには圓筒下底より上に向ひ强烈なる壓搾空氣を吹き込む。

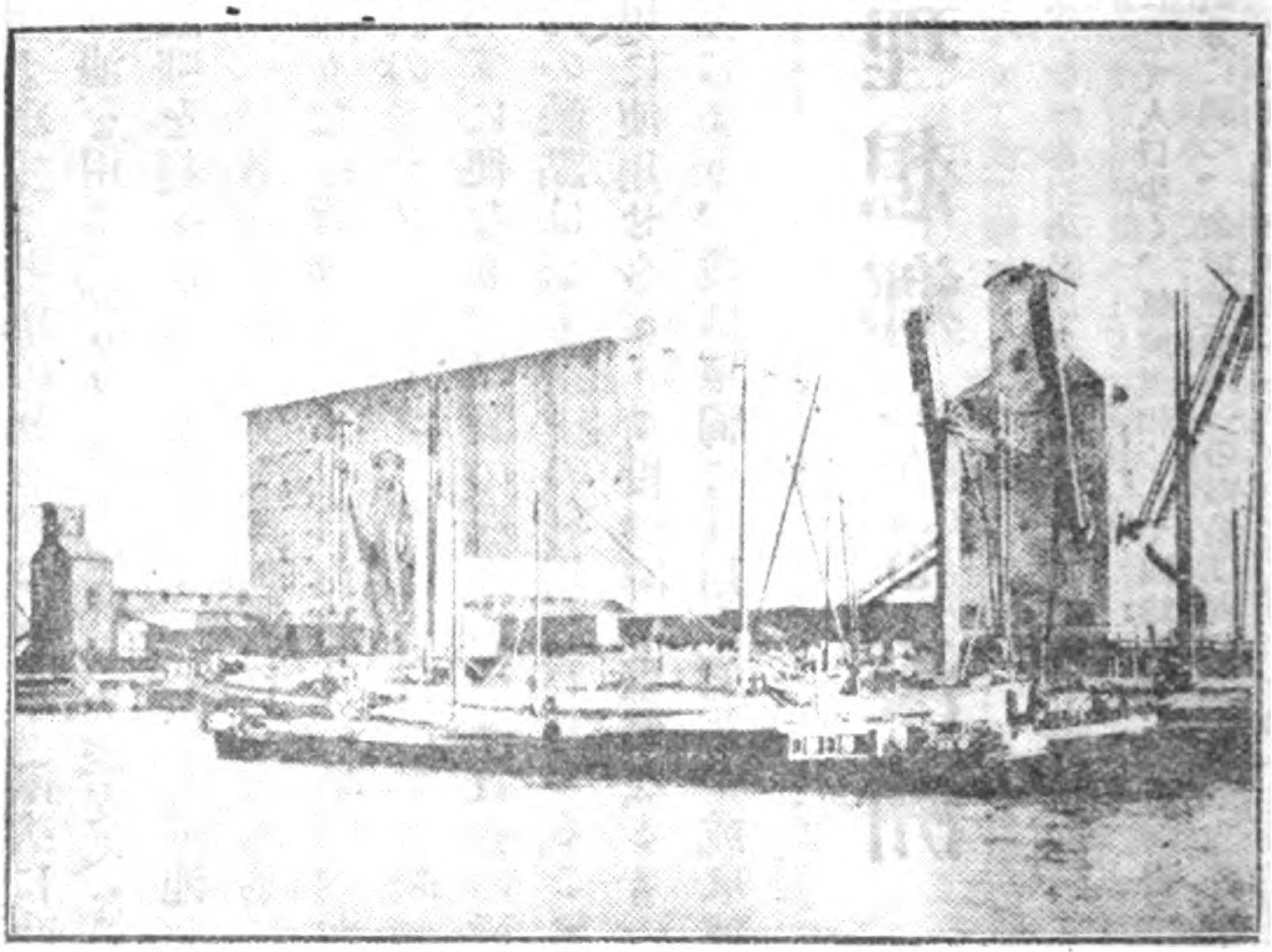

ポンプ式穀物荷役機

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

貨物積載量二噸乃至三噸、速力一時間五哩以下

以上は蓋し穀物の如き種類の貨物の荷扱並に貯藏設備の最も進歩したるものなるべし。

八　阜頭用貨物自働車

阜頭用貨物自働車は阜頭用手車或は馬車の如き荷役機より漸次に改良工夫せられたるものと見做すべく、其働力としては蓄電池を用ゆ(ガソリンを用ゆるも差支へなし)其貨物積載量二噸乃至三噸を普通とし、速力は一時間五哩を超へざるを安全とすべし、蓄電池を用ゆるものは其操縦簡單にして且つ巧妙なる安全設備を備へ、普通の仲仕人夫は何人にても容易に之れを運轉することを得、此自働車に畚又は貨物容器に盛りたる貨物を載せ、自由自在に阜頭地面を走行し、又は上屋倉庫に出入することを得るが故に、彼のジツフクレーン(突梁起重機)又は船舶自身の有するデリツクと連結して相當遠距離間に荷役を爲すに便なり、又其の取扱ふべき貨物の種類により此自働車に突梁起重機を備へたるものもあり、此の缺點は毫も空中の利用を爲さゞることなり。

以上列記せるものは今日現に使用せらるゝ荷役機關の重要なるものなり、而して其取扱ふべき貨物の種類性質又は數量の多寡により、或は單獨に其用を爲し、或は連結連動によりて其效を爲す。

勞働者の理想郷たる濠洲

財務局會計課長　阿部嘉七

本篇の要旨　濠洲は土地尨大にして人口少く、氣候温和にして四時快適、天產物豐富にして未開の地到處に多く、加ふるに政治は民主にして、全洲白濠の氣分に滿つ、余が著濠第一の印象は實に勞働者が其勞働の專權を恃み又敢て資本家に下らざること是なり、扨て濠洲に於ける勞働政策的立法の根本は、最低賃銀制、勞働時間制、勞資協調機關の三者に在りて、勞働者は第一、生活費を基礎として算出せる最低賃銀制に依り其技量及勞務の分量如何を問はず一樣に生活の保障を受け、又た其技量に應じて優給を受くるを以て、物價低廉なる濠洲に在りては其生計に餘裕多く、第二、勞働時間は八時間制にして八時間以上は

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

割増賃を拂ふた例とす、而かも尚ほ八時間を短縮せんとするの運動行はれ、結局は勞働者の利益に解決せらるべき情勢に在り、第三、勞資間の仲裁機關としては仲裁々判所及賃銀委員會あり、又た二州以上に跨る勞働爭議を解決すべきものに聯邦政府勞資協調裁判所あり、多くの場合、孰れも勞働者側に有利の決定を與ふる例とす、以上何れも勞働者を保護すること極めて厚きが上に、更に勞働者損害賠償法の制あり、又た勞働紹介所及び勞働者救濟院の設備ありて、勞働者の救護至らざるなし、然かも尚ほ濠洲に於けるストライキの數は世界第一にして濠洲人の思想は全くストライキに支配せられ、法律も亦た或る種のストライキの外は之を是認せるを以て勞働者は事毎にストライキに訴ふるの風あり、斯くて濠洲の企業家はストライキの頻出に苦み、原料品の豐富なるに拘はらず其工業は微々として振はず、會社の配當率も頗る低く、資本家も進んで事業に投資せざるが如き狀態に在るは濠洲の產業の爲に洵に惜むべし。（編者）

一　濠洲の概念

濠洲は土地尨大にして人口少し

氣候は極めて溫和

一年中背拔の洋服を著る所

濠洲は其の面積約三百萬方哩、之を臺灣の一萬三千八百八十四方哩に比すると約二百倍强と云ふ尨大な土地である。然るに其人口は約五百十四萬、臺灣の人口に少し毛の生へた位のものである、故に一平方哩の人口は僅かに二人弱、臺灣の一平方哩に二百六十人と云ふ多數に比較すると非常に緩つたりして居ることが判る、而して其位置は南緯十一度より四十四度に亙り、東經百十四度より百五十三度に及び、其の間熱　もあれば溫帶もある、氣候はシドニーからメルボルン附近は概して緯度に比例して溫和である、例へば「シドニー」は北緯で云ふと日本內地の大阪に相當する地位にあるが、私がシドニーに參りましたのは四月の十七日、恰度彼地で秋の半ばと云ふ時であり、而して六月の二十五日卽ち冬の半ば迄滯在したが、其の間雪の降ることもなし、又雨風の強い日の外は外套が入るでなし、非常に氣候が溫和で、如何に寒くても四十度以下に下つたことはなく、夏でも九十度以上に昇つたことはないと云ふ話である、尙濠洲の首府「メルボルン」は內地の新瀉位の緯度に當るが、此處でも平地に雪を見る事は稀で一生一度見るか見ない位であるそうである、私が彼地で洋服を註文した所が、出來た洋服は皆な背拔であつた、濠洲の洋服は年から年中背拔である、出來合の如きも皆夫れで、總裏は特に注意しなければ作らぬと云ふことである、是に由つて如何に濠

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

天產物は極めて豐富

土地は大部分處女地

政治は民主的にして白濠の氣全土に滿つ

洲附近の氣候が溫和であるかと云ふことが判るだらうと思ふ、又濠洲の天產物は石炭と謂ひ鐵と謂ひ、其他錫金・鑛等、產物としては有らゆるものが豐富である、又農產物としては羊毛は勿論、小麥大麥から肉類、チース、バタ類の產額も豐富である、砂糖も約臺灣の三分の二位は出來る、耕地としても今言ふ通り人口が非常に稀薄であるから僅かに一部分しか耕してない、大部分未開墾の處女地で一般に肥えて居る其證據には政府の買上げて居る小麥の品種には差等を設けず、只重量に依て買上げて居るのである、

ハイド公園より

次に政治方面に於ては、濠洲は近時日本に於て騷いで居る普通選擧などは、充分に行つて居る國である、即ち男女二十一歲になれば必ず國會議會の選擧權を有し、內閣は勿論政黨內閣であり、又た土人の勞働者は勿論のこと、有色人種即ち黃色人種や銅色人種と云ふものは見かけない、全部上から下迄白色人種で充ち滿ちて居る、濠洲の舞臺は斯の如きものであつて、此の舞臺を背景として私は此の演題にて聊か清聽を煩はしたいと思ふ。

二　濠洲勞働者に對する印象

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

濠洲勞働者に關する印象

船の荷物の積卸は船場人足の特權

私が彼地滯在中、濠洲勞働者に就て得たる深き印象は先づ次の四ッである(一)私の乘つた船が待ち焦れたシドニーの港に著いて、私の友人も迎ひに參り、早く上陸したいと思つて荷物を纒めて甲板に上つた所が、船の「ボーイ」はどうしても荷物を稅關迄運んで吳れぬ、而して曰く、船の荷物の積卸は例へ手荷物であつても私等では出來ませぬ、此の仕事は此港の船場人足の特權であります、私等が此の荷物に手を著ければ問題が起ります、と云ふのである、そして唯だ茫然として視て居る、所へ優長な白人の

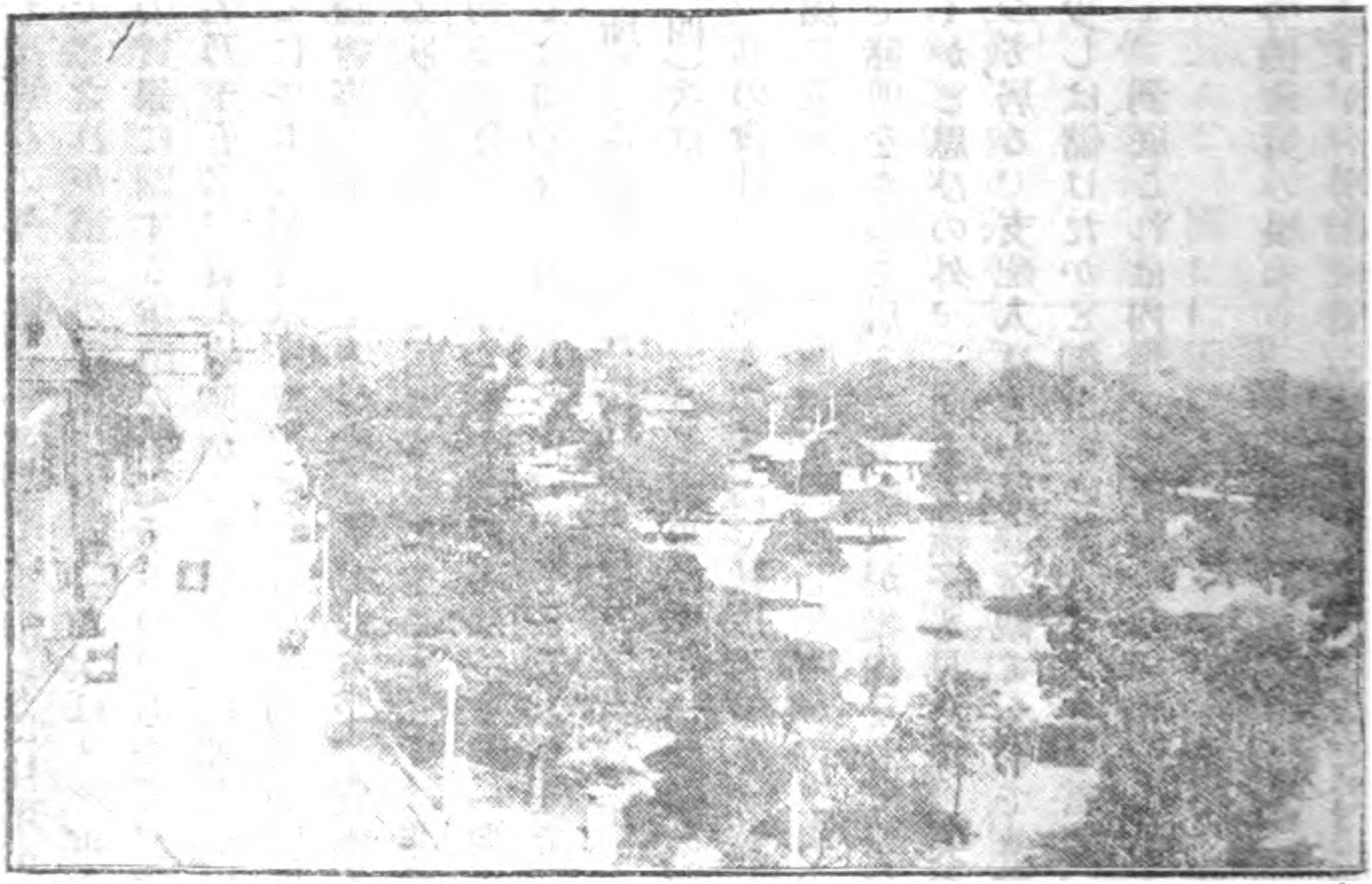

觀たるシドニー市

船場人足が二三人來て、無斷で荷物を持つて下に降りて行つた、實に威張つたものです、之れが私が始めて彼地に著いて濠洲勞働者に就て、得た印象の第一である、(二)次はシドニーで大工の勞働組合を訪問して、色々勞働組合の話をした中に、其の當時問題たりし一週間四十時間勞働運動、即ち土曜日を休みとする勞働時間の短縮の運動に就て、私は試みに勞働組合の書記に對して、勞働時間を短縮して賃銀を同一にするよりも、今少し積極的に勞働時間は短縮せずして賃銀を上げる運動をしては如何と言ふた所

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

「多く働いては仕事が無くなる」といふ濠洲勞働者

資本家よりも勞働者の態度強硬なり

工場の時間中賭博を爲すを怪まざる濠洲の勞働者

が、理由ある答辯を得べしと思ひの外、唯、一言「さう働いては仕事が無くなる」と云ふ返辭を得て實に其呑氣さに驚いた譯で、之れが第二の印象である(三)次はメルボルンに於ける賃銀委員會なるものは、傭主と使用人間の賃銀に關する爭議を決定するのであつて、此の委員會では政府の任命したる勞働者の代表者が三名乃至五名、資本家側からも同數の代表者が出て議長が其の會議を支配して居るが、其の情況を觀るにどちらが資本家で、どちらが勞働者か區別が著かぬ位、殆ど對等の狀態で議論をして居る、勿論對等で議論をするが當り前であるが、資本家が横暴を極め、勞働者が常に虐げられて居る、と云ふ狀態を觀馴れて居るものに對しましては非常に奇異に感せられた次第である、記錄に依れば、當初委員會制度を設くるも勞働者は能く其の要求を主張し能はざるべしと想はれたりしも、今日に於ては却て資本家の方がタヂ〳〵と云ふ有樣で、勞働者の議論は實に堂々たるもので、其の意見が憚る所なく賃銀委員會に述べられ其の主張がズン〳〵通ると云ふことである、是が印象の第三である、(四)次はメルボルンから汽車にて約一時間の距離に在るチイロンと云ふ所に冷藏肉の製造所がある、其の會社の支配人の案內で私は工場を一巡したが、鑵を造る工場內で仕事を仕掛けた儘で誰も其處に人が居ない、四邊を觀廻した所が、工場の一角を擁して七八人の職人が車座になり「トランプ」で賭博をやつて居る、支配人が案內をして來たのであるから、多分大急ぎで賭博を止めて仕事に著くかと思ひの外、一向去る樣子も見えず、笑つて盛んに賭博を繼續して居る、黃白の金を積んでやつて居る、支配人は其の狀態を觀て一喝でも食はせるかと思つたが、仲々怒る所でなく、どうだい少しは儲けたかと御世辭のやうなことを言ふ、どうも呑氣な所もあればあるものだと私はそれを觀て、到底これは內地では觀られない情況であると云ふことを感じた譯であつた。

三　濠洲勞働政策の根本

偖て是から本論に入りますが、勞働政策の根本論と云ふことになると非常に六ケ敷いことになり

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

濠洲に於ける勞働政策的立法の根本

最低賃銀制

仕事の分量に由らず時間に由る

生活費を基礎として算出す

賃銀の決定は州によりて異る

最低の生活賃銀は一週間約三十七圓五十錢

ますが、其の要は勞働者と資本家との關係を圓滿に解決し「ストライキ」等の不祥事から起る所の國家の損害を未前に禦ぐにあると云ふことは異論のなき所と思ふ、然らば如何なる方策を以て勞資間の圓滿なる調停を圖るかと云ふと、國々に依つて色々方法もありましやうが、濠洲に於ける勞働政策的立法の根本は、第一最低賃銀制、第二勞働時間制、第三勞資協定裁判所及賃銀委員會の三ツに在ると思ふ。

（イ）最低賃銀即ち生活賃銀　此の最低賃銀を決定するのは、其の仕事の分量に由るのでなくして、其の仕事の時間に由つて賃銀を決めて居るやうである、即ち一日の功程がどれ丈けであるに關せず一日分の賃銀を與れる、尤も工程拂の處もあるが夫れは極少なく、多くは時間拂であるから熟練不熟練に拘はらず其の仕事をした時間に依つて殆ど同一の賃銀を受けて居ると云ふ状態である、之が他國と比較して餘程異つた所であると思ふ、或る意味から謂へば之も一の「デモクラシー」の一端とも觀えるだらうと思ふ、而して其の賃銀算出の基礎は、生活費を基として居る、如何に劣等な勞働者でも其の當時の生活費に必要とするものは必ず其れ丈けの賃銀を與れる、斯くて勞働者は最低賃銀に由つて生活の保障を得て居る状態である、而して最低賃銀を決定する方法は同じ濠洲でも色々あつて、濠洲の首府のあるビクトリア州と、シドニーと云ふ有名なる商業の地を有するニユウ、サウス、ウエルス州とは、其の賃銀の決定の方法を異にして居る。

ニユウ、サウス、ウエルス州に於ては如何なる勞働者も、又た如何なる階級の勞働者も必ず一定の年齡即ち二十一歳に達すれば其勞働に對し當然の權利として要求する事の出來る最低賃銀が定めてある、之を生活賃銀といふて居る、此の生活賃銀の算出方は其の根據を生活費に置くは勿論で、夫婦に小供二人と云ふのが根本になつて居る、而してニユー、サウスウエルス州の内シドニー附近の生活賃銀は一週間向ふの金で三磅七十志、一磅十圓とすると一寸と三十七圓五十錢位になる、其内譯は食料品其他八百屋拂が一磅十一志四片、家賃十五志七片、薪炭燈火三志、被服及靴十四志、

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

判任官の一級俸に當る

賃銀の決定と其の救濟

ビクトリア州に於ける賃銀

各職業別に賃銀を定む

賃銀は高く諸物價は安し

牛肉一斤五六十錢 麵包二斤二十八錢 白砂糖一斤二十五錢

其他十三志一片である、一週間に三十七圓五十錢は月に約百六十圓となるが、此の百六十圓と云ふ金は實に判任官の一級俸に相當するのである、勞働者の最下級の賃銀が判任官の一級俸に當ることは一驚を喫せざるを得ない、而して之は最低賃銀であつて、其額を下らざる程度に於て各職業別に依り賃銀を決定するのであるから、少し熟練を要する勞働に從事する者の賃銀は最低賃銀以上たるは勿論である、而して其の賃銀の決定方法は先づ資本家と勞働者の合意に依り、合意が成立せざれば賃銀委員會の決定に竢ち、其の賃銀委員會の決定に不服なれば勞資協定裁判所の決定を仰ぐ、と云ふ三段に成つて居るのである。

次にビクトリア州には生活賃銀なるものは現在には無いが、然し此處の賃銀でもニユー、サウスウエルス州の賃銀よりも低い賃銀ではない、各職業別に賃銀委員會と云ふのがあつて、其の賃銀委員會に依つて各職業別の最低賃銀を決めて居るので、其の賃銀の額はニユー、サウスウエルス州の最低賃銀と匹敵して居るのである、然し斯の如く賃銀が高くても其の購買力が低ければ何にもならない、言ひ換ゆれば其の賃銀を以て買うべき物の値段が高ければ、賃銀が高くても其の交換に於て何等益する所が無いが、向ふの物價を觀ると舶來輸入品及贅澤品は隨分高いものもあるが、日常生活品の如きは殆んど濠洲内で自給し得るのみならず、斯る商品に對しては嚴重なる物價調節が行はれてをるから、日用必需品たる牛肉・羊肉・麵包・砂糖・牛乳等に於ては日本よりも廉いこと數等である、實例を擧げると、牛肉一斤五六十錢である、臺灣では御承知の通り臺灣の牛肉百目七十錢、少し贅澤すれば神戸肉は百目二圓も出さなければならぬ、羊肉も牛肉と略々同じである、次に麵包は二封度即ち坊主が四ツで濠洲では二十八錢、臺灣では一坊主十錢だから四ツで四十錢である、砂糖一封度百二十匁で濠洲では二十五錢、勿論白砂糖である、臺灣では百匁五十六錢である、牛乳一合は五錢、臺灣では十四錢、斯の如く日用生活費が安くて最低賃銀は判任官の一級俸に相當するならば、其の生活に餘裕あることは喋々を要せない、殊に甚たしく高い最低賃銀の要求に過つた所は砂糖の

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

タインスランド州にて要求されたる最低賃金年六千二百五十圓

女子の賃銀を男子と同額にするには却て女子側の反對ありたり

八時間勞働制を法律にて認めたるは一九一六年なり

八時間以上は合意又は契約により割増賃を拂ふべきものとす

產地で有名なるクインスランド州であつて、此處の委員會に提出せられた最低賃銀は實に法外で、年に六千二百五十圓、一週に百二十圓、月給にして五百二十圓と云ふ莫大なる額を最低賃銀として要求して居るのである、年額六千二百五十圓と云へば實に臺灣に於ける總務長官の俸給を摩してをるのである、次に最低賃銀の決定で面白い話はニユー、サウスウエルス州で婦人の最低賃銀問題の起つた時のことである、單り濠洲のみならず西洋各國でも女尊男卑とか男女同權とか云ふ樣に西洋の婦人は仲々威張つてをる、從て其能力に於ても男子に劣らぬと主張して居るが、此の最低賃銀の決定の際に於て婦人の最低賃銀を如何に定むるかに付て大分議論されたやうに聽いて居る、或る一部の男子間では婦人の能力は男子の能力と同じであるから男子と同じに一週間に三磅十七志をやるのが正當であると云ふ說が有力であつたが、却て婦人側から男子と同額說に異議が起つて賃銀を男子と同じにせらるゝとどうしても女子の職業を奪はれると云ふ慮があるから、女子の賃銀は相當減額して貰ひたいと云ふ平日の主張に似合はぬ要求があつたと云ふことで、其の結果現在女子の最低賃銀は一週一磅十九志卽二十圓足らずである、斯の如く賃銀に於て優遇せらるゝ點より見て、濠洲は實に勞働者の理想鄕と言ふても差支なからうと思ふのである。

（ロ）勞働時間＝一週四十八時間制＝商店の勤務時間　次は勞働時間制の問題である、如何に最低賃銀の決定があつても勞働時間の制限なく、勞働者は「スウエッチング」制に依りて膏血を絞られる虞れあるか故に、濠洲政府は此點に著眼して先づ勞働者の八時間勞働制を設けたのである、此の八時間勞働制が各州に實施せられたのは大分以前で有つたが、法律で八時間制を認めるに至つたのは一千九百十六年である、今日尙は其の認められた日を紀念日として濠洲の勞働者は提灯行列を爲し、大いに祝賀の意を表して居るのである、勿論八時間制は八時間以上の勞働を禁ずるにあらず、資本主が勞働者を强制して八時間以上勞働せしむる事を豫防する爲に出來た法律であるから强制手段を用ひず或は勞働者と資本家とが合意に依つて或は契約に依つて此の八時間を延長することは差支な

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

少年及婦人勞働者には時間の制限あり

八時間制を短縮せんとするの運動起る

其の理由

裏面の理由

職工組合書記の樂觀

仲裁々判又は委員會に於ては勞働者の要求は幾分かは必ず容れらるゝを例とす

いのである、然し此時間外の勤務に對しては割增賃銀を支拂ふは勿論、一定の「チイモネー」卽ち茶代を拂はなければならぬ、而して八時間勞働制は勿論二十一歲以上の勞働者に對する時間制で、少年勞働者・婦人勞働者等に對しては夫々工場法に於て時間の制限が規定してある、而して今日に於ては此八時間制に對しても勞働時間が長過ぎると云ふので各種の勞働階級から不平があつて、勞働時間短縮問題が目下喧しくなつて居る、卽ち八時間制を短縮して一週間四十四時間制とし、或は更に進んで四十時間制となさんとするの運動が盛んであつて、此頃の新聞は此問題で賑つてをる、其の理由は

第一、現制度に於ける休養時間丈にては自己啓發に不充分である。

第二、一日八時間制を短縮して一週四十四時間又は四十時間制となすも、勞働者が勤勉となれば其一週間に於ける仕事は左程には影響なしと云ふにある。

第一の理由たる自己啓發云々は只表面的であつて、要するに一週一日半の休暇では遊び足らぬ、一週間に二日間遊びたい、土曜日と日曜日を丸潰しに遊びたいと云ふことを主張して居るのである、尙驚くべき理由として聽いて居るのは前に述べた大工の職工組合の書記の返答の如く、餘り澤山働けば仕事が無くなると云ふこと迄、其裏面の理由として含んで居るそうで、實に驚き入つた次第である、其後煉瓦積職工の組合に參りました時、そこの書記に勞働短縮問題が起つて居るが此要求は成效しさうだらうか、ニユー、サウスウエルス州には八時間勞働法が儼然と存じてをるにも拘はらず此の法規違反の運動が成效する見込があるかと尋ねた所が、書記の曰く、勞働時間の短縮問題は濠洲に於ける各勞働階級の聲である、又勞働者當然の要求であるから、結局は採用せらるゝと思ふ自分等は此の問題に付ては決して心配はして居らぬと大いに樂觀をして居りました、從來如何なる勞働爭議に於ても、勞働者の要求が仲裁々判又は勞働委員會に提出されたならば、其の要求の幾分かは大概認められて居る、又一度は失敗しても結局は必ず其要求か容れらるゝと云ふ事實がある、

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

商店は午前九時より午後六時迄を普通とす

時間外は自宅に求む

商店勤務は一週五十二時間

由來濠洲で勞働裁判制が施かれてから二十餘年、其の間勞資間の爭議は年々增加しつゝあるが、其裁判制の都度勞働者の要求は多少とも容れられつゝあるが、未だ嘗て勞働者に不利益の判決を下したる事はなしと云ふ事である、此の點から觀ても此の勞働時間短縮問題も、愈々裁判問題となつたならば、早晩勞働者側の主張が通ることになるだろうと思ふのである、前に煉瓦積職工組合の書記の言ふたことも敢て當らぬ事もないと思ふので、此の勞働時間が短縮して一週間二日を丸潰しに遊ぶと云ふ贅澤な時間制が布かるれると云ふ見込もあるのであるから、此の勞働時間の點に於ても濠洲は實に勞働者の理想郷と謂ふて差支ないと思ふのである。

玆に一寸と附け加へて商店の勤務時間又は商店の開店時間の事を申すと、是は西洋各國到る所さうであるかも知れぬが、日本のやうに延べつ幕なしに朝早くから夜十二時頃迄開けて置く店は濠洲には殆んどないのである、普通の店で朝九時頃から午後六時頃迄それが月曜から木曜迄、金曜は体給日ださうで其の日は午後九時迄開店して居る、土曜日は午後一時迄、日曜日は丸休みと云ふことに普通の店はなつて居る、勿論飲食店・宿屋又は青物を取扱つて居る八百屋・魚屋等に對しては例外的規則を設けてある、其の時間制度に馴れて居ない私共も、向ふに行くと何かに不便な場合がある、何一つ購はうとしても時間外には賣らない、私も向ふで或日齒が痛んで仕方がなかつたので、齒の藥を買ひに行つた所が、日曜日だつたので店は閉めてある非常に困りました、で或る濠洲人の知巳の人に、濠洲では醫藥分業で、醫者は藥の調合をせず、醫者の處方箋に依て藥屋で藥の調合を求めると聞くのに、日曜日だつて藥屋が店を鎖すのは甚だ不都合だ若しも病人があつて藥が買はれず、人命に關する事があつたならば如何と質問した所が、さう云ふ場合には藥劑師の自宅に就て求むれば處方箋通りの藥を直ぐ造ることになつて居るとのことである、夫から地方に行つて自働車の油が無くなつて旅行が出來ない場合に。さう云ふ油を地方の店で買ふことは、日曜でも時間外でも決して違法でないと云ふことである、又た商店に勤めて居る勤務時間は一週間五十二時間で、是は工場

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

勞資間の仲裁機關

仲裁々判と賃銀委員會

仲裁々判の組織は判事及勞資双方より出す同數の判事顧問より成る

賃銀委員會は官選議長一名の外に勞資双方より出す四名以上十名以下の委員より成る

二州以上に跨る勞働爭議の解決は聯邦政府勞資協調裁判所の所管さす

の勞働者よりも勤　時　　が多いやうである、一日に九時間以上は勤務させてはならぬと云ふことになつて居る、又た必ず食事時間として三十分を、一週間に一回は半休日を、與へなければならぬ、勿論日曜日は全休である、又日曜日も開店する特殊の店ならば、其使用人に對して一週間一日は全休日を與へなければならぬと云ふことになつて居るのである、即ち日本の商店使用人に較ぶれば御話にならぬ樣に待遇されてをるのである。

（ハ）仲裁々判と賃銀委員會　次は勞資爭議仲裁制度であるニユー、サウスウエールス州では裁判制度に依り、ビクトリヤ州では賃銀委員會なる委員會組織に依つて居る、此の兩者とも勞働爭議の安全瓣として設けられ、若し賃銀問題又は勞働時間問題、其他勞働者の待遇問題等に關し、資本家と勞働者間に協定が出來ず、爭議が起つた場合、其の解決を與へ、以て「ストライキ」の如き不祥事を未然に防ぐのである、此の仲裁機關の組織は、ニユー、サウスウエールス州の仲裁裁判の第一審は裁判長が一名、陪席判事が一名、それに判事の顧問として勞働者側と資本家側から各同數の判事顧問を選定して其の裁判に列席させることになつて居る、第二審は裁判長一名に陪席判事が二名、それに判事顧問があることは前の通りである。

次にビクトリア州の賃銀委員會の制度は官選議長が一名、それに勞資双方より出席せしむる同數の委員より成る四名以上十名以下の委員が加はりて賃銀委員會を組織するのである、而して此の賃銀委員會の判決に不服あるときは特種の裁判所に上告することが出來る、尙ほ濠洲は前述の通り六州に分れて居るが、此の六州中の二州以上に跨つて起つた勞働爭議の解決は聯邦政府の所管にして、之が爲に更に聯邦政府勞資協調裁判所なるものが設けられてある。

右の裁判組織と委員會組織の優劣に就ては議論があるが、裁判組織は勞働者と資本家を原告被告の如くにして裁判をやる爲に形式に流れて充分に意見の交換が行はれず、只時間を費すのみである、それに引換へ委員會組織は圓い卓子を圍んで、議長始め資本家勞働者の各委員も極打解けて會談す

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

仲裁々判の形式的ならより委員會の打解けたる方歡迎せらる

裁判も委員會も多くの場合勞働者に有利なる決定を與ふるを例とす

賃銀の解決に就き勞働者側は「戰へば必ず勝つ」の觀念に支配せらる

新聞紙は批評して斯の如き仲裁機關は寧ろ勞働者の後援者なりと言へり

勞働者損害賠償法

一週間以上疾病休養、死亡及永久不具の場合の賠償

るのであるから、腹藏なく談合が出來、双方の諒解も早く、從て迅速に解決せらるゝと云ふので、委員會制が大いに歡迎されて居る、先日濠洲の或る知人から來た消息に依れば、濠洲聯邦の仲裁々判組織も近々委員會組織に改めらるべしとのことである、話が横道に入りましたが、此の仲裁機關は裁判組織でも委員會組織であつても其主眼とする所は勞資兩方の主張を聽き、公平に判斷を下し、其是非を審判することにあるも、其結果より觀れば、多くの場合に於て勞働者側に有利なる決定が與へられて居る、又偶には勞働者側の敗訴する場合あるも根氣よく其主張を繼續すれば最後の勝利は勞働者側に歸するの歷史を示して居る、賃銀の如きも勞働裁判制々定以來二十年を經るも、一回も勞働者側の不利に減額せられた決定を見たことはない、總て勞働者側に有利なる解決を與へて居るので、「戰へば必ず勝つ」と云ふ觀念が勞働者の頭を支配して居る、事實斯の如くなるが故に新聞紙は其の判決を評して、斯くの如く常に必ず勞働者に有利なる判決を與ふるならば、賃銀委員會と云ひ仲裁々判所と云ふものは、勞資間の爭議の協定を掌る機關と云ふよりも、寧ろ勞働者の後援者と云ふべきであると迄極論して居る、斯かる有力なる國立的後援者を有する濠洲勞働者は實に幸福ではありますまいか。

四　各種の勞働者保護救濟

斯の如く各種の方面に於て種々の恩典と利益とに浴せる勞働者は、尙ほ勞働者損害賠償法に依りて更に左の如き保護を受けるのである、即ち就業中の傷害によりて一週間以上疾病休養の場合、又は死亡の場合、生涯の不具となつた場合、法律は之に對する賠償金額を決定して居るのである、第一の場合即ち一週間以上仕事が出來ない場合は其雇主は其の負傷の程度に依り最高額二百磅（邦貨二千圓）の限度を以て賠償金を支給するを要する、死亡の場合は之れを二つに區別し、一は死亡者に寄食者ある場合は負傷の時から三年間、五百磅以下に於て賃銀を支給し、又た負傷者が獨身者で何等寄食者なき者は葬儀料として二十磅、日本の金で約二百圓を支給する、第三に永久不具になつ

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

失職者の勞働紹介所

官立の紹介所は無料私立は僅少の口錢を要す

人口七十萬のシドニー市に失職者八千人を數ふ

熟練者も不熟練者も賃銀の差は甚しからず

失職者の多くは不熟練者なり

失職者の多き他の理由は生活の保證を有する事

一週働いて三日遊ぶといふ風あり

て働けない場合は從來の賃銀の半額を修身支給するか、又は一時拂にして最高七百五十磅、日本の金で七千五百圓を支給するのである。

尙は更に勞働紹介所なるものがある、之は勞働者が失職の場合、其の要求する賃銀又は仕事に從事せんことを申込む、一方事業家側からも自分の欲する勞働者の種類等を申込んで置いて、勞働需給の調節を圖るのである、其の勞働紹介所は政府の經營と私立のものとがある、政府のは一文も口錢を要せぬが、私立のは多少の口錢を取つて居る、然るに私の見聞では、私が或る日シドニーの新聞を見ると、人口七十萬を有するシドニィ市に八千人からの失業者があると報じて居る、一體濠洲は人口も不足して居る、隨つて勞働者も不足して居ると聞いて居る、然るに八千人からの失職者があることは甚だ合點がゐかぬと思ふので、或る人に尋ねた所が、それは濠洲では「デモクラシイ」思想か盛んであり、又た賃銀決定の本位を生活費に置いてあるので、熟練勞働者も不熟練勞働者も賃銀の差は幾らもない最近の統計に依ると、主なる職業十九種に於ける熟練職工に對する不熟練職工の賃銀の平均割合を見ると、米國に於ては僅に五八、八%なるに濠洲に於ては八二、一%と云ふ高率を示してをるそれで傭主から云ふと、日數は少し長く懸つても熟練勞働者丈けを傭つて、不熟練勞働者を傭はない方が經濟であるから、勞働者不足の國でありながら熟練勞働者の選喰ひをやる、それで失職者の多くは不熟練勞働者で、熟練勞働者には一人の失職者もないと云ふことである、尙或る有力なる筋から聽くに、之は書物などには無いが、濠洲勞働者の不足は既定の事實であつて、求むれば何時でも仕事にあり著ける、然るに失職者の多いのは、勞働者が仕事を仕ないのである、濠洲の勞働者は第一に生活の保證を得て居る、如何なる勞働者も一定賃銀の保證かあつて、生活に餘裕がある、第二に一體に勞働者が不足だから仕事は何時でもある、それで儲けた賃銀を使ひ盡す迄は遊んで居る、例へば一週三磅十七「シリング」卽ち三十七圓五十錢の賃銀を得、夫れを以て十日の生活を支へ得れば、一週間は働いて、後の三日は遊ぶと云ふ風がある、故に失職者があるのは仕事

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

勞働者救濟院　不具又は虛弱の爲め職業を得能はざるものを收容す

濠洲のストライキの數は世界に冠たり

各國ストライキの割合

濠洲人の思想はストライキに支配さる

が無いのではなくて、仕事が有つても働かないのである、而して賃銀を使ひ盡した上、更に仕事を見附けれぱ何時でも仕事はある、彼等は始終賃銀一杯に暮らす、金が無くなれば直ちに仕事に從事し、金がある間は遊んで居る、之が濠洲勞働者の眞實の狀態であるらしい、故に濠洲の失業者は何等憂ふるに足らない、縱しシドニーに八千人以上の失業者があつても、濠洲が勞働者の理想郷たるを失はないのである。

其他ビクトリヤ洲とかニユー、サウス、ウエールス洲とかには勞働者救濟院なるものがある、之は身體が不具又は虛弱である爲め適當の勞働に有り附けないもの、求めに依り、園藝・養豚・養雞の經營に要する輕易なる勞働を課して、彼等に每日の食事を與へるのは勿論、其他に多少の小使も與へる、三箇月間は其處で半分遊んで食ふことが出來る、三箇月を經過すれば一應出て世の中の景氣を觀て職業に從事する、然し出てから三箇月間どうしても適當の職業に有り著けなければ、復た救濟院に入ることが出來ると云ふことになつて居るのである。

五　濠洲のストライキの數は世界で第一

斯の如く勞働者に就つては濠洲は理想郷である、理想郷ならば濠洲の勞働者は其政府の勞働政策を謳歌し其境遇に滿足して居るべき筈で、勞働條件の不平より起る「ストライキ」と云ふものは無かるべき筈だと考へるが事實は之に反して「ストライキ」の數は實に世界冠たりで、一九一四年の統計であるが濠洲及歐米各國の人口十萬人に對する「ストライキ」の一年間の概數は濠洲が六・八英本國が二・二、伊太利二・一、獨逸一・八乃至一・七、米國一・一、加奈太〇・五四、而して濠洲は一九一五年には右の率が七・三で一九一六年には一〇・四に上つて居る、然らば勞働者が斯く優遇せられて尙且つ「ストライキ」を多くやるのは何故であるかは一考を煩はす値打があると思ふが、私の考では濠洲人の思想が「ストライキ」に支配されて居りはしないかと思ふのである、即ち「ストライキ」の度每に彼等の境遇が向上し、彼等の地步が進むことを確信して居る、故に腕を得て蜀を望むの情で、外か

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ストライキの立法的區別｜適法と不適法
不適法のストライキ第一
第二
第三
右の外は總て正當のストライキと認めらるゝが故に勞働者は事毎にストライキに訴ふるの風あり
治安警察法第十七條の撤廢說

ら見て理想的の地位にある濠洲勞働者も「ストライキ」の様な亂暴な手段に訴へても勞働條件の向上を圖ると云ふるになる。

又た立法の方より見ても、ニユー、サウスウエールス州に於ては「ストライキ」を二種に分ち、一は適法な「ストライキ」、一は不適法な「ストライキ」と區別して居る、不適法の「ストライキ」と云ふのは第一、政府又は公共團體の仕事に從事し、及び陸海軍の軍事的工業に從事する者の「ストライキ」は常に必ず不法の「ストライキ」としてある、第二は前述の勞働者及資本家の間に於ける勞働時間及賃銀其他の待遇に關する協定に違反して起した「ストライキ」は是亦た不法の「ストライキ」となる、而して協定の有效期間は大抵一年間であつて、間々二年三年のものもあるが、それは一年間を經過すれば、之が變更を要求し得ることになつて居るので、結局其の效力は一年間になつて居る、第三には「ストライキ」をやる場合又は「ストライキ」をやるやうな不穩な擧動がある場合には、職工組合の理事者は「ストライキ」をやる二週間前に官廳に屆出を要する、若し屆出を怠つた場合、又た屆出後二週間以內に「ストライキ」が起れば夫れは不法の「ストライキ」たるに歸するのである、此の三つの場合が不法の「ストライキ」として禁せられて居るので、其他の場合の「ストライキ」は皆正當なものとせられてある、故に「ストライキ」をやつても何等の制裁が無いから賃銀委員會或は仲裁々判所に掛けると云ふ正當な路を取らず、又た仲裁機關に訴ふるを不利益なりと見た場合は直ちに「ストライキ」を起して短兵急に問題を解決するのである、此の通り「ストライキ」を何でもないやうに考へて居るので自然「ストライキが」多くなる譯である。

近時內地の勞働問題に關聯して治安警察法の第十七條の撤廢問題が學者間に論議されて居る、これは暴行脅迫で「ストライキ」を援助し、補助し又は致唆したものに對する刑罰のやうに私は存じて居るが、若しも此の治安警察法第十七條が撤廢せらるれば、「ストライキ」が日本に於ても其の暴威を揮ふに至りはしないかと思ふ。

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

ストライキは勞働者の爲にも左程有利ならず

ストライキに因る一九一九年の勞働賃銀の損害四千萬圓に達す

瓦斯及電氣職工ストライキの爲めメルボルン市闇黑となる

又た之が爲に千五百萬圓の冷藏肉腐敗に瀕し勞働者の失業するもの二萬人に達せり

元來勞働者が其最後の手段としてストライキに訴へ、成功したる場合に賃銀の引上げ其他勞働條件の有利に歸すべきは勿論なるが、之が爲め國家が産業上其他に蒙る損失は相像以上であると思ふ、否な勞働者自身に於てもストライキ期間中賃銀の損失は莫大なるものがあつて、差引計算すればストライキも左程有利なものではないと思ふ。

一昨年の一九一九年に於ける濠洲の主なる「ストライキ」の爲め、勞働者が直接間接に蒙つた賃銀の損失は、實に四千萬圓に達したと云ふ事である、最も頻繁に行はれた石炭坑夫のストライキの如きは、一箇年二十囘以上も行はれたそうである。尙ほ私が濠洲を立つ二週間許前、卽ち六月の初めにメルボルンで瓦斯職工及電氣職工の大ストライキが起つた、其原因は勞働者の方では一日十四志を要求し、雇主側では十三志しか出せぬと云ふ僅かに一志の差で大紛擾を釀したのである、丁度彼地の冬の眞盛りで寒い最中に瓦斯と電氣の供給がパッタリ止まつたから「メルボルン」の市民の迷惑たるや想像に餘りあるのである、電車は動かなくなるし、溫かい料理も出來ないし、夜になれば殆んど眞つ暗がりで、僅かに蠟燭の光で仕事をしてをると云ふ悲慘な有樣である、謂ゆる火の消えたと云ふ狀況を實現したのである、尙ほ瓦斯の火力や電氣の働力に依て仕事を仕てをる工場などは、瓦斯電氣の供給杜絕のためパッタリ仕事が出來なくなつた、メルボルンに於ける一大冷藏肉製造工場では千五百萬圓からの冷藏肉が腐敗に瀕してをると云ふ新聞記事があつた、又た現實に「ストライキ」に加盟したものは二千人位であつたが此「ストライキ」の結果、動力其他の關係上、休業の止むを得ざるに立ち至つた工場に從事して居る勞働者は、否が應でも失業者となるので、此數が實に二萬人に達したと云ふ事である、是等の失業者の損失する賃銀額でも大したものであらうと思ふ、漸次に工業が發達して分業的となり、相互の關係が密接となるは從ひ、此の「ストライキ」の影響する範圍は擴大せられるのである。

次に「ストライキ」の悲慘なる實例として擧げたいのは、メルボルンから半日行程許りの處にある

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

半年以上ストライキの繼續したる例

ストライキは排すべし他に適當なる救濟方法あり

「ブロークンヒル」と云ふ鑛業地の「ストライキ」で、之れが初まつたのが一九一八年の八九月頃と聞いて居たが、私が濠洲に滯在中も尙繼續してやつてをつたのである、旣に半年以上も續いてをるので資本主側も困つて居つたに違ひないが、勞働者側の悲慘は想像に難くないのである、平常なら一日稼げば六磅から八磅位の收入はあつたのが、今では僅かに組合の救濟基金の中から一週に十二志即ち六圓位しか貰へぬので、家族のある職工などは殊に飯も食へぬと云ふ事であつた、斯く「ストライキ」の損害は甚だしいものである、而してストライキは一つの暴行强迫で、破壞的な蠻的行爲である、斯る社會の安寧秩序を害する無法なる行動は、文明法治の國に於ては斷然禁止すべきである、斯く論ずるからとて、決して勞働者の現在の地位に滿足し、其要求を排斥するものではない、勞働者の大いに自覺して向上發展する事を望む點に於ては我輩も人後に落ちぬ、然し其要求を貫徹する手段として「ストライキ」を用ゆる事は大不賛成である、即ち勞働者の生活を保障するためには、生活賃銀の制を敷く方法もあり、又た勞働爭議の解決方法として特殊なる仲裁機關を設くるも可なるべく、其他幾多の穩建なる手段方法はあるべしと思ふ、何を若しんで時代後れの「ストライキ」を爲す必要があらうか。

六　濠洲工業の不振は勞働者の横暴に因る

ストライキ頻發の爲め企業家は苦境に在り

原料品は豐富なるも工業は振はず

羊毛を原料とする工業は申譯的のもの

兎に角、濠洲の勞働者は日本あたりの勞働者から見るも、極樂の樣な境遇にありながら、少し氣に入らぬ事があれば直ぐ「ストライキ」をやるので、雇主たる資本主は堪へ得る所にあらず、一方に於て勞働者の最底賃銀が嚴然と規定せられてをり、他方生產品の價額は物價調節法に依て制限を受けてをるので、企業家の立場は非常に苦しいのである、其證據に濠洲には工業原料品は非常に豐富なるにも拘らず是れと云ふ著しき工業もなく、微々として振はないのは故ある事である、一例を擧ぐれば御承知の通り濠洲は羊毛の原產地である、それにも拘はらず、其羊毛を絲に紡ぐとか、之を服地に織るとかいふ工業は、ホンの申譯的にある丈けで、之に消費する原料は羊毛產額の僅かに三パー

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

企業家は低利に甘んず

會社の配當は戰後好況の時すら二割を最上とす。

工業は振はず資本家も事業に投資を見合はす

勞働者の理想鄕たる濠洲は果して此狀態な世界産業の競爭場裡に持續し得べきや疑はし

セントに過ぎないのである依て多くの人の被服類は一旦羊毛原料として輸出されたるものが、織物となつて逆戻りして居る狀況である、尙工業會社の營業狀況を見ると、如何に企業家が低き利潤に甘んじて居り、從て企業心を阻喪せしめてをるかゞ窺はれる、卽ち株券配當歩合を見ても、最高の配當が僅かに年二割に過ぎないのである、それも戰後好景氣の時代のことである、日本の好景氣の時代には二割位の配當は如何なる貧弱な會社でもやつてをる、砂糖會社、紡績會社の如きは、十割以上を配當して居る、然るに濠洲で景氣の好い此の頃に於て、僅かに二割の配當しかないと云ふ所を見れば、如何に濠洲の企業家が其の企業に對して苦んで居るかと云ふことが判る、二割といふても最高二割で、多くは一割乃至六七分以下である、要するに濠洲の勞働者は各種の點に於て優遇せられ、日本の現狀より見て濠洲は勞働者の理想鄕であらうが、又一方から考へると濠洲の勞働者は橫暴で「ストライキ」の數は世界第一である、而して企業者は工業勞働者の壓迫を受けて工業は微々として振はず、資本家も事業に投資を見合せて居ると云ふ狀態である、斯る狀態も濠洲を世界地圖から引き離した別世界にして觀たならば、勞働者の理想鄕として敢て不可なからうが、世界産　上の競爭場裡に濠洲が伍して行く上に就て果して、此狀態が持續すべきかどうか甚だ疑はしい、然るに此の競爭場裡を餘所に觀て資本家を壓迫し、理想鄕を夢みて居る濠洲の勞働者は、將來果して幸福でありましやうか、御判斷を願ふ次第である、長々と詰らぬことを申して、御淸聽を煩はしました段を偏に謝します。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

爪哇に於ける灌漑水の使用竝分配

臺灣總督府技師　吉田碩造

此一篇は曩に吉田氏の爪哇島農業水利事業を視察せし際蒐集せる材料の一にして爪哇(西部)ペカロンガン州内テハル地方「プマーリ」管區に於ける平地灌漑水の使用竝に分配に關する規則を抄譯したるものなり、將來本島の農業水利事業上參考資料たるべきを以て茲に揭ぐることゝせり(編者)

「プマーリ」地方水利規則

一九一〇年一月二十五日附「ペカロンガン」州知事命令
第五九三／三四號

第一章　總　則

第一條、本規則適用の區域。

(一)「プマーリ」管區 (Pemali Gebied) の境界は一八九八年七月十四日總督府令第三號、一九〇〇年四月十六日同第三號、第四號、一九〇〇年十二月四日同號二四號、第二五號、一九〇二年九月二十五日同第八號、竝に一九〇七年六月四日附土木部長官決定第七三四四／E號により規定せる灌漑地圖に指示せる方法に據る。

(二)右管區は「プマーリ、チョーマル」水利部長に於て作成すべき二枚續きの「ゴロンガン」地圖 (Golongan 後條說明)に其詳細を示すべく、其複寫版は一は地方廳(州廳)記錄所に、一は「ブレーベス」(Brebes) 郡長記錄所に之を保管す。

(備考)「プマーリ、チョーマル」水利部長(chef der irrigatie-afdeeling Pemali-Tjomal) を「C. I. A.」を以て、又「ブレーベス」郡長(Plaatselijk Bestuur der afdeeling Brebes=の假譯)を「H. V. P. B.」を以て本譯文中に夫々表す。

第二條、管理。

「プマーリ」管區内の灌漑及び排水、竝に之に關して設けたる一切の工事物の管理事務は「C、I、A」及び本事項に關する「C、I、A」の所屬職員之に任す。

第三條、水の使用目的。

(一)在「ノートク」取入水門に於て取入るゝ水は次の各項に對して必要ならざる限り「プマーリ」管區内の「サワー」(Sawahs水田)灌漑用に之を使用すべし。

(イ)人畜の水浴、洗滌、竝に飲用に供するもの

(ロ)道路の撒水、宅地内の掃除等凡て公益に供するもの

(ハ)關係官憲(註を見よ)のなしたる決定、許可又は規程によりて夫々其中に揭げたる目的のためにするもの

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

(註、即ち總督の如き、又た殖民植留保の許可に關しては法令補遺(Bijblad)第五〇八一號、五四三九號、六一八五號の各規定により土木部長官の如きを云ふ、尚地方自治團の管理下にある圳路に關しては法令補遺第六八〇二號を見よ)

(三)火災の消防及び其他危險に對して使用するもの

(二)住居敷地内又は其他の乾きたる土地内の植付物に灌漑を許與する場合は特に許可を得るを要し若し必要あらば本項に關して「C、I、A」は「H、V、P、B」と協議の上一定の規則を設くべし。

第四條、用語の定義。

本規則の實施につきては左の通り用語を定義す

(イ)大圳路(Hoofdleingen primaire or secondaire leidingen)第一級、第二級圳路)。とは「デサ」圳路に非ざる大圳路を云ふ。

(註、「デサ」(Desa)とは爪哇土語にして「村」を意味す)

(ロ)「デサ」圳路(Desaleidingen(Tertiarie leingen)第三級圳路)。とは給水溝にして給水を直接田園内に引入るゝか又は其より排出する灌漑工作物中の小圳路を云ふ。

(ハ)「ゴロンガン」(Golongan)。とは水田耕作行事の各期を可成同一境遇の下に置かしむる爲め、雨季に於ける灌漑水の割當に關し灌漑計劃に依り規定せる數の「エンド、フアクケン」(Eindvakken)より成る一集團地を云ふ。

(ニ)「エンドフアク」(Eindvak)。とは境界地により限定せられ且つ一區に纏めたる一集合地(Complex gronden)にして可成同一の「デサ」圳路より灌漑を受くるものを云ふ。

(ホ)灌漑水の分配。とは大圳路及「デサ」圳路に據りて行ふ灌漑水の分配を云ふ。

(ヘ)給水。とは「デサ」圳路より利害關係人に對し灌漑水を給與するを云ふ。

(ト)雨季灌漑。とは第六條第四項の規定の場合を除き十月十五日より五月一日まで行はる灌漑を云ふ。

(チ)乾燥季灌漑。とは雨季灌漑以外の他の期間中に行はる灌漑を云ふ。

(リ)「企業耕地」(Ondernemingsaanplant)。とは農業會社に依り又は其の爲めに稻又は稻の裏作物以外の作物を將來法律上限定せらるゝことあるべき最大限度に栽培せる耕地を云ふ但し地方長官に於て灌漑に特殊の要求を要するものと認むるものに之を限る。

(ヌ)「土民耕地」(bevolkingsaanplant)。とは「企業耕地」に屬せざる凡ての耕地を云ふ。

第五條、總則。

(一)灌漑水の分配給與をなすには原則として土民の小農業なると會社の大農產業なるとを問はず總て出來得る限り双方の利害を均等に顧慮參酌しつゝ農業上最も有利

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

なる方法により之を利用するを目的とすべし。

(二)本規則中に輪番灌漑に關し規定せるものを除き、且つ必要あらば「エンドフアク」相互間の土壤の性質又は地形の狀態に於ける相違點を充分參酌し、其雨季なると乾燥季なるとを問はす總て「デサ」圳路によれる給水の分配は出來得る限り雨季、乾燥季の全期間を通じ右「デサ」圳路より灌漑せらるべき「エンドフアク」の面積に比例して平等に之を行ひ又た其給水は右「エンドフアク」中に於ける作物の所要を標準として之を行ふものとす、但し之か爲め農業に利用し得べからざる土地乃至既に十分灌漑を受け居る作物に對して不必要又は餘剩水を給與せざるの權能及び之を他の有利なる方面に利用せしむるの權能を妨けらるゝものにあらず。

第六條、雨季灌漑及び乾燥季灌漑。

(一)雨季灌漑の目的は稻作をして好成績ならしむるに在り、甘蔗及び稻裏作物(Palawidja)に對しては第十五號第二項に指示せる場合及び甘蔗苗圃の場合を除き何等雨季期間中灌漑水の使用を許可せざるべし。

(二)乾燥季灌漑の目的は稻作以外の農作物に必要なる水を給供するに在り、この農作物は正規(ノーマル)の所要水量を標準として二種に分ち甲の標準を玉蜀黍(Djagoeng)とし、乙の標準を甘蔗とす、尙右農作物の類別は豫め「C、I、A」竝に關係「レゲント」の書面答申を徵したる上地方長官之れを決定すべし。

(註、「レゲント」(Regent)とは土人地方官(知事)にして蘭領東印度地方行政區劃中爪哇及び外領には Native chief として其の地方全般を司らしめ蘭人官吏(理事官Resident)をして監督補佐せしむ)

(三)前項の規定は別に第八條に指示せる「パンヂール、サワー」(Bandjirsawahs)に對しては之を適用せす、「パンヂール、サワー」灌漑は別に之を定む。

(四)重要なる理由(例へは不順なる天候の如き)あるときは「C、I、A」は第四條(ト)及び(チ)に揭けたる雨季及び乾燥季灌漑の開始期と終末期を「H、V、P、B」と協議したる上變更するの權能を有す、若し協議成立せさる場合には地方長官本項に關し之れを處分す。

第七條、「エンドフアク」を「ゴロンガン」に集團區分する事項。

(一)第八條に指示せる水田(サワー)竝に本條第三項の規定の適用を除き雨季灌漑に就きては「プマーリ」管區の「エンドフアク」はA、B、C、D及びEの五文字を以て示されたる五集團地一名「ゴロンガン」に之を區分す。

(二)右の「ゴロンガン」が每年雨期に入り第一に灌漑を受くる輪番順序は其の記號文字の順序に從ふ。

(三)法律上の認可を受けたる正當の貸借契約によりて、稻作を了りたる後甘蔗作をなすことを約定したる水田(サワー)が某「エンドフアク」中に存在する場合、其前作たる稻竝に前項に示せる「ゴロンガン」の規程に關聯して其年五月一日以前には尙ほ企業者の任意に處分し能はさる時は「C、I、A」は右の「エンドフアク」を一雨季間限りよ

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

り早期の「ゴロンガン」中に編入するの權能を有す、但し此の「ゴロンガン」中には利害關係者全部の承諾を得て交替に前者「ゴロンガン」に臨時編入せらるべき「エンドフアク」の存在することを要す。

（四）「プマーリ」管區を「エンドフアク」及「ゴロンガン」に分割區分すること並に其の各區の灌漑順序は第一條第二項に示せる「ゴロンガン」地圖中に之を指示すべく、本「ゴロンガン」地圖は普通官廳執務時間公衆の閲覽に供するため之を備へ置くべし。

第八條、「バンヂール、サワー」、及び「ゴロンガン」規程中に掲げざる水田(サワー)

（一）第六條及び第七條に示せる除外例は「プマーリ」管區内の左記各項に關係するものとす。

一、「バンヂール、サワー」、として一般に知られたるものは乾燥季の稻作に當てたる水田(サワー)にして、「プマーリ」川以東及以西に於ける「エンドフアク」中に存するもの、但し此等の水田は前條末段に示せる「ゴロンガン」地圖中に之を明記しあり。

二、「ワンガン、プイ」川及び「ワンガン、ダラム」川により灌漑せらるゝ地域にして「リンパンガン」排水路以西に位置するもの但し本地域の區分は左の如し。

（イ）左の通りの境界を有する一區

西部は「プレーペスロル」「パサル、パタンゲ、ウエタン」及び「パゲチユーガン」の三村境界。南部は「プレーペス」より「テハル」に至る大國道。東部は「リンパンガン」排水路。北部は「カリカマル」より「ドクー、シゲンポル」を經て「リンパンガン」に沿ひたる堤防に達する村道。

（ロ）左の通りの境界を有する一區

西部は「ワンガンプイ」川。北部は「プレーペス」より「テハル」に至る國道。東部は「ワンガンダラム」川。南部は「パダスギー」より「プレーペス」乃至「ヂヤチパランゲ」間國道に至る村道。

（ハ）「カリカマル」より「リンパンガン」に至る道路以北の一區

（ニ）「ワンガン、プイ」川と「ワンガンダラム」川との間に位置する地域にして前掲諸項に入らざる一區

（ホ）前諸項中に掲げられざる殘餘の部分

（二）前項に掲げたる水田(サワー)地方及び各區共第一條第二項に示せる「ゴロンガン」地圖中に之を明記す。

第二章　水の分配

第九條、灌水分配の職員。

灌漑水を大圳路及び「デサ」圳路に分配するは全然「プマーリ、チローマル」灌漑區職員の手に於て本規則中に掲示せる諸規定及び「C、I、A」の名を以て發する命令又は訓令に從ひ之を行ふものとす。

第十條、「エンドフアク」對引水管理。

「エンドフアク」に割當つべき水の數量に對する管理は各

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

「フアク」(區劃)水閘＝導水口に於て用水引入れの際之を行ふ。

第十一條、「プマーリ」管區の灌漑に必要ナル正規の總水量は左の通り決定す。

(一)雨季にありては左の通り必要なる數量の合計に據る。

(イ)第十二條第一項による稻作に要するもの

(ロ)第十二條第二項による甘蔗苗栽培に要するもの

(ハ)第三條第一項の(イ)、(ロ)、及び(ハ)に掲げたる灌漑の目的以外のもの

(二)乾燥季にありては左の通り必要なる數量の合計に據る

(イ)第十三條第一項(一)による土民の稻裏作物栽培に要するもの

(ロ)第十六條第四項に掲げたる乾燥季の稻作に要するもの

(ハ)第十三條第一項(二)及び同條第二項による所謂企業作物(甘蔗)に要するもの

(三)其他第三條末尾に掲げたる灌漑の目的以外に要するもの。

第十二條、雨季中分配水量の基礎となるべき數字。

(一)雨季に於ける水の分配は各「エンドフアク」に於て「ゴロンガン」規程に準據し稻作を行ふべき面積に比例したる水量を左の必要水量表に基き請求すへし。

(イ)苗床を作る迄十四日間は一「バウ」一秒につき〇、三「リートル」

(ロ)土地の植付準備を終る迄四十二日間は一「バウ」一秒につき一「リートル」

(ハ)植付より收穫を行ふ迄一「バウ」一秒につき〇、八「リートル」とし、稻が水を要する程度の減退するに應じて漸次之を減量す

(二)「エンドフアク」の面積廣大なること、位置隔絶し居ること土壤の性質又は地形の狀態等の如き特殊事情あるため前項に掲げたる正規の水量にては尙不足なる場合には「C、I、A」に於て或は其名を以て其引入量を水田作業期間の一部又は全部に亘りて增加することを得。

(三)糖業に使用する蔗苗植付の場合其の必要とする灌漑水量に關しては稻作と同等なるものと見做す。

第十三條、乾燥季中分配水量の基礎となるべき數字。

(一)乾燥季に於て必要と認むべき灌漑用水の分配量は尠くとも左の通りとす。

一、玉蜀黍及び第六條第二項の規定に據り之れと同等と認めたる農作物にありては植付面積一「バウ」一秒につき〇、二五「リートル」

二、甘蔗の「企業耕地」にありては

(イ)連續給水の場合

一、開墾整地中は粗面積一「バウ」一秒につき〇、一五「リートル」

二、甘蔗の植付及其手入管理中は粗面積一「バウ」一

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

秒につき〇、二五「リートル」

(ロ)午前七時と午後四時の間に行ふべき定時給水の場合には右水最は夫々組面積一「バウ」一秒につき〇、四「リートル」と〇、七「リートル」とす

(二)第八條第一項一(「バンザール、サワー」に關する事項)に示せる稻作にありては第十二條(イ)、(ロ)、(ハ)に示せると同一期間及同一目的に對し一秒につき夫々〇、三「リートル」。一、二「リートル」。及び一、「リートル」の給水を行ふものとす。

(三)面積、位置、土壤の性質又は地形の狀態等特殊の事情を伴ふが如き甘蔗園にありては最終決定者たる「C、I、A」に於て前項(二)の下に掲げたるものより一層多量の給水を許可することあるべし但しこれか爲め土人の農業に損害を加へざるを要す。

(四)給水の許可は申請を俟って之を行ふ、「土民耕地」にありては右申請は第二十一條の規定に準據して「ウルー、ウルー」「ゴロンガン」之をなし、「企業耕地」にありては右申請は本規則第二十三條の規定に準據して關係支配人又は其の代理人之をなす。

第十四條、水の缺乏。

(一)第十二條及び第十三條に掲けたる水量を得る能はさるか又は大圳路及び「デサ」圳路の受容力(キャパシチー)にして其水量の流入に堪へざる場合には右の水量は之を減量すべし、但し其場合に於ては新に灌漑すべき「エンドフアク」に水を注入するを延期するか、「エンドフアク」に供給すべき水量を按分比例によりて減量するか又は本條第四項の規定によりて行へる輪番規則の適用をなすか孰れも利害關係人か右減量のため可成最少の不便不利に止まる樣なすを要す、尤も右は何れも必要あらば第六條第四項及第十七條に示せる手段の實施を命すべき權能を減するものにあらず。

(二)乾燥季稻作の植付に關し第八條(一)に示せる地區に對する水の割當は(七月一日開始、第十六條第四項參照)甘蔗及び稻裏作物(パラウイヂヤ)に對する灌漑用水の割當に先んず。

(三)雨季の初めに於て水缺乏の際には稻の苗代は總て他の作物に先んず。

(四)「エンドフアク」間の輪番規則又は「エンドフアク」内の輪番規則は雨季と乾燥季とを問はず「C、I、A」又は其名に於て之を設定又は命令すへし、但し現に栽培中なる作物の不作に終るを防止する目的の場合に限る。

(五)若し放棄せざるべからざる作物あるときは其決定は「H、V、P、B」之を爲す但し土民竝に企業者の財政上の利害及び其の放棄の結果か關係地方の經濟狀態の上に惡むべき打撃を及ぼすべき恐れある點を考慮するを要す、尤も之の場合に企業者か自己の作物を救濟する爲め土民に對し土民の作物損失を適當に賠償する旨申出でたる時は其申出を承認するの權能を制限するものにあらず。

第十五條、「プマーリ」川の餘剩水(デビート)處分。

(一)「プマリー」川の水量如何により、且つ「C、I、A」に於

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

て灌漑工作物の狀態にして「エンドフアク」に第十二條及第十三條に揭けたるより多量の水を許與し得るものと認めたるときは之を許可することを得。

（二）前項に示せる場合には利害關係人の請求ありたるときは雨季に於ても甘蔗作及び稻裏作物に對し亦た灌漑水を給するを得但し其數量及び期間は「C、I、A」又は其名に於て之を指定すべし。

第十六條、諸「ゴロンガン」（集團區）。及び「バンデール、サワー」並に「ゴロンガン」規則中に揭げざる水田に對する灌漑の開始期。

（一）第六條第四項の場合を除き雨季灌漑用水は左の通り通水せしむ。

第一「ゴロンガン」は　十月十五日
第二「ゴロンガン」は　十一月一日
第三「ゴロンガン」は　十一月十五日
第四「ゴロンガン」は　十二月一日
第五「ゴロンガン」は　十二月一日

（二）十二月一日に於て給すべき水量不足を來たす場合には第五「ゴロンガン」の灌漑は之を延期せらるべし但し同月十五日以後に亘るを得ず。

（三）第八條（二）（イ）、（ロ）、（ハ）、（ニ）、（ホ）、の下に揭げたる地區に對する給水許可の開始は（イ）、（ロ）は第一「ゴロンガン」と同時に、又た其他の地區に對しては夫々第二、第四、第三「ゴロンガン」と同時とす。

（四）第八條（一）に示せる「メンザール、サワー」として知られたる地區に對しての給水は七月一日とす。

（五）土人官吏は稻作灌漑か第二農作物栽培のために遲延又は障害せらるゝ事なき樣注意するを要す。

（六）一九〇〇年—〇〇年にありては「ゴロンガン」X（A、B、C、D、Eの内一）を以て第一に灌漑を開始するものとす。

第十七條、第十六條に揭けたる期日の變更。

水の缺乏、其他重大なる理由によりて前條に揭げたる「ゴロンガン」及び「サワー」地區に對し當該期日に灌漑給水をなす能はざる場合には第六條第四項及び第十四條の規定を除き「C、I、A」は「H、V、P、B」と協議の上「ゴロンガン」又は其他の地區の灌漑を必要に應じて變更することを得。右協議成立せざる場合には地方長官之を決す。

第十八條、水の分配に關する不服。

（一）利害關係人又は當該關係吏員の水分配に關する不服は口頭又は書面を以て直接に當該灌漑監理官（Opzichter der irrigatieabeeling.=O. I. A.）に宛て之を爲すべく右監理官は自身之を審査するか又は其所屬灌漑係員をして之を審査せしめ若し理由ありと認めたるときは遲滯なく之を採用し又は更に照會を發すべし「O、I、A」は右不服及び之に對してなしたる處分に關して「C、I、A」に宛て報告を作成すべし。

（二）「O、I、A」と當該關係官吏との間に意見の相違を生したる場合には「H、V、P、B」に於て「O、I、A」及「レゲント」（土人地方官）に諮問したる上之を決定すべく地

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

方長官(理事官)之れに最終決定を與ふ。

(三)「H、V、P、B」の決定を執行するには地方長官の裁斷を待つべし。

第二章　水の給與

第十九條、給水及び其管理職員。

(一)灌漑水を「エンドフアク」に許與する場合の給水事務は左の通り處理せらる。

(イ)「土民耕地」につきては關係規程(一九〇七年十月十四日ペカロンガン州長官命令第九七二四／三四號、一九〇八年十月二十二日蘭領印度官報)に據りて直接間接關係官廳により指定したる「ウルーウルー、ゴロンガン」(假りに灌漑水監守＝水番と譯す)之に任ず。

(ロ)「企業耕地」にありては關係企業者の費用を以て其筋の指定したる監督員各管轄區分擔にて之に任ず

(備考。「ウルー、ウルー、ゴロンガン」とは「ゴロンガン」の「ウルー、ウルー」と云ふことにして水田業主の撰擧に據り官の指定したる者なり受持面積二〇〇、「バウ」內外、本譯文以下單に水番と記す)

(二)「エンドフアク」の面積狹小にして一人の「水番」に十分なる手當を支給するに値せざるときは「H、V、P、B」と協議せる上「C、I、A」又は其名に於て右「エンドフアク」の管理を隣接せる「エンドフアク」の「水番」に委任すべし。

(三)本條第一項に揭げたる職員は各自委任を受けたる灌漑及灌漑設備に關係する限り水利部職員より日々直接監督を受け「C、I、A」又は其名に於て發したる命令又は訓令を遵守すべし、但し第二十條に於て「水番」に關し其關係する「エンドフアク」內の給水に關して規定したるものは此限りにあらず。

第二十條、「土人耕地」に給水するに當り準據すべき原則。

(一)「水番」か其灌漑區內に於ける水の給與を調整するには灌漑水使用人の最大利益を顧慮し且つ出來得る限り同人と協議して之をなすべし。

(二)「水番」は「デサ」圳路(給水溝)より水を引入るべき箇所を指定し、必要あらば各人に於て使用すべき水の數量を指定し、倘引入れの方法及び期間を調整すべし、且つ給水をして所定の目的以外に使用せしめざる樣注意するを要す。

(三)許與したる水の數量不十分なること明白となりたる場合には「水番」は右に關し遲滯なく之を關係灌漑「マンドール」又は「マントリー」(Irrigatie-mandoer or mantri)に通知すべく、之れか通知を受けたる「マンドール」又は「マントリー」は速かに之を灌漑監理官(「O、I、A」に報告すべし。

第二十一條、「水番」の給水申請。

(一)第十三條第三項の規定に關聯し「水番」は乾燥季作物に必要なる水量を可成八日以前に見積り面積及び植付け

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

たる作物乃至植付くべき作物の種類と共に之を關係灌漑監理官に申請すべし。

(二)水量の割當をなすに當りては水利部職員に於て又た水量給與に當りては「水番」に於て可成灌漑の程度、期間、及び時期に關して利害關係人の希望を參酌するを要す。

(三)若し必要ある場合は灌漑監理官は關係村長(Districtshoofd)又は助役(副村長 Onderdistrictshoofd)と協議して「エンドフアク」に於ける給水輪番規程を設定すべし。

第二十二條、「土民耕地」の爲めにする水量給與に關する苦情。

(一)利害關係人か給水に關して申出つべき苦情は灌漑「マントリー」又は當該監理官に宛て之をなすべし、灌漑「マントリー」又は當該監理官は遲滯なく右の苦情を審査し關係村長又は助役と協議の上必要なる處置を執るべし。

(二)協議成立せざる場合には「H、V、P、B」に於て「レゲント」に諮問したる上之を決定す但し地方長官最終の決定をなす。

(三)苦情及び其處分につきては灌漑理監官は水利部長の指定したる方法により報告を作成すべし。

第二十三條、「企業耕地」の爲めにする給水申請。

(一)「企業耕地」に對する給水は本規則に添付せる甲號樣式に據り關係監理官の認可したる申請に對して之を行ふ。

(二)申請は企業支配人又は豫め申請の爲め特に其指名したる用人に於て遲くとも希望給水期日の四日前迄に當該監理官に宛て正副二通を差出すべし。

(三)記載不備の申請書は修正又は補足の爲め申請人に返戻すべし。

第二十四條、給水申請の處理。

(一)當該監理官は受理したる給水申請を可成迅速に決定すべく其決定は必要あらば馬來語を以て申請書の裏面に之を記入すべし、其の中一通は申請人の申出つべき方法により申請人に宛て本人の費用を地て返送すべく他の一通は當該監理官の官文書保管所(記錄所)に保管すべし。

(二)凡て申請は給水開始期日が其月の十五日以前に許可せらるゝか又は其以後に許可せらるゝかに從ひ其月の十五日又は月末迄有効とす、これ以上の給水につきては更に申請をなすを要す。

第二十五條、「企業耕地」に對する給水。

(一)給水は各圍圃毎に之をなすべし、水利技術上地方長官の最終決定に於て同一「エンドフアク」の中に散在せる多數小圍圃が同一企業に屬し從って之を假りに一箇と見做すを利益と認めたるときは此限りにあらず。

(二)當該監理官は出來得る限り企業支配人又は本項に關し

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

者に其の指名したる使用人と協議の上速かに各園圃に就きて「デサ」溝路よりの引入れ場所並に設置すべきメートスコツト（Meetschotsn＝量水規）の場所を指定すべし、但し此際引入箇所數は緊要缺く可からざるものに限る。

（三）給水は關係支配人に於て定期給水を希望せざる限り繼續給水となすべし。

第二十六條、測定。

（一）「企業耕地」に引入るべき給水の測定は水利部職員に於て企業者より其自身の費用を以て設備すべき測定裝置により之をなす、但し其樣式は「C、I、A」之を規定す。

第二十七條、企業者の義務。

（一）第四條（一）によりて「企業耕地」と認めらる園圃を所有する企業支配人は左の義務を負ふ。

（イ）毎年四月一日迄に「C、I、A」に對し本規則に添付せる乙號樣式により同年內に植付くべき耕地明細書中に各園圃別に面積、「エンドフアク」中に於ける位置、栽培すべき植物、並に必要あらば各園圃の作業を開始すべき時期、及び其の順序を記入して之を差出すこと

（ロ）第二十五條（第二項）及び第二十六條の規定に關しては當該監理官に於て可成關係支配人と協議の上決定すべき場所に測定裝置を設置且つ維持すること

（ハ）關係監理官の與ふる指定に準據して灌漑水引入及排出の方法を規定し且つ監理官に於て可成關係助役（副村長）と協議の上必要と認めたる溝路又は道路と灌漑水の引入及び排出との交叉開鑿に關する處置をなすこと

（ニ）耕地（プランテーション）を通過すると之れに沿ふとを問はず總て大溝路及「デサ」溝路の兩側に於ては外側傾斜面の底部より量りて少くとも半米突幅の地帶を使用せざること

（ホ）耕地に對する灌漑水の引入、排出に使用する「デサ」溝路を其目的のため使用する期間、當該監理官の認めて良好とする狀態に維持すること、若し之を履行せざるときは當該監理官の豫め警告を與へたる上「C、I、A」認許を得て關係園圃に對する給水を右溝路の良好なる狀態に復舊せらるゝまで一時中止せしむるの權能を有す

（二）耕地に對する給水は前項に說明せる義務の履行せられざる限り之を行ふことなし。

第二十八條、企業者の權利。

（一）利害關係人は左の通り權利を有す。

（イ）何時にても給水の使用及び分配に關して地方長官又は「C、I、A」に對し口頭又は書面を以て其事情を具申すること

（ロ）關係官吏に依つて公告する日時に於て備付水量測定源を閱覽又は右に關する情報の照會をなすこと

第二十九條、左ノ諸項は之を禁示す。

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

一、獨斷にて引入水門の扉を移動するか又は水門より上流に方つて水位を押上ぐるが如き變改を試みて水の分配を變更し又は變更せしむること

二、給水を其既定の目的以外に使用すること

三、總て田圃に向ひ又は田圃の中を水の流過するときは其水の圳路よりすると高所の田圃より流下し來るものとを問はず如何なる方法を以てするも之を妨止し又は妨止せしむること

四、如何なる方法によるを問はず一の「エンドフアク」より他の「エンドフアク」に水を引入れ又は汲入れ又は其他の方法に據り此等の行爲を爲さしむること但特別の許可を受けたるものは此限にあらず。

五、「水番」の指定したる以外の方法、箇所及時期に於て「デサ」圳路より水を誘致し又は其指定せるより多量の水を誘致すること或は此等の行爲を爲さしむること

六、「　、I、A」又は其名に於てする許可を受けずして排水路の水を灌漑の目的に使用すること

第四章　賠償及び通水の中止。

第三十條、賠償。

（一）既定の時期以外の灌水使用又は本規則に準據して使用し得べき量よりより多量の灌漑水を使用したる場合には前條の禁止規定違犯に對する起訴を別とし倚本人に對し規定以上多量に使用したる分量の給水を禁制すべし

右の禁制は當該監理官又は「水番」に於て出來得る限り速かに之を行ふべし

（二）堤防の決潰等の如き自然の原因によりて「エンドフアク」の給水が一時本規則所定の水量より減少したるときは賠償として其の「エンドフアク」に對し臨時灌漑水を增給することを得

第三十一條、通水中止。

不注意によると故意によるとを問はず「デサ」灌漑圳路よりの灌漑水の全部又は一部か他に流失し其目的を充す能はざりし場合には當該監理官は其辨償完了まで右圳路に對する水の割當を一時中止せしむることを得

第五章　集會

第三十二條、月例灌漑區協議會。

各當該監理官は「H、V、P、B」の通知ありたるときは「C、I、A」に於て支障止むを得すと認むる場合の外當該行政官吏の月例協議會に臨席する義務を有す

第三十三條、「ヂストリクト」集會及び「オンデルヂストリクト」集會。

灌漑水給與事務に關し報告を作成し又新に建議をなし又若し不平苦情ある場合村區長之が取調べをなす爲めに水利部勤務の「マントリー」は各自所屬の管轄村(ヂストリクト)長駐在地及び副(オンデルヂストリクト)村長駐在地に於ける集會に灌漑事務以外の事務の都合の許す限り可成屢々臨席すべし但し村長駐在地集會は尠くとも毎月一囘、副村長駐在地集會は尠くとも三箇月に一囘とす

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

第三十四條、水利部職員會議。
「プマーリ」管區に於て灌漑事務擔當の監理官は其の所屬の官吏及び吏員竝に其の區内の「水番」と共に必要あらば每週一回宛其次期の灌漑事務及灌漑水の分配、給與を商議するため會議を開くべし、右會議に出てたる不平苦情は直ちに審查し決定を與ふべし
水の缺乏の際には右會議には「コントロラール」（蘭人地方行政官吏にして郡長卽副理事官の下に勤務す）も亦臨席すべし

附則

第三十五條、本規則の解釋。
本規則命令の適用解釋に關し疑義を生したる場合及び本規則中に規定しあらざる事項に關しては地方長官之を決定す
第三十六條、本規則の除外例。
（一）緊急を要する場合には「C、I、A」は事情により本規則の除外をなし又は除外の許可を與ふる權能を有す、但し事後地方長官の承諾を要す
（二）右の場合に與へたる命令又は訓令は遲滯なく地方長官及び郡長に之を報告すべし
第三十七條、權限の委任。
「C、I、A」は本規則により與へられたる權限竝に委任事項を必要と認むるときは「プマーリ」管區の一灌漑區域を管轄する「プマーリ、チョーマル」水利部「セクション、エンヂニーア」（一方面區域擔當技師）に之を委任することを得

（附屬甲號樣式）

甘蔗園給水申請書

經路、　　給水開始時期、
一、園圃の名稱、
二、園圃所在の「エンドフアク」の所屬「ゴロンガン」の記號文字竝に灌漑を受くる箇所、
三、右「エンドフアク」中にある園圃の總面積、
四、給水出願の總面積、
五、給水出願の使用目的、
六、繼續給水又は定刻給水の指定、

支配人署名

（附屬乙號樣式）

企業耕地一九〇〇……一九〇〇年度作に關する「プマーリ」管區内所在の甘蔗園明細書

一、園圃の名稱、
二、園圃所在の「エンドフアク」の所屬「ゴロンガン」の記號文字竝に灌漑を受くる箇所、
三、右「エンドフアク」中にある園圃の總面積、
四、備考例へば整地作業開始期日等、

支配人署名

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

水利事務監督組織（Organization）

H. V. G. B.（地方長官即ち州知事にして理事官の名稱を附す蘭人）

H. V. P. B.（郡長副理事官）
Controller.

Regent（土人地方官）

村長（Districthoofd）Chief of the district

副村長（Onderdistricthoofd）Vice chief of the district

村區長（Desahoofd）Chief of village.

水利部長（C. I. A.）Chief of the Irrig. Ressort.

灌漑方面主任（技師）（Chief of the Section=irrigation engeneer of the Section.）

灌漑監理官（O. I. A.）（Chief of the undersection=the inspector of irrigation work.）

マントリー Chief of the mantri ressortmantri

マンドール Manloor-chief of the mandoor ressort（A part of the mantri ressort.）

ウルー、ウルー Oeloe-oeloe（水夫）（Ruler of the distribution of the water in the tertiary vak.）

爪哇に於ける臺灣包種茶の現況

臺灣總督府事務官　奥　秋　雅　則

本篇の要旨　本島包種茶の輸出額は最近三年間の平均約六百五萬七十餘斤にして其内四分の三は、爪哇に仕向けらる、去れど包種茶を嗜好するは、爪哇在住のスンダ、マヅラ、爪哇の三種族中、最後の爪哇人のみなれば、今後著しき臺灣包種茶の發展を望むこと實に容易ならず、殊に爪哇には茶樹及料花等多量に存じ、其の包種茶の生產費も至廉なれば、臺灣茶の騰貴に伴ひ爪哇茶の製造を增加せしむべきは當然なり、去れど爪哇產は本島產に比して料花の香味少く其の粗製茶も亦頗る粗惡にして到底本島茶と競爭し得ざるのみならず、其の粗製茶は改良望み難く政府亦た製造獎勵の意思なき等の事情あるは本島茶業家の看過すべからざる點なりとす、此際本島茶業家に注意を要するは（イ）本島包種茶を可及的安價に提供すること（ロ）春茶供給を一層迅速にして時機を逸せざること（ハ）臺灣茶と爪哇茶との混合販賣を禁ずるの途を講ずること等なり、以上の諸方法をして徹底せしめば本島茶の輸出は或は倍加の盛運を見るに至らん。（編者）

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

本島包種茶輸出の約四分の三は爪哇に仕向けらる

消費地はジョクジア、スーラカルタ地方最も盛なり

爪哇在住のスンダ、マヅラ、爪哇の三種族中包種茶を嗜好するは爪哇人のみ

臺灣包種茶の今後の發展は望むべからざるに非ず

包種茶は上流に使用せられ中流以下には爪哇產包種茶使用せらる

爪哇に於ける包種茶の製造者

一　包種茶消費の狀況

本島包種茶輸出の年額は最近三個年間の平均約六百五萬七千百四十四斤にして其内約四分の三は爪哇に仕向けらる、本島包種茶の爪哇に其販路を開始せるは今より僅かに四十年前にして、主として厦門・香港を仲繼として輸出せられ、領臺當時に於ては僅かに一百八十餘斤に過ぎざりしを見れば、爪哇輸出の今日の盛況は頗る最近のことに屬すと云ふべし、今爪哇に於ける消費の狀況を研究するに、其主なるものは東部爪哇に於ける謂ゆる爪哇人と稱する種族にして、彼の爪哇更沙の產地を以て有名なるジョクジア・スーラカルタの地方を以て最も盛なりとし、爪哇輸入全額の約八割は右爪哇人の消費する所にかゝり、殘る二割は爪哇在住福建系支那人の使用する所とす、世人動もすれば爪哇在來の土人三千萬を越ゆるを以て、今後とも販路の擴張に努力せば現今の輸入額を數倍すること頗る容易なるが如く唱ふるものあるも、こは全く爪哇島に於ける人種の差異を辨せざるものゝ見にして、爪哇在住土人の數三千萬人を越ゆるも、其人種の大體スンダ人・マヅラ人・爪哇の三種に分れ、其中包種茶を嗜好する者は僅かに爪哇人に限られ、其範圍自ら限局せらるゝ、且つ爪哇人と雖も飲料としては珈琲を好むが故に、包種茶を以て此方面に侵入するは頗る難事に屬す、前述の如く本島包種茶輸出增大を見たるは從來盛に輸入せられたる支那包種茶の販路を奪ひたるものにして、短時日に爪哇人の嗜好を一す變るものに非ざる如し、然らば包種茶の販路は現今を最高の記錄とし、以後發展の餘地なきやと云ふに必ずしも否らざるなり。

現今爪哇に於ける包種茶の價格は頗る高價にして、生活程度の低き普通土人の飲用に供することを得ず、僅かに上流社會に於て珍重使用せらるゝのみにて、中流以下に於ては所謂爪哇產包種茶の使用に傾かんとするが如し、以下爪哇に於ける包種茶製造の狀況を記さんとす。

二　爪哇に於ける包種茶製造の狀況

爪哇に於ける包種茶の製造は、今を距る十四五年前チエリボンの茶商影茂と稱する支那人の事業

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

支那アッサムの雑種茶樹は多量に存す

料花も野生のもの多し

スマランに於ける粗製茶及び料花の値段

スマランに於ける包種茶の生産費は十六盾、再製に要する製造費一盾

爪哇茶は二十一二盾

を以て嚆矢とす、現今に於ける包種茶製造者の數は左の如し。

スマラン	一店	ペタビヤ	八店	ソロ	五店
チエリボン	九店	ジョクヂア	三店	計	二十六店

右各地に於ける包種茶製造の原料たる粗製茶は、中部爪哇プレアンガ州バンドン方面に於て生産せらる、蓋し爪哇に於ける茶樹は、舊來支那茶の移植せられたるものにして、近時に至り紅茶製造の隆盛と共に、印度アッサム茶盛に栽培せらるゝことゝなれり、されば包種茶の製造の原料茶たる支那アッサムの雑種茶樹は、相當多量に存するものと解せらるべく、當業者は其原料たる粗茶は今日殆ど無限に存すと稱するも強ち過言に非ず、又其料花に至りては、目下の所野生にて善萿はチエリボン附近、四英・茉莉はジョクヂア・ソロ方面にあり、四時花絶ゆることなく、頗る摘採に便なりと云ふ、勿論粗製茶及料花の値段は時により差違あるべしと雖も、スマランに於ける最近大體平均の價格と見做すべきものは左の如し。

粗製茶	四〇盾(百斤)	三盾(濕價)
料花	上等(一斤)	下等(一斤)
茉莉	三〇仙—四〇仙	二〇仙—三〇仙
善萿	六仙	一〇仙
四英	五〇仙	二〇仙—三〇仙

右によりスマランに於ける包種茶生産費を計算すれば、一箱に付き粗製茶代約十盾、料花代平均二盾五十仙、箱及紙代三盾五十仙、合計十六盾とす、右の外之が再製に要する製造賃を必要とするも、現今に於ける包種茶の製造狀況は、各地共輸入包種茶商の副業にして、其店員の日常業務の餘剩勞力を之に充つるを以て、殆ど殊別の經費を要せざるなり、其工場の如きも店舗附屬の倉庫の片隅に在りて頗る小規模のものなり、假に之に要する勞力を一盾とするも合計十七盾とす、然るに爪哇製包種茶の市價如何と見るに、中等二十一、二盾見當とす、由是觀之、結局一箱に付き約四、五盾の利得あるものなり、斯くの如き計算なるを以て、包種茶の製造は臺灣包種茶の價格の上昇につれ增加し得べきが如し、現今に於ける生產數量は未だ之を的確に知ることを得ざるも大體全島に於て生

Digitized by Google Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

スマラン市場に於ける臺灣及爪哇の包種茶の市價比較

爪哇產は本島產に比して料花の香味少く其粗製茶は頗る粗惡なり

爪哇產粗製茶は改良望み難く又た政府も製造奬勵の意思なし

製茶取引は世界的に不況なるに拘らず臺灣包種茶のみは輸出順潮に在り

去れど今後其の消費者の著しき增加は容易に企及すべからず

產せらるゝもの花付三萬五千箱、花なし二萬五千乃至三萬箱と推せらる、其品質花なしに於ては頗る粗惡にして到底臺灣茶の比に非ず、花付優良品に於ては相當の聲價を維持する如し、今スマラン市場に於ける最近臺灣及爪哇包種茶の市價の比較を擧ぐれば左の如し。

卸相場（一箱二十三斤）

	上等	中等	下等
	盾	盾	盾
爪哇包種茶	二九・〇〇〇	二三・〇〇〇	一八・〇〇〇
臺灣包種茶	六九・〇〇〇	五七・〇〇〇	五三・〇〇〇

小賣相場（四十箇包）

	上等	中等	下等
	仙　仙	仙　仙	仙　仙
爪哇	三一—三三	二七—二八	二四—二五
臺灣	四五—五〇	四〇—四二	四〇

爪哇包種茶の短所とする所は、料花の香味本島產に比して少く、其粗製茶に於ては頗る粗惡にして、到底本島茶と競爭し得る所に非ざる點にあり、當業者の主張する所によれば、結局現今の生產組織によるも、臺灣茶の中等品位のものは產出可能なるべしと云ふ、粗製茶の產地はプレアンガ州にあり、需要市場と相距ること極めて遠距離なるを以て、之が製造改良の如き容易に望むことを得ざるなり、現今に於ては未だ政廳も之が製造奬勵の意圖なく、和蘭人亦之を試みんとするものなく、僅に臺灣包種茶取扱商人が有利の機會を見て之が製造をなすに過ぎず、是れ我が包種茶製造業者の看過すべからざる點なりとす、又た爪哇產包種茶は爪哇本島內に於て消費せらるゝのみならず、其過半はセレベス・スマトラ・ボルネオ方面に輸出せらるゝ如し。

三　爪哇に於ける臺灣包種茶の將來

最近製茶取引の不況は殆ど世界的にして、既にセイロン茶業者の如きは二割五分の生產制限をなさんとし、爪哇紅茶の如き亦た戰時中の不況を再現せむとするが如し、日本綠茶・本島烏龍茶亦た然り、特に支那茶の如きは輸出極めて寥々數ふるに足らざる有樣なり、然るに我包種茶のみは依然として輸出順調に在り、其原因爪哇島內の比較的景氣なりしに依る、最近對爪哇爲替の未曾有の騰調を呈し、輸出極めて不利なるに拘はらず、例年以上の成績を示さむとす、蓋し稀有の進運と稱すべし、去れど爪哇に於ける包種茶需要の範圍は、既述の如く大體に於て局限せらる、今後消費の著しき增

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

加は容易に企及すべからざるの事情たり、況んや爪哇島自身に於て之が生産製造せらるゝに於てをや、我が茶業者たるもの其前途に付きて樂觀を許さゞるなり、余輩玆に當業者に忠告せむとするものは、

本島當業者に忠告を要する點

（イ）本島包種茶を可及的安價に提供すること

臺灣茶の騰貴は爪哇茶の製造を誘致す

（イ）本島包種茶の生産費の遞減を計り可及的安價に市場に提供すること　現今に於て臺灣包種茶の消費は主として上流階級に限られ、中流以下に於ては爪哇製包種茶又は他の土産珈琲·紅茶等を以て飲料とするが如し、臺灣包種茶の騰貴は益々土産包種茶の製造を誘ひ、從ひて之が製造の發達を助成することゝなる、是れ最も注意を要する點なり、幸ひ今日に於ては製造方法頗る幼稚且つ小規模にして、其製造を營むものは臺灣包種茶販賣の傍ら、市況の好否につれて製造を伸縮するものなるを以て、本島茶の安價にして供給潤澤となるに於ては、之が製造の如きは自然休止すべく、隨つて臺灣包種茶の消費量も相當増加せらるゝに至るべし。

包種茶と烏龍茶の生産費の比較

現今に於ける包種茶の百斤當生産費は烏龍茶に比すれば左の如し。

	粗製茶	再製茶
烏龍茶	円 二四·〇〇〇	円 四〇·〇〇〇
包種茶	円 二〇·〇〇〇	円 四〇·〇〇〇

大稻埕に於ける兩茶相場の比較

然るに市場に於ける値段は動もすれば烏龍茶を凌駕す、最近に於ける大稻埕相場を擧ぐれば左の如し。

	上	中	下
烏龍茶	円 六〇·〇〇〇	円 六二·〇〇〇	円 三八·〇〇〇
包種茶	円 八一·〇〇〇	円 六八·〇〇〇	円 五四·〇〇〇

之を平年に比するも常に相當の値開きある如し、特に包種茶の再製より輸出に至る迄、殆ど同一茶業者の取扱ふ處にかゝるを以て、更に一層の利便あるものと推せらる、余輩は出來得る限り消費市場に廉價供給を提唱す、是れ販路擴張の最良手段なればなり。

（ロ）春茶の供給を一層迅速にすること

（ロ）春茶の供給を一層迅速になすべし　凡そ如何なる商品と雖も新製品の供給を迅速ならしむることの、最も巧妙なる商略たるや明かなり、然るに本島包種茶商の爪哇市場供給の有樣を見るに、

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣茶缺乏せば土產茶を增加す

(ハ)臺灣茶と爪哇茶の混合販賣を禁すること

混合販賣は臺灣茶の聲價を失墜せしむ

以上の諸方法を徹底せしめは本島茶の輸出額は倍加せん

頗る緩漫なるものあり、是れ最も遺憾とする處にして、本年の如きは特に此傾向夥しく、春茶の初荷スマランに到着せるは漸く六月末にして、爪哇茶商は餘りに出廻の延滯せるが爲め、顧客需要に應じ得ざるを苦み、結局本年の如きは頗る爪哇製包種茶の生産を增加せしと云ふ、旣に述べたる如く爪哇に於ては四季常に料花あり、茶葉の摘採亦た四季常に可能なるを以て、勢ひ臺灣包種茶の缺乏せる場合は土產包種茶の製造を增加することゝなるべし、是れ最も本島茶業者の注意を必要とする所なり、本島に於ては春茶の摘採は四月初旬より開始せられ、料花の如き「クチナシ」は四月初めより開花す、されば早きは四月下旬に於て出荷可能の筈にして、六月漸く積出す如きは、取引上最も拙劣なるものと云ふべし、之を大稻埕茶商に糺せしに、出荷を遲らすは彼地に於ける需要を高潮せしめ、以て高價に賣らんが爲めなりと、蓋し商略の最も舊式なるものと稱すべし。

(ハ)臺灣包種茶と爪哇包種茶との混合販賣を禁ずること　爪哇製包種茶も、現今に於ては臺灣製包種茶として各茶商の商標を帖付して賣買せられ、又兩者の混交物相當多量に賣出さる、斯くの如きは本島包種茶の聲價を失墜すること極めて大なれば、當業者は相戒めて臺灣包種茶の聲價維持に努めざるべからず、現今爪哇に於ける包種茶の製造に從事するもの合計二十六店あり、其内爪哇包種茶商組合の加入者は僅か六店のみ、他は支那人の取扱にかゝるを以て、之が徹底的の禁止は頗る困難ならむも、本島茶商たるもの大いに警戒を加へざるべからず。

以上の諸方法により一層努力するに於ては、現今概算二十萬箱の輸入は或は倍加するやも測られず、尚セレベス・ボルネオ・スマトラ方面の謂ゆる外領に對して夫々輸出を試むるに於ては、將來尚ほ相當活躍の餘地あるならん。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣商況（十一月中）

商工課調査

●米　内地米●●●　稀有の豊作に加ふるに殘存米の多量なるは既報の如くなるが財界四圍の狀勢は益々本品の下落を促かし鮮米の投物市場に現はれたりとの事にて愈々惡化し慘落するに至れり大阪定期米の東京より下鞘にあるは格安なる鮮米に推されしが爲めにして本島移入白米も本月末の相場を前月の其に比すれば五圓方の下落を示せり卽ち左の如し。

	定期 大阪	定期 東京	内地正米標準相場（中物）	本島白米相場 肥前物	本島白米相場 豐前物
一日	円二六・九八	二七・五六	三四・九〇	四三・〇〇	四八・〇〇
十日	二六・一六	二六・四五	三三・三〇	四〇・七〇	四九・八〇
二十日	二四・七〇	二五・九〇	三二・四〇	三九・〇〇	四四・〇〇
三十日	二五・一七	二五・四〇	二九・四〇	三八・三〇	四三・三〇

●●●本島米　島米の相場變動次の如し

	北部玄米	同上小賣一升	糯米
一日	一六・一〇	一九	二一・八五
十日	一五・八〇	一七	一七・〇四
二十日	一三・二六	一七	一七・〇二
三十日	一三・九七	一七	一五・四〇

島米の落下は外國米と共に内地市場に於て顧みられざるに基づき割安なる鮮米の出現後殊に其傾向著るしく前途懸念さる。

期節物たる糯米は是亦植付面積の增加と未曾有の豊作なるにより弱氣連と强氣連と收穫に對し觀測を異にせるも産地より神戸市場に向け三十萬袋確實にして或は四十萬を下らざるべしとの情報發せるものあり形勢日に日に非にして終に十五圓四十錢と落下するに至れり擡頭の期果して如何前途測り知るべからざるも大體悲觀の外なかるべし。

●砂糖　懸念されし爪哇糖十月限の受渡も比較的圓滿に完了され昻進の狀態となり十一月渡「エフ・オー・ビー」三十四盾半と入電後三十五盾を報じ玖瑪糖紐育十一月渡シーフ七弗五十仙にて之亦引締りの商狀にて旁々内地糖界としては

肥料　大豆粕　過燐酸　硫安及硝石

現物ガスレの折柄にもあり逐日昂進を辿り分蜜糖十一月十二月渡保税二十五圓二十五錢と出來八日爪哇の三十七盾半と前電より二盾半高の報に一般の買氣を唆り前月の安値より六圓方引返しの保税二十六圓丁度と手合ありて跡と二十五圓七十五錢と下押し軟弱の商勢なりしが十一日外電爪哇エフ、オー、ビー三十四盾半、玖瑪シー、エフ六弗と海外安報に不味を移し低落分蜜糖期近物二十二圓五十錢一月二月渡生じ値二十二圓五十錢と無鞘の手合を見せ漸落十七日には玖期五弗五十仙爪哇二十七盾と新安値を現はしたるより分蜜糖も此れに連れ現物二十圓七十五錢と崩落最終取引二十一圓丁度と閑散裡に保合の商狀精糖は分蜜糖の好況會社の態度强硬に問屋筋も賣渋り内地市場「エス、アール」現物庫渡二十八圓ドタと高張りつゝ一方三十七圓五十錢等の賣物も現はれ確たる標準價もなく軟調不味の商狀を持續市況不振最終三十六圓と漸落弱含の儘越月せり。

麥粉は引續き昂騰の商狀にて内地市場十一月十二月渡雪印三圓九十錢辨天三圓九十五錢綠ダイヤ三圓九十錢見當を唱へ何等反撥なく底意氣丈强硬の商勢最終入電基隆沖本船渡綠ダイヤ印四圓十錢龍印四圓七十錢上海粉寳星印税込四圓三十錢見當。

●肥料　大豆粕　銀相場は逐日下落一方にて實需の買氣至極不振なるため産地は漸落の趨勢を辿りつゝあり殆んど底を衝きたるものゝ如く本島相場はインボイス一圓八十五錢見當なるも製糖會社側の需要一巡濟みたると農界の手を經て農民の買付けたる殘り多く之亦市場に出づべければ相場は或は之以上の下落を見るべきも測られず。

過燐酸　一高一低ありしも内地生産會社のもの大部分出廻りたる故現今の相場たる二十成分物七貫五百目入一圓六十錢内外より落下することなかるべきか。

硫安、硝石　製糖會社筋の追肥として硫安の需要相當あり噸二百圓内外硝石も多少の賣行あり百三十圓見當にて之亦追肥として使用さる。

●金物類　前年末在荷薄のため海外に注文せるもの多かりしも本年財界の動搖甚だしく戰時中

金物類

に勃興せる新設會社の倒るゝもの無數にて需要頓に激減し本月迄海外より陸續入津し在庫二十五六萬噸に上り之を昨年同期に比し四、五倍の在庫品增加せり今や消化の途なく相場は漸落の一途を辿りつゝあり、本島も需要期に入るも目星しき取引なし相場左の如し。

丸　鐵四分（一　貫）	円 〇・七四	平板二十八番（一　枚）	円 二・六五
同　五分（同　）	〇・七五	同　三十番（同　）	二・三五
同　六分（同　）	〇・七三	浪板　同（六　尺）	二・〇五
釘　類六分（百　斤）	一四・〇〇	同　同（七　尺）	二・四〇
同　一吋半（同　）	一三・〇〇	同　同（八　尺）	二・七五
同　二吋（同　）	一二・〇〇	鐵管內徑一吋（長一尺）	〇・四二
針金八番線（一丸八四斤）	一三・五〇	同　二吋（同　）	〇・七一
同十六番線（同　）	一三・九〇		

實際の取引相場は之以下なり在庫は買控のため割合に多からず。

軌道は四千百圓にて小許の取引あり。

綿布

●綿布　一時綿絲の高きに連れ本品も擡頭の氣味なりしも綿絲の相場二百三四十圓を低回するに至りてより生地物を初め又亦落下し市場は更に惡化し來りたるため問屋筋の警戒頗る嚴重となり下旬に至り銀安のため輸出引合はず米安のため地方よりの注文も期待したる程の事なきに至れり、折柄金融關係上問屋側の苦痛普通ならざるものあり現今桃園地方は最も市場惡化し倒產者も弗々見受くるに至れり內地より直接取引を試みんとし渡臺するもの多きも實際困難あるものゝ如く聊か辟易の氣味なるもの〻如し。

絞ポプリンを除くの外は何れも下降しつゝあり月末の標準物相當左の如し。

絞ポプリン（千二百番毎ヤール）	円 〇・八七	三輪生天竺（毎反二十四ヤール）	三・八〇
無地ポプリン（毎ヤール）	〇・六八	菊壽尺一白木綿（毎反）	三・二〇
金山寺晒金巾（六千番毎反）	一七・七〇	百壽尺一白木綿（　）	一・九〇
青駱駄晒金巾（五百番毎反）	一一・五〇	竹壽尺三白木綿（同　）	二・七〇
紺露寺晒金巾（一疋四十一ヤール）	一・〇〇		

即ち白木綿類の暴落甚だしきを知るに足らむ

烏龍茶

●茶　烏龍茶　前月より本月に掛け秋茶の收穫をなせしも本品不況續きのため良茶のみの生產に止めたるが山方の不況も想像以上にて資金其他の關係上生產頗る振はず月末迄に漸く三十萬斤位のものにて之を前年同期に比すれば僅かに其五分の一に過ぎざるの慘狀を呈せり上物は本月中輸出商に買取られ生產市場は本年は殆んど

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

終焉に近きたり。

●包種茶　秋茶の品質は良好なりしも生産は自然的に減退し前月より三、四割方減少せり本月中に買取られしもの四十五萬斤乃至五十萬斤なるべし爪哇市場は爲替關係其他にて漸次輸出困難の度を増しつゝあり。

●石炭　爲替暴落のため沿道炭の下等物香港輸出絶對に引合はざるに至り取引頗る不振に陥りたり馬尼剌方面は運賃關係にて濠洲炭の出廻弗々行はれ之亦契約品以外は面白からざるに至り沿道炭の賣先無きため貯炭日に多からんとしつゝあり内地方面の移出も皆無に陥れり只島内のみは比較的良好なり。

　礦業家相會し採炭賃の三割下げを實行したるが其結果出炭減少したるも市況に好影響を與ふるや否や不明なり。

　内地及撫順炭の侵入すべき聲旺なりしも只聲のみに止まり實際は餘り多からず。

　本年の出炭豫想は百五萬噸乃至百十萬噸に近かるべし本島炭の五月以降の仕向先並豫想を左に掲ぐ。

	自五月至十月（噸）	自十一月至十二月豫想（噸）
島内消費	一六六、八六二	三〇、〇〇〇
移出	四八、六二五	一〇、〇〇〇
船舶焚料	八三、五二七	二五、〇〇〇
輸出	二〇二、一六九	二〇、〇〇〇
計	五〇一、二一三	九五、〇〇〇

●木材　全島一般に官舍新築用として需要頗る旺盛なりしも豫算の關係上内地材の賣行不振にして福州材に肩代りせるもの頗る多く福州材は銀相場下落のため日々相場落下し内地材との開き多からんとしつゝあり阿里山材は輸送尚復舊するに至らず供給殆んど不能に陥り橋梁材其他の木材は亞米利加松を以て之に代用せんとするもの、如く過般見本として内地より小許の移入あり頗る好評を博し格安なる故或は移入額増加すべし。

　内地材は高　仕入のもの尚尠なからざるものゝ如く各問屋は此が處分を急ぎつゝあり金融逼迫の折柄賣掛金の回收意の如くならざる模様なり相場は前月より一割乃至一割五分方の下落なり。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

●紙　前月前々月共取引減切閑散にて州廳設置のため需要起る見込なりしもの事實は案外にて本月に入るも更に閑散不味にして市場は買氣萎縮したるやの感あり和紙は品によれば一割以上の下落なるが平均一割見當なるべし這は勿論上げ過の祟りもあることとならむ洋紙は和紙の如く甚だしからざるは會社及問屋間の連絡今尙保たれ居るも一原因なるべし洋紙もの一割弱の下落にて更紙四六版九圓包紙中十一圓印刷紙上三十八錢並物三十二三錢所を唱へ居り模造紙のみは五分位の下落に止まれり。

　內地の本品市況も底入なるべく觀測するものあれど事實は尙下落すると見るを至當とすべし現在各問屋の所持品可成りあるもの丶如く此際海外輸出によりて手持在荷の消化を圖らむため當業者會合し輸出向には一封度五錢の補助金を支給するの議可決されたれば幾分の持荷處分出來得べし。

●セメント內地各市場の低落に連れ本島も下落し驛渡し十圓五十錢見當にて取引され契約物は九圓三四十錢なるが如し高雄工場は樽材製造工場火災に罹りたるもセメント製造には影響尠く三萬五千を製造し內地品も消化難のため續々入津し大凡二萬以上を算すべく品頗る潤澤なり工事使用入札の主なるものは縱貫鐵道大肚工事に四千樽其他なり目先本品の市況は內地の景氣如何に左右さる丶も此邊或は底入ならむか。

●麻袋　最近糯米少しく荷動きあり此邊の需要ありたれど之迚數量に限りあるものにて市況は不相變不味なり殊に移出米の面白からざる關係上當分擡頭の期なかるべし相場は現物三十六錢先物三十三錢所なるが現物の斯く高値なるは仕入高の關係にて先物は香港カルカッタ銀安の關係により落下せり在庫は二十萬見當ならむか。

●海產物　景氣一般に不良にて相場は下落一方なるも取引微々たり鰑は一割方下落し乾鰮は六十五圓位五島鰮三百五十圓にて殆んど商賣なき模樣今後年末に際すと雖も左程の好況は望み薄なり。

　鹽鯖は過般の需要期に際し相當の仕入ありたれど相場は漸落の姿にて上物僅か九圓三十錢にて取引され太刀魚は二十圓に落ち込み仕入引合

はざるの情態なり。

●工業薬品　硫化曹達は月初綿絲高と本島織物染上多忙等好材料に滿ちしも内地に於ける在庫豊なかりし關係上五十錢方反撥せり普通本島の需要月一萬五千封度位のもの本月四萬封度に激増したるは如上の趨勢を物語るものなり亦曹達灰も硫化染料使用増加の影響を受け各月平均五十俵の需要に對し本月は倍加せり序乍ら硫化染料は現今生產費四十圓位なるも相場は五十圓搦みを唱へ高値當時の三分の一に激落せり硫化曹達も生產費九圓なるが會社卸相場六圓五十錢に落ち込みたるものもあり會社にして製造を中止したるもの多きやに聞く。

其他は取引小口にて目先活躍は望み薄きも新規材料なく前月同斷なり月末の相場左の如し。

硫酸六十六度	一箱	一九・〇〇	晒粉(カルキ)	百箇	一七・〇〇
同六十五度	同	一七・五〇	月印曹達灰	百箇	八・七〇
鹽酸二十度	同	一六・五〇	洗曹達	一樽	五・四〇
白硝酸四十度	同	二六・〇〇	月印重曹	同	一三・三〇
苛性曹達	同	一〇・八〇	硫酸曹達	一袋	四・九〇
硫化曹達	同	九・五〇	カツチエキス	八十四斤	二五・〇〇

●木炭(臺北)　前月末下落續きなる想思炭も火鉢に親しむべき時期に入りたるため山方よりの出廻り多く聊か荷凭れ氣味なる故中旬亦もや俄然七八十錢方の下落を演じ卸賣三圓二十錢小賣四圓見當となれり雜炭は製茶の終結時期に際し過剩となりたるもの多く處分に困却し取引一層の不味を來し呼賣廉賣による外殆んど商賣なし釜製造用の樫炭も銀相場下落のため輸入容易となり製造中止の姿にて此方面の需要なく家庭用に仕向けられつゝあり山方に於ける炭燒業者は轉職するもの多し慘憺たり。

●野菜(臺北)　大根葱類の市場出廻頗る多く相場は漸落しつゝあり新菊、蓮其他も材料豊富にて之亦下落しつゝあり白菜、蕪を除くの外は何れも下向一方なり百斤建卸相場左の如し。

	月初	月末
葱	円七・〇〇—一〇・〇〇	円四・五〇—七・〇〇
蓮	一二・〇〇	九・〇〇—一四・〇〇
白菜	一・五〇—二・〇〇	五・〇〇—六・五〇
蕪	六・五〇—七・〇〇	一二・〇〇
瓜	九・五〇	四・〇〇
赤芋	五・〇〇	四・四〇
菠薐草	—	—
新菊	五・〇〇—六・五〇	四・〇〇
大根	三・五〇—四・〇〇	二・五〇—二・七〇
丸茄子	一六・〇〇	二〇・〇〇
カラシナ	二・五〇	四・〇〇
牛蒡	一五・〇〇	一六・〇〇

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

統計

本島犯罪遞加の情勢と最近の比較

眞倉民治

本篇の要旨 世の物質的向上に伴ひ犯罪の遞增するは自然の歸趨である、丹は醫學の進歩に依り新病の發見、病菌の跋扈すると同理である、然れども國家の生存に害あるバチルスを未然に妨遏するは爲政者の責務であるは言ふ迄もない、是に於て統計即ち權威ある歸納的數字に由り最近の事實を展開せんとす演繹的の基礎ともならば幸甚なり

今茲に犯罪と稱するは臺灣總督府發刊の臺灣犯罪統計に計上せる刑法全部及行政諸規則（臺灣違警例を除く）の拘留十日以上、科料二圓以上の犯罪者に限り微罪は之を省略したり。

本島に於ける犯罪增加の趨勢を觀るに明治四十二年の犯罪者は一三、八七五人にして十年後の大正七年には二三、九四一人を算し前後の實數を比較せば約倍數に激增せり然れども人口も亦年々增加せるを以て之を人口と對比して其の割合を比較するに四十二年の人口萬に對する割合を指數一〇〇とせば七年は、一五二に當り五割二步の增加を示せり而して各年遞增の內容を見れば大正三年乃至五年に少許の變例を示せるも此兩三年を除けば累年著しき增率を認めたり其の詳細は次表の如し。

	男	女	平均	指數
明治四十二年	七六・四	七・四	四三・九	一〇〇
同 四十三年	八四・九	八・五	四八・八	一一一
同 四十四年	九四・九	一〇・八	五五・一	一二六
大正元年	一〇三・三	一一・五	五九・三	一三四
同 二年	一一三・三	一一・四	六四・四	一四六
同 三年	一〇八・二	一一・〇	六一・〇	一四一
同 四年	一〇一・八	一〇・〇	五七・九	一三二
同 五年	一〇八・七	一一・六	六二・〇	一四一

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

同　六　年	一一六・一	一二・九	六六・四	一三一
同　七　年	一一六・一	一三・九	六六・八	一三・二

若夫主なる罪名に就き其の増加の傾向を最近三箇年即ち大正五年乃至同七年の事實に徴せむに各年非常習賭博を最多とし次は臺灣阿片令、竊盜、傷害及詐欺の順序にして大正五年に於ける非常習賭博は人口萬に付其の割合二〇・七人、大正七年には二割の増加にて同割合二五・二人を示し四・五人の較差あり次に臺灣阿片令は年々微減の好況を呈し前兩年間の減少率は〇・八人なり竊盜以下の二大犯罪は一進一退して著き歸結なし叙上五罪の合計を驗するに總犯罪者の七割内外の多數を示すこと左表の如し。

年	非常習賭博	阿片令	竊盜	傷害	詐欺	計	總犯人
大正五年	二〇・七	一二・八	六・六	二・五	一・五	四三・九	六二・〇
同　六年	二五・一	一一・五	六・八	二・六	一・六	四七・六	六六・四
同　七年	二五・二	一一・〇	六・七	二・四	一・四	四六・六	六六・八

上記の罪名に依り犯因を推判するに利己的射倖的なる賭博癖を本質とし或は慣行性中毒症より來る者或は怨、恨憤怒に主因せる者及生計難より招く所謂貧の盜等ならん歟。

更に犯罪遞加の傾向を細別し其の大勢を叙せんとす。

一　種族に依る犯人

大正五年以降三箇年間に於ける人口萬に付平均犯人を各種族別に視察するに外國人は五九二人にして最多即ち十七人に對し一人の犯罪者を出す割合なり次は内地人の七八人即ち百二十八人に對し犯人一人の割合となり本島人は總平均(六五・四人)より四人寡く六一人即百六十三人毎に一人の犯人を生む割合を語れり如斯外國人たる殆ど支那人を生む割合を語れり如斯外國人たる殆ど支那人は犯罪性に富み一見度し難き人種觀あるも由來本島に居住する支那人の多くは勞働級の下層民なるに仍り習癖性に屢々犯罪を反覆するに在りては僅少の人口に影響する所甚大なるは言を俟たす即ち本島人口を種族別に之を觀れば多國人は内地人の約八分一、本島人の約百六十分一に過ぎざるも犯人の實數は最近三箇年平均に依るに外國人(一、〇一二人)は内地人(一、〇八二人)と軒輕なり本島人(一九・七六七人)に比し二十分一に當り頗る過多なるに職由するを首肯し得べし就中阿片令違反の犯罪多く即ち本島人(人口萬中十一人)と比較するに約十五倍に上り百六十七人を算せり次に非常習賭博は同上割合を以てせば本人(一二五人)より百

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

人多く百二十四人を示せり而して內地人の本島人よりも多きは放縱的生活に耽溺せし徒輩の存在と或は濡粱的架想を夢み生業失敗の極犯罪を敢行する者あるに非ざる乎即ち最近三箇年の最多罪名を尋ぬるに非常習賭博にて本島人の最高罪名と同じ然れとも其の步率に逕庭ありて博戲癖ある本島人には遠く及ばず內地人は人口萬中七人寡く十六人に當れり次は竊盜の一〇●四人にして本島人の竊盜(六人)に比すれば約倍數に上り第三位は詐欺(七人)にして本島人の第三位なる竊盜を凌ぎ橫領は第四位に在りて本島人の同位にある傷害(三人)を倍加し六人を示し如何に厭勢的懶惰的犯罪たるをる知べし今種族別大四罪犯を擧げれば。

最近三箇年間の最多罪名　(各種族人口萬に付)

種族	第一位		第二位		第三位		第四位	
本島人	非常習賭博	二四・九	阿片令	一一・〇	竊盜	六・二	傷害	二・五
內地人	同	一七・五	竊盜	一〇・四	詐欺	七・〇	橫領	五・五
外國人	阿片令	一四六・九	非常習賭博	一三四・三	竊盜	五五・四	傷害	一四・一

左表を一瞥するに各種族を通じ非常習賭博及竊盜の二罪を認めざるは莫く且本島外國の兩種族は四大罪名共に全く同じく唯第一位、第二位の交互に顚倒せるを觀るのみ。

二　性別に依る犯罪

兩性上より犯罪を觀るに女は男の十分一に當り最近三年間の平均は人口萬に付男は一一四人女は一三人即ち男は八八人、女は七八一人毎に一人の犯禁分子を包含する割合なり更に種族別に表章すれば本島人は男女の割合一〇對一にして一平均位と伯仲し內地人は三と一、外國人は二〇對一の比を爲し內地の女適に多數を示し外國人女は寡少なり斯く母國人女獨り高率なるは甚だ寒心に堪えず幷は花流界に於ける弊風に基因するもの、如し其の詳細は左の揭表の如し。

種族及體性別人口萬に付犯人

		大正五年	同　六年	同　七年	平均
本島人	男	一〇三・五	一一一・〇	一〇九・五	一〇八・〇
	女	一〇・五	一二・一	一三・一	一一・九
內地人	男	一二〇・九	一二四・九	一二六・九	一二四・二
	女	三七・〇	三三・四	三一・六	三四・〇
外國〇	男	六八六・八	六八九・九	七九〇・三	七二二・三
	女	四二・二	三三・一	四二・四	三六・六
平均	男	一〇八・七	一一六・一	一一六・一	一一三・六
	女	一一・六	一三・九	一三・九	一三・八

三　地方及都鄙別犯人

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

最近三年間の人口萬に付犯人の平均數字に依れば市街に住する者一六四人、村落に住する者四七人なり輙ち市街の犯罪は村落の約四倍に相當す更に此割合を市街地の所屬廳別に之を看れば臺東廳三六七人にして最多を示し平均位（一六四人）の倍數以上に達せり花蓮港廳は二三八人を以て第二位次は臺北（一九〇人）阿緱（一八七人）臺南（一六九人）及新竹（一六六人）の順位たり斯く東海岸及南部臺灣に多數なるは人口稀薄なる關係上偏斜的に高率となる弊あるも亦放浪者の移住も與て影響する所あらん歟寡少なるは澎湖（一〇九人）南投（一二三人）及臺中（一二六人）等の各廳とす而して桃園及臺東の兩廳は累年增加の傾向あり之に反し澎湖及花蓮港の兩廳は減少の情勢に在り翻て村落は何麼なる狀態なる哉を討究するに花蓮港廳は七五人を以て最多阿緱廳（六二人）之に次ぎ第三位は臺北廳の六〇人とし市街に多き地方は從て村落にも多く唯臺東廳の例外なるを奇蹟とす便ち市街地に於て首位にある臺東廳が村落にありては最低率にして平均位の半數に達せず二〇人を示せり斯く臺東廳の犯罪は市街に集中する傾向を呈し頗る注意すべき現象ならずや是れ或は村落は殆ど生蕃部落に依る結果ならんとす次は澎湖廳の二五人、新竹廳の三二人等凡て低位に屬す然して市街地に多き犯因と認むべきものを付記せしに生計難と公安及財產に關する罪多きに倚ると一面司法當局者の機敏なる行動も亦逸すべからざる一因なるや必せり其の詳細は次表にて知悉すべし。

地方及都鄙別人口萬に付犯人

		大正五年	同 六年	同 七年	平均
臺北	市街	一七七・八	一八四・三	二〇八・四	一九〇・二
	村落	五九・四	六〇・八	六二・三	五九・五
宜蘭	市街	一二三・〇	一六〇・三	一三四・八	一三六・〇
	村落	三〇・五	四九・九	五四・三	四四・九
桃園	市街	一〇二・七	一〇五・五	一九二・三	一三三・五
	村落	四八・九	四二・七	四三・三	四五・〇
新竹	市街	一九三・六	一五六・八	一四七・二	一六五・八
	村落	二八・三	二九・六	三八・九	三二・三
臺中	市街	一二三・〇	一三七・八	一一八・三	一二六・〇
	村落	四三・一	三八・九	四〇・三	四〇・八
南投	市街	一一〇・四	一二九・七	一二八・五	一二二・九
	村落	四五・七	四〇・三	四五・五	四三・八
嘉義	市街	一四七・三	一五三・〇	一五一・三	一五三・九
	村落	四三・六	四五・六	四〇・九	四三・四
臺南	市街	一五七・八	一七九・六	一六八・三	一六八・六
	村落	四六・〇	五五・七	五〇・二	五〇・六

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

阿緱	市街	一三九・五	二一四・一	二〇六・一	一八六・六
	村落	五四・三	七〇・八	六三・三	六二・八
臺東	市街	四九三・三	二七三・八	三二四・三	三六七・一
	村落	一九・三	一六・七	二四・五	二〇・二
花蓮港	市街	三一七・五	二三九・二	一六七・七	二三八・一
	村落	五〇・五	七七・一	九六・〇	七四・五
澎湖	市街	一〇一・八	一三三・五	一〇一・五	一〇八・六
	村落	三九・五	一四・三	一九・七	二四・五
平均	市街	一五五・五	一六七・五	一六七・六	一六三・五
	村落	四四・四	四七・六	四七・六	四六・五
	平均	六一・三	六六・四	六六・八	六四・八

四　犯數別犯人

初犯は總犯罪百中最近三年間の平均を觀るに七六●八%にして累犯は犯數の上るに從て低下す卽ち再犯は一二●七%三犯は五●一%四犯は二●五%五犯以上は二●九%なり若累犯關係を種族別に分割するに本島人最多を占め總犯罪中二四%に當り內地人は六●三%寡く一七●七%を示し外國人は更に內地人よりも四%の低下にて一三●七%に在り而して再犯加重は最近三年に於て一●九%より二●二%の間を遞增し本島人は各犯を通じて增加の傾向を示し特に外國人は累年再犯の增加するを認むるは刑事政策上大に注意を要する問題ならんとす然れども其の因果關係に於ては門外漢の知る處にあらず唯左に種族及犯數別犯人を表章するに止どめん。

種族及犯數別犯人百分比例

種族	區分		大正五年	同六年	同七年	平均
本島人	初犯		七八・二	七六・二	七三・六	七六・〇
	累犯	再犯	一一・七	一三・一	一四・五	一三・一
		三犯	四・七	五・二	六・〇	五・三
		四犯	二・四	二・六	二・九	二・六
		五犯以上	三・〇	二・九	三・〇	三・〇
		計	二一・八	二三・八	二六・四	二四・〇
	合計		一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
內地人	初犯		八三・四	七九・九	八三・五	八二・三
	累犯	再犯	八・五	九・七	八・五	八・九
		三犯	三・一	四・九	三・八	三・九
		四犯	二・二	三・二	一・九	二・四
		五犯以上	二・八	二・三	二・三	二・五
		計	一六・六	二〇・一	一六・五	一七・七
	合計		一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
外國人	初犯		八六・七	八六・八	八五・四	八六・三
	累犯	再犯	六・一	六・六	八・七	七・二
		三犯	二・七	三・〇	二・五	二・七
		四犯	一・八	一・四	一・三	一・五
		五犯以上	二・七	二・二	二・一	二・三
		計	一三・三	一三・二	一四・六	一三・七
	合計		一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

初犯	七八	七六・九	七四・七	七六・八
累犯 再犯	一一・四	一三・七	一四・〇	一三・七
累犯 三犯	四・五	五・一	五・七	五・一
累犯 四犯	二・四	二・五	二・七	二・五
累犯 五犯以上	二・九	二・八	二・九	二・九
累犯 計	二一・二	二四・一	二五・三	二四・二
合計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

平均

五　季節に依る犯人

季節に依る犯人を覈ふるに各月一日平均犯人を百として攷究するに冬季は一一三●六人を以て最多、春季は僅かに〇●三人の低下にして一一三人、夏季は八九●一人、秋季は寡少にして八四●二人なり更に月別に依る多寡を驗するに二月最多にして一七六人、三月は一二四人、四月は一一三人、五月は一〇三人の順位なり次に寡少なるは十二月の七〇人にして最多第二位たる三月の約半數に過ぎす十一月は七七人にして是又低位に屬す彼上の如く犯罪は晩冬と春暖の季に多く秋冷の候に寡く知るべし且二月の最多なるは陰暦歲末より正月に至る期間を含むを以て竊盜賭博に關する罪及出火、放火の罪多きに基因せるが如し其の比例表を次に揭ぐ。

一日平均犯人百に付各季及各月平均

		大正五年	大正六年	大正七年	平均
春	三月	一二五・一	一二六・四	一二〇・〇	一二三・八
	四月	九九・四	一二二・九	一一六・七	一一三・〇
	五月	一〇一・九	一〇三・七	一〇五・二	一〇三・九
	平均	一〇八・二	一一八・三	一一三・三	一一三・三
夏	六月	八一・二	九四・五	八八・六	八八・一
	七月	九一・〇	八五・三	八九・二	八八・五
	八月	八四・一	一〇〇・七	八六・八	九〇・五
	平均	八五・五	九三・五	八八・二	八九・一
秋	九月	九七・六	八三・八	一〇一・二	九四・二
	十月	八二・六	七三・六	八六・八	八一・〇
	十一月	八〇・〇	七三・三	七八・七	七七・三
	平均	八六・七	七六・九	八八・九	八四・二
冬	十二月	七三・七	六二・五	七三・五	六九・六
	一月	七七・八	一三八・九	八四・六	一〇〇・四
	二月	二二三・七	一三四・九	一七六・九	一七五・八
	平均	一一九・七	一一一・三	一〇九・八	一一五・六

六　緣事別犯人

緣事關係に依る犯人を覩るに前配偶者と離婚せし者最多にして最近三年間に於ける人口萬に對する平均率は一四六人次は配偶者の一〇九人寡少なるは未婚者の三五人にして離婚者の四分一に達せす之を兩性より見んに離婚者の女は平均と同じく最多三九人を示し次は平均に在りては第三位なる前配偶者と死

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

別せし女即ち寡婦二三人なり男の最多を覗ふに鰥にて一九九・四人の高率を示し古來より配偶無きものは犯罪多しと謂ふ定論に裡書せるものなり次に配偶者の男は一九九・二人なり故に身分に依る犯罪の多寡を約言せば男は鰥に多く女は離婚者(生別)に多く配偶者の女は最寡なりと謂ふを得べし但し未婚者の寡少なるは勿論なるを以て省略せり。

體性及緣事別人口萬に付犯人

		大正五年	大正六年	大正七年	平均
未婚者	男	五六・五	五七・六	五四・九	五六・三
	女	四八	五八	六・七	五八
	平均	三四・五	三五・六	三四・四	三四・八
配偶者	男	一八三・二	二〇四・八	二〇九・七	一九九・二
	女	一六・七	一八・二	一九・九	一八・三
	平均	一〇〇・一	一一一・六	一一四・九	一〇八・九
鰥寡	男	一九五・六	二〇八・一	二二九・三	二〇八・〇
	女	二一・五	二四・六	二五・一	二三・四
	平均	六五・九	七一・四	七四・七	七〇・七
離婚者	男	二〇三・二	一九六・九	一九八・二	一九九・四
	女	三〇・六	四八・五	三七・〇	三八・七
	平均	一四六・一	一四七・八	一四四・八	一四六・二
平均	男	一〇九・一	一二八・〇	一三八・六	一二五・二
	女	一一・七	一三・三	一四・四	一三・一
	平均	六二・五	六七・八	六八・七	六六・三

七　年齢に依る犯人

年齢と犯罪關係とを窺ふに注意すべきは責任無能力者を除外するが故に他の一般犯罪の比率に對し幾何高率なる所以にあり且年齢對犯罪は男女に依り其の傾向を異にす輙ち一般能力は婦女は男子に比し早熟なるも犯罪に在りては然らず男は逈に早く罪惡に發達す今前例の最近三箇年の年齢級犯人を算出するに人口萬に付男の最多は三十五歳以上四十歳級にして二五〇人を示し次は三十歳以上三十五歳級の二四九人、二十五歳以上三十歳級(二三二人)四十歳以上四十五歳級(二二八人)の順序とす而して女の最多は男より一階級(五歳)を上りし四十歳以上四十五歳級の三二人とす次て三十五歳以上四十歳級(三〇人)四十五歳以上五十歳級(二七人)及三十歳以上三十五歳級(二六人)の順位とす之を要するに男は三十歳以上四十五歳迄の十五年間女は三十五歳以上五十歳迄の十五年間最も犯罪性旺盛なり。

若年齢と罪名とを對照する時はケトレー氏の斷案の如く男子は情慾の强盛に連れ强姦又は猥褻罪を犯し又同時に盜罪を犯す次第に粗暴又は狡猾に變し棺を蓋ふの日迄一念連綿すべしとの眞否を闡明し得る

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

も今は之を省略し啻々しき歎辯よりは寧ろ左表に委すに此かす。

體性及年齡級別人口萬に付犯人

年齡級		大正五年	同六年	同七年	平均
一四─一五	男	七・六	八・〇	五・〇	六・九
	女	一・〇	一・六	一・八	一・八
一五─二〇	男	八四・六	七四・七	七四・二	七七・八
	女	一一・九	一五・五	一六・四	一四・六
二〇─二五	男	一八四・七	一八八・五	二〇四・五	一九二・六
	女	一八・八	一九・一	二二・四	二〇・一
二五─三〇	男	二二九・五	二四八・〇	二四七・四	二四一・六
	女	一八・九	二四・二	二四・九	二二・四
三〇─三五	男	二三五・一	二六〇・六	二五一・〇	二四八・九
	女	二三・一	二六・一	二七・三	二五・五
三五─四〇	男	二二七・〇	二六一・九	二六〇・五	二四九・八
	女	二八・九	二七・六	三二・七	二九・七
四〇─四五	男	二〇六・七	二三九・七	二三六・四	二二七・六
	女	二六・六	三一・三	三五・九	三一・九
四五─五〇	男	一八七・八	二〇二・八	一九九・七	一九六・八
	女	二三・八	二七・二	三〇・四	二七・一
五〇─五五	男	一六三・二	一六八・二	一八五・三	一七二・二
	女	一七・六	二三・三	二五・四	二二・一
五五─六〇	男	一三九・九	一三九・一	一三一・一	一三六・七
	女	一二・九	一九・五	一一・五	一四・六
六〇─	男	六二・〇	八四・二	六九・六	七一・九
	女	六・八	九・二	七・四	七・八
平均	男	一六七・二	一八〇・八	一八一・八	一七六・六
	女	一八・一	二〇・五	二二・二	二〇・三

備考　本表は十四歲未滿者は之を含まざるに依り他表と符合せず

八　刑名別犯人

犯人を刑名に分類するに罰金最多を占む是れ本島懲治上の效驗に依り三月以下の刑に處すべき場合は本島人及支那人に限り其の情狀にて罰金又は笞刑に換刑し得るを以てなり故に最近三箇年の百分比例に徵するに罰金は三四・六%科料は二七・八%笞は二三・五%有期懲役は一三・二%を示せり斯く罰金は總量の三分一強、科料と笞は共に四分一の割合たり。

現時笞刑存否問題あるも總犯罪の四分の一を占むる實狀に鑑みて其の存廢は大に攷慮すべき緊要問題なりとす。

左表は最近三年間の比較に過ぎざるも若し累年の比較對照を爲し仔細に精査せば課刑上、懲治上頗る有益にして且分量的に證明し得るなり。

刑名別犯人百分比例

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

	大正五年	同六年	同七年	平均
死刑	〇・二	〇・〇	〇・〇	〇・一
懲役（無期）	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇
懲役（有期）	一四・三	一三・七	一三・五	一三・二
禁錮	―	―	〇・〇	〇・〇
罰金	三一・九	三三・三	三八・五	三四・六
拘留	〇・二	〇・一	〇・一	〇・一
科料	二七・四	二六・三	二七・八	三七・八
笞刑	二五・三	二四・九	二〇・二	二三・五
懲役及罰金	〇・二	〇・二	〇・三	〇・二
懲役及笞	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇
罰金及罰金	〇・一	〇・二	〇・一	〇・一
罰金及笞	〇・三	〇・二	〇・五	〇・三
笞及笞	〇・一	〇・一	〇・〇	〇・一
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

九 結論

犯人に關する攻究種目は尙多々ありと雖冗長に失せんを以て姑く筆を擱かんとするに當り一言せむに犯人統計は犯罪の各項に就て其の增減を硏究し以て道德對念の消長を觀察するものにして該統計は一見個人の自由意思より發現する行爲なれば其間何等規律なきが如しと雖統計的に探究すれば他の社會事象と同じく眞摯なる確率を存す故に上述の本島に於ける犯罪の趨勢は其增加及多寡の割合、順位等孰れも定型的を表はし統計の生命とする大量中には齊軌あるを强認痛識することを得べし則ち統計は豫算よりも確實なりと謂ひしワグネル氏の言亦偉大なる哉。

大正七年 臺灣人口動態統計概觀 （文中「本年」とあるは大正七年の謂なり）

調査課調査

一 婚姻

大正七年の婚姻は四〇、九〇二組にして人口千に付一一、四組に當る然れども此の割合數は年齡及緣事身分を區別せざる人口總數に對するものなるを以て更に一步を進め人口總數中本島に於て假に適婚年齡と認めたる十一歲以上の無配偶者（大正四年十月一日第二次臨時臺灣戶口調査の結果に依る）に對す

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

婚姻可信數を求むれは男は千に付六二・四人、女は同七五・八人なり。而して以上の事實を三十九年以來各年に比較すれば（イ）實數四〇、九〇二組は各年中の最多にして從來三〇、〇〇〇組乃至四〇、〇〇〇組なりしもの本年初て四〇、〇〇〇組を超過せり（ロ）而して總人口千に對する一一、四組の婚姻率も各年中の最高率を示すと雖而も四十二年及四十三年の兩年亦同率なるを以て本年の婚姻は總人口との權衡としては此の兩年に若かざるなり然らば本島と內地との比較は如何と云ふに三十九年乃至四年に於ける內地の婚姻率は三十九年の七・三組を特に低率、四十一年の九・四組を特に高率とし其の他は八・二組乃至八・八組の間を上下せるに本島にては最低も三年の九・八組にして旣に內地の最高を超過し其の他の各年に至りては高く一〇・二組乃至一一・四組の間を上下せるが故に內地に比して本島の高率なること殆ど同日の論に非す（ハ）十一歲以上の無配偶者千に對する婚姻男の六二・四人は三十九年乃至四年の一〇年平均六〇・九人を超過せるも同婚姻女の七五・八人同一〇年平均七九・一人に達せざるを以て本年の女の婚姻は比較的低率なり。

三十九年以來の婚姻統計の概要を表示すれば左の如し。

婚姻累年比較

年	實數	人口千に付	十一歲以上の無配偶者千に付 男	十一歲以上の無配偶者千に付 女
	組	組	人	人
明治三十九年	三一、二八九	一〇・二	五三・五	六九・四
同 四十年	三三、五九七	一〇・八	五七・四	七四・六
同 四十一年	三五、〇六一	一一・三	五九・九	七七・八
同 四十二年	三五、九六五	一一・四	六一・四	七九・八
同 四十三年	三六、七八六	一一・四	六二・八	八一・六
右五年平均	三四、五四〇	一一・〇	五九・〇	七六・七
明治四十四年	三六、九八五	一一・五	六五・二	八二・一
大正元年	三七、九一九	一一・五	六四・八	八四・二
同 二年	三六、一六七	一〇・六	六一・八	八〇・五
同 三年	三五、九七七	九・八	五八・〇	七五・四
同 四年	三八、五八六	一一・一	六五・九	八五・六
右五年平均	三六、七二七	一〇・八	六二・七	八一・五
十年平均	三五、六三三	一〇・九	六〇・九	七九・一
大正五年	三七、六〇四	一〇・七	五七・五	六九・六
同 六年	三八、〇九五	一〇・七	五八・一	七〇・六
同 七年	四〇・九〇二	一一・四	六二・四	七六・八

「十一歲以上の無配偶者千に付」の割合は大正五年分乃至大正七年分は大正四年十月一日第二次臨時臺灣戶口調查の數に依り其の他は明治三十八年十月一日第一次臨時臺灣戶口調查の數に依りて算出す

二　離婚

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

大正七年離婚は五、〇七八組にして之が割合を算出すれは人口千に對しては一・四組に當り大正四年十月一日第二次臨時臺灣戸口調査の結果に依る配偶千組に對しては七・六組に當り又本年の婚姻百組に對しては一二・一組に當るが故に之を三十九年以來の各年に比較すれは著しく少數にして頗る慶賀に値す即ち（一）實數四、九六八組は三年の四、六六四組及三十九年の四、九三九組を除けば各年中の最少なり而して其の最多は四十年の六、〇〇七組にして其の他は四十二年の五、五七〇組と六年の五、〇七八組との間を上下す　（二）人口千に對する離婚の割合を見るに實數に於て各年中の最多なる四十年は此の割合一・九組にして亦各年中の最高率を示し實數に於て各年中の最少なる三年は此の割合一・三組にして亦各年中の最低率を示す然るに本年の實數は三十九年よりも多數にして又六年の實數は本年よりも多數なるに右の割合は反て三十九年は一・六組を示し本年及六年は共に一・四組に過ぎざるが故に此の兩年は三年を除けは最低なり　（三）配偶千組に對する割合も四十年の九・九組を以て著しく高率とすること叙上の傾向に一致するも其の最低は本年の七・六組なるを差異とす　（四）本年の婚姻百組に對する割合も依然四十年を最高とし其の一七・九組は著しく爾他各年の上に傑出す而して其の最低は本年の一二・一組なること配偶數に對する割合に於けると同一なるも其の低率なる程度は一層甚しきものあり是れ一には本年の婚姻甚多數なる結果なり　（五）尚本島の離婚を內地に比較するに內地の離婚は人口總數に對する割合は本島よりも低率なり即ち人口千に付三十九年は一・三組にして四十年乃至四十三年は一・二組に低下し更に四十四年乃至五年は一・一組に低下せるに本島にては最高四十年は一・九組に上り最低三年も一・三組を示せり然るに同年の婚姻百組に對する離婚の割合に至りては年に依りて內地反て本島を凌駕せり而して內地の割合は三十九年の一八・五組を除き四十年の一四・一組と四十一年の一三・一組との間に在るが故に各年の數甚定型的なり斯の如く內地の離婚は人口總數に對する割合に於て本島よりも甚低率なるに婚姻に對する割合の然らざる理由は內地の婚姻本島に比して甚低率なるに在り。

三十九年以來各年の離婚に關する事實を表示すること左表の如し。

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

離婚累年比較

年	實數	人口千に付	配偶千に付	婚姻百に付
明治三十九年	四、九三九	一・六	八・二	一六・八
同　四十年	六、〇〇七	一・九	九・九	一七・九
同　四十一年	五、五六二	一・八	九・一	一五・九
同　四十二年	五、五七〇	一・八	九・一	一九・五
同　四十三年	五、三一九	一・七	八・七	一四・五
右五年平均	五、四七九	一・七	九・〇	一六・九
明治四十四年	五、〇八五	一・五	八・四	一三・七
大正元年	五、〇八二	一・五	八・三	一三・四
同　二年	五、一六〇	一・五	八・五	一四・三
同　三年	四、六六四	一・三	七・七	一三・七
同　四年	五、一九五	一・五	八・五	一三・五
右五年平均	五、〇三七	一・五	八・二	一三・七
十年平均	五、二五八	一・六	八・六	一四・八
大正五年	五、四四五	一・六	八・四	一四・五
同　六年	五、〇六八	一・四	七・八	一三・三
同　七年	四、九六八	一・四	七・六	一三・二

一、「配偶千に付」の割合は大正五年分乃至大正七年分は大正四年十月一日第二次臨時臺灣戶口調査の配偶數に依り其の他は明治三十八年十月一日第一次臨時臺灣戶口調査の配偶數に依りて算出す

二、「婚姻百に付」は各其の年の婚姻數に對する割合なり

三　生産

大正七年の生產は一四五、一六二人にして人口千に付四〇・五人なり然れども此の割合は人口總數に對するものなれば人口總數中より男を除き且女の人口中妊娠力ありと認むべき十六歳乃至五十歳の女のみに之を比例せしむれば千に付一七七・七人にして即ち之を以て本島住民の出產能力を卜知することを得べし尚本邦に於ける人口統計上の用例に從ひ「出生」なる文字中に生產及死產を包含せしめ其の合計數一五一、九九四人に就て割合を算出すれば人口千に付四二・四人、十六歳乃至五十歳の女千に付八六・一人にして又生產は出產總數の九五・五%なり而して之を前一二年の事實に比するときは本年の生產は著しく少數なり　(イ)先づ實數に付て之を觀れば其の一四五、一六二人は三年及六年よりも少數なるのみにして爾他の各年よりも多數なりと雖　(ロ)人口千に對する割合なる四〇・五人は三十九年乃至四十一年及五年よりも高率なるのみにして爾他の各年よりも低率なるが爲之を三十九年乃至四年の一〇年平均に對比するも尚〇・五人の不足を認む而して各年中に於て生產率最低き年は五年なりと雖其の率尚三八・二人を算するが故に之を內地に比較すれば本島の

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

生產は甚多數なり卽ち內地三十九年乃至四年の事實は四十四年の三四●〇人を最多とするが如き少數に過ぎざるなり然るに生產多き土地に死亡亦隨て多きを免れざるが故に生產多きは必しも好現象と爲すに足らす尙後に述ふる所を參照すべし　(ハ)更に出產能力に就て之を觀るも亦大同小異の傾向を示す卽ち十六歲乃至五十歲の女千に對する出生總數の一八六●一人及生產の一七七●七人は共に三十九年乃至四十二年及五年の各年よりも高率なりと雖爾他の各年よりも低率にして且三十九年乃至四年の一〇年平均よりも低率なり　(ニ)出生總數中に於ける生產の割合は死產との權衡を表示するに過ぎざるに拘らす本年は此の割合にも甚少數を示せり卽ち九五·五%にして五年の九五·四%を除けは實に各年中の最少なりとす。

上述の如く本年の生產は人口千に付四〇·五人なるに死亡は同三四·八人なるが故に生產率超過卽ち人口增加率は僅に五●七人に過ぎざるなり抑〻一國人口の增減は人爲的外部の原因たる轉住よりも自然的內部の原因たる生死に起因するものを以て主要とするが故に生產と死亡との較差如何は實に人口統計に於ける最重要の問題たり今前各年の人口增加率を見るに三十九年は僅に五●三人にして爾後四十二年の九·三人迄增加せるも尙百分の一に達せざりしに四十三年は忽ち一四·〇人に激增し元年の如きは一六●六人に上りて各年中の最高率を示し尙三年に至るでは一四●〇人以上に在り然るに四年は突如として八·七人に急減し五年又八●九人に過ぎざりしに六年は更に四●一人を以て再轉增加の勢を示したるも本年は三轉低下を告け殊に其の率僅に五·七人にして三十九年の五三人を除けは各年中の最低たり翻て內地三十九年乃至四年の增加率を見るときは三十九年は九●一人卽ち百分の一未滿の低率なりと雖四十年乃至四十三年は常に一二●〇人以上、四十四年乃至四年は常に一三●〇人以上の高率を示し且各年の較差本島の如く大ならす蓋し本島の生產は常に內地よりも高率なりと雖死亡率亦甚高きを以て人口增加率は反て內地よりも低き年多く且各年の間極めて規律を闕けり元來生產率高けれは死亡率亦隨て高きは免るゝ能はざる所にして多生多死は人口新陳代謝の急激なるを意味し寧ろ不祥の現象たるを以て生產は必しも高率なるを要せす死亡の更に低率にして生產との較差卽ち人口增加率の大ならむことを望まざるを得ざる

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

なり尚諸外國の事實を見るに西暦千九百十四年卽ち大正三年に至る十數年の調査に於てニウゼーランド、和蘭、ローマニア、丁抹、諾威、伊太利及蘇格蘭等の增加率は曾て百分の一を下ることなく且各年概して平衡を保つ（大正六年衛生局年報ニ依ル）が故に本島に於ける現象は內地及此等の諸外國に比して大に遜色あるを知るべし。

今三十九年以來各年の生產數に關する概要を左に表示すべし。

生產累年比較

年	實數	人口千に付	十六歳乃至五十歳の女千に付	出生總數中	人口千に付死亡に對する超過
明治三十九年	一三二、〇六九人	三九・三人	一六四・〇人	九八・〇人	五・三人
同 四十年	一三四、〇九一	三九・九	一六八・二	九七・六	六・八
同 四十一年	一三三、三三三	三九・〇	一六五・七	九七・一	六・四
同 四十二年	一三〇、〇八四	四一・一	一七六・三	九六・五	九・三
同 四十三年	一三六、二九七	四二・〇	一八三・二	九六・二	一四・〇
右五年平均	一二六、五七二	四〇・三	一七一・四	九七・〇	八・四
明治四十四年	一三九、三三三	四二・四	一八八・七	九五・九	一五・八
大正元年	一四〇、四九八	四一・九	一九〇・三	九六・〇	一六・六
同 二年	一四一、三七九	四一・四	一九一・四	九六・一	一六・一
同 三年	一四六、一三六	四二・一	一九七・九	九五・七	一四・〇
同 四年	一四二、五〇五	四〇・九	一九三・〇	九五・六	八・七
右五年平均	一四一、九七〇	四一・七	一九二・三	九五・九	一四・二
十年平均	一三四、二七一	四一・〇	一八一・九	九六・四	一一・四
大正五年	一三三、七一七	三八・一	一六三・七	九七・四	八・九
同 六年	一四八、二〇九	四一・六	一八一・五	九五・七	一四・一
同 七年	一四五、一六二	四〇・五	一七七・七	九六・五	五・七

一、「十六歳乃至五十歳の女千に付」の割合は大正五年分乃至大正七年分は大正四年十月一日第二次臨時臺灣戶口調査の數に依り其の他は明治三十八年十月一日第一次臨時臺灣戶口調査の數に依て算出す

二、「出生總數中」の割合は死產との百分比例なり

四 死產

死產は人口統計上に於ては敢て重要なる地位を有するものに非ず僅に生產との併合數に依りて國民の出產能力を判定し又其の間に墮胎問題を包藏するが爲倫理統計に材料を提供する點に於て研究の價値を有するに過ぎず加ふるに事、人の隱秘に屬するが故に其の調査は他の動態事實に比して誤謬を釀し易き虞あり而して本島の現制に於ては死產は妊娠四箇月以上の者に限りて之を調査する規定（戶口規則第六條第十一號參照）なり本年の死產は六、八三二人にして人口千に付一・九人に當り十六歳乃至五十歳の女千に付八・四人に當り又出生總數中の割合は四・五%なり故に（イ）之を既往各年に比較すれば實數は三十九年以來の最多數

を示し人口總數に對する割合は三年、四年及六年と同數なるも依然各年中の最高たり然るに出產能力は三年及四年よりも小なるに出生總數中の割合は此の兩年よりも多く反て五年（四・六%）よりも少數なり

（ロ）前に記したるが如く本島の生產は內地に比して甚高率なるに拘らず死產は之と反對の現象を呈す即ち本島にては人口千に付三年、四年、六年及本年の各一・九人を最高とするに內地は三十九年乃至四年の調査に於て最低も四年の二・六人を下らざるなり隨て出生總數中に於ける死產の割合も內地は常に六・三%以上にして其の多きこと本島の比に非ず。

死產累年の統計事實の概要左表の如し。

死產累年比較

年	實數	人口千に付	十六歲乃至五十歲の女千に付	出生總數中
明治三十九年	人 二,五二五	人 〇・八	人 三・四	% 二・〇
同四十年	三,一二一	一・〇	四・二	二・四
同四十一年	三,六八七	一・三	五・〇	二・九
同四十二年	四,七八五	一・五	六・五	三・五
同四十三年	五,三一七	一・七	七・二	三・八
右五年平均	三,八八五	一・三	五・三	三・〇
明治四十四年	五,九一八	一・八	八・〇	四・一
大正元年	五,七八七	一・七	七・八	四・〇
同二年	五,八〇三	一・七	七・九	三・九
同三年	六,六二九	一・九	九・〇	四・三
同四年	六,五三一	一・九	八・八	四・四
右五年平均	六,一三三	一・八	八・三	四・一
十年平均	五,〇〇九	一・五	六・八	三・六
大正五年	六,四〇二	一・八	七・八	四・六
同六年	六,七〇〇	一・九	八・二	四・三
同七年	六,八三二	一・九	八・四	四・五

一、死產は姙娠四箇月以上の者に限りて之を調査す

二、「十六歲乃至五十歲の女千に付」の割合は大正五年分乃至大正七年分は大正四年十月一日第二次臨時臺灣戶口調査の數に依り其の他は明治三十八年十月一日第一次臨時臺灣戶口調査の數に依りて算出す

三、「出生總數中」の割合は生產との百分比依なり

五　死亡

大正元年の死亡は一二四、六七七人にして人口千に付三四・八人なれども死亡者の體性を分つときは（男六六、四三七人）は男千に付三五・八人（女五八、二四〇人）は女千に付三三・七人にして又女の死亡百に付男の死亡一一四・一人なり而して既往各年の事實を見れば（イ）死亡總數は三十九年の一〇四、七四九人より逐年減少し元年の八四、九六三人に至りて各年中

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

の最少と爲りしも二年よりは反對に增加を告け四年は一一二、一一三人にして從來曾て見ざる多數たり然るに五年よりは再び減少の傾向を示し五年は一〇二、五一九人、六年は九七、九四九人と爲りたるに本年は更に爆發的に一二四、六七七人の多數を現出せり蓋し流行性感冒の猖獗なるべし　(ロ)人口總數に對する死亡率も亦本年を以て前後一三年間の最高とす即ち死亡率は三十九年の三四・〇人より漸次に低下し元年及二年の二五・三人に至りて各年中の最低を示し之より一轉昇昂して四年の三二・二人に至れるも五年は二九・二人、六年は二七・五人に降下して再死亡減少の好況を呈したるに本年は未曾有の高率三四・八人を以て三十九年乃至四年の一〇年平均に比し五・二人、前年に比し七・三人の超過を示す而して本島の死亡率を內地に比較すれば內地三十九年乃至四年の死亡率は最高四十二年の二一・九人と最低二年の一九・四人との間に在るが故に本島に比して死亡の少きこと殆ど同日の論に非ざるなり　(ハ)死亡者の體性を分ては男の死亡は男の人口千に付三五・八人の驚くべき高率にして著しく各年中に冠絶せるに女は女千に付三三・七人にして男よりも其低率なるのみならず各年中の順位も三十九年の三三・八人に次て第二位に在り而して男の死亡率女よりも高きは各年通有の現象にして一般的事實に符合する所なり蓋し男は胎內に在て既に多死の危險を負擔せること死產に男多きを以て知ることを得べく又出生後に於ても男は其境遇上致死の危險に接觸する機會多き結果なり而も本島には男の死亡特に多數なる形蹟あり何となれば女の死亡百に對する男の死亡割合を以て內地との比較を爲すに本島は一一四・一人(本年)乃至一二〇・三人(六年)を示せるに內地に於ける三十九年乃至四年の事實にては四年の一〇三・五人を最多とするが如き少數に過ぎざればなり尙玆に一言を附加すべきは本島に於ける男女別死亡率の高低と女に對する男死亡割合の高低と一致せざる點なり即ち前記の如く本年の男死亡率は三五・八人にして曾て見ざる高率なるに女百に對する男死亡の割合は一一四・一人にして曾て見ざる低率を示し三十九年の男死亡率は三四・二人にして本年に次ぐ高率なるに女百に對する男死亡の割合は一一四・三人にして亦本年に次ぐ低率を示し又之と反對に四十四年の男死亡率は二七・五人、元年の男死亡率は二六・〇人にして

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

に甚低率なるに女百に對する男死亡の割合は一一九・八人及一一七・七人にして共に甚高率を示せり蓋し偶然の現象なるべし　（ニ）終に死亡原因に就て一言せむに三十九年乃至四十四年の各年は常に痲剌利亞を以て最多とし同病に因る死亡總數の一〇・一％（三十九年及四十三年）乃至一一五・％（四十一年）を占めたるに一方に於て下痢及腸炎の死亡は三十九年の四・一％より漸次に増加し元年に至りては九・七％と爲りて遂に痲剌利亞の八・一％を凌駕し尚依然増加して二年は一〇・四％、三年は一〇・二％を示し元年乃至三年は實に下痢及腸炎を以て第一位の死因とす然るに四十一年の一一・五％以來漸次に減少したる痲剌利亞は二年の七・六％を最少極として三年以後更に増加の逆勢に轉し四年の如きは一一・九％の多數に上りて總死因中に於ける最多の地位に復し五年の一〇・九％亦其の地位を保ちしに六年は九・九％に減少して最多の地位を肺炎及氣管支肺炎の一〇・五％に奪はれ更に本年は六七％に減少し肺炎及氣管支肺炎の一七・八％、下痢及腸炎の八・〇％に次で第三位に在り要するに五年迄の最多は痲剌利亞は下痢及腸炎なりしに昨今兩年は肺炎及氣管支肺炎にして其の増加の趨勢は誠に恐るべきものあり而して其の他に在りては胃の疾患肺結核、先天性弱質及畸形、老衰等を主なる死因とすること各年の通性なるも本年の死因として流行性感冒（六、三二〇人）に五・一％の多數を示し以て總死因中の第六位に在るは注目すべき現象なり。

死亡に關する累年の概要左表の如し。

死亡累年比較

年	男	女	計	人口千に付 男	人口千に付 女	人口千に付 平均	女百に付男
明治三十九年	五五、八七二人	四八、八七七人	一〇四、七四九人	三四・二人	三三・八人	三四・〇人	一一四・三人
同　四十年	五六、〇九七	四七、七五六	一〇三、八五三	三三・四	三二・七	三三・一	一一五・四
同　四十一年	五四、八二〇	四七、四一三	一〇二、二三三	三三・一	三二・二	三二・六	一一五・六
同　四十二年	五四、三四八	四六、二七七	一〇〇、六二五	三二・五	三一・〇	三一・八	一一七・四
同　四十三年	四八、九五三	四一、〇六二	九〇、〇一五	二八・八	二七・〇	二八・〇	一一九・二
右五年平均	五三、八一八	四六、二七七	一〇〇、〇九五	三二・四	三一・三	三一・九	一一六・三
明治四十四年	四七、六五四	三九、七九二	八七、四四六	二七・五	二五・六	二六・六	一一九・八
大正元年	四五、九三七	三九、〇二六	八四、九六三	二六・〇	二四・五	二五・三	一一七・七
同　二年	四六、五〇三	四〇、一〇七	八六、六一〇	二五・九	二四・七	二五・三	一一五・九
同　三年	五二、五七九	四四、九三二	九七、五一一	二八・九	二七・二	二八・一	一一七・〇
同　四年	五九、九三七	五二、一八六	一一二、一二三	三三・〇	三一・三	三二・二	一一四・九
右五年平均	五〇、五二二	四三、二〇九	九三、七三一	二八・三	二六・七	二七・五	一一六・九
十年平均	五二、一七〇	四四、七四三	九六、九一三	三〇・三	二八・九	二九・六	一一六・六
大正五年	五五、二六〇	四七、二五九	一〇二、五一九	三〇・三	二八・〇	二九・二	一一六・九
同　六年	五三、四九二	四四、四五七	九七、九四九	二九・〇	二五・九	二七・五	一二〇・三
同　七年	六六、四三七	五八、二四〇	一二四、六七七	三九・八	三三・七	三四・八	一一四・一

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

國勢調査結果概數

臨時國勢調査部調査

大正九年十月一日を以て施行せられたる第一回國勢調査の結果概數は別表に其の詳細を表示せるも左に全島の總數に付て少しく說明すべし。

一　人口の總數及密度

第一回勢調査に依る本島現在人口は三百六十五萬四千三百九十八人にして之を本島總面積二千三百三十二方里に比例せしむれば人口密度は一方里に付一、五六七●一人なり然れども第一回國勢調査は蕃地に在る生蕃人（大正八年末に八萬四千五百十四人を算す）を調査せざりしか故に今蕃地に在る生蕃人以外の各種族四萬七百五十一人を全人口より控除し又蕃地の面積を全島總面積より控除し卽ち平地現在人口三百六十一萬三千六百四十七人を平地面積に比例せしむれば一方里に付二、九二一●三人にして是れ卽ち本島平地の人口密度なり。

右の人口密度を內地に比較せんに道府縣別人口の總計は五千五百九十六萬千百四十八人にして道府縣面積の總計は二萬四千九百九十五方里なるか故に其の一方里平均人口は二、二三八●九人と爲り本島平地の人口密度は內地よりも遙に稠密なり。

二　既往の調査に對する人口總數の比較

前記本島現在人口三百六十五萬四千三百九十八人を明治三十八年十月一日に於ける第一回臨時戶口調査の現在人口三百三萬九千七百五十一人に比すれば十五年間に六十一萬四千六百四十七人卽ち每年平均四萬九百七十六人を增加し又之を大正四年十月一日に於ける第二回臨時戶口調査の現在人口三百四十七萬九千九百二十二人に比すれば五年間に十七萬四千四百七十六人卽ち每年平均三萬四千八百九十五人を增加し更に之を大正八年十二月三十一日に於ける算定現住人口三百六十三萬三百八十五人に比すれば九箇月間に二萬四千十三人を增加せり。

三　既往の調査に對する人口密度の比較

本島平地の一方里平均人口は前記の如く二、九二一●三人なり而して既往調査に於ける人口密度を見

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

るに明治三十八年十月一日の現在人口にては二、四八〇・〇人、大正四年十月一日の現在人口にては二、七八九・七人にして又大正八年十二月三十一日の算定現住人口にては二、九〇四・六人なるを以て今回調査の結果は前後十五年間に四四一・三人、後の五年間に一三一・六人、又最近九箇月間に一六・七人を增加せり但し右各年の人口は孰も平地面積に平地在住者を比例せしめたるものなり。

四　男女の權衡及其の比較

今回調査の現在人口三百六十五萬四千三百九十八人を男女に分てば男百八十九萬四千百四十一人、女百七十六萬二百五十七人なるを以て男女の權衡は男五一・八％、女四八・二％に當り又男百に付女九二・九人、女百に付男一〇七・六人を示す今最後の女百に對する男の割合に依りて之を判定すれば本島は男の割合比較的多數なり即ち内地道府縣の最多なる東京の一一一・八人及其の第二位なる北海道の一一一・六人には匹敵すべからざるも道府縣の平均にては男は女よりも僅に多く女百に付一〇〇・四人に過ぎざるを以て之に比すれば本島男は著しく超過を示せはなり而して本島に於ける既往調査の女百に付男は明治三十八年十月一日の現在人口にては一一二・七人、大正四年十月一日の現在人口にては一〇八・六人、大正八年十二月三十一日の算定現住人口にては一〇七・三人なるが故に男の割合は明治三十八年より大正八年に至る間に著しく低下を告げたるも今回の調査にては大正八年に比して聊か昇騰せり。

五　一世帶の人口及其の比較

今回の調査に依る世帶は六十九萬七百なるを以て一世帶平均の現在人口は五・三人なり而して明治三十八年十月一日は世帶五十八萬五千百九十五にして一世帶平均人口五・二人を示し又大正四年十月一日は世帶六十五萬三千四百八十九にして一世帶平均人口五・三人を示すか故に今回の調査は世帶は明治三十八年に比して十萬五千五百五、大正四年に比して三萬七千二百十一を增加せるも一世帶平均人口は明治三十八年に比して〇・一人を增加せるのみにして大正四年とは同數五・三人なり而して大正八年末に付ては世帶數の調査を闕く尙内地道府縣の世帶數は千百二十二萬二千五十三にして其の一世帶平均人口は五・〇人なり。

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

	住居	世帯	現在人口 男	現在人口 女	現在人口 計	增(△ハ減) 三十八年十月一日ニ比シ	增(△ハ減) 四年十月一日ニ比シ	增(△ハ減) 八年末現住人口ニ比シ
全島	五九九、四九二	六九〇、七〇〇	一、八九四、二七一	一、七六〇、三二七	三、六五四、五九八	六一四、八四七	一七四、六七六	二一、〇一五
●臺北州	一〇八、六八六	一四四、八七九	三九一、七〇二	三四九、五六五	七四一、二六七	一三七、〇八八	三二、一二六	九、八〇三
▲臺北市	三〇、八六九	三四、一〇六	八六、二六九	七六、二六六	一六二、五三五	六〇、七一三	一五、三二八	五、八六三
▲七星郡	一一、〇四五	一三、〇三六	四四、一三八	三九、七七七	八三、九一五	九、七二六	二、九六五	△二六九
汐止街	一、九八八	三、〇一五	八、四六三	七、八〇七	一六、二七〇	二、二二三	一、一六九	九一
士林庄	二、九四〇	三、九八三	一一、一四五	九、八九五	二一、〇四〇	一、〇四二	△三三	△二七六
北投庄	一、七〇八	二、一九五	六、四五六	五、七四五	一二、二〇一	一、一七五	二四五	△一五五
松山庄	一、四六一	二、〇三三	六、一四〇	五、九八六	一二、一二六	一、九七九	三〇三	△一四四
內湖庄	一、九七二	二、七七五	八、三〇八	七、四一三	一五、七二一	二、六六〇	三八一	△五八
平溪庄	九六三	一、二五一	三、六二三	二、九一七	六、五四〇	七七七	四七三	二二五
▲淡水郡	六、七一七	八、六六八	二三、六五〇	二〇、四一五	四四、〇六五	八七六	△七四七	△一二九
淡水街	四、〇四七	四、三〇九	一〇、二七五	九、九八六	二〇、二六一	九五七	△三一五	△七五
八里庄	一、〇三三	一、一六三	三、四四五	二、八〇四	六、二四九	△四六	△一〇三	三〇
三芝庄	一、三五五	一、九一六	五、一五八	四、三八五	九、五四三	三〇	△五六	△一一
石門庄	一、一一三	一、三七九	三、六一二	三、一五〇	六、七六二	△六六	△二〇	△一五
▲基隆郡	一八、八五七	二五、八九六	六七、六七五	五七、一九八	一二四、八七三	五三、九九一	一四、四九一	五、〇八八
基隆街	七、一六九	一〇、九六八	二五、七四六	二二、〇六九	四七、八一五	三三、三三一	一一、七六四	五、四三八
萬里庄	一、五五二	一、六〇九	四、三〇一	三、四六七	七、七六八	五六八	七三一	五六八
金山庄	一、三四九	一、八〇〇	五、三一二	四、三九六	九、七〇八	四九三	一九二	△三五
七堵庄	一、七一八	二、三五九	六、三五七	五、六八六	一二、〇四三	一、四五五	八一九	△一四五
瑞芳庄	三、一六〇	四、三三九	一〇、九五八	九、一七一	二〇、一二九	六、五三一	一、一七四	△五四〇
貢寮庄	一、七八七	二、四六九	七、四八一	六、一八八	一三、六六九	五七九	△三二八	△一五
雙溪庄	一、六五二	二、三八一	七、三八〇	六、一〇一	一三、四八一	七六五	四九	三五
▲宜蘭郡	一五、四三三	一七、六四〇	四五、三三五	四〇、一二六	八五、四六一	一七、〇三三	四、〇八一	一五七
宜蘭街	五、四三五	四、二九九	一〇、〇五五	一〇、一五〇	二〇、二〇五	五、八〇〇	一、一四四	九六
礁溪庄	二、六三五	二、八〇〇	八、五〇五	七、一六八	一五、六七三	五、五八三	八二	七七
頭圍庄	二、九五二	三、五五二	八、六六一	[illegible]	一六、八〇一	一、一〇三	一五五	三九
壯圍庄	二、一三四	二、五四〇	八、五一五	七、二六二	一五、七七七	三、六七六	六一五	五五
員山庄	二、二八六	二、五八九	七、八九九	七、一八六	一五、〇八五	五、六八二	一、五七六	一八
▲羅東郡	八、五三五	九、九六九	二七、二七六	二五、三八五	五二、六六一	二一、一〇七	二、九九五	六六九
羅東街	一、六八五	二、〇七七	五、四四二	五、五一三	一〇、九五五	一、五三六	二八五	△五三
五結庄	二、四四五	二、八二七	七、九四六	七、六二八	一五、五七四	三、七〇六	一、〇六四	△五五
三星庄	一、四四五	一、五七五	四、四四七	四、一四九	八、五九六	四、五二三	六八三	一二八
冬山庄	二、五五三	二、五五六	七、七六二	七、二四四	一五、〇〇六	三、五八一	九六四	四八
蕃地	六二〇	七八六	一、六七九	八五一	二、五三〇	—	—	五六八
▲蘇澳郡	二、五八七	二、九一〇	六、一二六	四、七五四	一〇、八八〇	五、二九一	一、一三七	八〇一
蘇澳庄	一、五五五	一、六七七	四、三三七	三、八八九	八、二二六	五、二九一	一、一三七	一九七
蕃地	一、〇三四	一、二六三	一、七八九	八六五	二、六五四	—	—	六〇四
▲文山郡	七、八八八	九、六八四	二七、一九六	二四、一四〇	五一、三三六	一三、七九三	一、四七四	七二六
新店庄	二、六七五	三、一八二	九、〇一八	八、一九六	一七、二一四	一、一七五	八八九	二〇三
深坑庄	二、一七二	二、七四〇	七、七七五	七、一六九	一四、九四四	一、一五八	六六〇	一六一
石碇庄	一、五五五	一、七〇八	四、八四五	四、三一六	九、一六一	七五六	六	△一五一
坪林庄	一、一〇〇	一、三一七	三、八四〇	三、四二七	七、二六七	七四五	△八〇	△二二四
蕃地	五八八	六八七	一、七〇八	一、〇三二	二、七四〇	—	—	六七八
▲海山郡	一一、七七九	一四、三七五	三九、八五二	三七、一〇九	七六、九六一	六、四〇七	一、三二五	五三八
板橋庄	二、一四〇	二、八六五	七、八九七	七、七七〇	一五、六六七	一、四八六	△九六	二五三
中和庄	一、六一一	二、二一三	六、七七四	六、二六二	一三、〇三六	一、〇七五	二八七	△九一

鶯歌庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
三峡庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
土城庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]△	[illegible]
蕃地	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—△	[illegible]
▲新荘郡	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]△	[illegible]
新荘街	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]△	[illegible]△	[illegible]
鷺洲庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]△	[illegible]
五股庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]△	[illegible]△	[illegible]
林口庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]△	[illegible]△	[illegible]
▲水面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
▲蕃地	—	—	—	—	—	[illegible]	[illegible]	—
▲新竹州	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]
▲新竹郡	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]
新竹街	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
旧港庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
紅毛庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
湖口庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]
新埔庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]
関西庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]
六家庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]△	[illegible]
香山庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]
蕃地	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	[illegible]
▲中壢郡	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]
中壢庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
平鎮庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]△	[illegible]

楊梅庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]
新屋庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]
観音庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]
▲桃園郡	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
桃園街	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
蘆竹庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]
大園庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]
亀山庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
八塊庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]△	[illegible]△	[illegible]
▲大渓郡	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]	[illegible]
大渓街	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
龍潭庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]△	[illegible]△	[illegible]
蕃地	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	[illegible]
▲竹東郡	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]
竹東庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]
芎林庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]
横山庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]
北埔庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]△	[illegible]
峨眉庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]
宝山庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
蕃地	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	[illegible]
▲竹南郡	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
竹南庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
頭分庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]
三湾庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

南庄	一、三三三	一、四四四	三、九八五	四、〇一八	八、〇〇三	五、一三一	三二一△	一七
造橋庄	六五四	六九八	二、五〇三	二、四四五	四、九四七	一、五五〇	三九六	一一四
後龍庄	五、一〇八	五、〇一三	九、一二三	九、一五三	一八、一三六	五、四六二	一、一〇〇	二〇四
番地	四〇五	四三六	一、〇〇一	八四六	一、八四七	—	—△	一六八
▲苗栗郡	一三、六三六	四四、五〇五	四七、一一三	四七、九一二	九五、〇二五	一五、九八八	五、三六〇	二四四
苗栗街	五、四二八	二、六五一	七、四八五	七、九五六	一五、四四八	二、九七九	一、五八九	一五一
頭屋庄	八〇五	八七〇	五、〇五〇	二、九一七	五、九四七	七五九	三二八△	一三八
公館庄	二、〇九六	二、二四六	七、六八八	八、〇〇三	一五、六九一	五、二一〇	六五五△	六九七
銅鑼庄	一、五七〇	一、六八三	五、七四一	五、七七三	一一、五一五△	三九三	八八	九七
三叉庄	八七二	九四七	二、九五四	二、九〇七	五、八六一△	一、一五八	一〇八△	一五三
苑裡庄	二、五四一	二、五五八	八、一九六	八、五八六	一六、五八二	四、七五一	一、五五三	一五五
通霄庄	二、〇七八	二、三五九	八、四九八	八、四五五	一六、九五五	五、七六一	七八八	一四〇
四湖庄	六六六	九一〇	五、五三三	五、五一三	一〇、〇五六	九六〇	五四一	九〇
▲大湖郡	四、一六〇	四、五九九	一三、三四〇	一〇、九三九	二四、一六六	四、六五二	六九六△	五九七
大湖庄	一、六〇五	一、七七七	四、八六〇	四、五四五	九、五七五	二、六二八	四三二	七六
獅潭庄	八二一	九一六	二、八二二	二、六一九	五、四四〇	三五九	二五八△	一四五
卓蘭庄	一、〇五五	一、〇六四	五、一六〇	五、八四〇	一〇、九九〇	一、九九五	五四五△	一六一
番地	六六八	六四三	一、四四九	九三七	二、三七六	—	—△	一六七
▲水面	一七	五〇	一四六	—	一四六	一四六△	五六△	五六
▲番地	—	—	—	—	—	三、九三三	二	—
●臺中州	一三九、六六五	一四〇、八二一	四〇二、八五五	三七五、五一五	七七八、五四〇	一五九、〇六九	五七、五四〇	七、九九九
▲臺中市	五、九六五	七、〇八五	一七、二九五	一四、一五一	三一、四四六	一六、五〇六	六、九六七	一、五六八
▲大屯郡	一一、五五五	五、〇一五	三三、九一四	三三、九五六	六八、九七〇	一三、四五九	五、八五八	七〇八
大里庄	一、四七〇	一、六五五	四、一五一	五、〇五六	八、〇〇七	七七六	四五五	八〇
霧峯庄	一、九七五	二、二九五	五、七〇六	五、二六八	一一、一七四	二、二〇八	七五七	五九五

大平庄	一、五〇四	一、五五四	四、〇七一	五、五一五	七、三四六	二、八八八	四六八△	五五
北屯庄	五、一〇五	五、五四〇	七、五九六	七、一七一	一四、七六七	五、四五七	六六一	一六六
西屯庄	一、五三四	一、七一一	五、六一一	五、一八八	一〇、九九九	一、〇五六	八四四	八
南屯庄	一、四九六	一、五九九	四、四二九	四、〇九六	八、九六五	八八六	五六〇△	四〇
烏日庄	一、五六四	一、六八〇	四、五五〇	五、〇〇五	八、一五〇	五九五	五五五	六四
▲豐原郡	九、一三五	一〇、六二五	三二、六六九	三一、〇四七	六四、〇一六	一五、八八六	四、五九五	一六六
豐原街	五、一一五	五、四四九	一〇、六六五	一〇、三二八	二〇、九九一	四、〇五七	一、〇五五	五九九
內埔庄	一、九一六	二、二五五	六、五一一	五、八〇五	一二、〇一四	四、七六〇	一、四四八	七六
神岡庄	一、六三三	二、〇三四	六、四五九	六、五五五	一三、一六二	一、八八五	六〇四△	四四
大雅庄	一、一九三	一、四五六	四、八五一	四、四九五	九、三五六	一、五五四	四五二	九七
潭子庄	一、五四九	一、四四四	四、六七五	四、五一八	八、九九五	一、六〇三	五六九△	一八一
▲東勢郡	五、〇四八	五、五六八	一六、二六〇	一五、五四六	三一、六〇六	六、七九六	五、〇〇九△	一三一
東勢庄	三、七五六	三、九九五	八、七八三	八、六〇六	一七、四八八	五、四三五	一、六八一	五七
石岡庄	八九五	九八五	五、二八〇	五、二二六	九、五〇六	一、二九五	四四五	五五
新社庄	一、一三三	一、一五五	五、四九九	五、一二八	六、六六七	五、〇五九	六九五△	四七
番地	六九五	四六八	六九六	一九六	九九五	—	—△	一五六
▲大甲郡	一三、三九七	一七、一六四	五一、三九八	四九、六九九	一〇一、一八七	一八、一六〇	六、八九八	五四〇
清水街	五、五〇八	四、〇九八	一三、五一九	一一、九四六	二四、二九五	五、〇三六	三、〇〇四	一一六
梧棲街	一、四九七	一、七七二	五、五五二	五、六五八	一一、二一〇	一、二三九	六三七△	四五
外埔庄	六九九	一、一六二	五、五一〇	四、一五五	六、五五五	二、五〇七	五八九△	一〇五
大甲庄	二、〇〇八	五、〇一五	八、五五七	八、五五九	一六、七一二	五、九六〇	一、一五六	一八一
大安庄	一、二五四	一、二九五	四、〇〇九	五、八二一	七、八五〇	一、〇五五	五八四△	二
沙鹿庄	一、八四〇	五、一四〇	六、七四〇	六、五八六	一三、一二六	五、四五六	一、六四〇	五五八
龍井庄	一、五五五	二、一五九	六、五七〇	六、一六〇	一二、七四〇△	五八七	五四二△	八六
大肚庄	一、二二六	一、五八五	四、五六六	四、一七六	八、七四二	一、一四四	一四〇	六〇

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

▲彰化郡	二三、六一七	二七、〇四四	七〇、八五四	六七、五六四	一三八、四一八	九、四五三	五、四〇一	一、〇七七
彰化街	二、八五四	四、七七五	八、七九四	八、六〇一	一七、三九五	一、八四八	八二七	三五五
鹿港街	四、六七七	六、四七七	一四、六一四	一四、二四一	二八、八五五△	二九一	一、〇七四	三八一
南郭庄	一、三三四	一、五〇一	四、八八〇	四、七一一	七、四五一	九〇一	二九一△	二二
大竹庄	一、四四四	一、七五八	五、九六八	五、二四一	八、九二一	五一〇	二八七	五一
和美庄	四、二三四	四、六八四	九、六九三	九、二三七	一八、八七一	一、四九一	五二一	一三六
線西庄	二、〇四四	二、一八四	四、九〇三	四、六九一	一一、九五四	九〇六	三七九	六
福興庄	一、八五三	一、九四六	四、八八七	四、四一六	一一、五〇四	一、〇九八	六〇一△	一三七
秀水庄	一、五六四	一、七七八	五、九四四	五、四一〇	九、五四四	五七七	四三七	九六
花壇庄	二、〇八五	二、三五九	六、一〇九	四、六六〇	一一、七六九	八五五	四五六	一八一
芬園庄	一、四六八	一、九四〇	四、四一六	四、〇六四	一〇、四八一	一、五〇六	一〇九△	一一五
▲員林郡	一七、八九七	一六、九九一	六一、二一八	四四、七八一	一一六、九九九	一四、五一七	九、〇二二	五五一
員林街	四、三七九	四、九四六	一〇、七六〇	九、五六四	二〇、三八四	五、四五六	四、〇一四	一七〇
大村庄	一、六九一	一、七四七	四、四七五	四、〇〇八	一〇、四八三	一、六六五	八四一	一六一
埔鹽庄	一、五〇一	一、八五〇	六、二七三	五、八三六	一〇、一〇八	二、三三三	一、〇〇一	一四四
溪湖庄	一、八五八	二、三五四	六、七五〇	六、〇六一	一三、八〇一	二、六四三	一、五六六	四四六
坡心庄	一、六六四	一、八八四	五、九一六	四、二二一	一一、二五〇	二、〇一三	六一六△	二九九
永靖庄	二、四〇四	二、五九七	七、八八六	七、一三三	一四、〇〇九	四、一一六	一、三七〇△	一七
社頭庄	二、二八四	二、五二一	七、五三三	六、七九三	一三、二一四	二、二七〇	六五一	一
田中庄	二、一一七	二、二六九	七、〇四九	六、六五六	一三、七〇八	二、八五三	八一五△	一三〇
二水庄	一、四五三	一、五八四	五、七九六	五、二六九	九、一六一	二、一六一	五七八	四五
▲北斗郡	一四、八五五	一五、六七六	五四、七〇〇	五一、〇九七	八五、四九七	一六、九七六	六、八六六	六六
北斗街	一、六六六	一、八八九	五、七五八	五、五一〇	九、一六八	五六六	四四一△	一四四
田尾庄	一、八一四	一、八八七	六、〇八四	四、六六一	一一、〇七四	二、五四五	九四六	五七
埤頭庄	一、八八〇	一、九五一	四、四九七	四、四八一	一〇、九九六	二、五〇六	八四〇△	六一
二林庄	二、一九七	二、五一六	七、〇七四	六、六一一	一四、六九六	四、五九六	一、六六六△	三
沙山庄	一、八六四	二、〇一六	六、四四六	六、一九五	一二、八一六	九五四	四五六	一七八
大城庄	一、五一三	一、五四四	五、五八五	五、一八八	八、九七三	四四三	四九三	四四
竹塘庄	一、一三三	一、一三一	四、五八八	四、四九四	六、八五四	二、二一四	一、〇〇四	八一
溪州庄	一、八一六	一、九四四	四、九〇〇	四、一五四	一〇、六九四	二、五九四	九〇一△	一三六
▲南投郡	九、八六九	一一、四四一	三三、一六八	三四、九四一	六一、一一一	一五、一四九	二、九四七△	一五七
南投街	四、三六六	四、六九七	一〇、六〇五	一〇、〇五〇	二〇、六五五	四、七九八	一、四五九△	一〇一
草屯庄	四、〇三三	四、六六四	九、九九〇	九、九一六	一六、五八九	五、九一一	一、二〇七△	二四
中寮庄	一、一〇一	一、三一八	四、五八〇	四、〇一六	六、四〇九	一、三四一	六四△	六一
名間庄	二、四一〇	二、六六一	八、一一五	七、一二四	一四、二六九	二、七一七	八四六	一五〇
▲新高郡	二、九九〇	四、一〇八	一〇、〇六一	八、二五三	一六、四四四	七、五一六	五、一六〇	一、九八四
集集庄	一、五〇四	一、九九一	五、六七〇	四、八四七	八、四一七	四、八四一	一、七八七	一、〇七六
魚池庄	一、一一一	一、四四〇	五、四五三	三、三七一	八、八一五	四、九六四	一、四七四	二五六
蕃地	三九六	二七五	八六八	四六五	一、三三三	—	—	六六一
▲能高郡	九、〇七七	九、五四四	一六、二〇四	一三、五〇八	二七、七一〇	一四、四四五	四、〇七〇	二、五三一
埔里街	二、五八八	四、六七八	一一、〇九五	八、七一六	二〇、七七〇	九、六〇六	四、二五九	一、〇六九
國姓庄	九八一	一、〇一一	二、九四一	二、四四二	四、〇七七	四、九一六	一、八四一	六一四
蕃地	六〇八	七一五	一、四四四	四六八	一、八八四	—	—	七五八
▲竹山郡	五、七一一	六、九一一	一四、八八八	一三、九一一	二〇、七九〇	四、八七八	五一七△	二九九
竹山庄	三、五〇〇	三、九四二	一〇、四一五	九、九一四	二〇、五四七	二、八四一△	八五△	二一一
鹿谷庄	一、四四四	一、七五〇	四、四一三	五、九六九	一〇、一一一	二、〇一四	四四一	六一
▲水面	二	二	七七	—	七七△	三一△	一七△	一七
▲蕃地	—	—	—	—	—	一、五七一	一、四一六	—
●臺南州	一四九、五三八	一六八、四四九	五九一、四五三	五六〇、七〇四	九六二、一一八	一〇一、一八一	一二、八〇九△	四、〇七七
▲臺南市	一四、八七六	一七、九七九	五〇、六九一	四一、〇八九	七九、四〇七	一六、五四九	四、〇四六	一、〇七六

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

▲新豐郡	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
永寧庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
仁德庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
歸仁庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
關廟庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
龍崎庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
永康庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
安順庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
▲新化郡	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
新化街	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
新市庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
安定庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
善化庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
山上庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
玉井庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
楠西庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
南化庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
左鎭庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
▲曾文郡	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
麻豆街	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
下營庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
六甲庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
官田庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大內庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
▲北門郡	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
佳里庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
西港庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
七股庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
將軍庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
北門庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
學甲庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
▲新營郡	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
鹽水街	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
新營庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
柳營庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
後壁庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
白河庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
番社庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
▲嘉義郡	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
嘉義街	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
水上庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
民雄庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
新巷庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
溪口庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大林庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
小梅庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
竹崎庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
番路庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
中埔庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大埔庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

蕃地	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	一、三六八	―	―△	[illegible]
▲斗六郡	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]
斗六街	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
古坑庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]
斗南庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]△	[illegible]
大埤庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]△	[illegible]△	[illegible]
莿桐庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
▲虎尾郡	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
西螺街	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
虎尾庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]
二崙庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
崙背庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
海口庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
土庫庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
▲北港郡	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
北港街	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
元長庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
四湖庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
口湖庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
水林庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
▲東石郡	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]
朴子街	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]△	[illegible]△	[illegible]
六脚庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]
東石庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
布袋庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]▲	[illegible]
鹿草庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]	[illegible]△	[illegible]
太保庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]△	[illegible]△	[illegible]
義竹庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]△	[illegible]
▲水面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	―	[illegible]△	[illegible]△	[illegible]△	[illegible]
▲蕃地	―	―	―	―	―	[illegible]△	[illegible]	―
●高雄州	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
▲高雄郡	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
高雄街	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
仁武庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]△	[illegible]△	[illegible]
燕巣庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]
楠梓庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
左營庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
▲岡山郡	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
岡山庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
阿蓮庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
路竹庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
湖内庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
彌陀庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
▲鳳山郡	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
鳳山街	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]	[illegible]	[illegible]
小港庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]	[illegible]
林園庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]△	[illegible]
大寮庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
大樹庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
鳥松庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]▲	[illegible]▲	[illegible]	[illegible]

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

▲旗山郡	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
旗山街	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
美濃庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
杉林庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]△	[illegible]
甲仙庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]	[illegible]
內門庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]△	[illegible]
田寮庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—
蕃地	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	[illegible]
▲屏東郡	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
屏東街	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
長興庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
鹽埔庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
高樹庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
六龜庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]	[illegible]
里港庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
九塊庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
蕃地	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—△	[illegible]
▲潮州郡	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]
潮州庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
萬巒庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]△	[illegible]△	[illegible]
內埔庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]△	[illegible]△	[illegible]
竹田庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]△	[illegible]	[illegible]
新埤庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]
枋寮庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]
枋山庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]
蕃地	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—△	[illegible]
▲東港郡	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]
東港街	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]△	[illegible]
新園庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]△	[illegible]
萬丹庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]△	[illegible]
林邊庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
佳冬庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]
琉球庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
▲恒春郡	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
恒春庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
車城庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
滿州庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
蕃地	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	—	—	[illegible]
▲澎湖郡	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]△	[illegible]
馬公街	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]	[illegible]
湖西庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]△	[illegible]△	[illegible]
白沙庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]△	[illegible]△	[illegible]
西嶼庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]△	[illegible]△	[illegible]
望安庄	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]	[illegible]
▲水面	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
▲蕃地	—	—	—	—	—	[illegible]	[illegible]	—
●臺東廳	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
▲臺東支廳	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
臺東街	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]
卑南區	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]△	[illegible]△	[illegible]	[illegible]

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

鹿野區	三八五	四一九	一、一五六	九八五	二、一一九	一、一四四	一、一〇八	一八九
里壠區	二九九	三三六	九三一	八七八	一、八三九	九九二	三五七	八八
新開園區	三一五	三五三	一、二三四	一、〇四一	二、三六五	一、一五五	四八〇	一八九
火燒島區	一九八	二〇〇	七五八	七二四	一、四七二	△五七八	△四五	二六一
蕃地	三九	一四〇	一六一	六〇	八五一	―	△―	二一五
▲新港支廳	一、四五一	一、四六八	六、七四六	六、七七九	一五、五三五	五、〇四七	△一六三	一九
成廣澳區	二五九	三五八	一、二一七	一、三〇八	二、一八五	△六四八	△三二五	七二
都歷區	三二八	三三八	一、三五一	一、四八一	五、〇一三	四四〇	△一四六	三一
都鑾區	三八四	三八五	二、四九七	二、四九一	四、八八八	一、二二六	一二三	一二八
加走灣區	三六〇	三七三	一、四二一	一、四九九	二、九三〇	△七二三	△一〇	二四
▲大武支廳	九一八	九五九	一、九八五	一、八〇四	五、八五七	△五、四三三	△九四	四〇
太麻里區	三二五	三一七	一、〇九六	一、〇〇七	二、一一四	△二、一〇九	一五六	二六
大武區	三四八	三四〇	八二一	七五九	一、三五〇	一、三五五	△六二	五六
蕃地	三一三	六〇三	九六	五八	二二	―	△―	一〇
▲水面	―	―	―	―	―	△―	△六	六
▲蕃地	―	―	―	―	―	二八七	九一	―
●花蓮港廳	九、八四五	一〇、三三五	二七、〇九九	三三、〇四〇	四九、〇九九	三五、八五一	五、五七八	一、五八〇
▲花蓮支廳	七、〇五〇	七、四四二	一八、八〇〇	一五、五八七	三四、五九七	一六、八七〇	二、五一三	五、五二五
花蓮港街	一、三一三	一、四六五	五、五五八	二、五八八	五、六二六	△四、九三三	一四一	一、一〇〇
吉野區	四四六	五四九	八五二	七五六	△一、六二八	二六	△六	八〇
平野區	一、二一〇	一、二五一	二、七六七	二、六一一	五、四九八	五六一	八五五	五〇八
壽區	一、〇五九	一、〇五五	二、二五五	一、八二三	四、〇七七	五、六一〇	四二一	四三六
鳳林區	一、四〇六	一、五二四	四、四八五	五、〇〇一	八、二八六	四、八六五	一、〇〇五	五七二
新社區	四五四	四五八	一、五九〇	一、五一五	二、七〇五	一、四一七	三九二	三六二
瑞穗區	八二九	九八四	二、八九九	二、四四四	五、五五五	△一、七四五	四四四	四六二
蕃地	五三三	五四〇	九二四	五八〇	一、三二四	―	―	四七五
▲玉里支廳	二、二二九	二、五五三	六、九一九	五、八〇四	三、七六五	三、一二二	七九五	一、五六〇
玉里庄	一、五九八	一、四三二	四、五六八	五、四四五	八、一一五	五、八八五	七三六	一、八〇五
大庄區	六六九	六五七	二、〇九九	一、八九七	五、九九六	一、二三七	六九	一五五
蕃地	五三二	一八二	四五二	三〇二	九〇四	―	―	二〇
▲研海支廳	三六四	三八六	一、二二一	三五五	一、七三四	―	―	四八〇
蕃地	三六四	三八六	一、二二一	三五五	一、七三四	―	―	四八〇
▲水面	二	五	三六九	四六	二二五	二二五	二七	二七
▲蕃地	―	―	―	―	―	五、〇〇四	六〇四	―

大正九年臺灣貿易表

臺灣總督府稅關調查

貿易額

	十二月	九年累計	八年累計
輸出	二六、九七〇、三二一円	二一七、三二〇、九四三円	二三五、六三三、二六〇円
輸入	三七、七八〇、四〇円	二〇〇、三八六、三四一円	二〇〇、一三三、九三三円
朝鮮移出	―円	三五、二一五円	三三二、七二〇円
朝鮮移入	―	三九、二一〇	四五、六六八
内地移出	四、三八一、六〇五円	一四〇、八二六、二二五円	一二一、八九五、四五〇円
内地移入	一〇、〇九五、六八六	一二二、〇四〇、四三四	一〇〇、五六六、八七九

●輸出●

品名	單位	十二月 數量	十二月 價額	九年累計 數量	九年累計 價額	八年累數 數量	八年累數 價額
石炭	噸	五一、四五五	円 六三六、八三五	四六八、〇七七	円 八、九八二、一九九	四七七、三三九	円 八、〇〇〇、二五四
砂糖	斤	一、九四一、八〇〇	四一〇、〇六六	二〇、三三七、五五七	六、七八八、七〇二	三六、二一〇、四三三	七、五四三、二二三
樟腦	同	一四四、五〇四	四七二、六六五	一、五〇六、〇〇七	四、三三五、四八六	一、六七三、一四四	五、〇七三、四四四
包種茶	同	四二八、四七二	二七五、六〇六	六、〇〇七、七九四	五、八二一、〇七八	五、八九四、〇四五	二、八二三、三三一
烏龍茶	同	六一、五七八	三〇、六二三	四、七六七、六七九	三、三三六、〇二六	一一、四〇七、〇三一	三五、四六六、三三七
綿織物	碼	二四七、六四二	九一、四四四	五、三三四、〇七二	二、一七〇、四四二	五、六六六、六三二	一、三三九、八八五
燐寸	哥	一四九、六六九	六二、四八八	一、〇四六、五四一	一、五五六、二六九	二、〇〇四、一三七	二、一一四、五〇四
鹹魚及乾魚	斤	五八七、〇九八	六七、六〇一	四、九一八、六四六	七九五、八一九	五、四七一、三三九	六一一、二九〇
苧麻	同	五四、六六四	一〇、五一七	一、七三六、五三二	六五七、九八七	一、六五六、二五四	六八二、四三三
銅	同	一、五九	一、五五七	四五六、〇五六	五〇九、九三〇	一〇八、七五五	五六六、四一六
氷砂糖	同	一〇、〇〇〇	五、二〇〇	四九一、六〇四	三四八、三五六	九九、七〇〇	四五、一九六
龍眼	同	二五、八九〇	五、一一三	八〇四、四九九	一四五、七〇三	四五一、七四四	一九、六七一
乾筍	同	一三、五〇七	四、八〇二	五一八、七八八	一五九、二五六	四五一、〇〇七	三一、七七三
鷄	同	六、二九〇	二、三九六	二三八、五七四	一一八、八〇四	九七、五五七	六〇、〇一〇
硝子器	個	一二七、四〇〇	一四、一〇七	二九、九八四、五三〇	一二四、八四二	六、五三一、二五〇	一五七、〇四一
其他諸品		—	一九六、八八二	—	二、七四五、〇五五	—	五、六六五、七七二
計		—	二、二九七、六二二	—	五五、一七三、九〇二	—	五五、六三三、二八七

●移出●

品名	單位	十二月 數量	十二月 價額	九年累計 數量	九年累計 價額	八年累計 數量	八年累計 價額
砂糖	斤	二一、五一七、八〇〇	円 三五七、八九八	三五六、〇一三、三五九	円 一五三、六三四、一五九	四八四、九六六、八八三	円 七六、一二三、五七二
米	同	五四、四三六、五四〇	二、二〇三、四四二	一六六、三九八、四〇〇	一七、一八八、〇五四	三三六、四四六、五五五	四四、四九一、七六四
酒精	利	四一四、一六〇	四三三、六五〇	八、一七一、九七一	九、八八七、四三三	三、一七六、〇五六	三、三三九、八四二
樟腦	斤	五一、五三五	一六六、六五〇	一、四四二、九〇四	五、二七一、八六七	一、八〇六、四四六	二、五五七、四四四
芭蕉實	同	四九四、二二〇	五八、一〇三	一五、八四八、二三三	一、八〇四、五一八	四六、〇〇三、六〇四	二、〇五〇、五八〇
樟腦油	同	五七三、二〇九	一六九、五一〇	五、三六二、四四七	一、五七七、六〇九	二、四〇七、五三二	一、一八二、六六八
木材及板		—	八〇、〇〇六	—	一、四六七、六〇三	—	四五〇、八六三
石炭	噸	二、七〇〇	五二、〇〇〇	九〇、三六〇	一、四四六、五八〇	五七、七七一	八四二、一一三
銅(金銀含有)	斤	五三一、〇五七	一二四、四九九	一、一九六、七〇〇	五九四、三二八	一、四八〇、一八〇	九五五、一四四
鰹節	同	四、〇五三	八、一二〇	五九一、四三六	八〇四、四六三	五七一、五五九	七七五、五五五
鳳梨罐詰	打	三、一九一	五一、八二三	一五九、五〇八	八一〇、一五八	一四九、〇〇〇	五一一、八八〇
切乾藷	斤	—	—	一六、一六六、六五六	六六四、六五〇	五六、九一七、五一三	一、二五三、七三六
麻織物	碼	三、五二〇	五、二〇〇	一、三五九、六五〇	四九四、一二六	一、二〇一、四三六	二七四、五九七
生皮	斤	二五、五六八	六二、五〇五	七八〇、九五五	五六七、一二五	八五四、七七七	五九一、五七七
模造パナマ帽子	箇	八、二〇〇	一六、二〇〇	一四四、五三二	二一九、九〇〇	三九、六九六	九〇、七八〇
其他諸品		—	五六三、七九六	—	四、五三三、五〇一	—	四、五〇七、五七七
計		—	四、二六一、四五九	—	二〇八、八三八、一三五	—	一四一、八八六、五四〇

	計	輸出(入)超過
十二月	[illegible]	入 [illegible]
九年累計	[illegible]	[illegible]
八年累計	[illegible]	入 [illegible]

	計	移出(入)過超
十二月	—	—
九年累計	[illegible]	二六六、〇〇二
八年累計	[illegible]	二〇七、〇八〇

	計	移出(入)超過
十二月	[illegible]	入 [illegible]
九年累計	[illegible]	[illegible]
八年累計	[illegible]	[illegible]

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

●輸入●

豆油精	斤	四二、〇六一、六八〇	一、七〇五、一九八	一八八、八〇七、九〇五	一二、五九七、八二六	一五五、九八六、四六五	一〇、一五三、六六七
砂糖	同	四、九二四、五八一	八五七、八三九	五八、五四二、二八三	二、〇九八、九五五	七四、七一七、二一七	一五、三〇二、一五七
阿片	同	五六、六五六	一、〇一二、八三六	六四、一〇一	六、〇六二、五一四	二〇五、四〇七	六、三四五、九五〇
米	同	四五、五六五	四、五六八	三五、八〇四、四一九	五、九五七、六六一	七九、六五五、〇一八	七、四〇八、九五三
木材及板		—	一〇五、九七五	—	二、四三六、一二五	—	一、六八〇、八〇五
薬品類		—	一九五、一六六	—	二、一四八、二六六	—	一、九九五、三四〇
石油	瓦	五六八、九九八	一六六、五六七	二、七〇五、一五一	一、九二一、四九八	二、三五九、七四五	二、五五五、九五五
豆類	斤	一、八四二、五〇四	一四〇、七〇四	二〇、九六〇、五五七	一、八四四、四五七	二一、五三一、〇七四	九八〇、二四五
葉煙草	同	二一七、八〇一	四九、九六五	二、五五二、九四七	一、六〇六、一〇九	二、四四一、〇〇四	一、三二八、五八二
包蓆	枚	一、五六九、二〇〇	五四、八九四	八、四〇五、六六五	一、五五五、一二八	一〇、八六〇、六五八	二、四六八、五五七
鐵道建設材料	斤	四四二、四四九	六五、〇九四	三、五九七、一七七	一、五七〇、二五六	一、一四七、二六八	三二一、六八七
禮拜紙	同	六六八、五五四	九九、六四一	二、九二七、七六九	五九九、八五四	一、六九七、六七四	六五五、九五五
ガンニー嚢	箇	一二〇、〇〇〇	五八、〇〇〇	一、四一七、五五五	七五五、六五八	一、〇一二、七一七	四四四、四五五
鹹魚	斤	五六八、六六七	五〇、五四〇	五、七六八、五〇七	六六六、六六二	二、六七五、五七五	二九六、六六五
鐵道機關車	輛	七	四九、五五〇	一七	六四〇、〇五四	—	—
豚	頭	五、四五五	八〇、〇三三	五五、二〇六	五七六、九三五	一、二六四	五六、八六五
苧麻布	反	六五、五二一	一〇、四三一	一、六九〇、五二一	五六四、七四六	一、七八五、四二八	五四一、八四〇
黄麻	斤	三、四〇五	一、五四〇	七、五五九、〇三〇	五九六、七二三	七、一四九、四六五	四五五、一〇五
コンデンスドミルク	打	一四、八六二	八六、五六一	五〇、〇八一	五五二、一五五	五八、八一七	五五六、一二六
陶磁器		—	一八、八四三	—	五五八、六〇六	—	五五七、五五六
唐紙	斤	五五六、六九八	四七、五〇八	七、〇〇六、五〇五	五五六、八一四	七四四、〇八五	一五五、五五六
綿布(金巾及ヅリル類)	方碼	五四、七九九	二一、〇八〇	五二一、七一〇	七六八、〇七二	九五四、九一五	六六六、八五五
小麥粉	斤	一〇五、四三六	二〇、五四三	一、六八五、九一八	七二六、五七八	一八、五六八、四八四	七、五五五、八四二

●移入●

肥料	斤	三、六五五、〇〇八	八六、六六九	八五、八六九、九八八	七、九六一、六一四	五四、八八〇、六五五	六、五〇五、一六四
鹹魚及乾魚	同	五、一五五、五八七	五〇〇、〇八〇	五九、九七〇、五四六	七、一八二、七〇六	五七、九九四、五六七	六、八二四、〇五四
藥品類		—	五六六、五五五	—	六、〇五五、五九七	—	五、六五〇、八八一
諸綿布		—	四五五、七〇四	—	五、九四九、七四四	—	七、九八五、一五五
鐵	斤	一、八五〇、六六四	五五一、六五一	五〇、五六五、五八七	五、六〇八、五五五	二一、〇五〇、一〇一	四、二七〇、二六五
木材及板		—	六二四、八五五	—	五、五六一、八二五	—	五、六五七、七二一
鐵道建設材料	斤	五、六六五、一五六	六五六、四一二	一七、六五七、一五五	四、五六五、七五〇	一〇、七〇四、一八四	一、六七五、八二五
清酒		—	五六六、七五五	—	二、二一五、五六〇	—	五、二五五、〇六四
和紙及洋紙		—	一四〇、六六五	—	二、一五七、四五七	—	一、六一八、五五四
鐵製品		—	一五四、〇四六	—	一、六五六、〇〇四	—	一、六〇七、一四八
麥酒	打	五、五二六	五五、五五五	五四、〇六一	一、八六八、八八八	五五六、五五五	一、五六〇、七五五
燐寸	哥	六八、五六五	五〇、〇四五	一、四一七、〇九八	一、八六五、一四四	五、五五四、七二二	五、六六九、五六五
小麥粉	斤	一、四五七、五六六	五〇四、一五一	一五、八八六、八五五	一、六五四、六六〇	七、〇〇六、二一五	一、〇九八、五六一
鐵道機關車	輛	五	五〇六、六六七	六五	一、六〇〇、二一七	—	—
機關用機械及同部分品		—	四二、六〇〇	—	一、四〇〇、五〇五	—	五、八四一、六〇一
セメント	斤	五、六六七、一二〇	一五五、五〇八	五五、八五五、一六六	一、四五五、五五五	二二、〇〇八、七五八	七五五、一二四
米	石	五、一五五	一五八、五五六	五七、一二八	一、四一六、六六五	五六、五四二	一、五八二、五五六
紙卷煙草	千箇	六六、三二〇	五五五、五六五	六六六、八六〇	一、五五六、五九六	五二〇、一〇〇	六五五、六六六
砂糖	斤	二一五、六五八	一五三、〇九五	五八、九六八、一五五	一、一五五、一八七	一、五五一、九一〇	二一五、九六一
枕木	箇	八五、七五七	六六五、五五五	八〇〇、五五五	一、五五六、五六八	四四二、五七五	五六〇、五六六
豆類	石	五、六六八	五六、五六七	五六〇、五五五	一、一六八、五六五	五八、五〇七	一、一五五、〇五五
銅	斤	五六八、六〇〇	一五、八六五	一、四一七、五五七	一、〇五四、五六八	五五一、八六五	五五〇、五五五
鍋	同	五五一、八〇〇	一四〇、五六五	一、五五一、五五六	一、〇一五、八〇五	八五六、五五〇	五五六、〇六七

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

品名	單位						
苧麻織布	方	―	―	三五六、〇八二	一七六、五三一	四八、七三四	一三八、六九八
綿繻子	同	一三、一四四	一〇、七一二	一三八、四〇六	一三八、九〇四	一三一、二六六	九六、八〇五
麻	斤	九〇、〇三三	二一、二六五	六〇九、一二八	一四六、七三五	四七八、五六三	八〇、一二七
素麺類	同	三六、六六〇	五〇、六五二	三七二、一三七	二三一、四〇六	六二、二八八	二一、六六六
タバフフインソツク	同	一三、六五一	三、六〇四	五六五、八六七	一五六、五〇六	三八八、七七六	四〇、三五五
葉鐵及葉鋼	同	六七、四六八	一七、〇五四	四三四、四九〇	一九六、九三九	六九五、七三一	九〇六、八六八
茶箱板	組	八、四六八	一、九〇六	三九八、四一八	一六六、三五八	五七六、三七一	一〇三、八〇七
茶油精	斤	四四六、六〇六	六、八六三	一、四四五、七七七	一〇八、〇〇三	六、〇〇八、八〇〇	一六八、〇〇六
紙巻煙草	箇	四〇、三七〇	七九五	一三八、五五〇	一〇五、六六二	六〇、〇一一、七〇〇	二三二、六六六
其他諸品			四〇三、六六八	―	六八五、九六五	―	六六五、七七七
計			一、〇四八、四〇五	―	八〇〇、六六九、五〇二	―	九四〇、三五五、六六二
罐詰食物		―	三六、〇五五	―	八〇〇、三三四	―	四一、六六三
機械用油	石	一、三一〇	八、〇〇五	三三、四四六	四〇〇、二六七	一〇、六三五	三六、六五五
醤油	同	一、一〇五	三六、五一四	二二、三三六	四五三、八六〇	三五、八〇五	二一、四〇六
石鹸		―	三六、三一五	―	七一六、四四八	―	三六、〇六六
石炭	噸	四、一三〇	六〇二、四八四	三六、〇一七	七一六、八六三	三六、六六五	七〇、七四四
乾鰕	斤	四〇、三五五	一七、六六九	一、〇五五、四四四	六〇五、六六三	一、三四七、八三一	四五、〇〇八
石油	瓦	五五、〇三〇	四〇、五六五	二〇九、四〇〇	六三三、四六六	一、〇〇一、八八〇	一、〇一〇、七六二
陶磁器		―	八〇、八二八	―	六二一、〇〇五	―	二一、七六六
菓子類		―	三五、一〇五	―	三三四、八〇五	―	四四三、八〇一
其他諸品		―	三一二、六七七	―	三七一、六六七、八三六	―	六八、八八〇、八八〇
計		―	五〇、〇四五、八六八	―	一一、三九〇、四四三	―	九〇、三六六、六七六

●金銀●

	輸出	輸入	計
十二月	―円	三八、一二三	三八、一二三
九年累計	―円	七二九、〇一〇	七二九、〇一〇
八年累計	―円	三三	三三

	移出	移入	計
十二月	三五、六九五円	―	三五、六九五
九年累計	四〇七、六五五円	四三、六二四	四五〇、二四八
八年累計	二六五、〇五〇円	四四三、三五六	六〇七、六六六

臺灣貿易統計ノ二

大正八年六月分

●仕向地及仕出地別●

	支那	關領印度
輸出	九八五、八八一円	二一〇、五六六
輸入	三、〇九九、三三六円	八五六、四五二
計	四、〇七五、〇〇七円	一、〇六七、〇〇八
九年累計	二〇、六三七、一八八円	三、四四七、六七七
八年累計	四〇、五六八、九九八円	六、二六一、八一七

	大阪	京
移出	九二二、五六六円	三九二、二八五
移入	三、七三四、六九八円	一、四五七、三一〇
計	四、六五七、四九一円	一、八二九、五九五
九年累計	八〇、九五六、五四八円	一九、三六八、三一三
八年累計	六二、〇四七、七〇〇円	三七、〇八〇、七三一

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

●入港船●

外國

汽船　隻 六四　噸 八〇,六六三　隻 七二　噸 一,〇二二,一八二　隻 七〇　噸 一,〇四七,九九九

十二月　九年累計　八年累計

汽船					
北米合衆國	四〇,八三七	三六二,一八四	七七一,六六九	三,四九八,一七六	一〇,一二四,四九〇
香港	三七,六六九	一〇,八四三	四〇六,三〇一	六,〇九九,〇九九	五,四二九,〇一三
關東州	八,一五三	六六,九四六	七七,〇〇九	四,三二三,三二九	四,四九三,六〇〇
波斯	—	六〇,一七八	四〇一,三七八	二,九九四,一九三	五,七〇一,三〇四
亞細亞土耳古	—	四〇八,四六八	四〇八,四六八	二,七一九,二五七	四八六,二三三
比律賓諸島	一〇,九四三	一三六,九九二	一四七,九五九	二,四八七,五六九	二,〇四〇,六七六
英吉利	九一,六四七	三一,二六五	二二二,九一三	二,二六七,一四三	二,五三三,五七五
英領印度	—	六一,五〇五	六一,五〇五	一,八九九,五一三	五,五六七,五五一
埃及	—	—	—	一,七五一,二三三	一,八五一,五八七
英領海峽殖民地及英領ボルネオ	一四,七〇三	一七,五四六	二九,七二〇	八〇五,八四六	六六七,四二九
暹羅	三二,〇四八	八,三五三	四〇,四〇一	七八七,三〇五	五五五,五一三
假置場	—	一六,五七八	一六,五七八	六〇〇,五〇二	三,一五〇,九二四
英領亞米利加	—	四一,六一五	四一,六一五	五七九,五六六	二五〇,四三六
佛蘭西	—	一三,五五九	一三,五五九	四六二,五九六	四一八,九九二
佛領印度	七八六	一四,七〇一	一五,四八七	四五三,八五七	一,六八四,九五五
濠太剌利亞	一,四六〇	一四,〇五四	一五,五一三	一五七,一一一	一三九,一四〇
瑞西	—	五,二六二	五,二六二	二九,八〇四	五,二九九
西班牙	—	一,二三四	一,二三四	一八,五五六	四四七,九八八
其他諸國	三九,八一七	九〇六	四〇,九〇一	六七九,八〇〇	一,九三七,三三〇
計	二,二九七,六二二	五,七四八,七〇一	八,〇四六,〇二三	四五,五五九,九七六	五九,七五五,〇四九

內地

汽船　隻 六八　噸 一〇八,五五一　隻 七四　噸 一,四〇七,四三六　隻 七九　噸 一,一八二,八七三

十二月　九年累計　八年累計

汽船					
神戶	二,〇三一,七六八	一,九二二,八〇〇	三,九六八,五六八	三六,五四五,二三〇	四四,四八四,二三四
橫濱	六八,〇九九	一九一,二〇八	二五九,三〇七	二六,六五四,六四九	一五,九四八,八八八
門司	一三九,八九六	八四〇,〇四七	九八九,九四三	四〇,一五〇,三〇八	一六,二九六,三一八
名古屋	四〇〇,五一七	二五,八〇九	四二五,一二六	一九,二一七,〇六四	一五,四九七,八六四
下ノ關	九七,四三八	二五四,九一〇	三五一,三四八	一五,二八九,四三三	九,九〇三,九九〇
函館	—	二九七,四四〇	二九七,四四〇	四,一九二,七一三	二,五一五,〇五一
勝浦	—	四三三,五三六	四三三,五三六	二,一三三,四三四	二,四二一,六〇八
那覇	一六八,九五六	五,〇五三	一七一,五九〇	二,四三三,九九五	一,七〇五,六三四
長崎	五,七〇〇	六九,二三六	七五,〇〇六	一,九二八,五一九	一,四三六,二六七
八重山	二五,九九五	八四,六七八	一〇八,四三八	一,二四九,九五六	七七九,四九六
宇品	—	九七,五四五	九七,五四五	八五一,一四三	六三三,五八三
三池	三三,五〇〇	六八,二四五	一〇一,七四五	六四三,五五一	—
若松(戶畑ヲ含ム)	—	四〇七,五四四	四〇七,五四四	四〇七,四五三	八五,四五四
京都	—	一〇,二五五	一〇,二五七	三六四,五一〇	四一七,八六二
四日市	一〇,〇〇〇	九〇	一一,五五〇	二九三,八九五	七〇〇,五〇八
鹿兒島	—	二五,一二二	二五,一二二	二八一,二六五	五五五,四〇五
宮古(陸中)	—	二九八,五九九	二九八,五九九	二九九,五九九	—
尾ノ道	—	一五,八四〇	一五,八四〇	一八〇,八〇八	一八四,三一三
其他各地	二六,五五一	四四六,二六九	四四三,六二三	二,六八四,三一六	二,六九五,九五四
計	四,三六八,六九五	一〇,九九七,六八六	一四,三六七,三五九	二〇五,八四六,四八〇	二二二,三二三,三三六

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

帆船	一四〇	六、七七三	一、八三一	八六、六九六	二、七〇一	八九、七二三
	一四〇	九〇、七四六	二、六八八	一、二一七、八二七	二、七一八	一、二一七、七二三
帆船計	—	—	八	八七	八	一、二二一
	六八	一〇八、五四二	七六	一、〇〇八、二七〇	七〇七	一、〇五五、一〇八

●收入額●

	輸入税	製茶税	織物消費税	砂糖消費税	石油消費税	噸税	移入税	其他諸收入	計
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
十二月	四一九、六四四	一五一、七六六	一五、八七三	六〇、〇〇三	三一、六六七	二、〇五一	—	六六、六四三	四五二、一三三
九年累計	四、二二一、四五一	二四四、一六五	三六、二三六	三六六、七七一	三〇、四三一	三三、五五五	五、六六五	六六、六〇八	五、一五六、五六八
八年累計	四、七四三、一六六	三五八、八〇二	一六八、六七八	一〇〇、四一三	三三、七一四	五〇、六四八	六、六七〇	四四、四四一	五、六六六、五四八

●港別貿易額●

	輸出	輸入	計	朝鮮移出	朝鮮移入	計
	円	円	円	円	円	円
臺北	五二一、三三七 (五四〇、五六二)	一三一、六六九 (二一一、〇一九)	四六六、二二六 (四三二、五八一)	—	—	—
淡水	二五、〇九九	二六九、六〇八	二一四、六六七	—	—	—
基隆	一、四四九、二〇四	二、四三七、八四一	三、八六七、〇四六	—	—	—
舊港	七、七七九	一四、八二一	二二、四六〇	—	—	—
後龍	—	四、一八〇	四、一八〇	—	—	—
梧棲	—	—	—	—	—	—
鹿港	四、八八〇	三、八〇二	七、七七六	—	—	—
東石	一、一〇七	一六六、六八〇	一八〇、八八六	—	—	—
安平	二、八四五	一九〇、七八六	一九七、六三九	—	—	—
高雄	四九一、六〇三	二、四三五、四〇七	二、九二六、九七一	—	—	—
馬公	一、五一三	二三、六五九	二三、一七二	—	—	—
蘇澳	—	—	—	—	—	—
布袋	—	—	—	—	—	—
北門	—	—	—	—	—	—
大板埒	—	—	—	—	—	—
計	二、二九七、六二二	五、七八八、二〇二	八、〇八六、〇二四	—	—	—

	内地移出	内地移入	計	十二月	九年累計	八年累計
	円	円	円	円	円	円
臺北	—	—	—	四六四、二二六 (四三一、五八一)	一〇、八五九、七八四 (九、八〇〇、五九一)	一三、四九九、八〇〇 (一二、五三五、二九九)
淡水	—	—	—	一二四、六一七	五、七一八、五八八	五、〇八七、七四〇
基隆	五、四四〇、四四三	六、三三七、一一八	九、四六七、五七〇	五、九四四、六六六	一六七、〇〇七、六九九	一五七、一九七、三二四
舊港	—	—	—	二三、五七〇	四四七、一一七	四一二、六一九
後龍	—	—	—	四、一八七	五四六、一二五	四〇八、五四五
梧棲	—	—	—	—	一五〇、一八八	一〇四、九六三
鹿港	—	—	—	一七、七六九	四九二、七七六	五九五、〇八四
東石	—	—	—	一八〇、八六四	一、二六五、五八四	六、一二一、七三六
安平	九、六六四	八四六、二七五	八四五、五八八	一、〇六九、八九八	一一、四〇一、八七四	八、六九七、八八〇
高雄	六三四、二〇七	五、〇八八、三五九	四、〇一五、四四八	六、九二〇、四一四	一九一、六七七、三二八	一四三、一四〇、九一五
馬公	六〇、〇五〇	四〇、〇三四	四〇、〇八八	六四、二五五	一、〇一四、三五二	八九五、七七九
蘇澳	—	—	—	—	一四三、四〇〇	一六六、六八〇
布袋	—	—	—	—	一二、九八〇	二六、六六七
北門	—	—	—	—	一七、八四九	五二、一二九
大板埒	—	—	—	—	五七、四三〇	—
計	四、二八一、六〇八	一〇、〇五〇、六八六	一四、七三二、[illegible]	二三、四二一、四五四	三六八、七〇一、二〇四	三三二、五八五、七〇一

備考（　）ハ基隆經由ニシテ上記計數中ノ再掲ナリ

漫録

征臺の驍將故赤松參軍を憶ふ

葉鹿夢

時は大正九年九月二十三日、海軍中將赤松則良男は、病を以て終に過去の人と爲られた、其生るゝ天保十年を距ること、實に八十有一、而かも此長き公生涯の中、吾人の別けて記憶に存する歴史は、明治七年臺灣蕃地征討の際に於ける、參軍としての赤松海軍少將であらねばならぬ、

我が征臺の快擧は、今更茲に繰り返へす蛇足を要せぬが、明治七年四月四日、廟議愈々問罪の大師を臺灣に發するに決定し、西鄕從道中將の臺灣蕃地事務都督を仰せ付らるゝと同時に、赤松少將は谷陸軍少將と竝びて、臺灣蕃地事務參軍を命せられた、時に壯齡三十六歲、正に孔子の而立不惑といふなる、最も働き盛りの過渡期であつた、斯くて五月十六日、一行は名も因みある高砂艦に座乘し、舳艫雄々しく相啣みて長崎を解纜し、六月十日南部の琅璚灣に到着し、今の恒春の車城附近なる龜山の邸地をトして、兇良勳撫營を建てた、

是より先き、先發せる皇軍の向ふ所、破竹の如く、早くも牡丹兇蕃の巢窟を突いたので、他の衆蕃悉く風を望みて歸降を表したが、彼の『王師一たび到りて頑兇を殪し、貔貅三千兵氣雄なり、請ふ見よ皇威異域に覃ひ、石門堡上旭旗紅なるを』と時の參議大久保甲東公の詠せられたのは、此制勝の光景に對する雅頌であつた、併しながら、一方には延きて北京の談判となり、日淸の國際關係轉た面倒を加へて來たので、我が軍當然の對策も、自ら樂觀を許さぬもの

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

あるを開却すべからずにあつた、

是に於て、我が征臺軍は、一面山後の東部海岸、即ち卑南地方に於て、新たに屯田の守備を設くるの計を立て、大に持久の策を企畫したが、此際七月二十六日、赤松參軍が、私信の體を以て、大隈臺灣事務局長官に致せし、皇軍將來の進退に關する意見は、讀み去り閲し來つて、尉繚子に所謂る『神に先たち、鬼に先たち、先づ我が智を稽ふ』底の卓眼、寔に推服に値ひするものあるを覺ゆる、

其赤松參軍の意見に據れば、『淸國政府の景況を推察仕り候所に、斷然破約、兵力を以て我が兵を追攘するの手配顯然たり、右の次第に付き、一日も傍觀相成り難く候間、都督を補助して、我兵の進退目的相建つべき覺悟に御座候、依て見込書差出候間、篤と御廟議を遂げられ、夫々御整備成し置かれ、破約の時に至り候へば、一電を以て、神速出兵相成り候樣、御盡力被下度云々』と前提し、左に記する各條項を開示した、破約の時に至りなば、一電を以て、神速に兵を出だすとの一言、赤松少將當年の意氣躍如たるものがある、

第一條　彼れ開戰、以て我が瑯琦に在る兵を退却せしめんと、兵端を開かば、瑯琦の金穀を石門内雙溪口に貯藏し、二小隊を殘して、是を護せしめ、全軍七日の兵糧を用意し、直ちに進みて枋寮の敵を追ひ落し、破竹の勢、足を止めず、鳳山縣及び舊城を攻め落し、此處にて數日休息せしむ、打狗へ、鳳山縣より、一小隊或は半隊を送り、隊長をして此地の事務を辨理せしむ、

第二條　鳳山縣略取の報あらば、雙溪口の兵は、東港打狗に引き揚げ、鳳山縣及び舊城を守るべし、

第三條　鳳山縣に數日休息の後、屯守を殘し、全軍觀音山と羅漢門の兩道より、臺灣府に追撃すべし、

第四條　海軍は、東・日進・孟春の三艦廈門を發し、直に澎湖媽公港に迄據り、此港に碇泊し、福州と臺灣の航路を斷ち、敵の艦隊の擧動を探知し、臨機の運動に及ぶべし、淸國軍艦多しと雖も、大概西人の指揮する所、水夫未熟なれば、東・日進にて、閩浙廣の艦隊に當り、必勝を期す、彼れ終に福州へ潜航するは必定なり、此時海軍福州海を鎖し、臺灣全島平定の後、都督二大隊一砲座を卒ゐて、福建省に進入するを助くべし、

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

第五條　瑯璠に在る我が兵、開戰或は北京の談判破裂の電報あらば、豫め長崎に在る一大隊半及び砲半座及び軍艦一艘、直ちに雞籠港に入りて、支那軍艦あらば直ちに撃ち、兵を揚陸し、二小隊を殘し、卽日全軍三日の兵食を用意し、雞籠河を降り、翌朝艋舺を攻め落すべし、此地一萬餘の人口、清國の米倉にして、四通五達の地、臺灣北部の要地なり、艋舺を略したらば、一兩日休息せしむるの際、一小隊を淡水に送り、土民を撫し、此地の事務を辨せしむべし、

第六條　艋舺に休息の後、守護の兵を殘し、淡水廳及び彰化縣に追擊すべし、雞籠港は臺灣全島第一の良港、我が南島の隣端にして、石炭出づること夥しく、我が軍艦及び運送船を碇泊するに適宜なり、人口凡そ五千、米穀等充分に得らるべし、

第七條　打狗·臺灣府·雞籠·淡水には、外國居留人あり、海關あり、支那政府雇の西洋人、皆稅務を管す、此諸港を略取したる後、開戰に及べる我が政府の趣意、及び暫く清國政府に代つて此地を管轄する趣を布告し、居民を安堵せしめ、從來支那政府より置く處の稅關雇の外國人は、別に約を定めて我之を任用すべし、

第八條　北京の談判破裂の電報あらば、至急一萬二千の精兵を長崎に集め、龍驤·筑波の二艦、回漕蒸汽三十餘艘に、此兵を載し、一箇月の食を貯へ、臺灣に開行するの勢援を張り、五島沖より急に方向を變じ、北京の備へなきを擊つ目的にて、神速太沽の邊に乘り附け、砲臺は隨分嚴重なる故、是に拘り、日を費し、機を誤るなく、此砲臺を避け、三日の兵食を用意し、適宜の地に本船を乘り捨て上陸し、破竹の勢を以て、天津を破り、北京へ突入すべし、此地に向ふの兵は、滿洲の大兵を相手取り、容易に擊破し難し、且兩國の議論は、大に此一戰の勝敗に關係する故、指揮官の注意最も肝要なり、驤龍·筑波は、太沽河口に在り、北京に送る米穀を取押へ、我兵の料に充つべし、且我運送船を保護すべし、

第九條　新募の精兵二千を鹿兒島に集め、和船に乘じ、天氣を見定め、山川港を發し、速に舟山諸島を略すべし、此諸島は、上海·寧波咽喉の島にして、碇泊所夥多あり、是に占據するときは、鎭海·寧波は勿論、上海も海運の道を斷つ故、彼大に

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

因却すべし、
斯くて末文に、『右は、支那と開戰の上、攻擊の策略なり、雞籠・北京及び舟山に侵入する兵隊は、九州地を發する節、一箇月の食料を貯ふるのみ、其餘は、敵地へ上陸、富有の府に占據、金穀及び人夫を課して、我が缺を補ふべし、右豫算の通り、目的を達する上は、清國數年前内亂を壓倒すと雖も、滿清不平の徒朝野に充滿せる折柄故、北京落城の報あらば、不平の徒の亂を慮り、淸政府急に和を乞ふに至るべし、加之、御一新後の出征、我が國威を海外に振起し、内國の改革も、從て容易に相成り申すべきに付、皇國の幸福之に過ぎず、爾來淸國と其强弱を競ひ、終に泰西名國と併立の勢位に至るべしと存候事』と結んで居る、算多きは勝ち、算少きは勝たず、而かるを況んや算なきに於てをやと、孫子は曰つたが、此多算の成竹、寔に未だ戰はざるに先づ全勝を制せるものであつた、
當時北京に於けりし彼我の樽俎折衝は、幾たびか曲折を累ねて、結局淸國の讓步謝罪に、圓滿の解決を告るに及んだが、若し一髮の危機、事茲に至らず、叙上意見の活應を實顯せられしならば、爲めに開ける東洋の局面は、亦自ら意料の外に出でたものがあつたであらう、之を要するに、我が征臺の素因を爲したる、琊璠生蕃の琉球藩民慘殺の慘劇は、其事態恰も刻下の一大問題たる、西比利亞の尼港事件に髣髴たるものがある、歷史は必ずしも繰り返へすものに非ずといふと雖も、而かも此一現象の如きは、確かに套語の繰り返へしを、目前に流露するを疑ふべき餘地があらぬ、さて此多算の卓眼者たりし赤松中將、今や既に幽顯を隔つるの人と爲つたが、尼港事件の善後の處理に關して、此優越なる故人の意見に、往くを鑑み、來るを箴むるの、敎訓を發見することもあらば、亦安んじて地下に瞑目さるゝであらう、

泉州には英人經營の宗敎學校多く主なるものは培元中學校(日本敎堂西隣)にして生徒約二百大半は基督敎靑年會の正會員なるが如く毎日曜每に隊伍を組み各敎會を歷拜す目下日貨抵制の最も激烈なる當地に於て同校は商務總會と共に其の策源地なるべし此外養生學校(小學校程度)四、福音學校二、の外倍英女學校、女蒙學校、南門買貨街女子學校等あり。(泉洲通信)

瑯嶠

仙俗居士

△龜仔角

海拔一千一百二十尺、曠古不斷の長風に櫛けづり、突兀として極南に異彩を放つは、大尖石の一峯である、種畜場の裏手よりして、坂路を半里許り、近づくがやう、又遠ざかるやう、此峯を左に望見しながら、グルリ廻て水源地に出るのであるが、此の途上には、前世界大動物の、背骨とも言はましき形の、而かも略ぼ竝行狀に、谷に伏せ山に攀ぢ、一斷一續しつゝあるを看る、是ぞセメント裹の土管にて、引水の用に供し來りしを憐れ暴風暴雨の一洗に因り、二度までも崩壞されて、遺骸の暴露する此の如しとは知らる、水源地は老樹蓊蔚として、黑柿の三抱へ程に及び、矗立冲天なるがある、

ソレよりは山林續き、間もなく殖産局林業試驗場の境内に入る、忽ち耳にするは、聽き覺へあるの奇聲、然り枋山の七里溪に於けると同一、正しく蕃人の猪狩である、『愈々接近して、愈々危險となる、龜仔角蕃界の與市兵衞と成りては、芝居の材料に成相も無い、故さらに咳一咳、高聲に轎夫と語り行く、其の對話中に、斯ういふのがある、『如何に辨まへ無き蕃人とは言へ、官衙の境内に狩獵するとは』轎夫は之を否定し、『自分の境内に官衙が居候する、是が渠等蕃人の見解です』明答だ實に明答だ、人畜の流彈は、幸ひに之を避け得たが、轎夫の一發は、慥かに我胸に命中したのである、

事務所に憩へは、前に見本的鉢植がある、場長稻村時衞氏の説明に依り、其は芷樟なるを知り、試に嫩葉を採て、之を嗅ぐに、芳香馥郁として、香水の料に適せるを思ふ、是は氏の發見らしく、其葉からして、樟腦を製するの目的で、一大繁殖を企てつゝありと聞く、北部の樟木が、おい／＼に伐り盡され、机板にも事缺いて、心細く成て居る此際に、新に製腦の原料が、現はれて來るとは、結構至極、切に其の成功

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

を離らざるを得ない、彼の手拭冠りに赤襷、茶摘み、桑摘み、其手を以ての茎樟摘み、優美にして情緒ある鼻歌が、南半島の山々に、響き渡らん其時こそ、當林業試驗場たるものどうして蕃境の居候であらうぞ、むかし田代安定氏の、場長たりし其時、會計檢查官巡回し來て、帳簿物品の點檢より、金庫在高の實査まで、依例如例であるが、何時しか其眼が、頓に異樣に光る、氏は之に立會ひつゝ、間違とあらは割腹をも、且つ辭せすと覺悟する、然るに『勘定合はず、錢足らず』でなく、結果は『勘定合ふて、錢剩り』である、流石の檢査官も、勝手が違ふて、突込やうが無く、彼我相對し、默々語なく、夢の如きの光景、滿場暫し茫然、やがて氏は不圖、己が受取るべき俸給を其儘、金庫に忘れ置きしことに氣附く、檢査官その言を聽て、再檢査に及べるに、果して幾月分かの金額、ソツクリ殘存して、ピタリ辻褄が合た、といふ喜劇がある、斯う言ふ仙骨は今の官吏社會に容れられないかも知れぬが我は田代氏に與みす、

田代氏は艦船材料たる、チークの造林に、最も力を用ゐられたことを記臆す、略ぼ同時代に植付られたる、總督府舊廳舍前のチークは、我等の常に目睹するところ、熱度の濃厚なる、南半島の其れは、幾許程の差異を以て、發育成長し居るか、之を一瞥せんこと、實は此行に於て、豫算せし樂しみの一ッであつた、然るに當場の何處にも、サッパリ其れが見當らぬ、之を稻村氏に質して、此の試驗場が、田代氏經營の後身ならざること、田代氏のは、是より三里の遙に在る、猪(ラツ)勝束なりしこと、其のチーク造林は、全くの失敗なりしこと、僅かに一株殘存せしも、昨年の暴風に吹倒され、其の胴は、蟲喰ひなりしことの次第を知り、今更に彼是を同一視せし、我が迂濶に驚き、且は猪勝束に行くにせよ、竟に一覽し得ざるを遺憾としたのである、その失敗理由は、之を闕漏したが、此を出ての途すがら、略ぼ判斷を下し得たのである、此邊の樹木は、概して活氣に乏しく、根元の三四尺に泥袴を着け、丈餘皆な野生の雜木に就てゞあるが、借て移し植ゑて年を經ざるもの、即ち事務所前園の立木に於てすらも、幾條かの泥リボンを纏ふて居る、實に悚然たらざるを得ない、斯んな形容詞を用ふれは、妖怪視したかのやうなれど、そうでは無く、蟻の巣と認めたか

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

らである、山蟻か、白蟻か、山蟻ならは誘殺の便法もある、白蟻に至ては仕末が惡るい、穿山甲（センザンカウ）の類を增殖して、盛んに之を放たは、多少の功を奏するだらう、併し食用に充てらるゝの恐がある、之を保護動物と、指定して見たところで、蕃境には何等の效も無い、彼のチークが蟲喰であつたといふは、正しく其白蟻なることが推測さるゝ、特り最後の一株のみならず、總てが其の爲に、發育を害されたり、と斷定し得る、して見れば、南半島の造林たる、白蟻の滅絕を、先決問題とする、若し不可能とあらば、樹種の選定を、吃緊要事とする、白蟻の好きな木、嫌ひな木、是等の區別は、濟々たる多數の博士學士、今や調査濟と思ふ、そして茳檸は、絕對に嫌ひな木にて、あれかしと禱る、

途は蕃屋の前に出づ、人は見えない、けれども甫めて艋仔角の、土を蹈んだ氣分がする、坂稍下れは、怪巖が林立する、石乳の垂れたのもある、一線蜿蜒として、其間を縫ひ行くのであるが、何かの便利の爲、何々巖てな命名を試みたい氣持もする、併しザラに有る、到底應接遑あらずである、それより水牛の群を成す、牧野を横斷し、白波の打寄する、船帆石に出で、更に林投樹（ナタウ）の茂れる、濱道を傳ひ、南灣の盡頭なる、鵞鑾鼻を指すのであるが、此間彼の大尖石は、再ひ頂上を現はして、我が右手に立ち、又は背後を見送り奐るゝのである、爰に一つのお土產といふは、怪巖の全部が蛯蛄、平沙の全部が貝殼、セメント原料の無盡藏なること、即ちそれである、

●爪哇自治案

爪哇行政制度の改革に關するデグラーフ案即ち蘭領東印度內務長官にして現本國植民大臣たるデグラーフ氏の提案せる改革案なるものゝ內容は現在十七行政區劃に小分せる爪哇を東部、中部及び西部の三大州に大別し之に各執政官を置き現今一部の地方に於て行はれつゝある所の土着貴族（レセント）の執政を全廢して三州各地にレヒントシヤプス、ラート（州議院）如きものを設け之か　員は總督の任命にして土着貴族を主として之に幾分の歐洲人を加ふ。而して一九二三年を期して實行せんとするものなり。昨今當地に於て之に對する有力なる修正意見出で熱心に研究されつゝある由。

雜報

國勢調査の發表

＝臺灣に於ける＝

去る十月一日午前零時を以て一齊に行はれたる第一回國勢調査の本島に於ける結果に關しては總督府調査課に於て各州廳に於ける世帶人口調査票に就き調査したる結果十二月十六日發表したる概要は統計欄所掲の如くにして之を各州に分てば

州廳別	世帶	男	女	計
臺北	一四四、八七九	三九三、四〇二	三四九、三六三	七四二、七六五
新竹	九三、四九四	二八四、一五八	二七六、〇一四	五六〇、一七二
臺中	一四〇、八一一	四〇二、八三五	三七三、五一五	七七六、三五〇
臺南	一八八、九二九	四九三、五四三	四六〇、七〇五	九五四、二四八
高雄	一〇五、八五二	二七三、一〇四	二五九、八四〇	五三二、九四四
臺東	六、三七二	二〇、〇三〇	一八、七九〇	三八、八二〇
花蓮港	一〇、三六三	二七、〇六九	二二、〇三〇	四九、〇九九
計	六九〇、七〇〇	一、八九四、一四一	一、七六〇、二五七	三、六五四、三九八

即ち本島現在人口は三百六十五萬四千三百九十八人にして之を明治三十八年十月一日の戸口調査現在に比して十五年間に六十一萬四千六百四十七人の増加、又之を大正四年十月一日の戸口調査に比して五年間に十七萬四千四百七十六人の増加となり、更に之を大正八年末算定現住人口に比して九箇月間に二萬四千十三人の増加となる割合なり。

總督官邸の忘年園遊

總督官邸にては舊臘二十九日午後三時より臺北官民夫妻約三百を招待し忘年園遊會を開催せられたるが大玄關を入れば先づ秘書課員數名の案内ありて尋いで喜多秘書官、松本秘書官の嚮導となり、最後に總督夫妻の鄭重なる歡迎に導かれ後庭のヴイランダに各々卓を圍んで談笑數刻、麥酒出で壽司出でサンドウイッチ出で廊を下つて大噴水の附近に至ればおでんに酣酒の饗あり、更に汁粉店などなりて有髯の縉紳淑女猛襲甚だ力むるの光景亦頗る奇觀なりき。四時前後より餘興は催され先づ奇術種明かしに始まり

て高砂少女一座の歌劇となり興趣孰れも甚だ深く、就中後者に至つては、百にも近かゝりし夫人令孃連の心より感服せるが如かりしも面白し。餘興の幔幕は落ちてソロ〳〵散會を告げたりしは五時に迫れる頃。此日總督には改まりたる挨拶も抜きとし夫人令孃共に席より席に斡旋せらるるあれば、其園遊の設備は成るべく簡素に就き、飽迄淡白を旨とせられしは淸雅に滿ちたる忘年の宴として列席諸氏にも深き滿足を覺えたるところなりき。

新年諸行事

—島都に於ける—

戰後の流行物たる動搖も混亂も幸ひにして其の片影だも認めざる本島に於ては去歲地方自治制を施行して人心一新の氣分の中に目出度大正十年の春を迎へて新年の諸行事は先づ瑞雲緩く棚曳ける。

▲臺灣神社の元旦祭　に始まる、午前六時いと嚴肅に大前に奉仕すれば神氣人を壓して全島の平安先づこの神の惠みに由るべきを思ふ、是より前、參集せる官民は午前零時を報ずるや先登順に續々拜禮するもの午前六時迄に內地人千七百二十名、本島人三百八十名、元旦祭の式に列せる官民亦頗る多かりし、次て。

▲總督府新年拜賀式　は元旦午前九時より總督府會議室に行はれ府員一同會議室に參集するや田總督を初め各高等官以下順次に御眞影を奉拜し式後酒饌を下賜せられ徐々と退出する頃は既に鐵道ホテルに於ける。

▲名刺交換會　の擧行間近き頃にしてホテルに集る官民の數は約一千三百餘名、峩冠長劍の文官、金色燦爛たる武官、燕尾、フロック乃至袴羽織の民間紳士等互に入り交りて和氣靄然たる中に式は開かれ、武藤市尹開會の挨拶に加ふるに新年の辭を以てし、祝酒三盃、瀏喨たる洋樂の君が代を奏するや相賀知事の音頭にて天皇陛下萬歲を三唱し杯を擧げて寶祚の無窮を祝す、斯くて十時三十分散會したるが、此外島都に於ける。

▲軍司令部、臺北州、臺北市、法院、學校、步兵聯隊、守備司令部其他諸官衙、諸團體等何れも相前後して拜賀又は祝賀式を擧行し祥氣滿市の槪を示したるは目度出し。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

臺灣日誌

●十一月

▲二十日(土)

□臺灣醫學大會　第十五回大會を醫學專門學校大講堂に開く

▲二十一日(日)

□屏東飛行場開始式　下淡水溪畔に地を相して計劃したる警察飛行班の飛行場開設に付本日盛大なる開場式を行ふ

▲二十七日(土)

□臺灣茶業取締規則公布　本日府令百七十三號を以て輸出等の不良茶取締に關する規則を公布す

●十二月

▲一日(水)

□マリコワン蕃出草　マリコワン蕃人三百五十名は仇敵關係を有するキナジー蕃社を襲撃し首級二十二を擧け放火掠奪を擅にす

▲七日(火)

□全島教育課長會議本日より總督府內務局に於て開催す

▲十日(金)

□宜蘭線鐵道開通　頭圍大里簡間鐵道工事完成し本日より運輸營業を開始す

▲十一日(土)

□臺灣體育協會　財團法人となり名譽會長に下村長官、常務理事に新元、高木、相賀の諸氏就任せり

▲十六日(木)

□國勢調查發表　第一回國勢調查本島の分本日發表、本島の總人口三百六十五萬四千三百九十八人に上る

▲十八日(土)

□年末の公設質舖　臺北州經營公設質舖の年末概況は一日平均六十の入質、金額は二千圓內外、大正九年六月十六日營業開始以來の貸出金二十一萬七千五百五十六圓に上ると

▲二十日(月)

□兒玉神社地鎭祭　後藤男、山本悌二郎氏其他の發起に係る相州江の島に於ける兒玉神社建立の計劃成り本日地鎭祭を行ふ

□烏龍茶停滯十萬箱　北米市場の不況を受け本年の烏龍茶停滯するもの山方及大稻埕を合し約十萬箱に上ると

人事消息

自十一月二十一日
至十二月二十日

▲野呂寧氏(內務局技師)　二十二日上京

▲堤林數衛氏(スマラン)　兼て滯臺中の處二十二日內地に赴く

▲高田殖產局長　二十三日歸臺

▲下村總務長官　二十六日石井祕書官豐田事務官、豐原屬を随て滿州視察の途に上る。同地方視察の上は十二月二十日頃門司を經て直に上京の筈

▲阿部財務局長　二十六日上京

▲デ、フチーケル博士(蘭領東印度總督府衞生局長)　過般來滯臺各地方視察中の處二十八日出帆天草丸にて香港に向ふ。

▲柴軍司令官　十一月上旬筑豐の野に於ける大演習陪觀の爲め出張中なり軍司令官には河內少將共三十日歸臺

▲北村吉之助氏(三十四銀行支店長、本誌評議員)　三十日歸臺

▲宮地近思氏(臺南新報社長、本誌評議員)　同上

▲金子臺南法院長　同上

▲高山仰氏(臺東製糖專務)　同上

▲辜顯榮氏(本誌評議員)　同上

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

▲下坂藤太郎氏　同日來臺十二月四日歸還

▲津田毅一氏　十二月四日內地へ

▲赤司初太郎氏　六日內地へ

▲神田乃武氏（貴族院議員、東京商科大學名譽教授）夫人同伴七日來臺

▲立川連氏（勅任參事官）滿一年間の歐米を終へ、滿筐の薀蓄を齎らせる同氏は、更に農務課長より勅任參事官に榮進し滿身光榮に浴して七日無事歸臺

▲後宮信太郎氏（市協議會員）七日歸臺

▲市川汕頭領事　十二日來臺

▲星野政敏氏　十三日歸京

▲川崎臺銀理事　十四日歸臺

▲谷口少將（馬公要港司令官）同上

▲勝本法學博士　同日來臺十七日內地歸還

▲久米工學博士　同上

▲山瀨藤氏（華南銀行臺東支店長）同上

▲坂本曾替哉氏（代議士）議會出席の爲め昨日上京

▲齋藤曾治郞氏（芳釀社專務）十九日上京

任命

自大正九年十月一日
至大正九年十一月三十日

▲十月一日

大阪、京都及東京へ出張ヲ命ス　總督府技師　山本三次郞

▲十月四日

高雄州內務部敎育課長ヲ命ス　州理事官　澁谷信吾

任州理事官、高雄州內務部敎育課長ヲ命ス　從六位勳五等　大橋毅

任郡守、臺中州員林郡守ヲ命ス　總督府屬　金子茂樹

陸軍二等藥劑官從七位勳五等　山田德二郞

任臺灣總督府研究所技師

臺灣總督府工業學校敎諭
兼臺灣公立實業學校敎諭　毛利森一

任臺灣總督府工業學校敎諭兼臺灣公立實業學校敎諭臺北工業學校勤務ヲ命ス

依願免本官　研究所技師　山田德二郞

▲十月五日

任海軍技師　總督府技師　白石誠夫

▲十月六日

福岡、兵庫及神奈川ノ三縣下へ出張ヲ命ス　總督府技師　廣瀨蒼生彥

大阪府下及兵庫縣下へ出張ヲ命ス　專賣局長　加來佐賀太郞

神戶へ出張ヲ命ス　總督府州視學　佐々木國重

▲十月七日

基隆港務所檢役課長ヲ命ス　港務官　桒村欣太郞

東京及大阪へ出張ヲ命ス　海事官　淺香貞次郞

東京、大阪、京都、廣島、福岡及大分ノ三府四縣下へ出張ヲ命ス　臺灣公立高等女學校長　山崎能次

▲十月九日

（各通）

上京ヲ命ス

法院檢察官　菅野善三郞
法院判官　谷野格
統計官　堤一馬

▲十月十一日

土木局土木課兼務ヲ免シ港務課兼務ヲ命ス　總督府技師　松本虎太

任臺灣總督府商業專門學校敎授

公立實業學校長
兼公立實業學校敎諭　川田長兵衞

神戶へ出張ヲ命ス　總督府參事官　鎌田正威

▲十月十二日

依願免本官　總督府事務官　長島八郞

▲十月十三日

法院判官　金子保次郞

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

東京、京都、高松及水戸ノ各市ヘ出張ヲ命ス

警察官及司獄官練習所舍監 中川 次郎

兼任臺灣總督府州警視、臺北州警務部勤務ヲ命ス

後藤邦之助

任總督府醫院醫院長、澎湖島醫院長ヲ命ス

臺灣總督府技手 松本圓次郎

任總督府技師土木局土木課勤務ヲ命ス

師範學校助教授 山根 勇藏

兼任高等女學校教諭、臺北高等女學校勤務ヲ命ス

港務官補 末次常太郎

官港務任

總督府技師 礒成 信一

土木局土木課兼營繕課勤務ヲ命ス

▲十月十四日

高等女學校長 秋吉 音治

東京、京都、大阪、埼玉、山口及福岡ノ三府三縣下ヘ出張ヲ命ス

總督府女學校長 清水 淺六

東京、大阪、奈良及廣島ノ二府二縣下ヘ出張ヲ命ス

總督府技師 霜 新八郎

東京、京都、熊本、愛知、長野及福島ノ二府縣下ヘ出張ヲ命ス

休職總督府技師 鶴見 末子

依願免本官

總督府技師 松本圓次郎

依願免本官

▲十月十八日

休職研究所技師兼醫學專門學校教授防疫事務官總督府技師 高木 友枝

免兼防疫事務官醫學專門學校教授

依願免本官並兼官

休職土木局長 角 源泉

依願免本官

▲十月二十日

參事官 鼓 包美

上京ヲ命ス

農事試驗場技師 石井仁三郎

東京、大阪、京都、千葉、岡山、靜岡、兵庫、奈良及三重ノ三府六縣下ヘ出張ヲ命ス

蕃務警視 佐藤 求巳

東京、埼玉、福岡及大分ノ一府三縣下ヘ出張ヲ命ス

通信屬 綿織 光彥

（各通）

通信屬 岡垣 重藏

任通信事務官

總督府州警視 飯塚兵太郎

兼任總督府蕃務警視

通信事務官 綿織 光彥

嘉義郵便局長ヲ命ス

通信事務官 岡垣 重藏

屛東郵便局長ヲ命ス

通信事務官 濱 千代藏

新竹郵便局長ヲ命ス

通信事務官 上原松次郎

基隆郵便局長ヲ命ス

蕃務警視 飯塚兵太郎

警務局理蕃課勤務ヲ命ス

▲十月二十二日

總督府屬 平田光太郎

任州理事官

▲十月二十三日

州理事官 平田光太郎

依願免本官

▲十月二十四日

總督府事務官 阿部 嘉七

臺灣電力會社監理官菊池武芳不在中代理ヲ命ス

財務局長 末松偕一郎

海外ヨリ歸府ノ途次上京ヲ命ス

總督府技師 近藤 十郎

東京、京都、大阪、愛知、宮城、新潟及石川三府四縣下ヘ出張ヲ命ス

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

▲十月二十五日

州警視　小島　弟助
新竹州警務部警務課長事務取扱ヲ命ス

州警視　垣田林左衛門
新竹州大湖郡警察課長ヲ命ス

通信事務官　村田　三郎
任總督府事務官通信局監理課長兼爲替貯金課長ヲ命ス

總督府事務官　深川　繁治
通信局監理課長兼務ヲ免ス

總督府屬　白井　泉蔵
任臺灣總督府通信事務官

通信事務官　小野塚辨太郎
臺南郵便局長ヲ命ス

殖産局長　高田元治郎
東京及大阪ノ二府下ヘ出張ノ序ヲ以テ熊本及大分ノ二縣下ヘ出張ヲ命ス

▲十月二十六日

總督府高等女學校長　清水　淺六
東京府外一府二縣下ノ出張ヲ免ス朝鮮ヘ出張ヲ命ス

州警視　川副　龍雄
臺中警察署長兼務ヲ命ス

總督府警視　小島　弟助
新竹州新竹郡警察課長ヲ命ス

▲十月二十九日

典獄補　松本助太郎
任典獄臺中監獄長ヲ命ス

典獄　片山勘太郎
依願免本官

▲十月三十日

中學校教諭　白坂　高重
依願免本職

▲十月三十一日

醫學專門學校教授　杉本禎一郎
文官分限令第一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ス

▲十一月一日

農事試驗場技師　素木　得一
臺灣總督府農事試驗場長大島金太郎不在中代理ヲ命ス

農林專門學校教授　阿部　文夫
臺灣總督府農林專門學校長事務取扱大島金太郎不在中代理ヲ命ス

高等女學校教諭　松下　鉐治
臺北高等女學校長秋吉音治不在中代理ヲ命ス

總督府醫院醫長　尾崎　寧
臺南醫院長明石眞隆不在中代理ヲ命ス

專賣局長　賀來佐賀太郎
（各通）
醫院醫長　明石　眞隆
州警視　佐々木岡重
門司ヘ出張ヲ命ス

▲十一月二日

臺灣公立女子高等普通學校長　田川　辰一
東京、京都、大阪、奈良、三重、愛知、栃木、廣島、福岡、佐賀及鹿兒島ノ三府八縣下ヘ出張ヲ命ス

總督府技師　三宅　勉
熊本及福岡ノ二縣下ヘ出張ノ序ヲ以テ上京ヲ命ス

▲十一月三日

中學校長　松村　傳
東京、京都、廣島、香川、兵庫、奈良及島根ノ二府五縣下ヘ出張ヲ命ス

總督府事務官　立川　連
海外ヨリ歸府ノ途次上京ヲ命ス

臺灣公立實業學校長　柳川　鑑蔵
東京、鹿兒島、熊本、巖手及長野ノ一府四縣下ヘ出張ヲ命ス

參事官　阿部　滂
律令審議會幹事ヲ命ス

總督府事務官　豐田　勝蔵
（各通）
總督府事務官　田阪　千助
律令審議會員ヲ命ス

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

▲十一月四日
市區計畫臨時委員ヲ命ス　總督府技師　高橋　喜也
　遞信書記官　柳谷　酉三
兼任臺灣總督府事務官、遞信局庶務課勤務ヲ命ス
　總督府專門學校長　加藤　正生
東京、京都、廣島及福岡ノ二府二縣下ヘ出張ヲ命ス
　港務醫官　末次常太郎
門司及神戸ヘ出張ヲ命ス
▲十一月五日
　總督祕書官　喜多　孝治
田總督上京ニ付隨行ヲ命ス
▲十一月六日
　總督府參事官　石井光次郎
歐米各國ヘ出張ヲ命ス
　臺灣公立女子高等普通學校教諭
　廣松　良臣
臺北女子高等普通學校長田川辰一不在中代理ヲ命ス
▲十一月八日
兼任臺灣總督府事務官總領事　林久　治郎
兼任臺灣總督府事務官總領事　藤田　榮介
公立實業學校長兼公立實業學校教諭
任商業學校教諭　小山　德吉
　總督府屬　吉川　豐
任總督府稅務官、財務局稅務課勤務ヲ命ス
　稅務官　後藤政次郎
依願免本官
　臺灣公立實業學校教諭
嘉義農林學校長柳川鑑藏不在中代理ヲ命ス
　樋口　孝
　總督府技師　入田　與一
依願免本官
　總督府事務官　林久　治郎
　總督府事務官　藤田　榮介
（各通）
　總督祕書官　石井光次郎
總督官房外事課勤務ヲ命ス
總督官房祕書課長喜多孝治不在中代理ヲ命ス
　農事試驗場技師　澁谷紀三郎
歐米各國ヘ出張ヲ命ス
　總督府事務官　小西　恭介
上京ヲ命ス
　財務局事務官　前田　稔靖
東京、大阪、廣島及熊本ノ二府二縣下ヘ出張ヲ命ス
　總督府事務官　上田　一郎
土木局庶務課長小西恭介不在中代理ヲ命ス
▲十一月九日
　殖產局長　高田元治郎
　財務局長　末松偕一郎
　警務局長　川崎　卓吉
　臺北州知事　相賀　照鄉
　師範學校長　大田　秀穗
　編輯官　小川　尙義
　編輯官　古山榮三郎
（各通）
　編輯官　丸井圭治郎
臺灣公立女子高等普通學校長　田川　辰一
　視學官　田中友二郎
　總督府事務官　生駒　高常
　州事務官　太田　吾一
　師範學校教授　河瀨牛四郎
教科書調査會委員ヲ命ス
　師範學校長　太田　秀穗
　編輯官　古山榮三郎
　視學官　田中友二郎
（各通）
　總督府事務官　生駒　高常
　師範學校教授　河瀨牛四郎
教科書調査會主査ヲ命ス
▲十一月十二日
　總督府屬兼通信事務官　北島秀一郎
免兼官
　州事務官　田端幸三郎

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

新竹州警務部理蕃課長事務取扱ヲ命ス
州事務官 伊藤 兼吉
臺中州警務部理蕃課長事務取扱兼務ヲ命ス

▲十一月十三日

總督府參事官 阿部 滂
（各通） 總督府事務官 村田 三郎
遞信局及郵便局職員共濟組合審査會委員ヲ命ス

中學校教諭 柳澤久太郎
臺北中學校長松村傳不在中代理ヲ命ス

▲十一月十五日

參事官 阿部 滂
上京ヲ命ス

▲十一月十六日

總督府技師 石川一佐久
一時歸府ヲ命ス

▲十一月十七日

編輯官 古山榮三郎
上京ヲ命ス

專賣局技師 笠島 孝作
東京、大阪及名古屋ノ三市ヘ出張ヲ命ス

醫學專門學校助教授 川口 武男
（各通） 同 赤木金太郎
支那廈門、汕頭、廣島及英領香港ヘ出張ヲ命ス

專賣局長 賀來佐賀太郎
滯京ヲ命ス

▲十一月十九日

總督府技師 野呂 寧
東京、大阪、兵庫、愛知、靜岡、長野及福島ノ二府五縣下ヘ出張ヲ命ス

鐵道部技手 榎本 定吉
任鐵道部技師

看守長 福田 峯記
任典獄補、臺中監獄勤務ヲ命ス

▲十一月二十日

鐵道部技師 榎本 定吉
（各通） 典獄補 福田 峯記
依願免本官

▲十一月二十二日

臺灣公立高等普通學校長 小豆澤英男
東京、長崎、島根、福岡ノ一府三縣下及朝鮮ヘ出張ヲ命ス

臺灣公立女子高等普通學校長 前川 治
東京、三重、奈良、福岡、長崎及熊本ノ一府五縣下ヘ出張ヲ命ス

總領事兼總督府事務官 大田 喜平
免兼官

農事試驗場技師兼總督府技師 江口 光雄
任海軍技官

總督府事務官 中瀬 拙夫
內務局地理課長野呂寧不在中代理ヲ命ス

▲十一月二十二日

財務局長 末松偕一郎
任內務局長

參事官 阿部 滂
任財務局長

總督府事務官 立川 連
任參事官

內務局長兼警務局長 川崎 卓吉
免本官專任警務局長

總督府事務官 今川 淵
殖產局農務課長ヲ命ス

總督府事務官 中瀬 拙夫
殖產局糖務課長兼內務局地理課勤務ヲ命ス

財務局事務官 前田 稔靖
財務局稅務課長心得ヲ命ス

警務局長 川崎 卓吉
內務局長末松偕一郎不在中代理ヲ命ス

總督府事務官 阿部 嘉七
財務局稅務課長心得前田稔靖不在中代理ヲ

▲十一月二十四日

總務長官 下村 宏
（各通） 參事官 石井光次郎
朝鮮、滿州及青島ヘ出張ヲ命ス

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

▲九月二十六日

財務局長阿部滂不在中代理ヲ命ス　總督府事務官　阿部嘉七

總務長官下村宏不在中代理ヲ命ス　殖產局長　高田元治郎

總督官房文書課長石井光次郎不在中代理ヲ命ス　參事官　鎌田正威

警務局理蕃課長豐田勝藏不在中代理ヲ命ス　警務警視　宇野英種

警務局警務課長豐田勝藏不在中代理ヲ命ス　總督府事務官　本間善庫

總督官房秘書課長代理ヲ命ス　總督秘書官　石井光次郎

▲十一月二十九日

文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ス　總督府醫院醫長　神谷甫彥

臺灣公立實業學校教授兼工業學校教授　瀧波惣之進

任工業學校教諭

臺灣公立實業學校教諭兼臺灣總督府工業學校教諭　植阪康一

任臺灣公立實業學校教諭兼工業學校教諭　鐵道部技師　川邊謙司

依願免本官　警察醫　芝野義一

依願免本官

臺灣公立實業學校教諭ニ　瀧波惣之進

（各通）同　植阪康一

臺北工業學校勤務ヲ命ス　總督府技師　澁谷紀三郎

東京及札幌ヘ出張ヲ命ス

▲十一月三十日

師範學校教授　鹽谷牛造

東京、京都、栃木、廣島及福岡ノ二府三縣下ヘ出張ヲ命ス

寄贈書目

書名		發行所
滿蒙之文化	每號	滿蒙文化協會
大亞	每號	大亞義會本部
東亞經濟研究	同	其社
新臺灣	同	其社
實業之臺灣	同	其社
臺法月報	同	其社
糖業	同	臺灣糖業研究會
臺灣教育	同	其社
極東公論	同	其社
拓殖新報	同	其社
臺灣統計協會雜誌	同	其社
臺灣貿易表	同	臺灣總督府稅務課
朝鮮彙報	同	朝鮮總督府
支那	同	東亞同文會
臺東鐵道	同	其社
青島商報	同	其社
臺灣農事報	同	臺灣農友會
稅務月報	同	稅務職員共慰會
博愛	同	臺灣博愛社
貿易	同	日本貿易協會
臺灣鑛業會報	同	其社
臺灣警察協會雜誌	同	其社
南洋協會雜誌	同	其社
海事新報	同	帝國海事協會
週報（上海貿易）	同	上海日本商業會議所
東洋時報	同	東洋協會
南洋經濟新報	同	新嘉坡商品陳列館
偕行社記事	同	陸軍偕行社
海友	同	大連海務協會
大陸	同	大陸社
地方行政	同	帝國地方行政學會

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

漢文
臺灣時報
大正九年一月號

臺灣將來之開發

石崖 林佛國

臺灣既自客秋。施行地方自治制度。全島人民。共爲文明治化之民矣。凡涉於精神物質各方面。所以謀開發之者。良不可一日緩。當路爲政之人。因方熱心考究。慘憺而經營之。而地方受治之人。於其鄉黨之隆替。原有直接自顧之大責任。義當協力分擔。提携而發達之。而況在上階級之人乎。夫一地方之社會。當斯日新月進。而歲不同之時代。事之所當實行者夥。然擇其切要者。而先力行之。尤所以應時勢之要求也。世之研究自治者。輒高說歐美文明國焉。夫歐美文明國之修明發達。固有高說之價値矣。然立國之精神殊異。進化之道不同。莫如深察之內地。折衷行之。更易制民之產使之仰事俯畜無憾。以成長治久安之策者。余鑑之本島現在。而揣其將來。較量彼此文野之程度。以爲可試之而無害者。得十五事焉。陳之如左。

第一　地方開發。先要賢者指導。凡長一街庄之人。宜察其所主宰之團體。有何實力。卽究生產總額。年々增減若干。竝查其生產。在消費之上與否。抑其輸出。在輸入之上與否。而設法擴張之。此卽制民之產。致富之道矣。

第二　實行之策。在立大綱。定街庄界。務使簡便而易行者。其大目的首在年々生產增加十之一。移入減少十之一。或利用全街庄空地。或普及全家人副業。其他統一改良米種。公共造林。設產業組合。而獎勵勤勞。節省冗費。如冠婚葬祭。動費不貲。誠儉約其一部。以貯蓄之。不時之

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

處。垂手可得矣。

第三　以上實行。要有能人指導所以培養之導厥有數端焉。

一、集自治團之要人。簡易講習。使知入門之指南。

二、有爲青年。將來可爲社會中堅者。團體務以公費。或捐欵。助之入實業學校。業成實習後。配於街庄。其爲團體照料之人。

三、不由學校組織。設簡易講習所。開巡廻講習會。數以地方開發實行之事。由淺入深。登高自卑。漸而習之。久則化矣。

四、凡內地町村。臺灣街庄。改良有效。見稱優良者。使人視察。採爲模範。或聘其地之賢者。據實改良。功必倍矣。

五、街庄事物。及其開發方法。務使敎育家。宗敎家。其他有責任之人。領會一切。而於稠人廣衆之中。闡明而指導之。亦與有力矣。

第四　協議會員。公學校敎員。於自治開發。關係至切。凡地方之經濟。及其艱難事宜。務使周詳領會。如學校敎員。於師範學校時。猶要敎授地方自治。與產業組合等事。或於講習會時。俾得要領。庶農研究有方。而指畫不至矛盾矣。

第五　本島多小農。其所當團結改良事宜。如產業組合。暨他共同經營者。在農學校敎授之。在農會指導之。能使興味勃然。則有終之美可望矣。

第六　地方產業品評會。勸業展覽會。農事試驗場。農會。苗圃。水產講習會。耕地整理組合。埤圳聯合會。產業組合。及各種實業學校。宜使協議會員。役場吏員。公學校敎員。相將參觀。則聞見廣。稗益多矣。

第七　敎育家。宗敎家。對地方人士。勿高說理論。地方人士。時訪賢人長者。以其所得。轉敎後生小子。至於業主佃人。農家主歸。更宜使重職業。勿徒尙遊都市。唯關心爲鄉黨。戮力拮据。尤躬自示小範。其爲地方自治。不難收效矣。

第八　經濟方面。獎勵大宗移出。融通低利資金。最爲緊要。而鼓舞貯蓄。亦不可後。譬一庄一千戶。一年平均貯蓄二千圓。則十年可至二萬圓。經產業組合爲之生放。其利益大。人欲賣土地於他街庄之人。組合有餘財買之。令本人贌耕。籌再買還。事雖難而能行。亦保境安民之一道

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

也。其次檢查土壤。紹介職業。建共同倉庫。開產業衛生講習會。皆足以資地方之開發者矣。

第九　街庄栽樹。各戶分擔。至少合計五萬章。數年間一採伐。而以其所得充公欵。自可輕其負擔。宜查不栽樹之山地。未養魚之池沼。無並木之道路。共有若干。林營副業之人。無所事々之人。職業無定之人。不受敎育之人。計有幾何。苟能逼使地無餘利。人無棄材。則地方之貧困。不足憂矣。

第十　防砂林。涵養林。皆爲保護境土之本源。爲風致林。所以全山川之靈秀。未著手者。宜早及之。社寺境內。學校空地。栽花樹木。亦饒景趣矣。

第十一　生產物檢查。及其包裝販賣。一切共同。最有利益。一家一人。縱製良品。不足爲一鄉之重。必要全街全庄。同出大宗土產。方可居奇收豪利。開品評會表彰之。營業之人必益勵矣。

第十二　獎勵生產。必查販路。生產過剩。有妨獎勵。宜時考察。圖所以消之。利可期於弗失矣。

第十三　獎勵國產大興。既足用又可輸出。外貨未由侵入。苟爲虛榮。眩其豪奢。舶來是珍。國家經濟。害莫大焉。縱同國產。在各街庄。亦當力圖自給。凡諸日用家具。一仰外方。以繁其生計之費。地方損失。不爲不多。有地方責任者。任能協力防遏於所忽。則利不外溢矣。

第十四　地方公學校。或以敎室不足。作二部敎授。所困難者敎員耳。敎員誠能忍苦爲公。使其生徒得爲學問兼理家業。在力役缺乏之地。勞銀未甚降之時。既利於產業之發展。而青年子弟。自幼鍛鍊心身。及長必慣風霜。豈所謂大任之人。必先有以勞苦之耶。學校役場。及他有地方之責者。能使敎育不離產業。則民之恒產富。而恒心亦盛矣。

第十五　各地同風會。設國語普及會。開通俗講演會。活動寫眞會。家長主婦會者。不外爲習發民智。輔佐治化。使上下無間。泯然爲一體而已矣。然除二三財源充足之處外。大底以有限之薄資。作無窮之美舉。欲其久遠發達。不至如神龍者。地方有志。固宜堅忍不拔。協力相濟。斯可期矣。而當路之人。益當同情援助者。正自不少。誠能斟酌輕重。至公無私。移其一部人久享之權利。以渥沾爲潤澤之。則其和聲鳴璧者必不如一時之幻華矣。

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

以上十五事。蓋皆平易可行。自治地方。所亟措置矣。願英德之發達也。少數之唱。大舉善和而已矣。本邦內地之發達也。亦少數之人善唱。大舉善和而已矣。吾臺之開發也。善唱者多矣。此後能否發達如內地者。一視大善舉和之何如耳。大舉兩有效力熱心。以盡大公之義。又何難由準備之時代。而驟入實行之時代哉。

◉論臺灣議會之請願

憲政黨內閣時代。一木內相曾口約臺灣律令權繼續條件。宜設置諮問機關。是為世人周知事實。然而所謂諮問機關者。性質如何內容如何。吾人不幸尚未之詳。惟當年內閣可以察其必具有何等之腹案。吾人屢經論及。新附民統治之要綱。考諸既往事情。尚有委任立法之要。不論何人皆不能否定之也。而近世立法。非要拘泥於學究的純理論。況夫包容地勢民情。言語風俗習慣有異之多數異民族殖民地。獨宜設俾新附子民得以理解之適當特殊新制度。是即如田總督所言。欲急遽施行與內地同一法律制度。則條致齟齬之來。反招人民苦痛之虞。要之問題之所存。為順應臺灣現狀。當用何等形式委任以立法權也。此次政府。將臺灣施行法令所關改正案。向議會提出。同時決定設置官民合同評議員會。以為臺灣總督諮問機關。不日當有以勅令公布之說。可見當局者關於律令權運用。有尊重民意之至誠也。又所謂諮問機關時與地異。難保往々不無有不合宜者。亦猶帝國議會之有不合宜。結局如拿破崙所云。速行之人。必致獨行踽々。願欲適應時勢之推移變遷。以奬理大局。故雖有幾分不如人意之處。亦不可不忍。又如或人所云。縱設置諮問機關。參加人物。不過官吏或官僚系二三而已。蓋滑稽之極。現如地方新制度所選任之州市街庄協議員。略可以察其歸趣。因而有失望者。此等之人。畢竟不能了解文化之現狀與夫實力。一足而欲至千里者。非吾人之所敢與。良以本島人有識階級之中。對於地方新制度。尚漏出時機尚早之意。是故此後可稱為中央協議會之律令諮問委員。欲採用民選主義之時。其間須先訓練內地人及本島人。訓練不十分時。則雖遺憾。亦不得不滿足於今日之狀態。以期於積漸而達於得完全自治權

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

之機會。書經有云。好問則裕。自用自小。督府既設置協議會于州市街庄。此回又欲新設律令諸問機關。縱云於實際無有何等之效果。然大有自覺舊時自用之非。啓好問則裕。尊重民意之端。田總督大正八年十一月十二日。雖向府內高等官聲明。欲使民衆進於政治的均等之域。政府方針。總督府施設。既已如是。而近來一部本島人中。更懷望蜀之念。聞向貴衆兩院。提出臺灣議會設置之請願。意者彼等非不知時權尚早。且不可能。故置欲以博聲譽耳。本島人多數有不解事情者。恐因是而受幾分之惡影響。印度自本年起。雖實行立憲的代議政治。印度人多數。尚屬無敎育。以後印度之實權。想爲霧拉曼種族壟斷。因而見政爭騷擾之頻發也。田總督在六三案委員會。宣明臺灣早晚達選舉衆議員獨立選舉區機會。如是則可見無特別設置臺灣議會之要。其要處在於爲純然帝國臣民。使之忠誠於我朝廷。涵養對國家義務觀念。敎化而善導之。臺灣住民亦宜一意啓發智德。以副一視同仁之聖旨。若夫爲虛榮故。而至於附和雷同。則在所不敢取也。（臺灣日日新報所載）